

平成29年

島本町議会12月定例会議 会議録

平成29年12月13日 開議

平成29年12月15日 散会

平成29年12月13日 (第1号)

平成29年12月14日 (第2号)

平成29年12月15日 (第3号)

島 本 町 議 会

平成29年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号 (12月13日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○諸般の報告	4
○一般質問	6
・東田議員	6
・河野議員	14
・福嶋議員	28
・岡田議員	41
・中田議員	47
・戸田議員	57
・野村議員	69
○延会の宣告	80

第 2 号 (12月14日)

○出席議員	83
○議事日程	84
○開議の宣告	85
○一般質問	85
・塚田議員	85
・大久保議員	90
・清水議員	97
・伊集院議員	106
○第 8 号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算 (第5号) の専決処分 について	119

○第 9 号報告	平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） の専決処分について……………	121
○第 4 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	126
○第 5 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	126
○第 6 号諮問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	126
○第78号議案	工事請負契約の締結について……………	130
○第79号議案	島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等 について……………	140
○第80号議案	島本町火災予防条例の一部改正について……………	151
○延会の宣告……………		154

第 3 号（12月15日）

○出席議員……………		157
○議事日程……………		158
○開議の宣告……………		159
○第81号議案	平成29年度島本町一般会計補正予算（第6号）……………	159
○第82号議案	平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）…	159
○第83号議案	平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）…	159
○第84号議案	平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）…	159
○第85号議案	平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）…	196
○第86号議案	平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）……………	197
○散会の宣告……………		201
※付議事件の議決結果……………		204

平成29年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 1 号

平成29年12月13日(水)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成29年12月13日（水）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	都 市 創 造 部 都 市 計 画 課 長	今 井 康 仁

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第1号

平成29年12月13日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

東田議員 1. 役場庁舎の在り方について

2. 各相談事業のネットワーク化について

河野議員 1. 地下水100%水道でなくなって20年目を迎える、水道事業の課題について

2. 今年度の人事評価制度と、職員執務環境改善の取り組みを問う

3. 介護保険第7期計画(案)と地域包括支援センター民間委託等を問う

福嶋議員 1. 住宅困窮者福祉施策と町営緑地公園住宅運営について

2. 小中学校の学校徴収金の準公会計化で教員負担軽減を!

3. 住民と災害タイムライン共有化を!

岡田議員 1. 高槻市・島本町広域行政勉強会について

2. がん教育の取り組みについて

中田議員 1. 過剰な部活動の問題点—子どもたちの健やかな成長のために—

2. 第三小学校は西側開発とは切り離すべきです

3. 子育ては住民全体で取り組む課題です

戸田議員 1. 町の保育と教育に明確なビジョンを!

2. 三島救命救急センター移転検討の透明性を問う

3. JR島本駅西地区まちづくりを問う

～公共施設の課題とともに～

野村議員 1. 島本町の「環境資源」について

～適切な保全と開発は命を守り乱開発を防ぐ～

2. 公認マスコットキャラクター「みづまるくん」

～最大限にこの町で生きてもらうために～

塚田議員 山崎周辺の交通に係る諸課題について

大久保議員 JR島本駅西土地区画整理事業について

清水議員 1. 土砂災害対策について

2. ふれあいセンターの整備について

- 伊集院議員 1. 議会軽視！～町のマイクロバスについて vol. 2～
2. やまぶき園、今後の障がい者支援施設について
3. 地域包括支援センターについて

- 日程第4 第8号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第5 第9号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第6 第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 第78号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第8 第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について
- 日程第9 第80号議案 島本町火災予防条例の一部改正について
- 日程第10 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第6号）
第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第83号議案 平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第84号議案 平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 第85号議案 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 第86号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）

(午前 10 時 00 分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより平成 29 年島本町議会 12 月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から 12 月 15 日までの 3 日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、お願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、4 番 平井議員及び 11 番 野村議員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長よりご報告いただきます。

平井委員長 (登壇) 皆さん、おはようございます。総務建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る 11 月 13 日と 14 日の 2 日間で、栃木県小山市及び埼玉県北本市において調査研修を実施いたしました。

参加者は、総務建設水道常任委員 6 人と議長、随行として議会事務局長の計 8 人でございます。

第 1 日目の 11 月 13 日は、小山市において「本庁舎の建て替え整備について」をテーマとして、調査研修を行いました。

小山市は栃木県南部に位置しており、人口約 16 万 7 千人、市域面積が 171 km²、水と緑と大地の美しく豊かな自然と、数多くの歴史的文化的資産を有し、農業、工業、商業の調和の取れた街として発展しています。

小山市の現庁舎は、昭和 39 年 10 月の建設から 53 年が経過し、財務省が定める鉄筋コンクリート造りで法定耐用年数 50 年を超えており、建物本体及び各種設備機器の経年劣化や損傷が否めない状況で、平成 20 年度に実施した耐震診断においても基準値を下回り、耐震補強が必要と診断されておりました。東日本大震災での被害はなかったものの、耐震補強による耐震化が必要であり、庁舎内での検討を進める一方、平成 25 年からは外部検討も始められました。

平成 28 年 4 月の熊本地震で、震度 7 に耐えるはずの庁舎が損壊を受けたことから建て替えの検討も追加し、最終的には小山市庁舎整備検討懇談会及び市議会公共施設等整備

調査特別委員会の提言も踏まえ、分散している庁舎を集約して新庁舎を建設することとなり、平成 29 年度中に整備計画、基本構想並びに基本計画を策定されるとのことでした。

小山市での庁舎建て替えの決断には、庁舎の耐用年数が 50 年で、耐震補強をしても本来の耐用年数は変わらないこと、また熊本地震で庁舎が損壊した市町村があったこと、平成 29 年 1 月に総務省が創設した市町村役場機能緊急保全事業——市町村の本庁舎建て替えに対し起債を 90%以内まで拡大、ただし平成 32 年度までの活用——が可能となったことなどがあげられます。

新庁舎建設の財源については、市町村役場機能緊急保全事業による起債により資金調達をするとともに、地方債の充当残について、約 13 億円あった庁舎建設基金を活用されます。市町村役場機能緊急保全事業の事業年度は平成 32 年度末までであることから、平成 32 年度末の竣工に向けて進められておられるとのことでした。

本町においても、庁舎の今後のあり方について方針を定める時期に来ており、当委員会としても大変有意義な研修となりました。

翌 14 日には、埼玉県北本市において「デマンドバス事業」についてをテーマに調査研修を実施いたしました。

北本市は県の中央部に位置しており、人口が約 6 万 7 千人、面積は約 19.82 km²、大宮台地上のほぼ平坦な地形となっており、武蔵野の雑木林など、魅力ある豊かな自然を残しています。北本市では JR の駅が 1 ヶ所あり、市内の交通手段としては駅を拠点とした民間の路線バスが 7 路線、タクシー、デマンドバスがあります。

今回の研修テーマであるデマンドバスは、平成 16 年度から、市長の選挙公約により、当初はコミュニティバスの導入に向けて検討を始めましたが、高齢者の移動目的は買い物、娯楽、通院などが多く、必ずしも駅ではないことから、デマンド方式での運行を検討することになりました。テスト運行・実証運行などを経て、デマンドバスを導入されたものです。

デマンドバスについては、8 人乗りのワゴン車が 2 台、5 人乗りの乗用車が 2 台あり、予約制で、基本的な運賃は 1 人 1 回 300 円、時間帯が合うなど同方向の乗客が乗り合う形で運行をしております。運行時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までで、年中無休です。対象は、市内在住・在勤、または在学の人で、原則として誰でも利用可能となっています。運行範囲は、市内であれば病院、駅、公共施設、商業施設など、様々な場所へ行くことができます。利用者については高齢者が多いということですが、小学生も増加の傾向にあるとのことでした。

委託料は年間約 3 千万円ですが、利用者 1 人当たりの運行経費は 1,000 円を超えており、運賃の値上げの検討など、収支の改善が課題となっています。また、民間路線バスのうち 3 路線が赤字となっており、市では年間 1,900 万円を補てんしているとのことでした。

デマンドバスは、利用者にとっては利便性が高いものの、本事業には多額の費用を要しており、費用対効果についての検討が必要ではないかと感じた次第です。

以上が、今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。

これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の報告といたします。

川嶋議長 次に、会議規則第 129 条第 1 項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、東田議員、河野議員、福嶋議員、岡田議員、中田議員、戸田議員、野村議員、塚田議員、大久保議員、清水議員、伊集院議員の順で行います。

それでは、最初に東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1 点目の「役場庁舎のあり方について」、行います。

役場庁舎につきましては平成 22 年度に耐震診断を実施しており、耐震補強の必要があると判断され、耐震補強計画案を策定した経緯があります。当時の議会において、耐震補強と耐用年数の関係などについて疑問をした記憶がございますが、それから 6 年の年月が経過した今なお、役場庁舎のあり方については結論が出ていない状況です。この間の検討状況はどのようなものであったのか、お伺いします。

また、庁舎整備検討資料作成等業務が 6 月の補正予算で計上されましたが、この資料の成果品はいつできあがるのか、また、結果を踏まえ、耐震化なのか建て替えなのかを判断する作業は、今後、どのようなスケジュールで、どのようなプロセスを経て行われていくのか、お伺いをします。

総務部長 おはようございます。それでは、東田議員の一般質問の 1 点目の「役場庁舎のあり方」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

役場庁舎につきましては、平成 22 年度に耐震診断を実施したところ、地震に対して倒壊または崩壊する危険が低いとされる I s 値 0.6 を満たさず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。これを受けまして、平成 23 年から平成 24 年にかけて、具体的な耐震補強計画案の検討を進めてきたところでございます。

しかしながら、執務室内に耐震壁を設置しなければならないことにより執務空間が制約を受けること、業務を執行しながらの工事になるため、騒音や振動などにより日常事務に大きな支障が出ることなどの課題があり、その解決策として、仮庁舎の設置が必要となりました。このため、その規模や方法、場所の選定のほか、来庁者の安全な動線の確保等、検討しなければならない新たな課題が生じたことから、直ちに耐震補強工事に

着手するのが困難な状況となっております。また、国庫補助金の補助率の高上げ期間が限られていた学校施設の耐震化を優先的に実施してきたこともあり、現時点においては役場庁舎の耐震化には至っておりません。

一方、役場庁舎に近接しておりました住民ホールは、平成 27 年度に解体撤去が完了したため、新たに空地が発生し、耐震補強工事の際に必要な仮庁舎や工事ヤードとしての活用が可能となり、事業が進められる作業環境が整ったものの、平成 28 年に発生した熊本地震において耐震補強工事を実施した庁舎が破損するケースが発生したことなどにより、全国の自治体において、庁舎の耐震化の対応を改めて見直す動きが出てまいりました。

このような状況下、本町におきましても耐震化の対応として、これまで検討してきた耐震補強工事に対応するか、または建て替えて対応するか、早急に再検討が必要となったため、新たに庁内に島本町庁舎整備検討委員会を設置するとともに、専門家の技術的支援を受けるため、本年 6 月の定例会議で委託料の予算をご可決いただき、大きくは 2 種類の案で検討を進めておるところでございます。

補正予算でご可決いただきました庁舎整備検討資料作成等業務につきましては、契約期限が 11 月末までとなっております、すでに受注者から成果品が提出され、現在、その内容を確認しているところでございます。あわせて、現在、当該資料をもとに庁内の検討委員会において検討しており、その結果がまとまり次第、町長に報告する予定でございます。

なお、最終的な町としての方針につきましては、庁議等での検討を経て、議員各位及び住民の皆様のご意見も参考にさせていただき、可能な限り早期に決定し、議会及び住民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 庁舎整備検討資料作成等業務の成果品ができあがっているということですが、時間の関係もございますので、概略で結構ですから、内容をお聞かせください。

総務部長 業務委託の納期は 11 月末となっておりますが、現在、成果品の検査をしておる状況でございますので、概略についてのみ申し上げます。

まず、現役場庁舎について、課題を含め現状を専門家の観点から整理していただいたうえで、耐震化の方法を 4 種類のパターンで検討するとともに、概算工事費、工事工程などを示した内容となっております。

まず、1 種類目は、現役場庁舎を主に耐震補強のみで対応した場合でございますが、その場合は、仮庁舎の設置を含め消費税抜きの概算工事費が約 14 億円、工期は 3.3 年かかります。それから、2 点目として現役場庁舎を耐震補強工事と大規模改修で対応した場合は、仮庁舎の設置を含め消費税抜きで概算工事費が約 28 億円、工期は同じく 3.3 年という形で出ております。それから、3 点目に庁舎を標準的なグレードで建て替えた

場合でございますが、現庁舎を解体をした費用を含めて消費税抜きで約 30 億円、工期は 2.9 年かかる見込みでございます。4 点目は、同じく庁舎を建て替えた場合でございますが、これは標準グレードよりももっとグレードの高い上級グレードで試算した場合でございますが、これも庁舎の解体を含め消費税抜きの概算工事費が約 39 億円、工期は 3.4 年ほどかかる、というふうに出ております。

以上でございます。

東田議員 この 4 点の概算工事費あげておられるのですけども、最後の 2 点ですね、標準グレードにせよ上級グレードにせよ、建て替えた場合というのが、これは建物本体の工事のみというふうに捉えてよろしいですか。

総務部長 建て替えた場合でございますが、先ほど申し上げました概算では、庁舎の取り壊し費用、それから本体工事というふうな概算でございます。

東田議員 土地の取得とか、それは含まれてないという理解させていただいていいのか、ちょっと、再度確認だけします。

総務部長 今回、土地の取得という金額は入っておりません。建物を建てるということをお前提の試算でございます。

東田議員 この島本町、今後も大型の投資事業が目白押しとなっていると思うんですよ。町立体育館の耐震もどうするのかということとか、第三小学校もあるでしょうし。またほかにもいろいろ出てくると思うんですけども、このような状況となっている中で、本町の財政収支見通しにおいて、財政の平準化を図り、健全な財政規律のもとで事業を執行していく必要があると思いますけども、そのうえで、今後の財政収支見通しについて、どのように考えておられるのか、改めてお伺いします。

総務部長 本年 9 月にお示しをさせていただきました「普通会計中期財政収支見通し」におきましては、第三小学校の一部建て替えとか、ここの庁舎も一部耐震補強でいく概算は入っておるんですが、その他大きな部分というのは、かなりあります。そういった部分で、「収支見通し」の中で、ずっと基金を取り崩していくというふうな状況が想定されます。しかし、今回、具体的な数字が出てまいりましたので、その数字を置き換えますと、今の「財政収支見通し」の歳出部分というのは大幅に上振れするというふうに考えております。

従いまして、事業の優先順位を考慮しながら対応してまいらないといけないというふうに考えておりますので、他の歳出事業についても一定影響が出てくる可能性がございます。

以上でございます。

東田議員 言うまでもございませんが、役場庁舎は防災拠点でもあり、大規模地震が発生した際には倒壊の危険性があることから、来庁者や働く職員の皆さんの安全が確保できない、また住民の皆さんの生活に関わる多くの機能や大切な情報が失われることが懸念

されること。被害情報の収集や迅速かつ的確な避難情報の発信に支障を来すことなどが危惧されると考えています。

このようなことから、方針の決定後、できる限り早くに着工する必要があると考えますが、仮に建て替えとなった場合には、どのようなプロセスを経て行われていくのか、そのプロセスに必要な時間はどの程度と考えているのか、お伺いします。

総務部長 あくまでも建て替えの方針で決定した場合の想定でございますが、先ほど小山市さんの例も出ておりましたが、最終的には建て替えという方向が出れば、その次に基本構想・基本計画という形で、どのような建物を建てるかというのを、まず決定いたします。その次に、それをもとに基本設計及び実施設計を行い、工事に着手するというふうな手順になってまいります。

本体工事の建築の部分が竣工するまでの時間を申し上げますと、基本構想・基本計画から始まって、トータルで建物が竣工するまでは、約4年ほどはかかる見込みでございます。

以上です。

東田議員 仮に建て替えの方針で決定した場合ですけれども、土地の取得も検討課題に入ってくるというのは当然だとは思いますが、これは相当な年月がかかるのではないかと思います。該当する土地の選定から、それがふさわしいのかの検討、取得するための財源の確保、また当然、土地の大きさや形状が決まらないことには建物の設計にかかることもできないことから、時間的な部分も大きな問題になってくるのではないかと考えますけれども、どのようにお考えか、お伺いします。

総務部長 ご指摘のとおり、建物のほうの設計については、用地が決まらないと進めることができません。従いまして、その用地をどうするかという決定ができるまでは設計そのものに取りかかれないうこととなります。また、財源確保につきましても、建て替え事業に加え新たに用地を購入する場合は、その費用が必要となってまいります。先ほども申し上げましたように、9月にお示しさせていただきました「普通会計中期財政収支見通し」に照らし合わせましても、現状では極めて難しいものと考えております。

以上でございます。

東田議員 ちょっと前後しちゃうんですけども、4点あげていただいたこの概算工事費ですね。あくまで概算なんで、まだ変わってくるんじゃないのかなとは思いますが、実施設計なり何なりして、相当変わるかなというふうには想像しているんですけどね。やっぱり財政も潤沢じゃなくて、収支見通しに照らし合わせても、今後、いろいろ見直していかないと行けない状況の中で、ある程度はローコストな部分にもこだわらないといけないと思うんですよ。そのような中で、通常、実施設計して、設計終わって入札して、事業者決めてというふうなプロセスになると思うんですけども、いろいろ他の自治体調べていくと、設計と施工が一体型の公募型プロポーザルとか、そういうのをやって

いるところもありますよね。そういうような検討も同時に進めていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、どのようにお考えか、お伺いします。

総務部長 設計と工事を一括発注、いわゆるデザインビルドという方法だと思います。小山市さんでも、そういうことの検討がなされてたというふうに報告書に書いておりましたけども。メリットとしては工期が短く済むというところにあると思いますが、その辺は基本構想・基本計画の中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員 これから検討、まだ方針も決まってない中であれなんですけども、これからの検討課題ということでしておきます。

それと、役場庁舎についてね、防災拠点としての機能とともに危惧している部分ですけども、過去6年間、学校の耐震化を優先して行っていたため、庁舎の耐震化が先送りになっていたんじゃないのかなというふうに思っているんですけども、限られた予算や人員の中で致し方ないとは考えていますが、今度は、庁舎の問題が解決するまで他の事業が先送りになってしまうことにならないかと懸念をしています。これについてはどのようにお考えか、お伺いします。

総務部長 「地方自治法」第208条第2項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない、とされておりまして。それぞれの年度において、財源確保を踏まえながら事業の優先も考慮し進めていくこととなりますので、他の歳出事業に影響が出てくることも当然考えられます。また、事業の実施にあたりましては、それに携わる職員の人数にも限りがありますことから、最終的には財政状況や職員体制などを総合的に勘案し、それぞれの事業に対応していくものと考えております。

以上でございます。

東田議員 現在の財政状況、そしてまた次世代への負担軽減、このようなことを考えると、いかにして支出を抑えるか、工夫は要るのは言うまでもございません。その中で、やりたいこととできることをしっかりと見極めると。そして、役場庁舎としての機能をしっかりと果たしたうえでローコストであること、維持管理がしやすいこと、拡張性があることなど、しっかりとテーマを決めて迅速に取り組む必要があると思います。

現時点ではね、お答えできることもまだ限られていると思いますので、この件についてはこれで終わりますけども、また今後も継続して続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告の2点目に入ります。「各相談事業のネットワーク化」について、お伺いをします。

地方自治体が設置している総合相談事業につきましては、「住民生活に直結する身近な問題」や「専門的な知識を必要とする問題」など、様々な相談に対応するための窓口が設置をされています。本町においても、各種相談事業に関する機関が設置をされてい

ますが、問題解決のためにはこれらの相談機関を有機的にネットワーク化することにより、早期に有効かつ効果的な問題の解決が図られるものと考えています。相談事案によっては、その機関の専門性や、弱み・強みがあるものと考えますが、現在の相談体制の充実を図り、早期の解決に結びつけることが求められているものと認識をしています。

現在、本町で行われている各種相談事業の相談件数や相談内容の取りまとめはどのようなものか、また複数の相談機関にわたり重複した相談者が存在するのかなどの把握はされているのか、お伺いをします。

総合政策部長 それでは、2点目の「相談事業のネットワーク化」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

ご質問の趣旨にもありますとおり、住民の皆様からの相談内容につきましては、子育てや介護、就労、虐待やDVなどの暴力、各種の人権問題、職場の人間関係やハラスメント、ひとり親家庭、引きこもり、LGBT支援、心身の不調など、生活に直結する身近な問題から専門的な知識を必要とする相談など、複雑かつ多岐にわたっております。

相談件数や内容につきましては、現状、各相談機関で集約しており、統一した形での取りまとめは行っておりませんが、お尋ねにもありますとおり、相談内容により、一度の相談で解決するもののほか、継続的な相談支援が必要となる場合や、複数の機関に重複して相談されるケースもあるものと認識をいたしております。このため、迅速かつ効果的に問題の解決を図るために、相談機関が相互に連携することは重要であると考えております。

関係する相談機関の間で、定期的に検討会議や意見交換などの場を持つことにより、相談者の問題解決の円滑化や、未然に課題の重篤化を防止することなどにも繋がるものと考えており、今後におきましても住民福祉の維持・向上を目指し、相談者の立場に立って、相談支援体制の充実・強化に努めてまいります。

以上でございます。

東田議員 相談内容につきましては、各関係機関で取りまとめられているということです。それぞれ各担当部局は事務事業報告書に記載されている相談件数や解決件数の数字のみの集約を行っている、このような認識で良いのか、お伺いをします。

総合政策部長 ご指摘の事務事業成果報告書では、主に各相談事業の分類別件数等の記載に止まっておりますが、福祉部局など多くの相談担当課におきましては、件数のみならず内容や傾向などの把握分析、未解決案件の進捗管理等を行っているところであると認識をいたしております。

以上でございます。

東田議員 各関係機関が集約した数字や相談内容の傾向、特徴的な事例などを全体的に集約し、町長に報告することが必要ではないかと考えます。

6月議会の大綱質疑において、「小さな声を拾い上げることが重要」との私の問いか

けに対し、「相談支援の取り組みや窓口業務など日常の様々な場面を通じまして、住民の皆様からの小さな声を拾い上げ、行政課題の把握に繋げることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。」とご答弁をいただいておりますが、現状を踏まえまして、町長としての見解を伺います。

山田町長 6月議会の大綱質疑でもご答弁申し上げましたとおり、「住民の皆様からの小さな声を拾い上げ、行政課題の把握に繋げていく」ことは、町政を進めていくうえで重要であると考えております。

本年10月から、各部局長との定例報告の場を設けており、各部局の業務の進捗の把握や情報共有などに努めているところでございます。相談事業などの状況や特徴的な事案等につきましても、このような機会を通じ把握に努めてまいりたいと考えており、住民の皆様が抱えておられる不安や悩みなどの傾向を把握したうえで、施策立案に活かしていくことは必要なことであると認識いたしております。

東田議員 各相談事業者が一堂に会し、解決に繋がった事例、解決が困難な事例、増加傾向にある事例などを共有し、よく似たケースなどの場合において、お互いに相談・協力ができる関係づくり、また民生委員児童委員さんとも連携することによりアウトリーチの取り組みや、民生委員児童委員さんの負担軽減にも繋がるものではないかと考えますが、どのようにお考えか、お伺いをします。

総合政策部長 迅速かつ効果的に問題の解決を図ってまいるためには、相談機関が相互に連携することは重要であると考えております。関係する相談機関の間で定期的に検討会議や意見交換の場を持つことにより、相談者の問題解決の円滑化や課題の重篤化を防止することにも繋がるものと考えております。

このことから、他の自治体の取り組み事例なども参考にさせていただきまして、関係部局とも協議をしながら、相談者の立場に立った相談支援体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 様々な課題に対し、各自業者ごとの対応のみではなく、オール島本で取り組む姿勢が必要なのではないかと考えています。小さなまちで、お互いの顔が見える島本町の良さを活かせるのではないかと考えております。

施政方針でも示されている「小さな自治体の良さを活かした協働のまちづくりの推進」とは、こういうことを指すのではないかと考えますが、どのようにお考えか、見解をお伺いします。

山田町長 「小さな自治体の良さを活かした協働のまちづくり」を推進していくうえでも、住民の皆様への相談支援の分野におきまして、関係者の皆様との連携・協働を行うことは重要な視点であると認識をいたしております。また、住民の皆様が安心して日々の生活を送ることができるよう、不安や悩みについてはできるだけ早期に解決することが重要

であると考えており、そのためにより良い方策を模索・検討していくことは大切なことであると考えております。

以上でございます。

東田議員 今回の「相談事業のネットワーク化」ですけれども、私自身も、これがもしできたとしても、直ちにいろんな相談事業に即座に解決に結びつくようなものではないんじゃないかなというふうには考えております。しかしながら、様々な相談内容や、いろんな傾向を把握して、住民の皆様の、今、どのようなことに困っておられるのかとか、どのような悩みを持っておられるかというのを、やっぱり再度拾い上げていって、施策に繋げていくというのは大切なことなんじゃないのかなというふうに思います。

そして、確かにうちも小さな自治体ですんで、いろんなネットワークとか、こういう相談事業の拡充とかも、なかなか新たには厳しい部分があるとは思いますが、今、ある各相談機関、現在、25ほどあったと思うんですが、いろんな分野にわたってますけども。その中で、事務事業報告書から全部拾い出して、一応、集計してみたんですが、実件数で数えているところとか述べ件数で数えているところとか、表記もバラバラなので、どれだけ正確なのかというのはちょっと疑問なんですけどね。約5,120件ほどの相談件数があったということです。これだけの声を、やっぱりしっかり集約して、拾い上げて、町全体でどうするんだという取り組みというのはするべきではないかなと思います。

それで、様々な社会的な問題の中で、複合的な問題を抱えている人、孤独にさいなまれている人、相談することに一歩踏み出す勇気がない人など、多くの困難を抱えている人がいると思います。各相談事例が簡単に解決に結びつくものではないということは認識をしていますが、誰に相談することもなく自ら命を絶つような事例が島本町であったのも事実です。直ちに問題の解決に結びつかなくとも、誰かと繋がっていれば救えた命もあったかも知れないと思います。

今回の私の発言がすべて正しいとは思ってないんですが、セーフティーネットの強化の一助になればというふうに思っております。この点について見解があれば、最後、お伺いしておきます。

総合政策部長 議員ご指摘の内容につきましては、十分に理解をいたしているところでございます。住民の皆さんの誰もが、いつまでも、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられること、これを望んでおられるというふうに考えております。そのための、議員ご指摘の相談事業の充実強化、そしてセーフティーネット化、それに加えて地域での見守り、あるいは安否確認、サポート、そういった態勢の充実にも繋げていく必要があるというふうに考えておりますので、今後も議員とも十分議論をさせていただきながら、より良いまち、よりよいセーフティーネットづくりに努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

東田議員 答弁の中でもね、他の自治体の取り組み事例なども参考に検討していただくというふうに（言って）いただいておりますので、私もこれからもいろいろ勉強させていただいて、今後も、このセーフティーネットの強化、何とかしたいなというふうに考えております。

以上で、私の一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ） 日本共産党・河野恵子です。6月・9月と、4題質問してまいりましたが、今回は3題に絞っておりますが、一つひとつは大変重いものでありますので、答弁のほう、よろしく願いをいたします。通告は3題で、順番を通告順の「1、2、3」を「1、3、2」と置き換えて質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目です。「地下水100%水道でなくなって20年目を迎える島本町の水道事業の課題」について、伺います。

1998年10月1日に、当時は大阪府営水道、高度浄水処理水の受水が開始されました。町議会では、住民投票条例、直接請求の運動、度重なる住民の請願署名の提出や議員提案、最終的に出されたのは「大阪府営水道受水申し込みを撤回し、受水の延期を求める請願」、この請願審査は、深夜にわたる本会議での結果、可否同数となり、議長裁決で不採択に至るなど、その膨大な論議は議事録にも記されております。

島本町のおいしい水、地下水に関わるこれまでの歴史を知り、今後の見通しなどを住民と共有し、理解や協力を求める必要があると考え、質問に至ったものです。

ここで質問です。①現在の上下水道部の浄水場敷地周辺での工事執行状況にかかる進捗及び課題について、伺います。

上下水道部長 それでは、河野議員の一般質問の1点目、「浄水場に関わる工事の進捗や課題」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町では、平成24年7月に策定いたしました「島本町地域水道ビジョン」におきまして、「いつでも どこでも 安定した給水の確保」達成のための実現方策として、「安定した水源の確保」「水道施設の計画的な更新」及び「水道施設の耐震化」などを位置付けており、目標達成に向け、鋭意、事業進捗に努めておるところでございます。

今年度は、水質悪化及び取水量の減少が見られ、改修効果も見込めない溝田・馬渡・長田の3取水井の廃止に向け、上下水道部庁舎敷地内に第2大藪取水井の新設工事及び、これに併せて同敷地内に第2曝気塔の新設工事などを実施することとしております。現在、工事着手に向け準備を進めておるところではございますが、早急に近隣住民に対し工事内容等を説明する場を設け、ご理解とご協力を得る必要があるものと認識をいたし

ております。また、来年度以降の事業計画等につきましても、あわせて情報提供する必要があるものと考えております。

以上でございます。

河野議員 執行部におかれては、すでに近隣住民から要望や苦情を受けられて、手立てを取る方向であるというふうに、今の答弁をお聞きして認識しました。私たちには一昨日、12月11日付けで島本町議会議長宛て「大藪浄水場における水道水用深井戸新設工事に関する要望書」が提出されています。2016年度時点での工事に関わるもの、そして、これから始まる深井戸新設工事について、その方向については私自身も十分見えている立場におり、過日の議会で可決成立した、私自身も賛成した事務事業であったわけです。

しかし、ここに至りまして、十分に周辺住民の暮らしや環境への影響について調査・検討が及んでいなかったということ、私自身が深く反省するとともに、ここに示された声は、一つひとつ丁寧に対応すべきものだと考えております。

そこで、再質問をいたします。工事完了後についての不安や騒音対策について、特に第1曝気塔には現在、工事中の防音シートの一部が貼り付いている状態です。防音対策としては途上にあるものと考えます。また、解決すべき点だと考えますが、いかがでしょうか。もう1点、また隣接住民にとっては、自宅家屋が工事により躯体への影響が皆無であることが前提であります。万が一のときも見通して、今後の工事においては事前の家屋調査が求められると考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

上下水道部長 それでは、河野議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、過去の工事等に基づいて、苦情等についてでございますが、現在、曝気塔及び送水ポンプ室に設置しております防音シートにつきましては、以前に近隣の方からのご要望に基づき、応急的な対策として実施したものでございます。しかしながら、破損している箇所がございまして、その対応につきましては、今後、対策を講じることとしております。

大藪浄水場において発生する騒音につきましては、現在は水処理施設個々での対応となりますが、今後は施設個々の音量や、浄水場全体の合成音を検証し、総合的な対策を講じる必要があるものと考えております。大藪浄水場の更新工事が完了した時点で、再度検討し、対応することとしたいと考えております。

また、家屋調査の件につきましては、現在、町水道事業では発注工事により家屋調査——事前、事後でございますが——につきましては、掘削に伴って地盤変動が生じる恐れがある範囲及び大きな振動が生ずる機械を採用した場合における影響範囲などを考慮し、実施することとしておりますが、今回、計画をしております大藪浄水場第2取水井新設工事につきましては、振動の少ない工法を採用しますので、影響はないものと判断をしております。

以上でございます。

河野議員 今、住民から出された要望書には多岐にわたる要望項目が出されておりますし、私自身、この要望書が出される以前に、実際にはこの問題について認識したのは、今年度の10月1日という、非常に遅きに失したわけですが、今、ご答弁いただきましたが、やはり近日中に住民の方と十分に対話、説明を行い、この中で十分に丁寧に理解を得、納得を得られる方向性を出されることを求めています。

この際ですから、深井戸新設工事について再度質問いたします。その掘削の深さについて、伺います。また、その深さ、今、決めておられる深さについては適切なものと考えておられますか。答弁を求めます。

上下水道部長 今回、計画をしております第2大藪取水井新設工事におきましては、工法といたしましてはロータリー工法を採用し、先端に取り付けたドリルで、回転させながら深度80mまで掘削を行いまして、掘削完了後に口径400mmのケーシングパイプを設置する計画としており、本計画については支障がないものと考えてございます。

以上でございます。

河野議員 それらの掘削について、これから着工される第2大藪取水井の工事ですが、本工事の事業認可を受けるうえでの関係機関への届出の時期、また新設工事にかかり遵守すべき根拠法令について、改めて確認をさせていただきます。

上下水道部長 今回の第2大藪取水井新設工事に伴います事業計画との兼ね合いでございますが、「水道法」第10条第1項第1号の規定によりまして、事業の届出が必要となってくるものでございます。届出時期につきましては、工事完了後、大阪府知事宛てに届出を行うということで、今、事務を進めておるところでございます。

また、今回の工事に伴います関係法令等でございますけれども、工事の実施にあたりましては「建設業法」とか「労働安全衛生法」などを遵守するとともに、設計等につきましては「水道施設設計指針」をもとに設計をしており、施工につきましては「作井戸工事施工指針」をもとに計画的な施工を行うということで、今、準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 住民の方からの要望の中に、非常にこれは重たい課題だなというふうに思っておりますが、地下水位の低下ということについて問われ、将来にわたる補償を求めておられる文面がございます。この今回の新しい井戸を掘るということについて、周辺の井戸の地下水位への影響、あるいは地盤に関わる地下水位への影響について質問するものですが、これは2017年6月19日、過日の総務建設水道常任委員会審査で、2017年度水道事業会計補正予算（第1号）、この資本的支出の拡張事業費、第2大藪取水井新設工事の項目について、複数の委員が質問をされておられます。

その中で、井戸と井戸との間で、まさにこの地下水位に関わる干渉という課題について論議がされています。未校正原稿の上ですが、執行部の当時の答弁では「近くに井戸

がありますと、どうしても汲み上げる関係で干渉というのは一定起こります。しかしながら、その干渉幅も、今回の候補地検討の中でさせていただきますと、概ね1 m程度の干渉ということで、比較的干渉幅としては少ないという判断の下、一定、△になっているものの、若干影響はあるということで△表示はさせていただいておりますが、特に大きな問題になるというふうには考えておりません。」ということで、さらに第2曝気塔の新設の方向性については、以下、答弁されています。「第2大藪取水井の取水量の増加の関係で、一定、そういった施設が必要になってくるということと、もう1個、点薬曝気というのがございまして、こちらにつきましても一定、老朽化等も進んでいることから、今回、廃止を行って、新たに第2曝気塔を構築し、かつ耐震性能のある曝気塔を造ることで、より安全・安心な供給に努めてまいりたいということで、建設に至ったわけでございます。」、これはあくまで未校正原稿の範囲ですか、このような答弁をなさっておられます。

現時点でも、この見解について変わりはないかということ、再度、確認をさせていただきます。

上下水道部長 今、河野議員から当時の補正予算での質疑ということで、ご紹介がございました。その中で基本的な考え方につきましては現在も変わってございませんが、実際に今後井戸を新設するわけでございますけれども、新設後につきましても、適正な井戸の管理が必要になってくるわけでございます。その際には、適正揚水量等を把握しながら日々の管理を行うということで、他の井戸への影響についても、極力起きないように日々管理をしていきたいというふうには考えておりますが、一定の検証の中では、相互干渉ということで1メートル程度見込んでおるということは、検証結果として出ておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 はい、わかりました。

地下水位の件について、あと2点ほどお訊きしたいと思っております。要望事項に地下水位の低下を危惧される住民の方の声が掲載されております。これはもう至極当然なものだと思いますし、本井戸掘削による地下水位の低下が起こった際の善処については、例えば過去の例でいいますと、私の知っている範囲では、名神拡幅工事の際に、島本町と当時の日本道路公団との間で協定を締結され、「地下水位の低下があった際、甲乙協議をして改善に努める」旨の協定書を取り交わしておられます。このような事例も踏まえて、地下水位の低下の際には誠意を持った対応が求められると私は思っておりますので、現時点での執行部の検討内容があれば、お示しいただきたいと思っております。

上下水道部長 地下水位の低下への懸念ということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、井戸の管理ということで、適正揚水量を常に把握をするということで、過剰揚水については行わないということ、原則として考えておりますので、地下水位の

低下等に繋がらないように日々管理をしていくということで考えております。

以上でございます。

河野議員 この件について、最後の質問です。今の部長の答弁は、今後、そのようにまた住民の方にもご説明いただき、適切な管理をするということをもって理解をいただけるように努力を求めています。

先ほど部長の答弁にもありました、「水道施設設計指針」という言葉があったと思います。私自身検索して、2012年度のものが一番新しいのかなというふうに思っておりますが、この工事全般にかかる住民の皆さんの生活への影響ということが、私自身も認識が欠けていたというふうに痛恨の極みでございますけども、この「設計指針」の中に8、13、6、ページは212ページですが、「騒音防止その他」というのがあります。引用させていただきますが、「民家に近い場所に設計されるポンプ場などの水道施設は、ポンプ、電灯機、内燃機関、電力設備等から発生する騒音・振動により、付近の住民に迷惑を及ぼさないよう、防音・防振対策を施さなければならない。また、建設当初は付近に民家などがいない場合でも、将来、民家などの接近が予測される場合は、あらかじめ対策を講じておくか、また将来、防音・防振装置を設置可能なものとしておくことが望ましい。」、何が言いたいかといいますと、水道部庁舎ができて約20年近くなるわけですが、当時、住んでいなかった、住民の方が後から引っ越してこられる。だからといって振動の影響を受けたといっても、後から引っ越してきたのではないか、このような態度を取ることは厳に慎んでいただきたいということと、この指針によれば、今後、引っ越してこられる住民のことも視野に入れて、防音・防振装置を設置可能なものにしていくことが望ましいとされていますので、私たち議員もそうですが、今後の水道部の大型工事に関しては、この指針に沿って適切な対応を求めています。もし、何か間違いがあれば答弁を求めますが、なければ結構です。

上下水道部長 今、河野議員からご指摘いただいた点につきましては、事業を進めるうえで、特に近隣の住民の皆様への影響ということで、特に騒音対策については十分に行っていく必要があるというふうには認識しておりまして、今後も対策については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 よろしく願いいたします。

次に、2問目に行きます。「介護保険 第7期計画（案）と地域包括支援センターの民間委託の問題」について、伺います。

予防介護事業がスタートした2006年度に、地域包括支援センターが町直営で開設されました。当時の専門職種の配置や確保について、島本町独自の取り組み及び人件費について、伺います。

②点目です。「いきいき百歳体操」のサポーターなどから出された運営上の苦勞や、

島本町の支援への要望事項について、答弁を求めます。

健康福祉部長 それでは、2点目の「介護保険第7期計画（案）と地域包括支援センター」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①の「地域包括支援センターの開設当初の人員配置や人件費」についてでございます。

本町の地域包括支援センターは平成18年4月に開設され、今年度で12年目を迎えます。開設当初の人員体制といたしましては、地域包括支援センターに配置することが原則とされております保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種について、各1名を配置し、臨時職員の事務補助職1名とあわせて4名の体制でスタートいたしました。保健師につきましては本町の正職員である保健師を配置し、社会福祉士及び主任介護支援専門員につきましては、職員確保が困難であったことから、町内の社会福祉法人等にご支援をお願いしたところでございます。これら3職種及び臨時職員に要した人件費等といたしましては、平成18年度決算ベースで合計約2,000万円でございます。

次に、②の「「いきいき百歳体操」のサポーター等からの要望事項等」についてでございます。

「いきいき百歳体操」は現在、町内の39カ所の地域拠点で展開されており、それぞれの地域拠点において、地域代表者や、「いきいき百歳体操」のサポーターの方を中心に自主的な活動として取り組まれております。地域代表者やサポーターの皆様からは、体操以外の取り組みの工夫、男性の参加者を増やす方策、会場を借りる費用の補助、活動を継続していくための地域代表者やサポーターの後継者確保等、運営上の課題やご要望について、ご意見をお伺いいたしております。

いずれにいたしましても、今後も、「いきいき百歳体操」の取り組みを継続するとともに、さらなる地域拡大を図っていくためにも、中心となっただいている地域代表者やサポーターの皆様との意見交換を大切にしていきたいと思います。

以上でございます。

河野議員 まずは、「介護保険第7期計画」のほうで、お訊きいたします。

先日、介護保険事業運営委員会を傍聴させていただきました。まさに「第7期計画」の案を議論されている最中であります。その中で非常に、地域包括支援センターで社会福祉士職を担っておられた方の発言であったと記憶しておりますが、他の自治体で民間委託をしている場合、ほとんど丸投げにしているようなところがあると、あるいはまた公益性というものが非常に問われるセンターの役割があるんだと、そういったところを注意しておけば民間委託ということもやむなし、というような意見であったと思いますが、ここで改めて確認をさせていただきますが、民間委託をした場合の原課の考えるメリットとデメリットをお示してください。

健康福祉部長 委託で運営する場合のメリットでございますが、行政と役割分担を図るこ

とができ、行政は地域包括ケアシステムの推進にかかる施策の展開により集中することができること、また夜間や休日の対応について柔軟な体制を取ることができ、継続して相談体制の確保ができることなどがございます。また、一方で懸念されることといたしましては、町の方針や施策を共有するための調整が直営より必要になること、また公平性・中立性の確保などがあげられますが、これらの点につきましては、町が、このセンターの運営方針を明確に示しますので、その方針に沿った運営を求めるとともに、効率的・効果的な運営がなされているかの点検評価というものを適切に行っていくことで、これらの懸念される事項への対応は可能であると考えております。

以上でございます。

河野議員 その点で、他市町村の例で、民間委託も含めてモデルにしているところはあるのでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長 今回の介護保険次期計画に、地域包括支援センターの新たな運営形態での今後の運営ということで、民間への委託ということで方針を示させていただきました。その前には近々で直営から委託に代えられた熊取町に職員を派遣して勉強などをしに行きましたが、現時点で特にモデルにしている自治体はございません。大阪府内においても、今現在、直営で地域包括支援センターを運営している自治体よりも、委託している自治体が多くございますので、それら先行自治体の事例などを、今後、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 他自治体の先行事例については、まだこれからというふうを受け止めました。

もう一つは、地域包括支援センターを委託した場合、先ほども言いましたが、公益性の確保ということ、先ほども答弁いただきましたかね、すみません。たくさんしておりますので。

ただ、今、ご答弁いただいた中に、直営の場合は、要支援者の予防介護サービスを提供する事業所に地域包括支援センターが併設される場合と比べて、予防介護サービスを持たない現行の直営センターのほうが、より客観性のあるケアマネジメント、ケアプランが可能であると私は思っております。また、介護状態ではない年長者の虐待事例などが発生した場合、職権での行政措置が、島本町であれば支援センターと福祉事務所などとの連携によって可能になると思われまます。さらに介護や保育のダブルケアなど、介護家族が複数の福祉的課題を抱える場合、これも島本町にある福祉事務所と連携ができ、迅速なソーシャルワークができると私は思っております、その点では直営の報が適切であり、より緊急事案に対して迅速に対応できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 要支援の方に対するケアマネジメント業務においては、当然、公平性・中立性の観点から、その方に応じた適切なケアプラン作成が必要となることは言うまでも

ございません。直営、委託に関わらず、センターの設置の責任主体は市町村にございますので、これらのケアマネジメント業務を含めセンターの適正な運営に関する、先ほど申しました点検評価を適切に行ってまいりたいと考えております。

あと、高齢者虐待事例等に伴う措置の権限については市町村の業務とされていること、また複数の福祉的課題を抱えるケースへの支援につきましては、直営・委託に関わらず地域包括支援センターも含めて関係機関の連携がとりわけ重要なものであるという認識のもと、今後も適切に、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 ここで総合支援事業について、若干お訊きしたいと思います。

総合支援事業のほうでは、今年度から始まりました島本町においては通所型サービスCということで、要支援の該当者がチェックリストのもとで通所型サービスCに移行すると。そういうことですが、やはり「いきいき百歳体操」のサポーターの立場から見ますと、そういった方に理学療法士さんが当初付いてきたとしても、そのうち離れていくと。そういった方を受け入れるのは非常に負担があるというふうな声も聞いております。その点についての見解を伺います。

健康福祉部長 総合事業として、リハビリテーション専門職と連携して取り組むものとして、通所型サービスCというものがございます。これは退院直後や、通院リハビリを終了した方が、「いきいき百歳体操」に通えなくなってしまった方が閉じこもりとならないように、「いきいき百歳体操」に参加しながら、さらに元気になっていただくため、また日常生活動作などに支障が生じてきた方が在宅生活での工夫、改善点や可能性を見つけ、自ら、その自立性の維持向上をするために「いきいき百歳体操」に参加できるようになるための支援を目的としたものでございます。「いきいき百歳体操」に参加することで、利用者の日常生活動作の自立の維持向上を図る取り組みであり、「いきいき百歳体操」の各地域拠点の協力なしに、これは成り立たないものでございますので、本町といたしましても、引き続き地域での「いきいき百歳体操」の運営等が円滑に行うことができるように、地域代表者、サポーターの方々と連携して、必要な支援を今後も行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 地域包括支援センターが担う事業以外に、「いきいき百歳体操」のアフターケアは島本町が、ということでおっしゃっているわけですが、そうであれば、やはり予防介護を担う、ケアプランを担う地域包括支援センターは直営のほうが望ましいというふうに改めて思いますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

健康福祉部長 現在の地域包括支援センターが実施している事業のうち、基本となる総合相談支援事業、権利擁護業務、また包括的・継続的マネジメント支援業務と、総合事業のチェックリスト該当者に対するケアマネジメントである第1号介護予防支援事業につ

きましては、委託する場合は一括して委託することとされておりまして、また介護予防サービスとなる介護士、指定介護予防支援につきましても、基本となる業務の一体のものであることから、あわせて委託することとなっております。これ以外の業務につきましても、地域包括ケアシステム推進の観点から、町として重点的に取り組まなければいけないものか、民間にお願いすることができるものなのかを十分に議論し、整理したうえで、今後の実施体制などを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 最後の質問です。私は今、手元到大東市の「2016年度訪問型サービス・通所型サービス、すべてのサービスが終了となった方の現状と詳細」という資料を、市民団体の方からいただきました。11月17日に、大阪社会保障推進協議会という団体が、市民参加で調査団を大東市の、この元気である世帯層の調査に入られたというときに一定参考にされた資料ですが、ここには約126、訪問型サービス・通所型サービス、予防給付を一定打ちきられた方の実態が載っておりますが、地域資源移行、島本で言えば「いきいき百歳体操」というところに移行された方の、やはりアフターケアができていない、あとどうなっているのかが追跡されていないということがリアルに現れております。

そういったことも含めて、「いきいき百歳体操」への移行、予防給付からの移行ということについては、引き続き島本町に追跡調査、アフターケアということについて、しっかり実態把握を求めておきます。何か反論がありましたら、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 通所型サービスCにつきましては、地域で実施している「いきいき百歳体操」に継続して参加いただいて、自立した元気な高齢者が増加することを目的に、これは実施しております。通所型サービスCを利用して、地域の「いきいき百歳体操」に参加できるようになった後につきましては、地域に継続して参加できているかなど、引き続き地域包括支援センター等で把握する予定といたしております。

以上でございます。

河野議員 まだ、この件については引き続き、ほかのところでも議論を進めていきたいと思っております。

3問目に移ります。「今年度の人事評価制度と、職員執務環境改善の取り組み」を伺います。

学校産業医が導入されて、2年目を迎えます。2017年度一般管理費での産業医と、それぞれの相談件数、延べ人数を伺います。また、2017年12月1日時点で、各部局、施設ごとの職員配置人数、休職状況及び代替職員配置状況について、伺います。

教育こども部長 続きまして、3問目の①「学校産業医への相談件数」について、ご答弁を申し上げます。

本町におきましては、学校における労働安全衛生管理体制の一環として、平成27年度

から学校産業医を委嘱しており、面談につきましては、月1回を基本として、午後4時から5時までの時間帯に設定しているところでございますが、平成29年度におきましては、現在までのところ相談事例はございません。

現在、学校産業医にはストレスチェックの結果を見ていただき、高ストレス者に対するアプローチを行っていただくなどの取り組みを進めており、引き続き教職員の健康管理と快適な職場環境づくりの充実に向け、学校産業医と相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

一方、一般管理費における町の産業医につきましては、月1回を基本として、午後2時から4時までの時間帯で健康相談を設定し、これまで8回実施されております。相談者は17人、相談件数は延べ39件とのことであり、復職後の継続的な体調の確認、健康診断のフォローアップ、医療相談などが主な内容となっております。さらに、健康相談以外にも、職場巡視や健康診断のデータのチェックなどにも携わっていただいているところでございます。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、②点目の「平成29年12月1日時点の各部局・施設ごとの職員配置人員、休職状況及び代替職員配置状況」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、各部局の職員の配置人数につきましては、短時間勤務の再任用職員も含めまして、総合政策部23人、総務部28人、健康福祉部50人、都市創造部30人、会計課4人、上下水道部17人、消防本部44人、議会事務局3人、教育子ども部71人、行政委員会事務局2人となっております。次に施設ごとの配置人数につきましては、各部局の配置人数に含まれておりますが、人権文化センターに6人、地域包括支援センターに2人、清掃工場に3人、浄水場に1人、第二保育所に11人、第四保育所に14人、第一幼稚園に7人、第二幼稚園に5人、図書館に2人、配置しているところでございます。

育児休業や休職により1ヵ月以上勤務のない職員につきましては、総合政策部1人、健康福祉部3人、都市創造部1人、消防本部1人、教育子ども部6人の計12人おりますが、すべての部局で代替職員が配置されている状況というわけではございません。

以上でございます。

河野議員 続いて、通告に従って続けます。町立保育所の認可定員を大きく上回る過密な状況、小・中学校では40人を超える授業などについて、現場職員からの声、要望については、どのように現れておりますか。答弁を求めます。

続いて、「子ども・子育て計画」上の保育所一時保育、障がい児保育についての進捗状況を伺います。

教育子ども部長 続きまして、③の「町立保育所及び小中学校における現場職員からの要望等について」でございます。

まず、町立保育所につきましては、昨年度、小規模保育事業所2ヵ所の整備により24

名の定員増を図るなど、保育の受け皿の拡充に努めてきたところですが、ここ数年の保育需要の高まりに対応が追いついていないのが現状でございます。このような中、保育現場からは、過密状態の早期解消や老朽化した施設の改善、保育士の人員確保などの要望を聞いており、過密状態解消につきましては、現在、民間保育所運営事業者の公募など、保育の受け皿の拡充に積極的に取り組んでいるところでございます。また施設の老朽化につきましては、長期的な工事期間が確保できない中、順次必要な補修等に努めております。さらに人員確保につきましては、人事担当部局と協議し、計画的な正規職員の採用とともに、臨時職員につきましても、あらゆる手段を用いて保育士確保に努めているところでございます。

次に、学校現場からは、35人学級の推進や新たな教職員の配置について要望がございます。全学年での35人学級の推進及び支援学級在籍児童生徒を含めて40人を越える学級への教職員の配置につきましては、町単費での実施となることから、財源確保や教職員の採用方法などの課題があり、単独での実施については厳しい状況でございます。

しかしながら、学校現場からの要望に対応するため、以前から町単費で授業支援講師を配置しており、今年度には、支援学級在籍児童生徒を含めて40人を越える学級が多く発生している第二小学校に、授業支援講師1名を増員したところでございます。なお、支援学級在籍児童生徒を含めた40人越えの学級への教員の定数配置につきましては、これまでも町村長会を通じて国・府に要望しており、引き続き他の自治体と連携して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、④の「一時保育、障害児保育の進捗状況について」でございます。

平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画」における一時保育事業につきましては、ほぼ計画通り推移しておりますが、その後の新たな住宅開発にも対応すべく、平成27年3月に開園した高浜学園におきましても一時保育事業を実施することとし、整備されたところでございます。しかしながら、高浜学園におきましては、これまでもご説明申し上げてきましたが、懸案の保育士の確保が進まず、通常保育の受入れについても定員を満たせていない状況であり、一時保育のスペースがあるものの、現時点で実施できていないのが現状でございます。このことに関しましては、引き続き保育士確保を促し、できる限り早期に一時保育ができるよう指導してまいります。

また、障害児保育につきましては、本町の「子ども・子育て支援事業計画」上では、「一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもと子育て家庭を支援します。」と定めております。その計画の具体的な展開といたしまして、現状では、町立保育所2園と山崎保育園の3園で行うとともに、本年度から町立幼稚園2園においても、保育所での障害児保育同様、「支援教育」を開始し、発達上の支援に特に配慮を要する児童の受入れを行っているところでございます。

しかしながら、先ほどご答弁申しあげましたとおり、高浜学園につきましては、一時保育と同様、現時点で障害児保育が実施できていないのが現状でございますことから、高浜学園での障害児保育につきましても早期実施できるよう指導してまいります。

なお、町では、障害児保育の担い手である保育所保育士、幼稚園教諭及び学童保育室指導員からなる障害児保育のあり方研究会などを継続して実施し、町全体の支援教育・障害児保育の質の向上及び発達に課題のある児童やその家族へのきめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 現場での様々なストレスチェックの中身を窺い知ることはできませんが、やはり教育こども部において再度質問させていただきますが、中学校給食が導入されたので、第一中学校への栄養教諭の配置、また中1・小3からの35人学級の少人数学級を町単独で導入など、どれか一つからでも次年度から実施すべきだと考えます。答弁を求めます。

また、山崎保育園などが行っている一時保育も、1ヵ所だけでは非常に不十分です。その点でも、補助金や職員配置の問題などについて実態を把握すべきだと考えますが、いかがですか。

もう1点は、総合政策部人事にお尋ねいたします。2014年6月「労働安全衛生法」の改正、2015年施行で導入されたのがストレスチェックで、3年目を迎えております。高ストレス者の把握については産業医が行うものと認識しています。しかし、今、職場で導入が進む成果主義は、これらすべてのストレスを悪化させるというふうに懸念されています。これは専門有識者の意見です。同時に、島本町では今年度から実質的には人事評価制度が導入されていて、本年6月の期末勤勉手当より評価が手当に反映されました。今年度の評価や手当の反映により、不服申し立てや、評価や面接現場などでのトラブルなど、報告や事案は起こっておりませんか。

教育こども部長 まず、学校における教員の独自での配置ということでございますが、先ほどご答弁を申し上げましたように、町単費でやるとなると、非常に財政的にも厳しいものがございます。先ほどご答弁申し上げましたように、特に35人学級につきましては、府内の町村でありますけども、一致をして国・府へ配置の要望というのを続けておりますので、そのことも含めて、引き続き府内の町村との連携をしながら、国・府のほうに要望を続けていきたいというふうに考えております。

また、栄養教諭につきましても、これにつきましても府の基準というものがございまずので、その点についても府のほうに要望をしていきたいというふうに考えております。

また、保育現場につきましては、特に保育士確保というのが大きな課題になってございます。いろいろな手段を通じて保育士確保には努めているところではございますけども、なかなか厳しい状況にはございます。そのような中で、特に臨時職員に対しましては賃金アップというのも今年度実施をしておりますので、そういった処遇改善も含めて、

今後、さらに検討し、確保に努めていきたいというふうに考えておりますし、あと施設面につきましても、必要な部分については順次やっていきたいというふうには思っておりますが、なにぶん長期間の工事期間が取れませんので、保育所につきましては。その辺の考慮しながら、適切に施設の維持管理というものに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総合政策部長 ストレスチェックの関係のお尋ねでございましたけれども、議員ご指摘のとおり、昨今、職場でストレスを感じる労働者の割合が年々増加傾向にあるということで、「労働安全衛生法」が改正されまして、地方公共団体におきましても年1回のストレスチェックの実施が義務づけられております。本年度で2年目でございますけれども、この結果は産業医のほうへ直接送付をされるということになっておりまして、その結果の内容によって高ストレスがあるというふうな判断がされる職員がおれば、産業医のほうから直接、その職員との面談を行っていただくということになっております。昨年、今年と実施いたしておりますけれども、産業医との面談に至ったケースというものは現在ございません。

それから、人事評価制度についてでございますけれども、「地公法」の改正によりまして人事評価制度が義務づけられておりますが、本年度から処遇反映を行っております。この人事評価制度につきましては、苦情相談窓口というものを設けておりまして、職員の苦情、あるいはトラブル等に対応することといたしておりますが、現時点でそこへの申し立てというものはございません。

以上でございます。

川嶋議長 時間が少なくなっています。

河野議員 はい。高ストレス者はゼロというふうに報告を受けましたが、まだまだ現状認識が甘いのではないかと思います。2017年度の事案として、職員の中でのパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティーハラスメントの現状を伺います。また、その事案が発生していたとすれば、適切な対処、解決が図られているのか、答弁を求めます。

総合政策部長 ご指摘のハラスメント事案の有無についてでございますが、職員対象に実施をいたしておりますセクシャルハラスメント等の職員相談、その中におきましては、本年度、相談の実績はございませんでした。しかしながら、職場内で職員に対する指導が行き過ぎていたのではないかとという事案については、1件、発生をいたしております。それにつきましては、任命権者のほうで適切に対応をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

河野議員 「指導の行き過ぎ」とは言い難いことについて、実は、私のもとに11月下旬に

郵送で届きました、いわゆる内部告発と思われるものです。読み上げさせていただきます。「知っていただきたいことは、島本町消防本部で起きたことについてです。現在、島本町消防本部では、8月から1人の職員が出勤しておりません。その理由は、署内でのパワーハラスメントです。」、中略いたします。これは時期は8月下旬の仕事の日だそうです。その日の夜、この当該の休んでいる職員のことを〇〇と呼ばせていただきます。「〇〇にバリカンを充電させ、他の職員が見ている前で〇〇のみあげをテクノカットにしました。〇〇はその日救急隊で、テクノカットにされた後も救急現場に出勤し、大変恥ずかしい思いをしたそうです。そして、翌日の勤務明けの日に、職場の風呂場で5厘刈りにされた。そのときも中途半端に髪の毛を残されたまま、笑いものにされました。」、飛ばします。「今回の処分は、納得していない職員がほとんどです。」、処分されたと思われます。「消防は、人の命を助ける仕事です。その消防が仲間1人を大切にできなくて、何が人命救助としますか。〇〇がやめる前に、どうか問題視してくださいようお願いいたします。」、追伸として「人事評価の面接の際、ボイスレコーダーを隠し持って面談を受け、面談内容を盗聴し——これは上司Aとさせていただきます——とトラブルになっています。上司に対するパワーハラスメントではないでしょうか。この問題の追及を、どうかお願いいたします。」、こういったことが行われていますが、事実の把握及び分限懲戒審査会などで十分にこの点是对処されているのか。されていないから、こういったものが寄せられてきていると思いますが、いかがでしょうか……（質問時間終了のベル音）……。

総合政策部長 今、内部告発ということで内容をお読み上げいただきましたけれども、その告発文の内容につきまして、私は承知をいたしておりませんので、その内容について、すべてが事実であるのかどうかということについては、ちょっと今、申し上げることはできませんけれども、この事案について、個々具体的内容、詳細につきましては、関係する職員への配慮を要することであるというふうにも考えておりますので、この場で、具体的に説明することは差し控えさせていただきますけれども、任命権者のほうで、この件については十分に事情聴取を行って、その内容を十分検討したうえで、必要な指導行為等を行っている、こういう状況でございます。

それから、人事評価制度のトラブルということも中に入ったようですけれども、先ほども申し上げましたように、苦情相談窓口というものを設けておりまして、そういったものを集約する仕組みを作っておりますが、今おっしゃった、その内容についてはあげられておりませんので、私は把握をしていないという状況でございます。

以上でございます。

（河野議員・質問者席から「議長、再質問、認めていただけませんか」と発言）

川嶋議長 もう、質問時間が終わっておりますので。

（河野議員「最後の1問だけ、消防に」と発言、議場内私語多し）

川嶋議長 それはもう時間終わっておりますので、これで河野議員の質問時間は終了です。そのようにお願いします。

（「事実内容の再調査を」「報告がないのはおかしい」ほか、議場内私語多し）

川嶋議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 31 分～午前 11 時 40 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） 今回の一般質問では大きく 3 点、「住宅困窮者福祉施策と町営緑地公園住宅運営について」「小・中学校の学校徴収金の準公会計化で教職員の負担軽減を！」「住民と災害タイムラインの共有化を！」の 3 点について、質問させていただきます。

一つ目、「住宅困窮者福祉施策と町営緑地公園住宅の運営について」でございます。

町営緑地公園住宅の住民の方から、「ごみ置き場の分別や大型ごみの処理とか、なんか変なところがあるんやけど、調べてくれへん？」と、共用部分の使われ方、管理について検討の依頼をいただきました。

今回、町営緑地公園住宅について状況調査を行い、町営住宅の本来機能である住宅困窮者福祉施策と共益費の使われ方についてスポットを当てた質問と、課題の明確化を行うことで、今後の改善・検討に繋げていただきたいと思います。

町営緑地公園住宅は、平成 15 年に半坂、滝谷、鈴谷、崖ノ下、鶴ヶ池の五つの町営住宅を集約し、建てられました。町営住宅は、「公営住宅法」の第 1 条に基づいて町が行っている福祉としての事業で、「島本町営住宅条例」、同施行規則に基づき運営されています。

「公営住宅法」は、制定されてから何度か改定されておりますが、主な改正点としては、昭和 34 年（収入超過者制度の導入、割り増し賃料及び明け渡し努力の義務の規定）、昭和 44 年（高額所得者制度の導入、明け渡し請求の規定、用地補助の廃止→家賃収入補助制度の規定）、昭和 55 年（高齢者、障害者の単身入居制度の導入）、平成 8 年の抜本改正にて、入居対象階層の引き下げ（収入分位 33%以下から 25%以下へ）、入居者の収入や住宅の便益に応じた応能応益家賃制度の導入、高齢者・障害者等に対する入居収入基準の緩和（裁量階層の導入）、民間住宅の借り上げ・買い取り方式の導入が行われてきました。

また、関連するセーフティーネット施策としては、生活保護制度と「生活困窮者自立支援法」の二つがあります。

生活保護制度は、世帯単位で行い、世帯全員がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用するということが前提になり、生

活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭などの扶助があり、島本町においては平成28年度68件の生活保護相談受付を行うとともに、生活保護開始が19件あります。そして、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を目的として、平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、住宅確保、就労、緊急な家計再建、子ども、その他の支援が実施されており、島本町においても平成28年度54件の支援が行われたとのことです。

そこで質問です。質問1) 募集手続きについての質問です。

町営緑地公園住宅の空き家待ち募集を2年に一度実施されており、2年前の平成27年7月募集においても、多くの応募者がある中、2DK住宅10人、3DK住宅15人を登録者として登録され、次の募集である平成29年7月募集までの間で入居審査を行ったのは8人で、残りの17人の人は審査を行ってもらうこともできなかったとのことです。が、募集申し込み時にどのような書類を提出するのでしょうか。また、入居審査時にどのような書類を提出するのでしょうか。そして、その入居審査を受ける順位、登録順位はどのように決定されるのでしょうか。

質問2) 募集方法についての質問です。

空き家待ち募集を期間限定で実施し、空き家発生時点で登録順位順で入居審査を行うことの行政視点・住民視点でのメリットと、認識されている課題について、お教えてください。

質問3) 入居から退去に至るまでの年度更新についての質問です。

この入居審査を経て入居された場合、入居時に敷金3ヵ月、その後、毎月家賃と共益費、そして車があれば駐車場代を徴収され、日々の生活をされているとのことです。入居期間の取り決め、家賃変更の取り決め、退去基準の取り決めの具体的内容及びその執行事例を幾つかお示してください。

あわせて、高額所得者、収入超過者がどの程度おられ、その方に対してどのような対応を取っておられるのか、予定を含め、お教えてください。

質問4) 毎月支払う共益費の使途及び退去時の負担部分についての質問でございます。

条例第20条（入居者の費用負担及び共益費の徴収等）のうち、共益費は施行規則第15条の2に定義され、エレベーター、受水槽、消防設備、その他管理機器類等の維持管理運営費、条例20条第1項各号に規定される費用のうち町長が必要と認めるもの、とされており、条例第20条第1項の項目のうち、町長が入居者に負担させるとした項目はどれか、入居者に負担させることが不相当であると認めた内容はどれか。また8号にある、その他「当然負担しなければならない費用」について、具体的にお教えてください。合わせて、退去時に原状復旧されると思うのですが、入居者負担対象は同一の考え方で、どうか。もし違うのであれば、どう違うのか、具体的にお教えてください。

質問5) 共益費の使われ方、町営住宅監理員、管理人のやっけていただいていることについて。

条例第36条で、町職員である町営住宅監理員は「町営住宅及び共同施設の管理に関する事務を司り、入居者指導を行うこと」、入居者のうちから選ばれた町営住宅管理人は「監理員の職務の補佐を行うこと」となっております。共益費をいかに上手に使い、町営住宅を住みやすく維持していくのかのお仕事は、町営住宅監理員の方が担っておられると思います。

先ほど質問した第20条にある項目と共益費は入居者個人負担とされており、使途は限定され、共益費会計の基金に公金を入れることはできないと考えられます。共益費の平成23年から27年度の5年間の収入及び支出を調査させていただいたところ、5年平均で収入は557万、支出は584万、収支でマイナス27万と、赤字になっております。共益費は町営住宅管理基金で管理されており、平成27年度基金残高が21万2,187円でした。平成28年度は同様な支出が続けば資金はゼロとなりましたが、実際の支出は529万と、平成23年度からの中では最低の支出額で31万円の黒字となっております。

何らかの適正な努力により支出が抑えられていたのであれば大変いいことですが、予算が少なくなったからやるべきことをやらずに支出を減らしました、では居住者が納得できません。本年度基金残高が52万4千円で、過去トレンドからすると、本年度で基金がゼロにはならないでしょうが、過去トレンドが数年続けば基金はゼロになる。基金がゼロになった場合は、共用部分の電気・水道の支払いや、施設維持管理の運営に使える費用がなくなり、居住者の生活環境が著しく悪くなることが想定されます。

そこで、第5番目の質問です。監理員及び管理人の業務内容などを具体的にお教えてください。平成28年度、支出が少なくなった要因をお教えてください。過去に共益費を5,000円から3,500円に引き下げた経緯のある中、生活環境を悪くしないで、どのように共益費を適正に運用されていくのか、お教えてください。

都市創造部長 それでは、福嶋議員の一般質問の1点目、「町営緑地公園住宅」に関するご質問に、順次、ご答弁申し上げます。

1点目の、「募集手続き」にかかるご質問でございます。

まず、空き家待ち入居者募集の申し込みの際の提出書類でございますが、入居申込書に必要事項を記入のうえ、申込書と返送用官製はがきを提出していただいております。次に、入居審査時には世帯全員の住民票、収入に関する証明書、家屋に関する証明書等を提出いただいております。

なお、この入居審査を受ける順番につきましては、ふれあいセンターケリヤホールにおいて公開抽選会を実施し、抽選くじにより当選順位を決定し、空き家待ち入居予定者として、2年間登録させていただいております。

次に、2点目の「募集方法」にかかるご質問でございます。

まず、行政視点でのメリットにつきましては、空き家待ち入居者募集ということで、空き家発生時に速やかに入居予定者を入居審査のうえ入居決定できることなど、事務手続きの簡素化などがメリットであると考えております。一方で住民視点では、行政視点のメリットが住民視点のデメリットに繋がっているとの考え方もあり、実際、2年に一度という頻度の空き家待ち入居者募集に応募され、抽選で当選されたにも関わらず、必ずしも入居に至っていない方が多々おられ、課題があるものと認識しております。しかしながら、現状の町営住宅の管理戸数や1年間での退去状況等を鑑みますと、住民視点でのメリットが期待できる常時募集等の実施は困難であるものと考えております。

続きまして、3点目の「入居から退去に至るまでの年度更新」にかかるご質問でございます。

まず、ご指摘の入居期間の取り決めにつきましては、入居承認書等に記載はございません。家賃変更の取り決めにつきましては、入居承認書に、家賃は収入により毎年変わることがある旨、また共益費につきましても毎年変わることがある旨を、記載しております。退去基準につきましても、入居承認書に、収入超過者に認定された際は当該住宅を明け渡すように努める旨の記載や、高額所得者に認定された場合は明け渡し請求を受けることがある旨を、記載いたしております。

なお、明け渡し請求にかかる直近の実績といたしましては、平成19年度に1件実施いたしております。

次に、高額所得者、収入超過者への対応でございますが、現在、町営住宅入居者において高額所得者はおられません。一方、収入超過者につきましては、現在8名おられますが、空き家待ち入居予定者が多数待機されていること等を鑑み、収入超過者にはUR賃貸住宅等の公的賃貸住宅への引っ越しなど、斡旋通知をさせていただいているところでございます。

今後におきましても、高額所得者が発生した場合には、「町営住宅条例」第26条に基づく明け渡し請求を行うとともに、収入超過者には他の公的賃貸住宅への引っ越しを促すなど、公営住宅の本来の役割を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の「共益費の使途、入居中および退去時の修繕費の負担部分」についてでございます。

まず、入居中に入居者に負担させる項目につきましては、「町営住宅条例」第20条第1項各号に規定いたしております。具体的に申し上げますと、第1号の「障子ふすまの張替えに要する費用」、第2号の「ガラスの取替え及び畳の表替えに要する費用」、第3号の「建具の修繕に要する費用」につきましては、入居中は入居者負担、退去時は町負担で実施いたしております。第4号の「電気、ガス、水道及び下水道の使用料」、第5号の「汚物及びじんかいの処理に要する費用」、第6号の「階段、廊下その他共用部分の清掃等に要する費用」、第7号の「共同施設、エレベーター及び給水施設等の使用

又は維持若しくは運営に要する費用」につきましては、入居中、住戸専用部分は入居者負担、それ以外の共用部分は原則共益費で対応しております。ただし、共同施設のうち、集会所・駐車場に要する部分は、別途、受益者から使用料を徴収しているため、共益費の用途から一定除外いたしております。

また、第8号でございます「前各号に掲げるもののほか、入居者が当然負担しなければならない費用」につきましては、例えば、パッキン・コマなどの水栓器具、電球・グローブ、スイッチ、コンセント等の取替費用があげられ、入居中、原則入居者の負担といたしております。これらの修繕にかかる費用負担の詳細は、入居時にお渡しする「住まいのしおり」にて、入居者全員に周知いたしております。

なお、「住まいのしおり」につきましては、緑地公園住宅が平成15年に竣工した当初に作成したものであり、15年程度経過した施設の経年劣化の現状を鑑み、今後、運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、退去時の原状復旧でございますが、「住まいのしおり」に「退去跡補修費等負担基準」を明記しており、本基準に従い、退去時に住宅検査を実施し、例えば、畳、ふすまなどに自然損耗でない汚損箇所が発見された場合は、その原状復旧費用を退去者負担といたしております。

続きまして、5点目の「共益費の使われ方等」についてのご質問でございます。

まず、①の「監理員および管理人の業務内容」でございます。

町営住宅監理員の主な業務内容といたしましては、住宅及び共同施設に不具合が生じた際の修繕を行うこと、不法行為等があった場合の現地確認・指導や、使用料等の滞納があった際の臨戸訪問などによる督促などがあげられます。また、住宅管理人の主な業務内容は、条例や規則の周知及び違反の報告、住宅内の災害及び破損個所の発見及び報告、また住宅及び共同施設の維持や集会所及び談話室の鍵の開閉、文書の配布等でございます。

次に、②の「共益費の収支状況」で、平成28年度の支出が少なかった主な理由につきましては、2年に一度実施している屋内外排水管洗浄業務と、3年に一度実施している特殊建築物定期調査報告を実施しない年度であったため、例年より支出が減少したものでございます。

最後に、③の「共益費の適正運用について」でございます。

議員ご指摘のとおり、平成18年4月1日から共益費を月額5,000円から3,500円に変更いたしておりますが、施設の経年劣化に伴う将来的な維持管理運営費の増大や受益者負担の平準化を考慮し、平成23年に「町営住宅管理基金」を設置のうえ、剰余金を積立としてしております。その後は、毎年度の収支について、剰余金の積立、または不足分の充当を行い、基金の健全な運用に努めているところでございます。現在、平成28年度収支確定後の基金の残高は50万円程度あり、年によって支出額に変動があるものの、当面、

共益費は月額 3,500 円のまま、居住環境の水準を維持することは可能であると考えております。

しかしながら、将来的に施設の経年劣化がさらに進んだ場合、維持管理運営費が増大し、基金が枯渇した際には、共益費を値上げする必要があるものと考えております。ただし、共益費を値上げする場合におきましては、入居者に共益費の使途や毎年度の収支報告書について、十分説明し、ご理解をいただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 空き家待ちをして、2年待っても入居できないという人がいることは、福祉事業として課題があると考えます。また、空き家待ちの登録を行った人の中には、現に住宅に困窮していることが明らかである人がいたとしても、登録だけでは入居審査が行われないルールとなっており、いつ入居できるかもわかりません。「公営住宅法」25条（入居者の選考等）では、事業主体の町は、「入居の申し込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない」と記されております。

またあわせて「生活困窮者自立支援法」では、自立はされたけども、まだ住宅に困窮している人のセーフティーネット構築のためにも、この住宅困窮実情調査を、2年先の次の募集まで待つではなく、登録時に入居審査を行い、優先順位を決め、常時、即時、入居できる対応ができるように、広報を含め実務体制を変更する必要があると考えます。

そこで、再質問の一つ目です。入居審査時期、広報などの実務体制変更対応の必要性、緊急度等、どのようにお考えか、お教えてください。

次に、共益費、監理員の件ですが、現状、居住者の方が管理人を担当し、本来監理員の職務の補佐を行うこととなっておりますが、実際にはルールに従わず廃棄された大型ごみ廃棄者の指導・是正、ごみ処理方法の指導・是正、苦情窓口など、居住者の折衝・指導など、補佐ではない、職務そのものを管理人が行っているのが実情です。居住者が「役場の顔」で、同じ住宅に住んでおられる方を指導・是正させることの困難さ、これは容易に想像がつくと思います。

そこで、質問の二つ目です。このような日常対応を居住者である管理人に実施いただいていることについて、是正の必要性の要否と、必要があればどのような是正方向であるのか、ご見解をお聞かせください。

都市創造部長 まず、入居審査時期、広報など実務体制の変更の必要性にかかるご質問でございます。

まず、現行の募集にかかる入居審査時期及び広報につきましては、平成15年8月に緑地公園住宅が完成した後、2年に一度、空き家待ち入居登録者を募集いたしており、2年間の登録有効期間内に空き家が生じた場合に、登録順位の上位の方から順次入居審査

を行い、入居いただいているところがございます。しかしながら、2年間の登録有効期間における入居状況につきましては、直近10年間で平均9件以内と応募者数を下回っており、常時の空き家が発生していない状況を鑑みると、今のところ、通年で空き家募集などは困難であるものと考えております。また、公営住宅は町営住宅だけでなく、府営住宅等もあり、府営住宅は年6回程度、総合募集をされていることから、急な事情により住宅困窮者になられた方においても、セーフティーネットは一定担保されているものと考えております。

これらを踏まえ、空き家待ちで2年に一度という期間の妥当性等につきましては、周辺市町村の実施状況等を調査研究し、必要に応じて募集内容及び頻度の変更等も検討させていただく必要があるものと考えております。

なお、生活困窮や住宅困窮にかかるケースは多々考えられることから、相談があれば、状況に応じ福祉部局とも連携しているところがございますが、このような住宅確保要配慮者の方々への広報等につきましても、福祉部局と連携してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者対応の緊急性等を踏まえた選考・入居審査にかかるご質問でございます。

「島本町営住宅条例」第8条第2項及び「島本町営住宅条例施行規則」第6条各号には、優先入居にかかる規定がございます。本規定は、公営住宅においては住宅確保要配慮者など、真に住宅に困窮する低額所得者の居住の安定の確保を図るため、公正な方法で入居者の選考を行う必要があることから定めております。本規定を根拠にして、必要に応じ、事業主体でございます町の裁量により、入居者選考において優先的な取り扱いを行っております。

優先入居の方法につきましては、主に3種類ございます。一つ目は住宅困窮度合いの指数となる居住水準、家賃負担等の各項目を点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定するポイント方式、二つ目は公開抽選における当選確率を一般の入居申込者より有利に取り扱う倍率優遇方式、三つ目は入居募集戸数の中に子育て世帯枠、新婚世帯枠、親子近居枠など、優先入居の取り扱いを行う世帯の戸数枠を設ける戸数枠設定方式でございます。本町では、優先入居として申し込み者の住宅困窮事情に配慮を要する必要がある高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などを、福祉世帯の区分として、公開抽選の際、抽選回数を2回付与する倍率優遇方式を採用しているところがございます。

なお、倍率優遇方式自体は条例の趣旨から逸脱しているものではないと考えておりますが、今後については倍率優遇方式の妥当性を検証するため、周辺市町の導入実績や事務手続きの人的な負担等を鑑み、調査検討してまいりたいと考えております。

続きまして、町営住宅管理人につきましては、入居者に条例違反などの不法行為があった場合の報告、台風・地震などの天災があった場合の共用部の被災確認、集会所・談

話室の鍵の開閉、住宅関係文書の配付など、町と入居者との間の結節点として、補完的な役割を担っているところでございます。その職務は、あくまで町営住宅監理員である町職員の指導監督のもと、補佐的に住民の皆さんとの報告・連絡・相談するに止めており、意思決定にかかる内容は担っていただいております。

しかしながら、現在、町営住宅管理人につきましては入居者をお願いいたしておりますことから、議員ご指摘のような課題が生じるものと認識いたしております。今後につきましては、町営住宅管理人のあり方について他市町の事例等、種々検討のうえ、改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。本質問では、住宅困窮者に対する島本町の福祉施策のあり方と、ハードである町営緑地公園住宅の管理の考え方についてお訊きし、現状の課題を明確にさせていただいたと思っております。セーフティーネットをしっかりと運営していくためにも、認識された課題点は早急に是正、対応いただくことをお願いし、1問目の質問を終わりたいと思います。

引き続き、2点目。「小・中学校の学校徴収金の準公会計化で教職員負担軽減を！」に関して、質問いたします。

平成28年6月に、「学校現場における業務の適正化に向けて」という報告書を、文部科学省の「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」がまとめ、その中で学校給食費など学校徴収金の事務について、「学校現場の負担軽減の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このために地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある。」「学用品や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理したうえで、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある。」と述べられています。

また、新聞では、多くの自治体で私費会計として扱われてきた学校給食費等の徴収金の公会計化が求められています。文部科学省は、教職員の給食費会計業務の負担軽減を目的に、全国4分の3の市町村で学校が実施している給食費の徴収を自治体が行う方針を固め、徴収方法のガイドライン策定のための経費を平成30年度の概算要求に盛り込んだ、との報道がされています。

教員の方々の負担軽減で、より児童生徒の指導に力が注げる環境づくりを加速することを目的とし、質問により、島本町の現状と移行課題について明確にしていきたいと思っております。

質問1) 学校が保護者から定期的に徴収されるお金——学校徴収金と表現されると思

いますが、それにはどのような徴収されるものがあり、どのように徴収しているのか、お教えてください。

質問2) 給食費を含む学校徴収金の徴収に関して、学校、教員の業務量(工数)、督促有無、現金扱い有無など、島本町の状況について、お教えてください。

教育子ども部長 それでは、2点目の「小・中学校の学校徴収金」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「学校徴収金の保護者負担の内訳」につきましては、主なものとしたしまして、毎月の給食費、個人負担となるドリルなどの教材費、遠足などの費用のほか、小学校高学年時や中学校では修学旅行の積立金などがございます。これらの徴収方法につきましては、保護者が指定されました金融機関の預貯金口座から引き落としさせていただいております。

次に、2点目の「学校・教員の業務量等について」でございます。

学校では、教員が年度当初に学年ごとの必要経費の徴収計画を立て、この計画に基づき、学校事務職員が毎月の振替データを振替依頼データ集計用のシステムに入力し、その後、このシステムで作成いたしましたデータをフロッピーディスクに記録し、取り扱い金融機関に提出いたしております。その後、口座振替日以降に振替結果を取り扱い金融機関から受け取り、データの確認を行った後、学校給食会や各学年管理口座への資金の移動を行っております。この学校徴収金の月次の事務処理には、1校当たり延べ2日から3日要しております。

次に、「督促について」でございます。振替不能者への通知につきましては、文書等を学校事務職員が作成し、各担任教諭、児童生徒を通して保護者に手渡しをしておりますが、担任教諭が保護者に直接電話でお知らせする場合もございます。また、長期未納の場合の督促につきましては、段階に応じ、担任教諭や管理職が連絡するなどし、徴収に努めているところでございます。

なお、現金での取り扱いにつきましては、一部の保護者ではございますが、現金により徴収させていただいているご家庭もございます。

以上でございます。

福嶋議員 学校徴収金の準公会計化において、本町が導入する場合、どのような課題が考えられるのか、お教えてください。

教育子ども部長 口座振替手数料が町負担となることのほか、本町の他の公会計と位置づける業務の口座振替取り扱い金融機関は、町内に支店を持つなど一部の金融機関に限っており、学校給食費も同様、事務処理の一部変更に伴って、現在、収納代理事業者1社に依頼している引き落としデータの作成を、金融機関ごとにデータを作成するよう電算システムの改修・構築が必要となります。そのため開発費用や、その後の保守業務にかかる経費が発生いたします。また、教育委員会事務局に事務を移管する場合、人件費の

増が見込まれるうえ、教材費の集計などは学校で行うことに変わりはないため、学校現場の事務処理は皆無にはならないというふうに考えております。

なお、何より保護者にとって、現在はすべての国内の金融機関で振り替え可能であるのに対し、変更後は振込み替手数料は不要となりますが、町の口座振替取り扱い金融機関に限られることにより、新たな口座開設の必要が生じる場合があるなどの負担が生じることとなります。

以上でございます。

福嶋議員 「学校徴収金の準公会計化」という変化点があると、当然、今おっしゃったような課題が出てきますが、教員が児童生徒に向き合う時間を確保できるよう、少しずつでも環境改善・整備を行っていくことが大切になってまいります。

課題としては、保護者においては、ほぼすべての金融機関で振り込みが行われているものが、手数料は個人負担がなくなり町負担となるものの、税振り込み等の金融機関での振り込みとなり、振り込みできる金融機関が少なくなる、町においてはシステムの改修が必要になる、などとのことですが、事前に準備し、タイミングのいいときに口座を変更いただく、あるいは新規に申し込むときに口座を開設いただく、そしてシステムにおきましては他項目でシステムの改修があるタイミングにあわせて同時に行うことで、システム改修費用の低減を行うことができるなど、事前に余裕を持って検討、共有化を行っておくことが、精神的・金銭的負担の軽減に繋がると考えております。

今後の方向性はどのようにお考えか、お教えてください。

教育こども部長 教員の本来業務として児童生徒に向き合う時間を確保できるよう、学校事務職員による口座引き落としのシステム化や、学校事務の共同実施により、一定の環境を整備する取り組みは進められているところではございますが、ご指摘のとおり、一層の環境整備に向け、教育委員会として当然取り組むべきものと認識をいたしております。

国では、平成30年度予算の概算要求に、自治体での学校給食費の徴収のためのガイドラインの策定費用が計上されていると聞き及んでおり、また、すでに学校給食費の公会計化が実施されている自治体の事例もございますので、これらを十分踏まえるとともに、財政との整合性も勘案しつつ、本町での導入のあり方を調査・研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 教員負担の軽減による、より児童生徒の指導に力を注げる環境づくりの加速、これを提起して、2番目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

引き続き、3番目、「住民と災害タイムラインの共有化を！」と題し、質問させていただきます。

地震などの、直前に準備ができない広域災害事案に対する備えの強化ということで、6月議会において避難所開設運営準備の強化をお願いし、現在、対応いただいている中、

引き続きの質問でございます。

「島本町地域防災計画」によると、南海トラフ巨大地震においては、最大震度6弱で建物全半壊373棟、人的被害44人、避難所生活者1,284人。ライフライン被害としては、1日後の断水人口1万人、下水道被害が884人、停電が450人であり、避難物資の必要量に対する備蓄量は（飲料水）18.5%、食糧は14%とのことです。避難所に収容できる人員は、指定避難所数34施設・約6千人と、町人口の20%。大阪府地震災害想定に基づく備蓄という状況で、例えばアルファ化米・乾パンなどであれば、避難所生活者数の1食分を府及び町がそれぞれ備蓄し、島本町では3,328食分を準備している状況です。多くの方には、在宅避難として3日もしくは7日間の食糧確保が必要なこと、これは防災訓練などを通して、徐々に共通認識となってきました。

そういう中、地震発生時の在宅避難では、ライフラインの被害と、その対応、電気・上下水道・ガスなどのインフラが使えるのか、使えないのか、そしていつ復旧するのか。これが避難生活に大きく影響を与えますが、そのタイムラインレベルでの防災行動計画が住民には示されておりません。

そこで質問です。

質問1) 地震、水害などの災害に対応するための災害タイムラインの作成状況はどのような状況ですか。

質問2) 「島本町地域防災計画」は27年度改訂で、ライフライン被害の一番大きなものは断水人口1万人とありますが、現状も同様な被害想定ですか。また、1万人とはどの地域になるのか、具体的にご説明ください。

質問3) 例えば、今、発災したとしたら、どのような手順で断水地域に水を供給していくのかを、タイムライン的に、具体的にご説明ください。

質問4) 設置状況を地図に描いて一覧化することで、各種の地域状況を一元的に俯瞰でき、活動が迅速に行えると思いますが、島本町において、地理空間情報やGIS大縮尺空間データの活用状況について、お教えてください。

質問5) 既存マンションでは、給水槽への災害時仕様の非常用蛇口の設置が進んでいます。設置について問い合わせ等があると思いますが、島本町はどのような指導や関与をされておられますか。

質問6) 島本町では、現在、多くのマンションの建設が進んでいます。その中で、発災時に大きなインフラ課題となる断水対策として、新規マンション建設申請時に給水槽へ災害時仕様の非常用蛇口の設置を促すことで、自助・共助の芽を育て、ひいては自主防災会設立の大きな足がかりとすることができると考えますが、島本町はどのようにお考えか、お教えてください。

総務部長 それでは、3点目の1) 点目「災害に対するタイムラインの作成状況」について、ご答弁申し上げます。

近年、台風や豪雨などのような気象予測が可能なものについての備え及び対応を時系列的にまとめた計画であるタイムラインにつきましても、被害の発生を想定した防災対策として被害軽減に大いに役立つものとされており、風水害が増加・激甚化する中、全国の自治体においても、防災・減災対策として取り組みが進められております。

本町におきましても、台風をはじめとした豪雨や洪水への備え及び対応として、淀川や水無瀬川を管轄する国や大阪府と協力のうえ、大きな枠組みとしてタイムラインを作成し、対応しておるところでございます。また地震に対するタイムラインにつきましても、風水害と異なり、発生後の対応を時系列的にまとめていくことになると思われませんが、現時点におきましては、本町では作成に至ってはおりません。

今後におきましては、地震に対するタイムラインにつきましても、国や大阪府の取り組みや他団体の事例等の調査・研究を進め、防災対策に役立てられるよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「断水時の被害想定について」でございます。

「島本町地域防災計画」に記載しております被害想定につきましても、平成19年3月大阪府自然災害総合防災対策検討委員会の報告書、南海トラフ巨大地震についても南海トラフ巨大地震災害対策検討部会によるデータを基本としており、記載時点から変更はございません。また大阪府の被害想定については、有馬・高槻断層帯地震が発生した場合、町内の約35%が断水するという想定がされておりますが、具体的にどの地域で何世帯が断水するかの詳細なデータはございません。

以上でございます。

上下水道部長 次に3)点目の「発災時に、断水地域に水を供給するタイムラインについて」でございます。

まず、上下水道部職員におきまして、水道施設の被害状況や断水箇所を、発災後3時間を目途に調査し、情報収集した結果に基づき、マッピングシステムを活用し、断水区域及び断水戸数等の把握を行います。また、対象区域内に医療施設等重要施設が含まれているかをあわせて確認します。

次に、給水方法の検討を行います。給水方法といたしましては、拠点給水、運搬給水、仮設給水などがありますが、最も効率的な給水方法を選定した後、発災後24時間以内を目途に応急給水を実施いたします。

なお、被災の規模等から本町のみでの対応が困難な状況であると判断した場合におきましても、北大阪上水道協議会を構成する7市2町への応援要請や、大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づく応援要請などを行い、他の水道事業者による応急給水活動により対応することといたしております。

次に、「地理空間情報、GIS大縮尺空間データの活用状況について」でございます。

上下水道部が、現在、運用しております水道施設及び下水道施設に関わるマッピング

システムにつきましては、GIS空間データと関連付けて管理しておりますことから、発災時には、被災箇所の位置情報があれば、俯瞰的に確認することが可能となっております。

次に、「災害時に使用する非常用蛇口について」でございます。

本町においても、災害時に給水槽内の水道水を有効活用するために設置されている非常用蛇口につきましては、断水時の対策として効果的であると認識をいたしております。

なお、非常用蛇口につきましては、平常時には容易に使用することができないよう、鍵式の蛇口の設置を一定の条件として付けさせていただいております。また、既設マンションの管理者等からの相談の際には、配管図等の確認や現地調査を行い、適切に設置していただけるように努めているところでございます。

以上でございます。

総務部長 次に、「新築マンション建設申請時における非常用災害時用蛇口の給水槽への設置」について、ご答弁申し上げます。

新規マンションの給水槽への非常用蛇口の設置につきましては、災害等による断水の際に活用できるものと認識しており、マンションに災害時の工夫が凝らされていることは、入居者の防災意識の醸成に繋がるものと考えております。また、蛇口設置後の運用においてはルールづくりが不可欠であり、ルール作りのプロセスは、ご指摘のとおり、「地域での共助の芽」を育てる一助になるものと期待できるものと思われま

以上でございます。

福嶋議員 今、災害タイムラインの作成状況についてご説明いただき、上水道におかれましては詳細についてもご説明いただきました。ただ、全体として発災の何時間前から何時間後まで、あるいはどのような状況に復旧されるまで、今、お持ちの河川に関するタイムラインが書かれているのかわかりませんので、その辺、詳細をお教えください。

また、豪雨や洪水の川関連の災害タイムラインを国や大阪府と協力して作成されているとのことですが、実際の災害時にきちんと動ける体制構築に向け、具体的に、主体的に避難所運営を行って行かれる自主防災会とか、地域住民の方と、その災害タイムラインを共有する、そして連動した活動が行われるように、一緒にその内容を確認しながら改善していくという活動の必要性があると考えますが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

総務部長 タイムラインで定めております時間及び記述内容について、ご答弁申し上げます。

台風の場合ですと、最接近を起点として72時間程度前からの本町における職員配備基準や、避難情報の発令等について記載しております。なお、現行のタイムラインについては、住民の皆様への避難情報の発令についてまとめており、避難解除までを時系列として記載しております。

次に、体制構築に向けた災害タイムラインの共有ということでございます。現在、運用しておりますタイムラインは、行政間における情報連携、避難勧告等の発令に着目したものとっております。なお、自主防災会につきましては、災害対応を行う場合について、本町の配備体制等について逐次情報提供を行っているものでございます。

ご指摘の自主防災会や避難所運営にかかる、地域住民がタイムラインにより、いつ、誰が、何をするかといった、実施主体が時系列の行動を共有することは、より効果的な災害対応に取り組めると考えますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 まず、現状保有されている水害に対する災害タイムライン、これを自主防災会等の団体と共有化いただき、避難所開設、要支援者対応、避難勧告対応など、共助の活動と連携強化のご検討をお願いいたします。

そして、現在、1万人の被害想定をされている断水について、マンション等の住民が保有しているインフラの活用による断水リスクの低減に向け、特にマンション建設時、給水槽への災害時仕様の非常用蛇口の設置のお願いや、非常時使用時の周辺住民との共用に向けた制度の整備、既存設置マンションの設置状況の共有化など、推進のご検討をお願いしたいと思います。

以上で、今日、大きな1から3の質問をさせていただきましたが、特に追加答弁がなければ、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時27分～午後1時30分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員 (質問者席へ) それでは、一般質問をさせていただきます。

「高槻市・島本町広域行政勉強会」について。

9月議会で、町長は「本町の抱える課題を踏まえ、広域行政を一步でも前に進めることができるよう、積極的に取り組んでまいりたい」、また「広域連携は相手のあることでございますので、相互の信頼関係が極めて重要であると考えている」と答弁されました。

いつ、どのようなタイミングで、また信頼関係とはどのようなものでしょうか。

山田町長 それでは、岡田議員からの一般質問の1点目、「広域行政」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であると認識をいたしております。また、高槻市・島本町広域行政勉強会

につきましては、両市町間の協議をさせていただき貴重な枠組みであると認識をいたしております。

先ほどご質問の中で議員からもご指摘いただきましたが、広域連携は相手のあることですので、相互の信頼関係が重要であると考えております。タイミング等につきましては、この場でお答えすることはできませんが、引き続き議員の皆様方のご指導とご協力を賜りながら、誠意を持って関係の構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

本町では現在、副町長が不在でございますので、まずは私自身の足元をしっかりと固めることが重要であると考えておりますので、副町長人事についても可能な限り早い時期にご提案できますよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 幅広く、高槻市との広域行政を進めることが重要な課題であると、町長は認識されておられますね。

昨年、高槻市との広域行政協議を再開し、し尿処理共同化は、その成果であったと思います。休むことなく、この協議を本格化され、島本町の課題解決に取り組む必要があると思いますが、町長はいかがでしょうか。

山田町長 高槻市関係者の皆様のおかげでのご理解のもと、本年4月からし尿処理にかかる事務の委託が開始できましたことは、本町にとって大変喜ばしいことであると認識をいたしております。従いまして、広域連携の推進は本町にとって重要な課題であると考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、相手のあることですので、一自治体の一方的な希望で実現するものではございません。

私といたしましても、引き続き議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、誠意を持って、丁寧に、信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 島本町だけでは解決できない課題を、高槻市との共同により改善すべく努力をしていただきたいと思います。そのためには、相互の信頼関係が大切であるということは言うまでもありません。パイプもなく、行政経験もない町長におきましては、副町長の人事がすべてだと私は思います。

府においても、高槻市においても、すべてが副町長の人事でわかっていることができるのではないのでしょうか。信頼関係もできることは間違いないと思っております。自分のお友達を持ってくるのか、それとも党派を超えて、島本町全住民のことを考えて持って来るのか、大切な人事であると思いますが、町長の見解をお聞かせください。

山田町長 本町の課題をスピーディーに解消し、町政を円滑に進めてまいるためには、大阪府や高槻市をはじめとする関係機関の皆様とのしっかりとした信頼関係を構築していくことが、極めて重要であると認識をいたしております。

また、副町長の職務は、町長である私の補佐役として、本町の政策及び企画を司り、職員の担任する事務を監督するとともに、必要な場合には私の職務を代理する、行政において極めて重要な役割を担う役職でございます。ただいま議員からもご指摘をいただきましたとおり、非常に大切な人事でございますので、広く住民全体の利益を考えて行動していただける方に、また私自身は行政経験がございませんので、その点を踏まえて、しっかりとサポートをしていただける方をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 町長にお尋ねいたしますね。合併反対で当選したと思っではおられないと思いますが、町長選に3名、出馬されました。町長は6,400票取られ、落選された2人は、この2人を合わせて8,000票取られておられます。島本町の有権者数は2万5千人の中での6,400票ですから、このことを考えますと、合併反対が民意であると思われるのは危険ではないでしょうか。このことを、町長はどう理解されていらっしゃるでしょうか。

山田町長 本年4月の町長選挙におきましては、多くの住民の皆様からあたたかいご支援、ご信託をいただき、町政運営の重責を担わせていただいております。しかしながら、ご指摘のとおり、私をご支援いただいた方ばかりではないことは十分に認識をいたしており、選挙結果につきましては真摯に受け止めております。

効率的かつ効果的な行政運営を推進するうえで、市町村合併はその選択肢の一つであり、私も決して完全に否定するものではありません。

以上でございます。

岡田議員 それでは最後、要望させていただきたいと思っております。

若い町長への期待が住民にあったことは、間違いのないと思います。町長は、その住民の期待にしっかりとお応えしていただきたい、このように思っている次第でございます。

最後に、可能な限り早い時期に副町長を提案されることとありますが、今年度中には提案されることを強く強く要望させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。最後は要望でございますが、町長、ご意見がございましたら、お聞きしたいと思っております。

山田町長 しっかりと副町長人事考えまして、住民のためになるようにということで、可能な限り早い段階でご提案させていただくように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

岡田議員 わかりました。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、2点目の「がん教育の取り組み」について、質問させていただきます。

平成28年12月に改正されました「がん対策基本法」において、がんに関する教育の推進が新たに明記されました。また、文部科学省が示した平成33年度からの全面実施予定である次期「中学校学習指導要領」の改定案においては、がんについても取り扱うこ

ととされています。

現在、どのような取り組みを進められており、今後、がん教育の充実に向けて、どのような展開を図ろうとされていらっしゃるのですか。お伺いいたします。

教育こども部長 それでは、「がん教育の取り組み」につきまして、ご答弁申し上げます。

がん教育につきましては、国の方針を受け、大阪府教育庁は「学校における健康教育において、日本人の死亡原因として最も多いがんを取り上げることは健康教育を推進する上で意義のあることであり、平成 29 年 3 月告示の中学校学習指導要領・保健体育（保健分野）では『がんについても取り扱うものとする。』と明示されましたことから、中学校及び高等学校の教員を対象とした研修会を実施し、がんに対する正しい知識を身につけるとともに、指導方法等の普及を図り、もって学校におけるがんに関する指導及び健康教育のさらなる推進を図る。」との方針が示されております。今年度、府内において担当教職員を対象に、がん教育に関する研修会が実施されているところでございます。

本町では、現在、中学校において「がん研究振興財団」によるがんの知識をまとめたパンフレットを配布、活用し、保健の授業の中で、がんのリスク等について知識を深める取り組みを行っているところでございます。今後につきましては、中学校のカリキュラムに位置づけ、取り組みを進めていくうえで、がんになった家族や親しい人がいる児童や生徒の場合、授業自体が苦痛になることもあるため、どのような配慮を必要とし、授業の質を保っていくかなど、文部科学省の示す「がん教育推進のための教材指導参考資料」や、外部講師を用いた「がん教育ガイドライン」などを参考にしながら、正しく理解し、向き合える知識の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 「がん対策基本法」の一部が改正され、がん教育の推進が盛り込まれました。

このために、がんの予防や治療に対する正しい知識を子ども達に教える取り組みが、全国的にも広がりつつあります。大阪府においても、教育庁が主体となったがん教育総合支援事業や、健康医療部が主体となったがん予防に繋がる学習活動の充実支援事業など、行っております。

島本町では、保健の授業の中で、がんのリスク等について知識を深める取り組みが行われているとのことですが、独自の教材や手引き書の作成、医療専門家や闘病経験者を招いての授業、教職員への研修など、検討すべきではないかと思いますが、島本町の今後のスケジュールをお聞かせください。

教育こども部長 がん教育につきましては、平成 28 年の 12 月に「がん対策基本法」の一部改正を受けまして、中学校につきましては、平成 33 年度の完全実施に向けて準備を進めていく必要があるというふうに認識をしております。

学校現場におきましては、現在でも、先ほどご答弁を申し上げましたように、がん研究振興財団の作成いたしましたリーフレット等を使用しながら進めているところではあり

ますが、今、議員からご指摘がございましたように、町独自の資料であったり外部講師の活用、特に医師の活用が課題だというふうに思っておりますので、高槻市医師会のほうにも相談をしながら、今後、中学生にとってこういった取り組み、指導方法が良いのかということを探しながら、準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。33年度から中学校でということですので、まだ島本町では確かなスケジュールというのは組まれていच्छゃらない段階ではないかと、そのように思っております。

町民の健康を守る観点から、児童生徒の発達段階に応じ指導方法の工夫を図りながら、健康と命の大切さなど、食事や運動、休養、睡眠など、正しい生活習慣を身につけ、自らの健康を自らが適切に管理できますよう、また、特に「命の大切さ」などを学べる態勢づくりを進めていただきたいと思います。この「命の大切さ」を学べる態勢づくりというものは、島本町はどのようにお考えでしょうか。また、取り組みを教えてくださいませんか。

教育こども部長 特に、子ども達には健康面も含めて、生活習慣の大切さというのは普段から指導をしているところでございます。それとまた「命の大切さ」ということについては、いじめなんかも大きく全国的には取り上げられたり、いろんな事例が発生をしておりますけれども、他人を思いやる心であったり、自分の言動が他人にどういった影響を与えるかというようなところ辺を、しっかりと身につけてもらうということでは、子ども達同士が話し合いの場を持って、そういった「命の大切さ」を考えたりということ、今後も引き続き学校内では取り組んでいかなければならない問題だろうというふうに考えておりますので、あらゆる機会を通じて、子ども達には、病気と言いますか、がんにかかる・かからないに関わらず、「命の大切さ」というのは教えていく必要があるというふうに思っておりますので、これはなかなか授業の中だけでできる問題ではないと思いますので、あらゆる部活動も含めまして、生徒自らが考えられるような指導を今後もやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 答弁をお聞きいたしておりますと、まだ島本町はそこまで、がん教育に対しての取り組みというのが、まだこれからの段階かなというふうに思っております。大変苦しい答弁をされているかなというふうに思いますが、ぜひ、33年度までには真剣に取り組んでいただきたい、このようにしっかりと要望させていただきたいと思っております。

中学校で使用されている保健体育の教科書では、生活習慣病の予防やタバコなどの害を学ぶ際に、他の病気とあわせて、がんが紹介されている程度とお聞きいたしております。学校における保健の授業では、体系化されたがん教育は、ほとんどされていないのが現状ではないでしょうか。

がん教育は、将来のある子ども達のためでもあり、また子ども達の両親が、がんに発症しやすい年代でもございます。子どもから親に「検診を受けている？」という言葉などがあれば、検診率アップにも繋がっていくと思われれます。義務教育への時代に、がん検診や予防の大切さをしっかりと学ぶことが、がん対策の最大の啓発活動になると思います。

本町でも、町民の命を守るためには、体系的ながん教育を積極的に推進すべきではないでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

教育こども部長 議員ご指摘のように、まだまだ本町の学校では、がんの特化した形での授業というのはできていないのが現状でございます。今、ございましたように体系的に取り組んでいくということは大切だというふうに思っておりますし、がんに関しましては、家族や身近な方ががんで苦しんでおられる方がいらっしゃる生徒もいてると思いますので、そういった生徒に対しても含めて、どういった形で授業を進めていくのかというのは課題であろうと思います。

あまり、がん、がんという形で授業を進めますと、子ども達の家族、身内にそういう方がおられたときに、心を痛める生徒も出てくるだろうというふうに考えておりますので、そういったところ辺のアプローチの仕方も含めて、平成33年度の本格実施に向けて体系的に取り組めるように、今後、調査・研究をしながら、また教職員の研修も大阪府が中心になって進めておりますので、やっていきたいというふうに考えておりますし、本町として独自の資料であったり、先ほどご答弁申し上げました高槻市医師会のほうにもご相談をさせていただいて、医師の方の外部講師というような活用もできないかということについても模索をし、体系的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。確かに、今、教育こども部長がおっしゃったように、このがん教育、学校で生徒に授業する場合、生徒のご両親、そういう家族の方ががんで亡くなっていらっしゃる子どもさんは、本当に、このがん教育を受けるときの心の苦痛というんですか、そういうのはすごく大きなものがあると、私もそれは同じ気持ちで思っております。そこら辺の配慮というのは、相当、やはり担当の先生の心配りを必要とするのではないかと、そのように思っております。

でも、本当にがん教育というのは、これから大切な問題でございますので、子ども達の、義務教育の時代から、しっかりと健康について、また「命の大切さ」ということをしっかりと教えるためにも、このがん教育というのが大切ではないか、そのように思っておりますので、今回、質問するのは、ちょっと島本町にとっては早すぎるかなと思うぐらい、まだまだこれからの、スケジュールを考えられる、まだ早期の段階で、ちょっと早いかなと思いましたが、ぜひ、このがん教育に対して力を入れていただきたい。このことを最後に強く要望させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

教育長、ぜひ、よろしくお願いいたします。教育長にちょっと、お声聞かせていただいてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

岡本教育長 がん教育についてですけれども、先ほど議員からのご指摘ありましたように、現在の保健体育科の子ども達を取り巻く教育課題というのは、生活習慣病、それから喫煙、飲酒、薬物中毒、ここに焦点化がなされていて、このことについてどう対応していくかということが、子どもの学習の基本になっております。

ご指摘いただきましたように、がん教育については文科省も含めまして、新たな課題として提起されてきた問題でありまして、中学生段階でもってどこまで学習内容を深めていくかということについては、まだまだ研究が足りておりませんので、町もそうなんですけれども、全体として大阪府教育委員会、それから我々島本町の教育委員会、いろんなデータ等も含めまして、また高槻市医師会のお力もお借りをしまして、適切な教育内容ということで、総合的な学習の時間や保健体育の時間を使って指導してまいりたいというふうに、学校を指導するように努めてまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

岡田議員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ） 2017年12月定例会議の一般質問を行います。

一つ目、「過剰な部活動の問題点——子ども達の健やかな成長のために」。

2017年11月のスポーツ庁による運動部活動実態調査によると、公立中学校の部活動顧問教員の96%、生徒の60%近くが、部活動に関して何らかの悩みを抱えているということが明らかになりました。

部活動に関しては、誰もが幅広くスポーツや文化に親しむことができる機会や、居場所となっていること、また授業だけでは得られない友人関係や自己達成感があり、部活動は楽しいものであるというプラスの面があることもよく知っています。ですが、先ほどの調査結果にも表れているとおり、ここ数年、全国的に部活動が過剰になっているとして、教員の長時間労働や過大な業務負担、生徒の身体的負担や学習面へのしわ寄せなど、様々な点が指摘されています。

このような「過剰部活」に関するご見解をお示してください。

教育こども部長 それでは、1点目の「部活動」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の、「過剰な部活動に対する見解について」でございます。

各種調査結果、また報道等でも、過剰な部活動による教員の長時間労働等の業務負担や、生徒の心身への負担について言及されていることは認識しており、部活動は、これまでもご答弁申し上げてきたとおり、教育活動の一環でありながら教育課程外の活動で

あることから、教職員の業務本分に支障を来す状況や、生徒の心身の発達を阻害する活動は、厳に慎むべきものと考えております。

以上でございます。

中田議員 教育委員会として目指すところは理解しましたし、私もそのとおりだと思います。心身の発達に問題がないようにするとのことでしたが、島本町における実態はどうなっているのでしょうか。

そこで質問です。平成 27 年・28 年度の町内における不登校生徒の数と、その原因が部活動にあるとしている生徒の数をお示してください。不登校になった生徒が所属していた部に、重なりがあるかどうかもお答えください。また、この件に関するご見解をお聞かせください。

教育こども部長 それでは、「平成 27 年度・28 年度における不登校の生徒数と部活動との関連」について、ご答弁申し上げます。

平成 27 年度の中学校不登校生徒数は 18 名、平成 28 年度は 17 名となっております。そのうち、部活動を起因の一つとして不登校に計上した数は、平成 27 年度は 1 名、平成 28 年度は 2 名であり、所属部活動について一部重なりがございました。

これにかかる見解についてでございますが、先ほどもご答弁申し上げたとおり、不登校の起因の一つであり、それぞれの不登校生徒の起因は複数あることから、部活動も一つの要因であったことは確かでございますが、部活動自体に問題があったとの認識はございません。

以上でございます。

中田議員 不登校の要因の一つになっているのに、問題はなかったとのこと、認識が甘いのではないのでしょうか。これに関連して、幾つか確認していきたいことがあります。

不登校の生徒数と部活動との関係については、文科省も同じ手法で要因調査を行っています。それによると、全国の公立中学校で不登校となった生徒のうち、部活動を要因の一つとしてあげている割合は、平成 27 年・28 年度ともに 2.9% です。一方、先ほど明らかになった同年度・同項目の島本町での割合は、5.5% と 12% です。平成 28 年度に至っては、全国の値と比べて一桁多いものとなっております。

先ほど、平成 27 年・28 年度における、部活動を要因の一つとして不登校になった生徒の数をお答えいただきましたが、同じく、それ以前の 3 年間の平成 24 年から 26 年度に、それに該当する生徒の数をお答えください。

教育こども部長 24 年度から 26 年度におきまして、不登校の原因が部活動に起因する件数というのは、0 件でございました。

以上でございます。

中田議員 次に、「私の声」に寄せられた意見についてです。平成 24 年から 28 年度の 5 年間に、部活動のあり方の問題点を指摘している「私の声」の数を、それぞれの年度別

にお答えください。

教育子ども部長 住民さんからの「私の声」や、要望等についてでございますが、平成24年度から26年度までは0件でしたが、平成27年度は4件、平成28年度は3件の要望・苦情等をいただいております。

以上でございます。

中田議員 ということは、この直近の2年間に集中しているということだと思います。そして、部活動を要因の一つとして不登校になった生徒も、同じ2年間で3人もいるということです。このことから考え合わせると、この2年間に一部の部活動において問題があったという可能性は、極めて高いのではないのでしょうか。

また、以前いただいた部活動に関するご答弁では、活動時間の把握はされていないとのことでした。そこで、お尋ねします。「問題がなかった」との認識の根拠は、どこから来るものなのでしょうか。

教育子ども部長 平成27年度と28年度における要望・苦情の件数というのは、増加をしたという内容については把握しておりますが、その時点におきまして、対応を見直す必要のあるものにつきましては、学校に指導をし、適切に対応をしております。

確かに、平成27年度と28年度におきまして件数が多くなっているということにつきましては、先ほどご答弁を申し上げましたように、その部活動自身の不登校の一つの要因であるということは、これは否定するものではございません。ただ、不登校には幾つもの要因が複数ありますので、その時点におきまして、必ずしも部活動だけに問題があったという認識がないということでございます。

以上でございます。

中田議員 要因が複数あることが、「問題がなかった」ことの根拠だとおっしゃっておられるのだと思いますが、それは納得しがたいものです。いかに要因が複数あがっていても、少なくとも部活動を原因の一つとして不登校になった生徒がいるということは、先ほどおっしゃった「生徒の心身の発達を阻害すべきではない」という部活動の姿が、必ずしも達成されていないことになると思います。

不登校になるということは、生徒の人生を大きく狂わせるものです。今後は、その可能性が疑われる段階であっても、積極的に調査なり事態の把握に努めるなど、教育委員会としては予防的に振る舞っていただきたい。そして、同じことが二度と起こらないようにしていただきたいと思います。

続けて質問です。部活動に関する質問があるたびに、教育委員会のご答弁として使用されている「学校組織全体として、部活動を推進する」の文言について、9月の委員会で、部活動に対して推進という言葉を使用することは適切ではないのではないかという指摘をしました。それに対し教育長は「表現を変えることについて検討することはやぶさかではない」とお答えをいただいておりますが、その後、検討はされましたか。

教育子ども部長 「学校組織全体として、部活動を推進するよう指導する」という文言についてでございますが、子どもたちが主体的にいきいきと活動でき、効果的な部活動を目指すにあたり、「推進」という言葉について様々精査を試みましたが、不適切との認識はなく、先ほど過剰な部活動への見解を申し上げたとおり、過熱化・過剰化は慎むべきとの立場に立ち、「適切に実施する」という意味合いで用いているものでございます。以上でございます。

中田議員 この表現で、「過熱化・過剰化は慎むべき」との意図を汲み取れとおっしゃっているのだと思いますが、なかなか難しいご答弁だと思います。

確かに、このご答弁のとおり、これまで、この文言が使用されているものの中には、勝利至上主義や、個別顧問の教員だけの運営にならないよう等の補足が付いている文書もありました。そのような補足がある場合は、今、おっしゃったような意味合いにも取れます。一方で、補足なしに使用しているものもあり、その場合には、そのような意図を汲み取ることは無理に近いものです。もっと言えば、逆の意味に取られかねない表現であるとも感じます。

「過熱化・過剰化を慎むべき」との立場に立たれているということはわかりました。そういう意図があるのであれば、それが伝わりやすくなるよう、表現を再度検討されてみてはいかがでしょうか。要望に止めます。

次の質問です。6月の人びとの新しい歩みの部活動に関する大綱質疑では、「施政方針で示した取り組みを徹底した後、さらなる拡充を検討する」とお答えをいただいています。10月から実施されているノークラブデーの取り組みは成果があがっていますか。つまり、週1回以上の休養日は、すべての部活で確実に確保されていますか。それは確認されていますか。

教育子ども部長 「週1回の部活動休養日の実施と、その拡充について」でございます。

10月からの本格実施した後、校長会で実施状況を聴取いたしました。スムーズに運用されていることを確認しております。今後、さらなる拡充につきましては、現状を見守りつつ、学校現場の意見等も聞きながら、検討していきたいをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 2学期の初めに、教育委員会が保護者に配布したノークラブデー実施のプリントでは、「生徒の健康や成長に配慮し、また教職員の休養日を確保するため、可能な限り土曜日または日曜日にノークラブデーを設定します」とあります。ですが、ある部活では、すでに土日に全く休みを取らないことが常態化しているところや、ノークラブデーとされている日でも朝練がある、代替のノークラブデーを設置することなく週に一度も休みを設定していない例があるなど、実施から2ヵ月で、すでにして、なし崩しになっている例があると聞き及んでいます。

教員の負担軽減と、生徒の心身の健康と成長のためにも、ノークラブデーの実効性が担保されますよう、今一度、実施のあり方及び目的を、現場に対して周知徹底、指導することを強く求めます。

次の質問です。先進的な自治体では、部活動が過剰にならないよう、独自に活動時間に制約をかけるところが出始めています。そのような自治体が幾つも存在していることは認識されていますか。

教育こども部長 先進自治体の取り組み事例につきましては、教育関係誌等で、独自に活動時間に制約を設けている事例等について承知しているところですが、現時点におきましては、近隣の三島地域内では、そういった事例はございません。

以上でございます。

中田議員 三島地区でほかにはないのであれば、「教育に力を入れている」と自負する当町においては、三島地区をリードするという意気込みで、そのような先進的な自治体の事例を参考に、部活動が適切に行われるよう、さらなる取り組みを検討されてはいかがでしょうか。以前、ご答弁いただいたように、さらなる拡充の検討は進んでいますか。

教育こども部長 「先進事例を参考にした、本町におけるさらなる拡充について」でございます。

現時点におきまして、本町の部活動が不適切な実態にあるとの認識はございませんが、今後、過剰な状態になることを避けるための一定のルールは必要である、というふうに考えております。今後とも、国の動きや近隣自治体の取り組み状況を注視しつつ、子ども・保護者の部活動に対するニーズなども勘案したうえで、より良い部活動の取り組みにして行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員 子ども・保護者の部活動に対するニーズは、様々にあることと思います。ですが、教育委員会としてそれらを勘案する際には、教育委員会におかれましては、もう十分ご承知のこととは思いますが、文部科学省が示しているとおおり、それらが「生徒の心身の健康な発達」に資するものなのか、スポーツ医科学の観点から適切な休養が確保できているのか、教員・生徒ともに部活動によって無理や弊害を生むことになっていないかという点に常に立ち戻って、十分に吟味していただきたい。そのうえで、現場にも趣旨・目的の共有を図っていただきたいと思うものです。

そして、すべての部活動が楽しい、大人になっても続けたいと思える本来の姿になるよう、二度と部活動が不登校の要因の一つにあげられることがないよう、教育委員会として今後のルール作りに取り組んでいただきたいと思います。期待しています。

引き続き、二つ目の質問に移ります。

「第三小学校は西側開発とは切り離すべき」です。

J R 島本駅西土地地区画整理準備組合がホームページで公開されている道路計画基本方

針（案）によると、第三小学校の線路沿いに緑道延長が検討されています。この案では、第三小学校が土地区画整理事業の施行区域に入っていますが、これは、町が承諾したことなのですか。了承したということであれば、誰が、いつ、行ったのですか。

都市創造部長 それでは、2点目のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「第三小学校が土地区画整理事業区域に含まれていることについて」でございます。

第三小学校につきましては、平成24年度にJR島本駅西土地区画整理準備組合が発足された時点から、土地区画整理事業の施行区域内に含まれているところでございます。

なお、施行区域内に第三小学校が含まれている理由につきましては、桜井地区と桜井西側地区の連続性の担保、第三小学校北側の敷地整序、JR軌道敷沿いの道路延長等のご要望等があり、本町として、これらを総合的に検討した結果でございます。これらの理由から、検討案として土地区画整理事業の施行区域に含まれているものでございます。

今後、都市計画手続きの際、土地区画整理事業区域の案を固めるにあたっては、準備組合と協議のうえ、正式な町としての意思決定を行う必要があると認識いたしております。

中田議員 三小が事業の施工区域に入っていることに関しては、平成24年に町が承諾したうえでのことだと理解しました。では、それは書面で正式に承諾したということですか。

都市創造部長 書面で正式に承諾したか否かについてのご質問でございます。本町として、書面での承諾という形はいたしておりません。

なお、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今後、都市計画手続きの際、土地区画整理事業区域の案を固めるに当たっては、準備組合と協議のうえ、正式な町としての意思決定を行う必要があるものと認識いたしております。

中田議員 正式に書面で承諾はしていない、とのことですが。「町として総合的に検討した結果」と言われましたが、多くが、まちづくりの観点からのものです。実際に影響を受けるのは小学校に通う児童、保護者ですが、その視点からの考慮はなされましたか。

都市創造部長 第三小学校が土地区画整理区域に含まれることについて、児童や保護者への考慮があったか否かにかかるご質問でございます。

本町といたしましては、第三小学校が土地区画整理事業区域に含まれることで、第三小学校における教育環境に対し大きな支障は生じないものと考え、前にご答弁申し上げた理由のとおり、総合的に判断させていただいたものでございます。

中田議員 大きな支障が生じないわけではないと思います。緑道を通すことになれば、ただでさえ、ほかと比べて小さな校庭がさらに狭くなります。そして工事が入ること自体、学校教育環境に影響が出るものです。教育環境の整備のためというのならまだしも、学習とは全く関係のない工事によって、騒音、振動、工事車両の出入りなど、落ち着いた学習環境が奪われる児童の身になれば、準備組合が設立される前の段階で、もっと議論

されるべきだったことではないでしょうか。

次の質問です。第三小学校が土地区画整理事業の施行区域に入った場合、三小の土地を減歩しなくてはならないのですか。減歩をする・しないの判断は、土地を所有する島本町が決められるのですか。

都市創造部長 次に、2点目及び3点目の「第三小学校における減歩」にかかるご質問でございます。

第三小学校の減歩の可能性につきましては、現在、準備組合において設計や事業費の算出など、様々な項目において検討の段階であり、個々の土地の減歩につきましても、換地計画の設計時における今後の検討項目であるため、現時点では、ご答弁いたしかねるものでございます。

なお、議員ご指摘の第三小学校につきましては、すでに公共施設として現在地に立地し、一般の宅地に比して公共的性質が強いため、特別の宅地に関する措置についてうたわれている「土地区画整理法」第95条の適用により、位置や地積等に特別の考慮を払うことができるものでございます。

しかしながら、本町は、あくまで土地区画整理事業の施行区域内の一地主者でありますことから、第三小学校の換地等にかかる扱いにつきましては、準備組合における他の組合員の皆様の理解が必要となるものでございます。本町といたしましては、減歩を含む換地計画に関し、ご考慮いただけるよう準備組合の皆様と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 少しわかりづらかったので、再度確認なのですが、三小が施行区域に入った場合、換地計画等のまちづくりの詳細が決まっているかどうかは別として、三小が減歩される可能性はある、という理解でよろしいですか。

都市創造部長 第三小学校が施行区域に入った場合の減歩の可能性についてのご質問でございます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、本町につきましては、あくまでも土地区画整理事業の施行区域内の一地主者でありますことから、当然、他の地主者と同様に減歩の可能性はあるものでございます。しかしながら、「土地区画整理法」第95条において、特別の宅地に関する措置についてうたわれておりますことから、本町といたしましては、減歩を含む換地計画に関し考慮いただけるよう、準備組合の皆様と協議してまいりたいと考えております。

中田議員 先ほど来、「町は一地主者である」と言われています。これは大変な驚きです。これまで幾度も、「事業リスクを負われる地主者の皆様」ですとか、「地主者の皆様のご意向」「地主者主体のまちづくり」と言われていましたが、その地主者の中には町も入っていたということですね。これまで散々、民衆の開発と聞かされてきて、地主者以

外の住民は事業に口を出せないとわれ続けしていたのに、そうではない、というご答弁です。

町の意味は全住民の意思なのですから、直接、駅西に土地を持っていない住民の意向も反映されるべきだったということになると思います。これまでのご答弁と整合性が無いように思いますが、どう説明されますか。

都市創造部長 準備組合の一員として、町も積極的にまちづくりに関与すべきではなかったのか、というお尋ねでございます。

これまでもご答弁申し上げておりますとおり、当該土地区画整理事業につきましては、地権者主体の事業でございます。本町といたしましては、準備組合に対しまして技術支援をさせていただくという意味合いで、まちづくりに関与させていただいていることから、方針につきましては、これまでと何ら変わっておりません。

中田議員 質問の意味が噛み合っていないと思うんですけども、私は「町も地権者だ」ということですから、一地権者として、住民全体の意思で決めるべきであったのではということが、お尋ねしたかったわけです。

一部の住民の意向で町の財産が差配されて良いわけがありません。町の財産をどうこうするとき、一部の住民の意向は考慮されて、他の住民の意向は全く聞かないままに進んで来ているということ自体が問題ではありませんか。町が一地権者であれば、町を通じて、全住民の意見がそこに反映されるべきです。これまで言ってきたように、地権者だけの意向で決めても良いというものではなかった。

私は、駅西の事業内容の情報公開請求も行っていますが、そもそも情報公開請求をする必要がなかったのではないですか。住民に情報は全部、すべて、開示されるべきだったんです。そして、それに対して意見も言えたはずですが、こちらが理解していたことと、全く違っていたわけです。この件に関し、何か反論がありましたらご答弁願いますが、もしありませんでしたら、次の質問に移ります。よろしいですか。

都市創造部長 第三小学校が含まれている部分につきましては、すでに平成 24 年度の時点から、一定、案の段階ではございましたが、ホームページ等でそういう部分の情報については皆さんにお知らせしていた、というふうに認識はいたしております。

以上でございます。

中田議員 この件につきましては、引き続き別の場所で説明を求めていきたいと思っております。

次の質問です。もし、第三小の土地を減歩するとしたら、結果として、他の地権者の手元に残る土地の総量が増えるということになりますか。

都市創造部長 続きまして、4 点目の、第三小学校から減歩を実施した場合、「他の地権者の手元に残る土地の総量が増えるか否か」にかかるご質問でございます。

現段階におきましては、当該まちづくりにおける計画等の詳細が決定していないことや、減歩の有無等の詳細につきましては、今後の換地設計によって決定されるため、ご

答弁いたしかねるところでございます。

なお、一般的には第三小学校の減歩の有無により、地権者の皆様における平均減歩率につきましては、多少の影響はあるものと推察いたしております。

中田議員 平均減歩率の多少の影響ということですが、その「影響」というのは、平均減歩率が下がる方向に影響するということですか。

都市創造部長 減歩率の影響についてのご質問でございます。

一般的に、第三小学校から減歩を実施する場合と、しない場合のみを比較した際、減歩を実施する場合のほうが平均減歩率は下がる方向に影響するものと推察いたします。

中田議員 つまり、減歩するということになれば、町の土地が減ることによって、他の地権者の手元に残る土地が増えるということになるわけですね。

次の質問です。町有地であり、かつ貴重な教育施設の土地が削られるという減歩の可能性があるのであれば、三小をそもそも施行区域に入れるべきではないと思いますが、いかがですか。

都市創造部長 最後に、5点目の「第三小学校を土地区画整理区域の施行区域に入れるべきではないのではないか」というご質問でございます。

第三小学校が土地区画整理事業区域に含まれている理由につきましては、先ほど1点目でご答弁申し上げたとおりでございます。現段階におきましては、まちづくりにかかる計画等の詳細が決定していない段階でございますことから、詳細が固まってきた段階におきまして、最終的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 三小を事業区域に入れたことが検証できる……（「できないんじゃないか」と呼ぶ者あり）……、段階ではないと言われましたが、当時の状況に応じて決断の正しさは評価されるべきであって、今後が確定していないから云々について、おっしゃっている意味が少しわかりづらかったです。

また、土地区画整理区域から除いていただく、入れていただく等の表現からもあるように、町の財産である第三小学校を、町だけの意思で施行区域から抜けるか抜けないかを定めることができないこと。また、それ以前のご答弁から明らかになったように、減歩をするかしないかについても、町単独では、すでに決定できなくなっているということが明らかになりました。

このような決定について、住民も、議会も、あずかり知らぬところで決まっていたということです。これは、住民の信頼に背く行為ではありませんか。

都市創造部長 第三小学校を区域に入れる際の、町における意思決定に関するご質問でございます。

本町といたしましては、前に申し上げました理由を総合的に検討し、施行区域案とさせていただきます。また、内容につきましても、町のホームページ等に

において公開し、情報を提供させていただきながら進めておりますことから、手続き上も何ら問題はないものと認識いたしております。

(「議員は聞いてない」ほか、議場内私語多し)

中田議員 これまで駅西の事業に関しては、町や住民は口が出せない、地権者がやっていることだという態度を取ってこられてきたわけですが、実は、町もステークホルダーだったわけです。それを今まで一言も言わず、昨年の請願の際にも、そのような説明は全くなく、あげく、この期に及んで「準備組合とされましては」というような、他人事のような言い方すらされています。

そもそも町有地である第三小学校を区域に入れるか入れないかの意思決定の段階に住民が関わるべきだったと、今回の質問を通して私は言っているわけです。今からでも遅くはありません。一地権者である町の意味を確認すべく、第三小のこののみならず、事業全体に関する全住民の意向調査を行うことを強く求めます。

三つ目の、次の質問に移ります。「子育ては住民全体で取り組む課題」です。

町内で相次ぐ大型住宅の開発による急激な人口増に対応するため、保育・教育施設の整備が急務の島本町です。喫緊の課題として、第二幼稚園の跡地にどのような施設を造るか、決めなくてはなりません。跡地の施設に認定こども園を造るのか、公立か民間か、保育所なのか幼稚園なのかと、選択肢は様々にあるものの、本来の争点は、どの施設を造るかではなく、誰が、どのように子育て支援のあり方を決めるのか、つまり行政が決めるのか、住民全体として議論したうえで決めるのかにあるのではないのでしょうか。

この点、ご見解をお聞かせください。

教育こども部長 続きまして、3点目の「子育て支援」に関するご質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、1点目の「誰が子育て支援のあり方を決めるのか」についてでございます。

子育て支援はもとより、町の諸施策の推進にあたりましては、一般的に法令や関係の諸計画、財政との整合性などを勘案し、必要に応じ、住民や関係者の皆様のご意見をお伺いしたうえで、行政としての決定を行い、施策を実施するために必要となる予算案や条例案などを町議会にご提案させていただき、ご判断いただくものでございます。

また、行政が政策決定するまでの過程において、どのように意見聴取を行うかにつきましては、法律で手段が定められたものや任意で行うものなど、案件により異なりますが、内容に応じて適切に対応する必要があると考えております。

中田議員 11月に、保育・教育施設について考えるタウンミーティングとして、主に保護者を対象とした説明会、意見聴取を行ったことは、大変評価できるものです。しかし、対象がほぼ保護者に絞られたことで、地域住民への説明、意見聴取ができていません。

地域で子育て支援に関わっておられる方など、広く住民を対象にした説明会及び意見聴取の場も設定すべきと考えますが、いかがですか。

教育こども部長 次に、2点目の「住民を対象とした説明会及び意見聴取の場について」でございます。

第二幼稚園につきましては、施設の老朽化や耐震化の課題があることから、平成31年度に施設を解体し、民間の認定こども園を整備する方針で事務を進めており、これまで、9月に第二幼稚園の保護者に対し説明会等を3回開催したほか、子ども・子育て会議においても進捗の報告や、意見をお聞きいたしました。

さらに、町立保育所及び幼稚園の保護者、また幼稚園・保育所に関心をお持ちで、各施設の近隣にお住まいの未就学児の保護者の皆様に対しましても、町長及び教育長が自ら出向き、「教育・保育施設のあり方について」をテーマとして、11月にタウンミーティングを3回開催するなど、住民ニーズの把握に努めてまいりました。

第二幼稚園跡地の施設整備に関する住民全体説明会の開催予定はございませんが、今後、教育委員会議、総合教育会議、子ども・子育て会議など、各種会議で議論を重ねるとともに、関係者への説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 対象は関係者のみということでしたが、子育ては当事者のみならず、地域全体で関わっていくものであると私は考えています。

第二幼稚園の跡地にどのような施設を造るかは、公共施設の廃止・統合に関わる大きな問題です。先日のタウンミーティングの開催は、住民ニーズを把握する、一緒に考えていくという第一歩として素晴らしいものだったと思います。今後も、ぜひ対象を広げる方向で、住民の理解を得、納得を得る過程を大切にしていきたい。そのことを再度求めて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

川嶋議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時29分～午後2時40分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) 平成29年12月定例会議、一般質問を行います。

「町の保育と教育に明確なビジョンを！」

1) 公定価格について。

子ども・子育て支援新制度において、私立の保育施設である山崎保育園と高浜学園は、国が定める基準により算定した必要費用額によって、その財源を保障されています。「公定価格」と呼ばれるものです。

①私立施設保育の公費負担について、算定方法の基本構造を説明してください。

②山崎保育園、高浜学園など、私立保育園につき定員数での公定価格と、現在、実際

に支払われている公定価格は、それぞれどのようになっていますか。

教育こども部長 それでは、戸田議員の一般質問の1点目、「町の保育と教育に明確なビジョンを！」のご質問のうち、1)点目の公定価格について、ご答弁を申し上げます。

まず、「私立保育園の公費負担の基本構造について」でございます。

私立保育施設の公費負担分とは、施設ごとの利用定員数等に基づき人件費・事業費・管理費等の運営にかかるコストを考慮し、子ども1人当たりの教育・保育に通常要する費用をもとに、内閣総理大臣が定める基準によって算定された公定価格から、国基準の利用者負担額を差し引いた額を施設型給付費、または地域型保育給付費として負担するものでございます。施設型給付費等につきましては、国2分の1、府4分の1、町4分の1の割合で負担することになっております。

次に、②の「私立保育園の認可定員数での公定価格と、利用定員数での公定価格について」でございます。

公定価格の単価につきましては、概ね10名ごとに定員区分が定められており、定員数が多ければ運営経費にスケールメリットが働くとの考え方から、児童1人当たりの公定価格単価が低く設定されており、各施設においては、実際の受け入れ児童数に見合った利用定員数によって公定価格を設定できることになっております。

現在、山崎保育園におきましては、認可定員・利用定員ともに150名となっているため、公定価格上の差異は生じませんが、高浜学園においては、認可定員200名に対し、利用定員が130名であり、認可定員をもとにした定員区分よりも低い定員区分で算出しているため、公定価格単価は高くなっております。

以上でございます。

戸田議員 高浜学園におかれては、公定価格の単価は高くなっているというご説明でした。

子ども・子育て支援新制度は、民間活力を導入するとして、より自由に企業の参画を促し、その財源を消費税増税分に求めたものです。以前のように、施設に補助金が支払われるのではなく、利用者である子ども一人ひとりに公費が支払われます。このことにより、事業者に用途制限というものがなくなりました。事業者、特に営利を目的とする企業にとっては大きなメリットとなるという指摘もあります。

③そもそも公定価格とは、施設を運営するために必要となる費用を計算して、内閣総理大臣が基準を算定したものです。施設運営に必要な費用として、利用定数に基づいて算定され、施設定員数に比べて利用者数が少なくても経営が成り立つよう配慮されたものと思われまます。この点につき、町の見解を問います。

④4月入所希望者から順に、月ごとに行うとされた来年度からの保育所入所審査方法は、利用者数が増える一方で、育児休業明けの入所を予定している保護者にとっては厳しい結果を招くものです。年度末に近い生まれ月の子どもほど、入所に不利な立場に置かれると懸念します。現行の制度を守りきれないと判断された背景を、ご説明ください。

教育こども部長 次に、③の「利用者数が認可定員数より少なくとも、制度上、経営は成り立つとの考えに対する町の見解について」でございます。

議員ご指摘のとおり、利用定員に応じて設定される公定価格の考え方は、認可定員数を下回る利用者数であっても、各施設の実情に応じ、経営に支障を来さないよう配慮されたものと考えております。

ただし、公定価格単価の設定については、性質上、当然黒字となるようなものではなく、また開設経費においても多額の負担が発生する中、事業者としても、認可定員を満たす利用者数となるよう努力されていると考えております。

次に、④の「平成30年度保育所入所事務における審査方法の変更の背景について」でございます。

これまで本町では、原則、入所年度の前年度に行う一次受付において申請のあった方から、入所希望日にかかわらず、その家庭の保育の必要性に鑑み優先順位をつけて入所いただく取り扱いとしておりましたが、平成30年度からは、4月入所希望者から順に、月ごとに入所審査を行うように変更するものでございます。

変更するに至った背景につきましては、主に2点ございます。1点目は、入所枠の活用でございます。現在の審査方法では、入所希望日に関わらず優先順位を付けるため、時間軸での公平性が担保される一方、年度当初に多くの待機児童が出ることとなります。また入所の優先度は高いが入所希望日が遅いという児童のための入所枠が、1年近く空いた状態となっている場合もあり、最終的に当該児童の転出によって不要となった事例もございます。2点目は、保育士の効率的な雇用がございます。現在の審査方法では、月を追うごとに入所児童が増えていくこととなりますが、全国的な保育士不足と言われている中、入所児童の増加にあわせて保育士を確保することは困難でございます。従いまして、公立・私立を問わず、保育士の確保が比較的行いやすい年度当初から、年度末のピーク時の児童数を基準に保育士を揃えなければならない状況にあり、私立保育所においては、その経費を賄う施設型給付費や町補助金の額の算定が、毎月1日現在の児童数をもとに行われるため、年間を通じて見た場合、人件費に要する事業者負担が過大になっております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、審査方法を改めることにより、例えば3月生まれの児童については、生後57日以後でなければ入所できないために4月からの入所が希望できなかつたり、生後間もない状態で育児休業を切り上げて入所を申し込まざるを得なかつたりする状況となる可能性がございますが、0歳児の児童に限り、別に10月入所枠を一定数設ける措置を取ることにより、それらの課題に対応することとしております。

いずれにいたしましても、今回の制度変更は抜本的な待機児童の解消策として、まずは保育所増設等受け皿の拡充を推し進める中で、保育所の持つキャパシティを最大限活用するとの趣旨で行ったもので、近隣自治体では、すでに、このような手法での取り扱

いをされているのが現状でございます。

以上でございます。

戸田議員 保育所入所審査方法の変更については、現状ではやむを得ないと思わざるを得ない。

開設時にも、運営に関しても、多くの補助金、公金が支払われているのですから、今なお定員数を満たさない運営となっている高浜学園におかれましては、今後、障害児保育や地域の一時預かりをも担っていただけるよう、切に願っております。

2) 認定こども園について。

現在、第2幼稚園を第一幼稚園に統合し、その跡地に新たな施設を整備する計画が示されています。保育所・保育園は公立であれ民間であれ、「児童福祉法」に基づく児童福祉施設として、「児童福祉法」において保育の義務は市町村に課せられています。一方、認定こども園は内閣府によって管轄され、保育の義務が市町村に課せられている保育園等とは異なる体系で運営されていると認識しています。私立の場合は、利用者と施設との直接契約となり、保育料も施設で徴収するという制度設計になっています。公立と私立では、町の関与が大きく異なるのではと、危惧しています。

①当面の間、すなわち待機児童が発生している現在においては、利用児童の選考、町の斡旋・調整が行われるが、将来的には現在の私立幼稚園に限りなく近い形態になるかと思えます。この点について、町の認識を問います。

教育こども部長 それでは、2) 点目の「認定こども園について」の①、「私立の場合、将来的に利用児童の選考、町の斡旋、調整がなくなるのではないか」について、ご答弁申し上げます。

平成27年度から開始した子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園、保育所、家庭的保育事業所等につき、保育利用するにあたっては、すべての市町村は「子ども・子育て支援法」第20条第1項の規定に基づき、保育にかかる認定を受けた子どもについて、市町村が「児童福祉法」第24条第3項及び附則第73条第1項に規定する利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされており、また、各施設・事業者も市町村からの斡旋及び要請に対し、協力しなければなりません。

利用調整については、各市町村において利用者ごとの保育の必要性について指数づけを行い、そのうえで施設・事業者ごとに、当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、保育の必要度の高い人から順に保育所等の利用を斡旋することとなります。

待機児童が発生しなくなった場合につきましては、申請者が希望する施設に入所することが可能となることから、市町村が利用調整を行う必要がなくなりますが、市町村が保育の必要性の認定を行うことについては引き続き行うこととなり、私立の特定教育・保育施設等への町の関与がなくなるものではございません。

以上でございます。

戸田議員 将来、待機児童が解消されると、現在の私立幼稚園と同様の扱いのようになり、定員を超えた場合、人気のあるところなどには抽選によって選考が行われるようになると考えられます。認定こども園については、民間から公募するか、公立で設置運営するか、単に財源を理由にするのではなく、相当慎重に検討しなければならないと考えます。

②公立の場合、施設整備費の10分の10が町負担、一方、私立の場合は4分の1の負担です。しかし、公立の場合は地方交付税措置による一般財源があるのですから、この部分の数字を把握することなく、財源の優位性を理由に私立施設が望ましいと判断することはできかねます。一般財源のうち、保育にかかる地方交付税措置について、どのような算定になっているのか、詳細説明を求めます。

総務部長 ②の「公立の認定こども園の施設整備にかかる地方交付税措置の算定」について、ご答弁申し上げます。

公立の認定こども園の施設整備にかかる財源につきまして、地方負担額、つまり町が100%負担をするということになります。その資金手当てとして、自分の持っているお金で手当てをするか、それとも一部借金をするかという選択になるわけですが、地方交付税が措置されるのは借金をした場合のみで、自分のキャッシュでやった場合は地方交付税の措置は当然ございません。今回、ご質問の部分は借金をした場合という形になりますので、そのうえでお答えをさせていただきたいと思っております。

平成29年度の地方債同意等基準及びその他の取り扱いに基づき、起債の充当率及び地方交付税措置などについて、ご説明をさせていただきます。

公立の認定こども園のうち、幼稚園部分は、その事業費の75%が学校教育施設等整備事業債の額となります。また保育所部分につきましては、その事業費の50%が国庫補助金の一般財源化に伴う施設整備事業債の額となります。あとの残りの50%の事業費のうち80%が、社会福祉施設整備事業債の額となります。

次に、地方交付税措置でございますが、学校教育施設等整備事業債及び社会福祉施設整備事業債につきましては地方交付税措置はございません。あと、国庫補助金の一般財源化に伴う施設整備事業債につきましては、後年度に発生する元利償還金の70%が地方交付税措置の対象となるものでございます。

以上です。

戸田議員 財源の優位性を理由に、安易に民間が望ましい、あるいはやむを得ないと判断しないでいただきたい。大事なことは、検討のプロセスの透明化と情報提供により、熟議を経て納得のできる結果を導き出していくことです。

本来、子ども・子育て会議はそのためにあると思いますが、現状のままでは、その機能が十分に果たせていません。改善の余地がありませんか。

教育こども部長 それでは、次に③点目の「検討のプロセスの透明化と情報提供により、熟議を経て納得のできる結果を導くため、子ども・子育て会議の機能が十分に果たせる

よう改善の必要はないか」というご質問でございます。

教育委員会といたしましては、将来世代に負担を残さないために、第二幼稚園の跡地には、民間の認定こども園を整備することが最も望ましいと考えております。また、これまで9月に第二幼稚園の保護者に対し説明会等を3回開催したほか、子ども・子育て会議においても進捗を報告し、ご意見をお聞きいたしました。

さらに、町立保育所及び幼稚園の保護者、また幼稚園・保育所に関心をお持ちで、各施設の近隣にお住まいの未就学児の保護者の皆様に対しましても、町長及び教育長が自ら出向き、「教育・保育施設のあり方について」をテーマとして、11月にタウンミーティングを3回開催するなど、住民ニーズの把握に努めてまいりました。

今後は、これらの経過も踏まえ、子ども・子育て会議で、これまで以上に議論してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 町内にまだない認定こども園の整備運営を、いきなり民間にゆだねるのは避け、公立で運営することが望ましいと私は考えます。このたびのタウンミーティングについては画期的であり、評価すべきものです。今後は、子ども・子育て会議への情報提供、意思決定のプロセスへの参画が行われることを期待しております。

3) 民間保育園募集について。

現在、募集している定員数90名の民間保育所につき、1,000平米の土地を複数の事業者がそれぞれに町内で確保するのは容易ではないでしょう。保育所は、その性質上、立地が非常に重要です。本来ならば、小学校区域にそれぞれ1ヵ所、保育所があるのが理想です。どこに、どのような保育施設があるのが望ましいか、まちづくりの視点で考える必要があります。

土地の選定と確保まで民間にゆだねてしまう公募が、はたして妥当であったのか、ここに課題を残したと思わざるを得ません。例えそれが民地であっても、まず島本町が責任を持って適切な土地を確保し、それを提示して、地域における未就学児の保育・教育における明確なビジョンを描いて公募するのが町の責務であったと、今は思います。

どこで、どういう保育を行うのか、島本町には、この明確なビジョンがなかったということになりませんか。ご答弁を求めます。

教育こども部長 続きまして、3) 点目の「民間保育園募集について」でございます。

保育所整備にあたり、立地は重要な要素であると認識しており、理想といたしましては、今後、開発に伴い就学前児童の人口が見込まれる地域や、駅前など交通の利便性が高い地域に整備されることが最も望ましいと考えております。しかしながら、現在、募集中である民間保育所の整備・運営事業者の募集におきましては、町有地で保育所用地として提供できるものがないこと等から、他市の公募事例を参考に、土地を確保のうえ応募することを要件といたしました。

なお、近隣市と比較いたしますとコンパクトな町ゆえに、市街地であれば、どこの地域に整備しても、通園に大きな不便はないと考えておりますが、審査においては、立地も含めた形で事業者を選定いたします。

公募にあたっては、町のビジョンといたしまして、「島本町子ども・子育て支援事業計画」に掲げております子ども・子育ての基本理念及び計画の基本的な視点並びに「島本町教育大綱」を募集要項において示し、これらの趣旨を十分踏まえ、本町と協働で島本の未来の子どもたちのために運営していただける事業者を募集しているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 他市とお比べになって「通園に大きな不便はない」というのは、分析としては誤りではありません。しかし、働きながら子どもを育てることの現状に寄り添い、向き合い、コンパクトな町ならではの強みをいかに磨いていくかという発想なくして、若年層の転入・定住を望める時代ではないでしょう。単に待機児童対策ではなく、保育環境の質を考えないと、やがて子どもが減るときにこそ大きな影響を受けます。

事業者選定に当事者の目線を活かし、保護者の代表を入れている自治体もあるようですが、社会福祉施設整備審査委員会に、町の現状を総合的に把握している職員が関与することと同時に、保護者の意見も反映していくというお考えはありませんか。

教育こども部長 社会福祉施設整備審査委員会につきまして、私も委員の1人として参画を予定しておりますし、今後、当事者目線を踏まえる形で言えば、例えば子ども・子育て会議委員の中から公募委員として選出した方を活用するなど、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 よろしく申し上げます。

子ども・子育て支援新制度は、介護保険事業をモデルにしたものです。介護が市場にゆだねられたように、保育が事業間の競争、保護者の自己責任となっていく可能性が懸念されます。保育・教育の将来ビジョンをしっかりと描き、保育の質を保ち、再び「子育てしやすい島本町」と言われるようになれるのか、今、選択が迫られています。

私たちの考え次第であることを申し上げまして、Ⅱ点目の質問に移ります。

「三島救命救急センター移転検討の透明性」を問う。

前の9月会議において、平成28年度決算に対する大綱質疑で、この課題について問い、議会への説明を求めました。

1)平成29年2月10日付けで、高槻市長、茨木市長、摂津市長、島本町長名で、公益財団法人大阪府三島救命救急医療センター理事長・濱田市長宛てに出された「移転候補地の検討結果についての報告(島健い第2705号)」への回答は、いつありましたか。内容は、どのようなものでしたか。なぜ、今なお、お示しいただけないのですか。

2) 大阪医科大学敷地内において、すでに具体的な移転候補地が示されているはずですが、その場所を候補とされた理由、運営主体、運営形態の検討との関係について、説明を求めます。

3) 夜間休日応急診療所の移転は考えず、センターのみ移転するという方針は変わらないのでしょうか。応急診療での急変患者が多く社会復帰できているのは、そばに救命センターがあるからであり、患者にとっても、医師にとっても、安心材料になっているはずですが、センターの移転だけが拙速に進められていることは問題です。

答弁をお願いします。

健康福祉部長 それではⅡ点目、「三島救命救急センター移転検討の透明性を問う」に関するご質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、1) 点目の「平成 29 年 2 月 10 日付け、島健い第 2705 号に対する回答について」でございます。

三島救命救急センターの移転につきましては、以前から 3 市 1 町における共通の課題として、三島二次医療圏の救急医療行政担当で構成する「三島二次医療圏救急医療検討会」等で検討を重ね、耐震性の課題などから、移転の必要性について確認してまいりました。

議員ご指摘の文書につきましては、三次救急医療体制の安定的・継続的な確保と様々な課題の解決には、大阪医科大学敷地が移転候補地として最もふさわしいとの結論に至り、移転候補地として選定したこと、また大阪府三島救急医療センター理事会における審議の申し入れを、3 市 1 町の首長から公益財団法人大阪府三島救急医療センター理事長宛てに行ったものでございます。その後、2 月 18 日に開催された医療センターの理事会におきましては、大阪医科大学の敷地を移転候補地とする決議がなされております。

本年 3 月から 4 月にかけては、公益財団法人大阪府三島救急医療センターから学校法人大阪医科大学に対し移転に際して配慮の申し入れを行い、それを受けて学校法人大阪医科大学から公益財団法人大阪府三島救急医療センターに対して、移転に際しては十分に配慮することを了承する旨の回答がなされていると報告を受けております。

なお、学校法人大阪医科大学から公益財団法人大阪府三島救急医療センターに対して回答された文書につきましては、公益財団法人大阪府三島救急医療センターの所管する文書でございますので、本町において、お示しできるものではないと考えております。

次に、2) 点目の「大阪医科大学敷地内における移転候補地について」でございます。

本年 5 月 23 日に開催された大阪府三島救急医療センター理事会において、大阪府三島救命救急センターの移転にかかる諸事項につきましては、医療関係者も交えた意見交換会で行っていくことが決議されました。意見交換会の構成メンバーでございますが、実務者といたしまして、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、学校法人大阪医科大学

科大学、3市1町に加え大阪府も交えた行政、関係者といたしまして3市1町の医師会、二次救急医療機関、3市1町の消防本部となっております。

大阪医科大学敷地内における移転候補地につきましては、6月28日の第2回意見交換会において、大阪医科大学から3カ所の候補地が提示され、それぞれの課題について意見交換をいたしましたが、建て替え検討中の病院新本館A棟が、現実的候補であることを確認いたしました。その後も意見交換会において慎重に議論を重ね、11月17日に開催された第5回意見交換会において、移転場所は「病院新本館A棟」を前提とすることを再確認したところでございます。

運営形態につきましては、公益財団法人大阪府三島救急医療センターが運営主体となる単独型及び学校法人大阪医科薬科大学が運営主体となる併設型を、運営形態の候補として意見交換を進めておりますが、現時点では合意形成に至っておらず、今後も引き続き意見交換会において検討することとなっております。

次に、3)点目の「移転の方針について」でございます。

大阪府三島救命救急センターの移転についてでございますが、昨年4月に発生した熊本地震において、熊本市の災害拠点病院に指定されていた熊本市民病院の天井が一部崩落したことにより、その機能が発揮できないという事態となったことを受け、三島二次医療圏における三次救急医療機関かつ災害拠点病院である大阪府三島救命救急センターの耐震性等の課題について、早急に解決すべく、移転に向けて検討を進めてきたところでございます。

一方で、高槻島本夜間休日応急診療所と大阪府三島救命救急センターが併設されている利点についても、十分認識をしております。今後の高槻島本夜間休日応急診療所のあり方につきましては、運営に携わっております3市1町に加え、医師会等の関係機関と、別途協議を進めてまいりたいと考えております。

戸田議員 2点、再質問します。

報告があったのみで、移転候補地の検討結果についての回答にかかる文書については、3市1町で共有されていないという、これはおかしい。本来、共有されるべきものです。今後の検討会において、資料として配付するよう求めていただきたい。ご答弁を。

もう一つは、運営主体・運営形態についてはこれからの議論になるとのこと。まず、双方の利点と課題を精査して、お示しいただきたい。それなくして判断はできかねますが、島本町議会において、これまで同様、独立性を保つのが望ましいという意見が議員の一般質問で述べられたと発言していただけないでしょうか。

健康福祉部長 再質問でございます。まず、1点目、島健い第2705号への回答について「資料として配付するよう求めていただけないか」ということですが、大阪府三島救命救急センターの移転に関しましては、現在、公益財団法人大阪府三島救急医療センター、学校法人大阪医科薬科大学、3市1町の行政及び消防本部、大阪府、3市1町の医師会、

二次救急医療機関の関係者による意見交換会などにおいて議論を進めているところでございます。3市1町が提出した文書に対する回答文書を資料として配付するよう求めていただきたいとのことですが、その回答内容については、会議の中でしっかりと報告をいただいております。

いずれにいたしましても、資料提供のあり方等、会議の運営等につきましては、会議構成メンバーと意見を交わしながら確認してまいりたいと考えております。

もう1点ですが、今回、「独立性を保つのが望ましい」という意見について、議員の一般質問で述べられたことを、その会議の中で発言していただきたいということですが、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、大阪府三島救命救急センターの移転後の運営形態につきましては、引き続き関係者による意見交換会において検討されまして、理事会において決定される事項でございます。会議の中では、これまで同様、本町として意見表明を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 島本町として意見を述べるとおっしゃっている。その立場にありながら、なぜ島本町議会への説明、議論の場を設けないのか、ここが不思議でなりません。7月1日付けで新たに就任された同センター所長・小畑仁司氏は、ホームページ上の挨拶で「当センターは41床という小規模の単独型三次救急医療施設ですが、だからこそ、全職員が救命救急という目標に向かって一致協力しやすいという利点があります。」と述べられています。現場の声を第1に尊重し、慎重かつ透明性を持った検討を求めておきます。

Ⅲつ目です。「JR島本駅西地区まちづくりを問う～公共施設の課題とともに～」。

お示しいただきました（仮称）JR島本駅西土地区画整理事業道路計画基本方針（案）「歩行者に優しい街づくり」を拝見いたしました。第三小学校を挟んだ緑道の整備は、当該開発計画にとって極めて重要であることがわかります。しかし、教育委員会としては、新たに第三小学校の敷地について困難かつ重要な課題に直面したことになります。

1) 仮に、町が自ら覚悟を持ち、透明性のある進め方によって、計画段階から住民意見を真摯に聞き取り向き合っていたならば、第三小学校と第四保育所の一体的な整備を当該地の開発プランの中に組み入れ、未来に希望が持てる抜本的な施設整備を行うことができたのではないのでしょうか。「面的整備による一体的なまちづくり」とは、まさに、こういうことを言うものではありませんか。

教育こども部長 それでは、Ⅲ点目のご質問の1)点目、「第三小学校の整備等」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

JR島本駅西地区のまちづくりに関しましては、短期間で進められる事業ではないとの認識に立ち、教育委員会といたしましては、学校施設の耐震化に加え、平成26年4月からは組織変更により保育所も所管することになり、待機児童問題への対応が大きな課題となっていたことから、早期の課題解決に向け、第三小学校と第四保育所の一体的な

整備の検討を進め、平成 27 年 5 月に「第三小学校整備基本構想」を策定した経過がございます。これらの経過につきましては、議会に対しましてもその都度ご説明し、議論もいただきながら、事務を進めてきたところでございます。

なお、仮に一体的なまちづくりとして進めていた場合には、現時点におきまして、第三小学校の耐震化への着手はもとより、待機児童対策についても具体的な方策をお示しできていなかったものと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、Ⅲ点目の 1) 点目につきまして、都市創造部からもご答弁申し上げます。

議員ご指摘の第四保育所を含む「第三小学校整備基本構想」の策定に向けた議論を行ってございました平成 26 年度から 27 年度におきましては、J R 島本駅西地区の土地区画整理事業は、まちづくりの推進にかかる議論よりも、事業協力者として選定された事業者との問題解決を優先的に行っていた時期であり、積極的に住民の皆様のご意見をお伺いさせていただき状況ではなかったものでございます。

紆余曲折を経て、まちづくりを再スタートされた準備組合におきましては、現在、まちづくりの概略案を作成されており、町といたしましても都市計画の概略案とともに、まちづくりの概略案をお示しさせていただき、住民の皆様のご意見をお伺いさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 教育委員会におかれましては、計画やビジョンが描けないというご苦労があったと理解、拝察するわけなんですけれども、理想と現実はずしも一致しないことは理解しています。

しかし、私はこれまで、町の将来像を決めるのは誰ですかと、繰り返し指摘してきました。町が自ら理想を追求する姿勢を持たず、住民意見の聴取を避けるように情報提供を行わず、地権者の土地利用や資産運用の問題であるという姿勢を貫いてきたことによって、他の町の政策とあわせて議論される機会を失ってしまった、そのように私は考えています。町の重要な施策とあわせて駅周辺のあり方を考えることがどれほど重要かを、今、改めて三小の問題で痛感しています。

大切なのは、これからです。2) 庁舎について、問います。

仮に移設・建て替えを考える場合、庁舎のみならず、体育館や資料館など、ほかに課題となっている複数の公共施設の再配置や複合的整備を戦略的に考え、選択肢を豊かにして検討する必要があると、私は考えています。庁舎新設の折には、文化財の展示と適切な保管ができる資料館施設を併設してはどうか、という声もあります。

文化財の展示と保管につき、現在、教育委員会が課題に思っておられることはどのようなことですか。島本町には、こういった施設が必要で、それを活用して、こういった

文化施策を進めたいと考えておられるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

教育こども部長 続きまして、2) 点目の「文化財の展示と保管についての課題、必要な施設とそれを活用した文化施策」について、ご答弁申し上げます。

現在、文化財の展示につきましては歴史文化資料館展示室において行い、保存作業につきましては、同館事務室及び収納作業室において業務を行っているところでございます。また保管場所につきましては、同収納作業室や若山台倉庫などに設けているところでございます。

文化財の展示・保存作業・保管につきましては、本来、十分なスペースと適切な温湿度管理機能を備えた施設・設備を必要とするものでございますが、同館につきましては当初から資料館として建設されたのではなく、旧来の建築物を資料館として有効活用するに至った関係上、これらを備えていないところであり、日々増加する収蔵品を適切に管理するための施設が必要であることは、認識しているところでございます。

また、歴史文化資料館につきましては、常設展や企画展だけでなく、講演会や資料館コンサートをはじめとする各種事業を展開しており、展示室以外に各種事業の会場として使用できる部屋や、講演者や出演者のための控室として使用できるような汎用性のある部屋を整備することができれば、資料館のさらなる活用ができるものと考えております。しかしながら、これらの整備には多額の財源が必要であることから、町財政との整合性を図りながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、資料館としての機能を充実させることにより、身近に本町の文化財や文化に触れる機会を増やすことができるとともに、町内外へ、本町の歴史や魅力を発信する拠点にしたいという思いがございます。

以上でございます。

戸田議員 庁舎、三小、それから資料館的施設などを含む公共施設の総合的な管理計画と、J R島本駅西土地地区画整理事業は、いずれも町の重要な政策課題です。これについて、総合政策部長のお考えをお聞かせください。

総合政策部長 「公共施設総合管理計画」と、J R島本駅西土地地区画整理事業に対する考えについてのお尋ねでございます。

本町の「公共施設総合管理計画」は、将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐ、このことを基本的な目標に掲げております。人口急増期に建設された多くの公共施設において老朽化が進行する中、限られた資源と財源を効率的に活用し、将来にわたって持続可能な自治体経営を進めるため、今後における公共施設の管理方針をお示したものでございます。一方のJ R島本駅西土地地区画整理事業につきましては、本町の「総合計画」及び「都市計画マスタープラン」の趣旨に沿った取り組みであり、新たな町の顔となる駅前玄関口のあり方に関わる事業でもありますことから、本町として、積極的な技術的支援を行っているものでございます。

議員ご指摘のとおり、いずれの事業につきましても、本町の重要な施策であり、その円滑な推進に努めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 島本駅周辺にある役場庁舎は、地域コミュニティの核になり、大きな災害時の真の拠点になる。数字に表せない付加価値が得られる。行政サービスコーナーを水無瀬駅前、という強い要望もありました。銀行が駅前にあるように、本来、庁舎は利便性の高い、町の中心的な場所にあるのが望ましいと私は考えます。かつては、広瀬にあったわけです。また高齢者にとっては厳しい坂に位置する庁舎を駅前に配置するという発想が町の強みを生み出す、そういう考え方も可能かと思えます。もちろん、これについては財政の大きな課題があります。これも含めて、基本構想でしっかりと練っていく必要があるものと思えます。

いずれにしても、町民の納得と賛成が得られる土地区画整理事業であること、住民が町への愛着を失わないこと、貴重な、愛されてきた「農ある景観」を失う開発を行うのならば、その点、これほど大事なことはないと申し上げておきたいと思えます。

最後になります。今回、大きく三つのテーマで質問いたしました。いずれも大きな課題であり、そして、ご答弁も大変丁寧なご答弁をいただきました。時間内に収まるのかどうか、いつにも増して心配しました。ホッとしているわけなんですけれども、大きなテーマの二つ目と三つ目は、本来ならば議員全員協議会等で議員に対してご説明をいただくこと、これが本来の姿ではないかなと思っております。一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、今後は執行部から町議会に対して、折に触れ説明責任を果たしていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 24 分～午後 4 時 00 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野村議員の発言を許します。

野村議員 (質問者席へ) 自由民主クラブ・野村篤です。一般質問を行います。

通告書に従いまして、まずは 1 点目、「島本町の『環境資源』について～適切な保全と開発は、命を守り、乱開発を防ぐ～」。

(ア) 田畑～JR 西側の開発状況について問う。

JR 島本駅西土地区画整理準備組合が、組合設立に向けて本格的に動き始められました。準備組合では、ホームページの開設と資料のご開示により、地権者の皆様だけでなく、近隣の方々へのご配慮もされ、「周辺環境と調和した うるおいある よりよいまちづくり」を掲げる島本町の意図を最大限に汲んだ形での区画割りを計画されています。

J R 島本駅西側地権者の皆様は、長きにわたり、その土地を愛し、自然を愛し、慈しんで来られましたが、高齢化の波や、相続による承継者不在問題など、田を維持することが困難となっている現状が続いています。

田畑や山林は、適度に人の手を入れることで、その輝きを増し、放置すれば荒れ果てます。長期にわたり、土地を美しい田畑に維持してこられた地権者の皆様に敬意を表するとともに、自分1人の考えに捕らわれることなく、売却、維持、農地という、各々のお立場を調整することで、島本の美しい自然に応じた適切な駅前となることを、島本町民の1人としてご期待申し上げます。

さて、「自然と調和したまち」島本町を維持発展していくうえで、地権者の皆様と行政が、手と手を取り合って前進することは何より欠かせません。行政の役割は、何よりも方向性を指し示す「都市計画」及び適切な制限にあると考えますが、景観に配慮したうえでの建築物の建築に際し、高度地区制限など、制限事項について、現状のお考えはいかがでしょうか。

また、準備組合による土地利用基本方針（案）が公開されていますが、どのように評価されますでしょうか。お尋ねします。

都市創造部理事 それでは、野村議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の（ア）、「田畑～J R 西側の開発状況」にかかるご質問でございます。

J R 島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては、J R 島本駅西土地区画整理準備組合により実施されているところでございます。当該地区につきましては、議員ご指摘のとおり、平成24年6月に改定いたしました「島本町都市計画マスタープラン」におきまして、「うるおいある良好な住宅地の形成を推進する」旨を記しており、準備組合におかれましても、その趣旨を踏まえたまちづくりに取り組んでいただいているところでございます。また、このようなまちづくりを進められた背景には、農業従事者の高齢化に伴う後継者の不足、相続による土地の細分化等の事情があった旨、お聞きいたしているところでございます。

一方、本町といたしましては、前にご答弁申しあげましたとおり、本町「都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを実施されておられること等を鑑み、当該準備組合に対し支援をさせていただいているところでございます。

同時に、本町といたしましては、まちづくりを誘導するために必要な「都市計画」を設定させていただくことも重要な役割でございます。都市計画に関しまして、議員ご指摘の高さ制限等の規制につきましては、当該地区は現状、市街化調整区域であることを鑑みると、市街化区域への編入の際、用途地域といわれる土地利用計画の基本をなす部分だけでなく、「地区計画」という地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりのルールを設定させていただくことが必須条件となっております。今後、当該地区のまちづくりの概略案が示された段階におきましては、高さ制限等をはじめとした規制について

も、地権者の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、現在、準備組合において公開されておられます土地利用基本方針（案）の内容につきましては、近隣型商業施設や病院等の誘致を目指し、換地の共同利用によって駅前のにぎわい創出を図られるエリアである「駅前にぎわいゾーン」、土地区画整理事業の保留地を配置し、集合住宅用地として活用を図られる「保留地活用ゾーン」、今後も当面は農地として利用される「農地保全ゾーン」、地権者各人の意向に基づき、戸建て住宅等を主として、個々に土地利用を図られる「個別住宅地ゾーン」などの、各種ゾーニングを示されております。

なお、土地利用基本方針（案）につきましては、今後、協議等により変更が生じる可能性があるものでございます。このような状況を鑑み、本町といたしましては、準備組合や業務代行予定者の皆様と意見交換をさせていただきながら、「都市計画」という形でまちづくりを誘導してまいりたいと考えております。

野村議員 ただいま理事より、規制等についても地権者の皆様とともに検討してまいりたいという考えをお示しいただきました。島本町のマスタープランに適合した案を検討いただき、また、桜井の地を慈しんで来られた地権者の皆様が中心になれば、景観に配慮された駅前に必ず発展されることと存じます。

2点、西側の土地について、確認ということで再質問させていただきます。

1点目、生産緑地制度の適用に関しまして、島本駅の西側土地地権者の方々が適用することは可能なのか。2点目、基本方針（案）が開示されましたけれども、これを受けて、交通量の増加に関して、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

都市創造部長 まず1点目、生産緑地制度の適用に関するご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、本町といたしましても、営農を希望される方が土地区画整理事業後も安心して農業に従事していただくためには、生産緑地地区の導入に向けた検討が必要であるものと考えております。また本町に対しまして、平成29年10月13日付けで島本町農業委員会から、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、生産緑地地区の指定を望む旨の意見書が提出されております。

本町といたしましては、昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化を踏まえ、諸課題を整理しつつ、JR島本駅西地区のみならず、本町全域の市街化区域内農地において生産緑地地区の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部理事 引き続きまして、JR島本駅西地区の交通事情にかかるご質問でございます。私のほうから、答弁させていただきます。

現在、JR島本駅西地区のまちづくりにおいて、駅前の区画につきましては、近隣型の商業施設と病院の立地を想定されており、そのほかの区画につきましては、個別利用される区画として、主に個別住宅地ゾーンや農地保全ゾーンを想定されております。そ

のため、現時点で本町といたしましては、当該地域に大きなショッピングモールや物流施設等の立地は想定しておらず、将来的に発生する交通量が著しく増加することは想定しにくいものと考えております。

なお、周辺地区から当該地区へのアクセス道路に関しましては、本町といたしましても課題と認識いたしておりますが、今後の状況に応じ、必要性や実現性等、財政的な観点も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

野村議員 2点に関して、確認させていただきました。引き続き準備組合に関して、ご開示された基本方針（案）も含めまして、より良い区画整理と、「都市計画マスタープラン」に即した方向へと、引き続き進めていただきたいと思います。

この件に関しまして、町長に見解をお伺いいたします。JR東海道本線という大動脈に繋がる小駅の島本駅、その目の前に広がる田畑を維持してこられた地権者の皆様は、何よりも、その桜井の地を愛してこられました。地権者の皆様による土地区画整理準備組合では、道路や公園、下水道についても、組合でご負担いただいでの実施を計画されていますけれども、本来は公共事業の一環として島本町で実施すべきものだと考えております。

行政の意図を汲んだ良好なまちづくりに対して、他市町では補助金などでの支援も行われているようですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

山田町長 土地区画整理準備組合において、まちづくりの設計検討が進められており、まだ事業計画や事業費などが出てきていないために、具体的な支援については申し上げるところはございませんが、よりよいまちづくりを実現するために、一定インフラ整備については必要であると考えております。

インフラ整備はまちづくりの根幹となりますので、町として当該地区に必要なインフラ整備については、今後、協議検討したうえで、財政の状況も鑑みながら対応できる範囲において、町としても一定支援は必要だというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 町長より、一定のインフラ整備に関してのサポートは必要ではないかというご見識をいただいたというふうに把握をしております。

引き続き、島本町を愛する島本町民の私、1人として、自然や景観を大事にしたいという地権者の皆様のご意思を最大限に活かした区画整理が、まずはなされますように見守り続けたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

(イ) 山林～島本町の山林保全と整備について。

島本町の約7割は山岳・丘陵地です。島本町の財産である山林を適切に維持・保存するうえで、大阪府や、サントリーホールディングス株式会社、ボランティア団体の皆様との連携など、島本町は比較的恵まれた状況にいると考えます。

島本町の山林保全の現状について、各種団体様との連携をどのようにされているのか、お伺いするとともに、林道の整備状況や、ナラ枯れなどの病気に対してどのように対処されているのか、お伺いいたします。

都市創造部長 続きまして、(イ)の「山林保全と整備」につきまして、ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、本町の森林整備は、大阪府をはじめ企業や住民ボランティア団体との連携を図りながら、継続的に実施している状況でございます。

まず、大阪府との連携でございますが、治山事業を見据えた保安林の指定手続きをはじめ大阪府自然公園施設の維持管理や、天王山周辺の森づくりに関する様々な情報交換等を目的とした「天王山周辺森づくりフォーラム」の運営などを連携して行っております。次に企業との連携といたしましては、「天然水の森おおさか島本」の取り組みをサントリーホールディングス株式会社と実施しているところでございます。また、各ボランティア団体との連携といたしましては、現在、町有林や民有林の整備を行っていただいておりますことから、それらに対する補助金の交付などの支援を行っているところでございます。

次に、「林道の整備」についてでございますが、現在、本町所管の林道は2カ所あり、地権者の現場作業において活用いただけるよう管理を行っている状況でございます。なお、本年10月の台風の被害により一部林道の通行ができなくなった箇所がございましたので、災害復旧費を活用し、先般、復旧作業を行ったところでございます。

また、「ナラ枯れの対応」についてでございますが、本町におきましては、カシナガキクイムシの被害拡大防止のために、これまで大阪府の補助金を活用し、倒木により通行に影響のある箇所において、対策を講じてきたところでございます。しかしながら、ここ1～2年は近隣の自治体と同様、本町においても被害が減少しておりますことから、今後におきましては、被害の状況に応じて、適宜対応してまいりたいと考えております。

なお、森林整備につきましては、行政だけではなく、ボランティアや企業、森林組合等の関係団体と、協働により進めていくことが不可欠でございます。そのため、ボランティアの育成や活動支援を行うとともに、サントリーをはじめとする民間企業にもご協力いただきながら、継続的に整備を進めていくことが重要であるものと考えております。

以上でございます。

野村議員 各種団体様との連携や、林道整備や樹木の病気に関しての答弁をいただきました。数点、山林保全に関する確認事項と、状況確認をさせていただきます。

1点目、昨年より年間300円の個人府民税として徴収されている森林環境税ですけれども、島本町では、どのように活用もしくは影響がございますでしょうか。大阪府の予算執行かと思っております。また、ボランティア及び各種団体様について補助金の拡充、先ほど交付などの支援を行っているという答弁ございましたけれども、検討されていま

すでしょうか。また、ナラ枯れに関してもご答弁いただきましたけれども、予防策に関しては何か、どのような状況でしょうか。

まずは3点に関して、お願いいたします。

都市創造部長 順次、ご答弁させていただきます。

まず初めに、森林整備における町及び府の予算と、その内容でございます。

本町といたしましては、「サントリー天然水の森」事業において、主に民間活力により森林整備を行っていただいております。なお、「サントリー天然水の森」事業の実施が困難な災害等の理由による町有林における被害が発生した場合などは、町が直接整備を行う場合もあり、本年10月の台風被害での町有林の一部が大きな被害を受けたことから、災害復旧費を活用し、現在、復旧作業を行っているところでございます。

次に、大阪府では、府の森林環境税を活用し、主要道路沿いにおける倒木対策として、大沢地区の府道沿いでナラ枯れ対策及び放置竹林対策を実施されており、また保安林指定を行った尺代地域においては治山事業を実施されている状況でございます。

続きまして、ボランティア及び各種団体の働きと、その補助金についてでございます。各ボランティア団体に対しましては、「島本町森林等の保全及び活用に関する条例」に基づき、ボランティア団体による活動の事業に対して補助を行っておりますが、現時点におきましては、今後の補助金の拡充等の予定はございません。

なお、本町といたしましては団体の構成員の確保が重要な課題であるものと認識いたしておりますことから、フォレストサポーター養成講座を開催し、新たな人材の発掘に積極的な支援を行っているところでございます。しかしながら、活動される方の高齢化や、担い手不足が深刻化している状況であることから、今後もフォレストサポーター養成講座の開催を行い、受講を修了された方が円滑にボランティア団体に参画できるよう斡旋を行うなど、団体の円滑な運営に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、ナラ枯れの予防策についてでございます。事前の予防策といたしましては、昨年度まで本町で実施しておりました燻蒸による駆除の方法以外に、樹幹注入による薬剤の投与という方法や、粘着質のテープを樹木に巻き付け駆除を行う方法などがございます。しかしながら、現在は大阪府の補助金の対象からは外れており、また、現在、被害が減少傾向にありますことから、本町におきましては実施いたしておりません。

以上でございます。

野村議員 3点、ご答弁いただきました。追加の質問でございます。

森林保全のうえで獣害、鹿や猪、アライグマや熊などに関しては、現状、いかがでしょうか。また、農作物に関する被害、駆除方法についても、あわせてお聞かせください。また、熊の確認によって大沢のキャンプ場が一時閉鎖されましたけれども、熊の現状に関していかがでしょうか。獣害を防ぐためには、やはり猟師を増やす必要もあるかと思っておりますけれども、その辺りのご意思に関して確認いたします。

都市創造部長 森林保全における、まず初めに獣害についてでございます。

本町の山間部におきましては鹿が増えており、木の皮や新芽などを食べることにより、植物の生育に悪影響を及ぼすこととなります。そのため、現在、「サントリー天然水の森」の取り組みにおきまして植林を行った際に、鹿などが若い芽を食べてしまわないよう鹿柵の設置を行い、対策を講じております。また、大阪府が森林環境税を利用し大沢地区で実施しました食害対策におきましては、鹿柵の設置のほかに、植樹した樹木をプラスチック製の筒で囲い、被害を防止する方法が採用されております。

続きまして、農作物に関する獣害の状況についてでございます。有害鳥獣による農林業被害につきましては、タケノコや野菜への被害を中心に継続的に発生しており、平成28年度では238万4千円の被害が報告されております。なお、内訳につきましては、猪によるものが224万円、鹿によるものが5万円、カラスによるものが9万4千円でございます。

続きまして、駆除方法についてでございます。本町の有害鳥獣捕獲態勢につきましては、狩猟免許を取得した職員で構成した鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲業務を委託している町内狩猟者グループにより、農業被害防止を目的として、主に罠を設置し、猪や鹿を捕獲しております。捕獲数につきましては、平成28年度は猪が16頭、鹿が14頭、今年度は12月1日時点で猪24頭、鹿9頭を捕獲しております。また、アライグマにつきましては、「外来生物法」に基づく特定外来生物の防除を目的として、住民の方に箱形捕獲器を貸し出し、捕獲を行っております。平成28年度は14頭、今年度は12月1日時点で9頭を捕獲しております。

続きまして、熊の現状についてでございます。熊につきましては、平成28年度に大沢地区と、高槻市の川久保地区の境で目撃されております。今年度は、大阪府下で6件、近隣では高槻市のぼんぼん山山頂付近で11月に目撃情報がございしますが、本町におきましての目撃情報はございません。

続きまして、獣害被害を軽減するための猟師を増やす取り組みについてでございます。獣害被害を軽減するためには、捕獲により個体数を減少させる必要がございしますが、全国的にも狩猟者の高齢化と担い手不足が問題となっております。本町におきましては、職員が狩猟免許を取得し、積極的に捕獲に努めておりますが、刺し止め等の専門的な技術も必要であることから、今後も担い手の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 獣害に関しては、今は職員の皆さんを中心とした対応を特にされているということで、お見受けしました。引き続き、民間の方との連携も含めて、拡充をよろしく願います。

では、引き続き山林の保全の一環ですけれども、島本駅の西側に広がる田んぼと同様に、山林にも様々な地権者の方々がいらっしゃいます。各地権者がお持ちの土地の境界

が明確になっていけば、より、各種団体の方に整備いただく際にもトラブルなく実施できるかと思います。土地の境界については、平地や市街地においても、まだまだ未確定地も多いことを私自身の経験上感じているところではございますけれども、山林の境界に関して、どのように島本町として現在認識されていらっしゃるのでしょうか。課題や、今後の方針について、お示してください。

行政が主導することで、近隣との行政の境界である行政界だけでも明確にすれば、森林整備が円滑に進むのではないかと考えております。見解を伺います。

都市創造部長 山間部における土地の境界につきましては不明な箇所も多く、また、高齢化が進む中で、現地の状況を把握している方も少なくなってきました。森林の保全に際しましては、土地の境界が明確になっていることで、より円滑に作業が行えますが、境界を確定させるためには地籍調査などの取り組みが必要となります。これらの取り組みにつきましては、国の補助制度があるものの、町の財政負担が少なくないこと、また事業における人員面での負担が長期間にわたって非常に大きいことなどが理由となり、現在、本町での事業実施の目途は立っておりません。

なお、民有地間における個別の境界の確定につきましては、原則的には当該地の所有者間で決定されるものであると考えており、また、その箇所が行政界の場合は、民有地間の境界が確定した後、必要に応じ、行政界の確定作業を実施いたしたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 今、民有地間における個別の境界確定は所有者間で決定されるものであって、行政界は民有地間の境界確定後に実施したいという、そういったご答弁をいただいたと思うんですけども、それは山林ではなく、例えば市街地、平地でも同じなのか。そこを1点、まず確認の答弁をお願いいたします。

都市創造部長 平地といいますか、市街地におきます境界の確定におきましても、その境界確定を望む方の発議によりまして、境界確定の作業というのは進めさせていただいております。ですから、町が確定する必要がある場合は、町負担で実施させていただいておるところでございます。

以上でございます。

野村議員 また山林の話に戻りますけれども、どうしても現地の状況を把握されていない地権者の方というのは、山林は特にいらっしゃるかと思います。さらに、その山林の境界を確定する作業そのものも、多大なお金であったり、また人員の負担に関しても必要になってくるということですが、現状の所有者の方々というのは、何か土地の境界の根拠となるような目印等々を、例えば地権者の方々は把握できているのかどうかということに関して、町はどこまで把握されていますでしょうか。

都市創造部長 本町といたしまして、森林の所有者がご自分の土地の現状をどの程度把握

されているかなど、具体的な個々の情報については承知いたしておりません。また、あくまで土地の境界は地権者間の合意により確定するものであり、例えばですけれども、第三者が造られたハイキングコースや看板などあっても、それらが地権者間で、あらかじめ土地の境界の目的の一つとして設置したということが双方認識されている場合においては、その根拠となる場合もあるのではないかというふうに認識いたしております。

以上でございます。

野村議員 第三者が設置した看板等に関しては、一つの境界を確定する根拠とはなり得ないだろうかという、そういう一つの見解をいただいたと把握しました。

島本町の山林に関しましては、一部、例えば定期的開催される、先ほどのハイキングコースが存在するといった、町外の方を惹きつけるような魅力のある観光資源の一つでもございます。また、この環境資源が適切に保全されますように、行政や各種団体、また地権者の皆様の一体となつての活動に関して継続をしていただければ、島本町もさらに力を注いでいただければと思っております。

通告に従いまして、次の質問に移らせていただきます。通告書の2点目です。「公認マスコットキャラクターの『みづまるくん』～最大限にこの町で生きてもらうために～」について、質問させていただきます。

高槻と島本の二つの町にまたがりまして、地域の発展と、明るい豊かなまちづくりを目指して活動されている高槻青年会議所。50周年記念事業を契機としまして、キャラクターのデザイン公募では、キャラクター描き方講座を実施いただくことで、たくさん子ども達に島本を再発見していただく、そういうきっかけになったということをお聞きしております。キャラクターを作ることも目的の一つですけれども、子ども達が島本町をさらに深く愛する機会を作ってくくださったことに対して、深く御礼を申し上げます。また、実行委員会の運営によるキャラクター案の決定に至る過程、公募委員と有識者による選定と、製作と、資金に至るまで高槻青年会議所の皆様には大変お世話になり、まことにありがとうございます。

さて、誕生した「みづまるくん」が、この島本町に住み始めて2週間が経過いたしました。そこで、事前に検討されていた運用と、現状での課題も浮き彫りになっているかと思っております。どのような課題が表れているのか、ご提示ください。また、今後、民間での利用を行ううえでの制度設計や町外でのPR活動参加など、計画されていること、検討事案があれば、ご提示ください。

都市創造部長 続きまして、2点目の「マスコットキャラクター」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

昨年、一般社団法人高槻青年会議所からお声掛けをいただき、本町の公式マスコットキャラクターを作成することとなり、当会議所には、デザインの公募からキャラクターの描き方講座、選考委員会の開催を経て、着ぐるみの作成まで実施いただきました。去

る12月2日には、「障害者週間ふれあいバザール」や「手づくりコミュニティ市」などの開催にあわせ、阪急水無瀬駅前においてマスコットキャラクターのお披露目会と優秀作品などに選ばれた方々への表彰式を開催いたしました。

ご質問の、事前に検討していた運用でございますが、当初からキャラクターのデザインの使用については、町のPRを行うため広く利用していただくこと、また、マスコットキャラクターの着ぐるみの使用については、所有が一体のみとなることから、当面は原則的には行政内での利用を予定しておりました。

12月2日に開催された水無瀬駅前のイベントと、12月10日に開催された「しまもとミニマラソン」での運用を踏まえ、公式マスコットキャラクターが住民の皆様へ歓迎され、まちのイベントを盛り上げる効果があることがわかりました。一方で、マスコットキャラクターのイベント参加による人員面の負担が予想以上にかかることや、また今後着ぐるみを長期間使用するにあたって、維持管理面について十分な対策を講じる必要があることがわかりました。

次に、今後、「民間での利用を行ううえでの制度設計について」でございます。

現在は、キャラクターのデザインが1種類となっておりますことから、今後、デザインのバリエーションを増加させてまいりたいと考えております。また、現在のデザインについては、行政だけでなく、民間でも幅広く使用していただけるよう、デザイン使用要綱を制定させていただきましたことから、製品化を希望される事業者がいらっしゃれば、本要綱を踏まえ、提供させていただけるものと考えております。

最後に、「町外でのPR活動参加などの計画について」でございます。

現時点におきましても、近隣自治体と観光フェアの合同開催などを行っており、その中でもマスコットキャラクターが登場するイベントもあることから、必要に応じて参加をさせていただきたいと考えております。

なお、新たなイベントへの参加につきましては、人員面や維持管理面の課題等を踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 「みづまるくん」の運用課題や制度設計と、使用要綱についての答弁をお伺いしました。幾つか、詳細についてお伺いいたします。

より住民の方々に親しみを持っていただくような施策として、「みづまるくん」の今後のイベントの出演スケジュールやPR活動、またメディアへの露出等については、現状、どのようなものが予定されていますでしょうか。また、島本町外へのPR活動を行い、島本町の認知度を高めることで、定住促進のきっかけにも繋がると考えますが、「みづまるくん」の出演について、外部団体やメディアからのお声かけや依頼に関しては、現在はありますか。答弁を求めます。

都市創造部長 まず、今後のイベント等の出演予定についてでございます。まず、2月に

放送予定のケーブルテレビにおいて、マスコットキャラクターの特集を放送させていただき予定でございます。その後の具体的な出演イベントについては、現時点で決定したものはございませんが、広報誌やインターネットなど、様々な媒体において順次PRを行ってまいりたいと考えております。

次に、外郭団体やメディアからの出演依頼についてでございます。これまでも、外部団体からの出演のご相談を数件いただいておりますが、現時点におきましては、行政内での利用とさせていただいている旨のご説明をさせていただいているところでございます。着ぐるみの活用につきましては、本来であれば様々なイベントにできるだけ参加させていただくことが望ましいものと考えておりますが、現在、一体しかない着ぐるみを長く活用するため、維持管理面の対策を十分に行いながら対応してまいりたいと考えております。

そのため、今後、町のPRに繋がるようなメディア等でキャラクターの出演の機会がありましたら、財政面や人員面等を考慮しながらではございますが、積極的に随時対応してまいりたいと考えております。

まずは、島本町の住民の皆様が、この新しくできたマスコットキャラクターと町の魅力を町外にPRしていただくとともに、行政といたしましても、町の魅力発信のために末永く活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

野村議員 では、「みづまるくん」に関して、最後に町長にお伺いいたします。

「みづまるくん」の運用に関しまして、先ほどもご答弁いただきましたけれども、現在は島本町が直接関与するような事業にのみ実施といいますか、「みづまるくん」が向かうということですが、さらに広報担当として「みづまるくん」が活躍していただくためには、町外の出張、もしくは委託運用という形で、外部の団体をお願いするといったことも一つの案ではございますけれども、委託運用に関しては、現状の町長のお考え、お聞かせいただければと思います。

山田町長 私といたしましても、待望のマスコットキャラクターが、町内外を問わず、たくさんの方に親しまれることを大いに期待しております。複数の着ぐるみを製作し、精力的に幅広く運用している自治体もあると聞き及んではおりますが、新たな着ぐるみの製作や委託運用については、費用も比較的高額であり、予算面や人員面も考慮しながら、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

また、そのほかにグッズの製作については、担当部長からありましたように、行政内でも積極的に利用できるようにしたいと考えておりますし、私もお試しで作ったりもしておりましたので、また民間のそういった活力を幅広く利用しながら、町としてもバックアップをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

野村議員 町長も個人的に「みづまろくん」を使われているといたしますか、製作されて使用されているということもお見受けしておりますので、ぜひ、今後も「みづまろくん」に関して愛着を持って、一緒に育てていただければと思います。

有識者と公募委員によって選定がなされました「みづまろくん」ですけれども、少しずつ、やはり認知度を高めることは、同時に島本町の誇りを高めることにも繋がると考えております。キャラクターは歳を取りませんし、特に出演料も発生しませんので、知的財産の一つという位置づけかと思えます。まだまだ、この「みづまろくん」には成長の余地、十分にございますので、今後も「みづまろくん」の活躍を祈念しまして、この質問を終了し、一般質問を終えたいと思います。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、野村議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日 12 月 14 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって延会とし、次会は明日 12 月 14 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 4 時 3 9 分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 東田議員 1. 役場庁舎の在り方について
2. 各相談事業のネットワーク化について
- 河野議員 1. 地下水100%水道でなくなって20年目を迎える、水道事業の課題について
2. 今年度の人事評価制度と、職員執務環境改善の取り組みを問う
3. 介護保険第7期計画（案）と地域包括支援センター民間委託等を問う
- 福嶋議員 1. 住宅困窮者福祉施策と町営緑地公園住宅運営について
2. 小中学校の学校徴収金の準公会計化で教員負担軽減を！
3. 住民と災害タイムライン共有化を！
- 岡田議員 1. 高槻市・島本町広域行政勉強会について
2. がん教育の取り組みについて
- 中田議員 1. 過剰な部活動の問題点—子どもたちの健やかな成長のために—
2. 第三小学校は西側開発とは切り離すべきです
3. 子育ては住民全体で取り組む課題です
- 戸田議員 1. 町の保育と教育に明確なビジョンを！
2. 三島救命救急センター移転検討の透明性を問う
3. JR島本駅西地区まちづくりを問う
～公共施設の課題とともに～
- 野村議員 1. 島本町の「環境資源」について
～適切な保全と開発は命を守り乱開発を防ぐ～
2. 公認マスコットキャラクター「みづまろくん」
～最大限にこの町で生きてもらうために～

平成29年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 2 号

平成29年12月14日(木)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第2号）

年 月 日 平成29年12月14日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 部 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	健 康 福 祉 部 福 祉 推 進 課 長	根 本 康 也
都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋本 祐一	上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英 夫		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第2号

平成29年12月14日(木) 午前10時開議

日程第1 一般質問

塚田議員 山崎周辺の交通に係る諸課題について

大久保議員 JR島本駅西土地区画整理事業について

清水議員 1. 土砂災害対策について

2. ふれあいセンターの整備について

伊集院議員 1. 議会軽視! ~町のマイクロバスについて vol. 2 ~

2. やまぶき園、今後の障がい者支援施設について

3. 地域包括支援センターについて

日程第2 第8号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について

日程第3 第9号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について

日程第4 第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 第78号議案 工事請負契約の締結について

日程第6 第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について

日程第7 第80号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

日程第8 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第6号)

第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第83号議案 平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第84号議案 平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 第85号議案 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第10 第86号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)

(午前 10 時 00 分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。昨日の議事を継続いたします。

それでは、塚田議員の発言を許します。

塚田議員 (質問者席へ) おはようございます。塚田淳です。それでは、通告に基づき「山崎周辺の交通にかかる諸課題」について、一般質問を行います。

J R 山崎駅・阪急大山崎駅は、特に山崎、東大寺周辺の町民にとって生活に密着した駅であり、駅まで通じる府道西京高槻線は、地域の方々にとって重要な生活道路になっています。また、昨今の世界的なウイスキーブームで、サントリー山崎蒸溜所には年間約 12 万人の観光客が訪れ、多くの方がこれらの駅・道を利用して山崎蒸溜所まで徒歩で往来されることから、安全確保や、観光資源のさらなる活用という点からも、当該周辺の整備は重要であります。よって、今後、各計画にある事業を確実に推進し、喫緊で起きている課題に迅速に対応し、駅、また周辺道路の改善を望むところであります。

そこで今回は、これまでや今後の取り組みについて、また提案の質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めに、「当該周辺地域の各計画に基づく取り組み」について、近隣自治体の状況も踏まえ、お尋ねをいたします。

都市創造部長 おはようございます。それでは塚田議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

「J R 山崎駅周辺の交通」につきましては、平成 20 年 3 月に策定いたしました「島本町バリアフリー基本構想」に基づき、島本町域から大山崎町域にまたがる「大山崎町重点整備地区」の島本町域内の準生活関連経路につきましては、平成 23 年度以降の中長期目標を中心とし、バリアフリー化に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘の山崎地区における諸課題といたしましては、J R 山崎駅及び当該駅に至る準生活関連経路のバリアフリー化であるものと認識いたしておりますが、大山崎町におかれましては、本町と同じく平成 20 年 3 月に「大山崎町バリアフリー基本構想」を策定し、J R 山崎駅の駅舎におけるバリアフリー化を中期目標として定められており、現在はエレベーターの設置に向け J R 西日本と協議されている旨、お聞きしているところでございます。

今後につきましては、「大山崎町重点整備地区」の島本町域内の準生活関連経路につきまして、バリアフリー化の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 J R 山崎駅のエレベーター設置が協議をされているということで、本町の町民にとっても、とても期待される場所であると思います。

当該周辺の改善は、本町と大山崎町との連携が必要不可欠であります。今後も情報・課題共有をしていただき、両町にとって当該周辺が改善されるよう、よろしく願いをいたします。

「準生活関連経路のバリアフリー化の検討を進めていく」とのことでした。準生活関連経路で、特に J R 山崎駅から西谷踏切への道路は、道幅が狭いうえに交通量が多く、子どもや高齢者、また大きな荷物を持った観光客の歩行者数も多く、ときに事故の危険を感じる場面も目撃し、さらなる安全対策が必要と考えております。

この点についてと、安全な歩行空間確保に向けて、拡幅を含め抜本的な改善が必要であると感じておりますが、認識をお尋ねいたします。

都市創造部長 旅行者等の安全対策にかかるご質問でございます。

西谷踏切から J R 山崎駅へのルートにつきましては準生活関連経路としており、府道西京高槻線の歩行者空間の確保を課題といたしております。そのため、当該ルートの改善につきましては大阪府へ要望を行っておりますが、住宅等が密集しているなどの理由により、現時点では抜本的な改善が困難であるとの回答をいただいております。しかしながら、通行者などへの安全対策として、平成 25 年度に路側帯に歩行者空間としてグリーンベルトを整備していただいております。

以上でございます。

塚田議員 確かに、現実的に拡幅となればセットバックしかないわけでありまして、抜本的な解決は難しいのは理解いたしますが、府道西京高槻線については、継続して府に働きかけをしていただきたいと思います。

グリーンベルトについては、設置いただいたことによって視覚に訴えており、歩行者も車両も意識して通行されておりますので、意識付けというところでは効果が現れているのではないかと思います。しかしながら、先般、沿道から雑草が生い茂ってグリーンベルトが見えない、また妨げになっているという指摘を受けておりますので、そういった部分をはじめ劣化状況などの適時確認をしていただきまして、適正な維持管理に努めていただきたいと思います。

さて、当該周辺の安全面で最たる課題は、西谷踏切だと考えます。

狭小で、交通量の多い府道西京高槻線と接するこの踏切は、自動車や自転車、歩行者などが入り混じり、また山崎蒸溜所を訪れる多くの観光客が飲酒をされていることなどから、事故が懸念される踏切ではないかと考えます。

事故発生を事前に防ぐ環境整備が急務と思いますが、仮に J R 山崎駅北側に改札口や通路が新設されれば、西谷踏切を通らずに駅にアクセスできるようになります。事故を発生させない抜本的な解決策になり、観光客をはじめ、また山崎北側在住の町民も利便

性が格段に向上します。

そこで、これまでにこのような計画があったのか、また検討されてきたのか。なければ、北側改札・通路新設を提案するものですが、いかがでしょうか。

都市創造部長 JR山崎駅北側への改札口設置の検討にかかるご質問でございます。

JR山崎駅北側改札口の新設に関しましては、大山崎町の行政区域内でございますことから、本町において、設置にかかる検討を行ったことはございません。また、大山崎町におかれましても、現在、設置にかかる検討は行われていないものとお聞きいたしているところでございます。

本町といたしましては、今後、議員のご指摘の点も踏まえ、関係機関と協議を行うかどうかについて検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、大山崎町としての方針を踏まえた対応となりますことから、必要に応じて協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 山崎駅北側の通路新設・改札設置については、大山崎町の方針を踏まえ必要に応じ協議を行って行かれる、との答弁でございました。ということで、実現の可能性がないわけではないかと思っておりますので、鋭意、取り組んでいただきたいと思っております。

先ほどの繰り返しになりますが、当該周辺の改善・発展は、本町と大山崎町との連携が必要不可欠です。しかしながら、行政区域内をまたがることから、課題解決に向けては時間もかかり、必要に応じて適時ということになってしまいます。そこで両町の発展のためにも、定期的な意見交換を行える協議体の設置を提案しておきたいと思っております。

いずれにしても、今後も両町にとってウイン・ウインなまちづくりを行っていくために、本町も積極的に大山崎町に協力するという姿勢で臨んでいただきたいと思っております。大山崎町との協議にかかる件については、定期的な報告をお願いしておきます。

続けて、質問をさせていただきます。

では、JR山崎駅から西谷踏切までの区間で、アンダーパスは設置できないのでしょうか。地理的なことや技術的なことについて、お尋ねをいたします。

都市創造部長 JR山崎駅におけるアンダーパス設置にかかるご質問でございます。

JR山崎駅から西谷踏切までの区間における線路北側へのアンダーパスの設置につきましては、JR山崎駅にて降車後、府道西京高槻線の手前で右折いたしますと、JR山崎駅ホームの下におきまして、島本町と大山崎町の行政界付近に西谷川が流れており、その水路内に人が通行できる狭隘な既設の通路がございます。この通路につきましては、長年、線路北側へのアンダーパスの代替的な役割を担っているところでございます。しかしながら、当該通路につきましては、長年、JR山崎駅への通勤や通学に利用されているものの、高さ約1.65m、幅約1m程度の水路の泥揚げ場でございますことから、安全・安心な利用に際し、拡幅等を行うことも困難であるなど、多くの課題があるものと

認識いたしております。

現在、大山崎町におきましては、駅舎へのエレベーターの設置に向けＪＲ西日本と協議されている旨お聞きしておりますことから、今後、北側へのアクセスの充実につきましても、必要に応じて、大山崎町など関係機関と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 アンダーパスも現実的には難しい、ということだったと思います。私も、あのアンダーパス、代替的な通路につきましては、高校のときの通学時に利用したこともあり、よく知ってはいるんですけども、通勤通学で利用される方がいるかとは思いますが、本来、利用を促していきたい高齢者の方であったり、旅行客の方であったりというのを誘導するには、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

となれば、西谷踏切について、課題解決できる優先順位の高い方策は、やはり山崎駅の北側の整備ということになってくるのではないかと思っております。これまでのご答弁を聞く限り、当該周辺の諸課題については改善できる余地が十分にあると感じましたので、再三再四になりますが、大山崎町との協議に取り組んでいただきたいと、お願いをいたします。

いずれにしましても、早急に対応できる対策は、西谷踏切での安全強化だということだろうと思っております。そこでまず、これまで西谷踏切で検討された、あるいは取り組まれた安全対策について、お尋ねをいたします。

また、西谷踏切は西側——島本駅側に歩行スペース、東側——山崎駅側に車道スペースが設けられていますが、現状、歩行者は踏切を渡る前後に、この車道スペースを横切らなければならないという形になっているかと思っております。仮に東側——山崎駅側に歩行スペースを整備すれば安全性が確保できるのではないかと考えていますけれども、このような対策が可能かどうか、あわせてお尋ねをいたします。

都市創造部長 西谷踏切の交通安全対策についてでございます。

ご指摘のとおり、当該踏切につきましては、通過車両や、観光客を含む歩行者の通行が多く、地域の生活道路としても非常に重要な位置づけとなっている路線であると認識いたしております。

本町といたしましては、鉄道事業者と協議を行い、適切な運行を促すためのリーフレットを作成していただき、当該踏切を利用する観光客や地域の皆様へ周知を行っております。また、現地での交通安全対策といたしまして、踏切内の歩行空間を明確にするため、路面標示を鉄道事業者において新たに設置していただいております。

ご指摘の抜本的な踏切の改良につきましては、鉄道事業者から、踏切の周辺道路が狭小であることや、踏切の形状などにより事故の危険性が高くなるなどの理由から、踏切拡幅や改良は困難であり立体交差が望ましいと、ご意見をいただいております。

本町といたしましては、今後も引き続き鉄道事業者と十分に連携を図り、効率的・効

果的な安全対策について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 鉄道事業者と連携を図って安全対策に取り組んでいくと、前向きなご答弁をいただいたと思います。

そして、鉄道事業者からは安全確保には立体交差が望ましいとご意見をいただいたとのことでしたので、町として立体交差について、実現性や可能性について、どのような見解か、お尋ねをいたします。

都市創造部長 交通安全対策に伴う立体交差についてのお尋ねでございます。

鉄道事業者の見解といたしましては、踏切事故防止の観点から、各自治体との連携により踏切の数を少なくしていきたいとのご意向がございます。しかしながら、連続性のある立体交差やアンダーパスにつきましては、本町といたしましても理想的な安全対策であることは認識いたしておりますが、財政的にも多額な費用がかかり、対策規模が非常に大きいことなどから、実現するには、現実的には困難であると考えているところでございます。

以上でございます。

塚田議員 立体交差も現実的には困難であるとのことでした。そうすると、対応できることを一つひとつ実施していくほかないかとは思いますが。

先ほどのご答弁にありましたけれども、路面表示はその一つだと思っておりますが、過去に他の議員が質問されたことによって、本町が鉄道事業者のほうに要望し、実施された成果の一つだと評価したいと思っております。

しかし、踏切内で立ち止まって写真を撮影される方や、警報が鳴っているにも関わらず無理な横断をされる方がいたり、路面表示の歩行空間を明確化しただけでは十分な安全確保が、西谷踏切においてされたとは言えないかと思っております。外国人観光客は、他国の交通ルールを理解しておらず、そういった方々への対策を行う必要があると考えます。最近では、多言語表記や、音声による踏切での注意喚起を行うケースが増え、外国人観光客が多い地域の安全対策に効果があると聞き及んでいます。本町でも、乱横断に対する対策を早急に検討いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 乱横断防止に向けた対策についてのお尋ねでございます。乱横断防止に向けた観光客の方々への啓発につきまして、ご答弁申し上げます。

現在、当該踏切の交通安全対策につきましては、観光客の方々を含め通行される皆様に対して、踏切内を安全に通行していただけるよう、鉄道事業者による路面表示を表示していただいたところでございますが、議員ご指摘のとおり、本町といたしましても、現在の路面表示に加え、乱横断防止に向けた様々な啓発対策についても必要であると認識しているところでございます。引き続きまして、鉄道事業者ともさらなる連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 西谷踏切での安全対策について、ぜひとも、今後ともお願いをいたしたいと思っております。海外から日本、そして大阪、その中でも、いろいろな行き先がある中で島本、山崎を選んで来られる観光客に、観光を楽しんでいただくだけではなく、日本の安心・安全な「おもてなし」を感じていただければというふうに思います。そして、地域の子どもや高齢者の方々にも、日々の生活に安全・安心を届けたい、そういった趣旨で、今回、質問をさせていただきました。

今回の一般質問では種々提案もさせていただきました。我々議員は、慣例や規律、従来の仕組みに捕らわれず、実現の可能性が低いことであっても実現できるように働きかけ、町の発展を常に考えなければならぬと思っているからです。今後も鋭意、取り組みを推進していただきたくお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

(「そうだ」「えらい」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) おはようございます。それでは「JR島本駅西土地区画整理事業」について、一般質問をさせていただきます。

本年9月2日に、JR島本駅西土地区画整理準備組合におきまして第8回総会が開催され、土地区画整理事業の施行地区区域などを議決のうえ、現時点における土地利用基本方針、道路計画基本方針及び今後の進め方について、説明が行われました。JR島本駅西地区の開発は、町民の皆様の関心も高く、いろいろなご意見を集約し、よりよいまちづくりを現実化するために大変なご苦勞をされていることと思います。現時点の進捗状況の報告を受けまして、全域私有地ではありますが、農地ゾーンの確保など、景観保持にも考慮され、駅前の投資効果を考慮した土地区画整理事業になっているものと推察いたします。

島本町の総世帯数に対する非木造共同住宅の世帯数は、約60%と推測されます。この数字は高い値であり、この機会に、市街化区域全域に、より良い居住環境や都市環境・街並み等を保存するため、建物の高さ制限や、道路計画を見直すべきと考えます。

これらのことを踏まえまして、今後の島本町の発展にも影響が大きいと考えられるJR島本駅西土地区画整理事業について、質問をしてみたいです。

まず1点目、都市計画の素案の検討の内容を、お伺いします。

都市創造部理事 それでは、大久保議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「都市計画の素案の検討の内容について」でございます。

都市計画の素案の検討内容といたしましては、市街化区域と市街化調整区域の区分である区域区分、土地利用計画の基本をなす用途地域や高度地区といった地域地区、また

市街地開発事業に位置付けされる土地区画整理事業、都市施設の一つである下水道排水区域、地区の特性を生かしたきめ細やかなまちづくりのルールである地区計画、についての案件がございます。これらの都市計画の素案作成にあたりましては、その前段階である都市計画の概略案を住民の皆様にお示しし、ご意見等をいただいたうえで、都市計画の素案を作成する必要があるものと考えており、現在、その作業を進めているところでございます。

大久保議員 概略案を住民の皆様へ提示し、ご意見をいただいたうえで素案を作成するというところで理解をいたしました。また、作業を進めておられるとのことですので、2点目の質問に入ります。

まちづくり計画の基本設計について、その内容をお伺いします。

都市創造理事 続きまして、2点目の「まちづくり計画の基本設計の内容について」でございます。

まちづくり計画の基本設計につきましては、現在、土地利用基本方針（案）として、JR島本駅西土地区画整理準備組合において作成されております。内容につきましては、近隣型商業施設や病院等の誘致を目指し、換地の共同利用によって駅前のにぎわい創出を図られるエリアである駅前にぎわいゾーン、土地区画整理事業の保留地を配置し集合住宅用地として活用を図られる保留地活用ゾーン、今後も当面は農地として利用される農地保全ゾーン、地権者各人の意向に基づき戸建て住宅等を主として個々に土地利用を図られる個別住宅地ゾーンなどの、各種ゾーニングを示されております。

なお、土地利用基本方針（案）につきましては、今後、協議等により変更が生じる可能性があるものでございます。

大久保議員 各種ゾーニングが示されたとのことですが。また、変更等がございましたら、お知らせください。

3点目です。道路計画基本方針について、内容をお伺いします。

都市創造部理事 続きまして、「道路計画基本方針について」でございます。

道路計画基本方針といたしましては、道路計画基本方針（案）「歩行者に優しい街づくり」として、JR島本駅西土地区画整理準備組合において作成されております。内容につきましては、既存のJR側道路の緑道としての整備、広瀬桜井幹線東側の歩道の新設、緑道については桜井五丁目までの延長を、今後の課題として検討されております。

また、公園を地区の中央に配置することにより、緑道・歩道・公園によって、駅前の交通広場に至る安全で快適な歩行者空間のネットワークの構築を計画されております。

なお、道路計画基本方針（案）につきましても、土地利用基本方針（案）と同様、今後、協議等により変更が生じる可能性があるものでございます。

大久保議員 「安全で快適な歩行者空間」の構築を計画されているとのことですが、行政としては、周辺道路の整備を考慮する必要があると思います。これに関連しまして、4

点目の質問に入ります。

大型マンションや宅地建設に伴う道路整備は業者に委託されているとのことですが、町内の道路整備は、あまり良い状況とは言えません。行政としましては、どのような指導が可能か、またどのような町の方針があるのかをお伺いします。

都市創造部長 続きまして、4点目の「大型マンションや宅地建設に伴う道路整備」に関する質問でございます。

本町におきまして、一般的な一定規模の開発・建築行為につきましては、法令で定める許認可申請に先立ち、「開発指導要綱」に基づき、開発区域内における道路整備についても開発事業者と事前協議を行っております。本町といたしましては、開発事業者に対し、事前協議の段階で、敷地内での歩道整備や開発区域周辺的环境整備などを協議し、開発行為による交通形態の変化によって事故等の危険性が高まらぬよう、交通安全対策の強化に取り組んでおります。

また中長期的な本町の方針といたしましては、「島本町都市計画マスタープラン」におきまして、幹線道路や自転車歩行者道ごとに整備方針を定めておりますことから、今後も引き続き、財政状況も勘案しながら、より一層、地域交通環境の整備に努め、地域の方々にとって安全な道路交通網を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

大久保議員 交通安全対策の強化に取り組んでいらっしゃるということです。これに関連いたしまして、町内に建設中の大型マンションに伴う道路整備について、お伺いします。

今現在、2件あると思いますが、1件目は国道171号線、阪急水無瀬駅近くに建設中のマンション、もう1件は関西電力水無瀬運動場跡に建設中のマンションです。かなりの人口増加と交通量の増加が予想されますが、どのような道路整備の予定になっているのか、お伺いします。

都市創造部長 再度のお尋ねでございます。関西電力グラウンド跡地及びサントリー倉庫跡地の、開発指導による協議の内容につきまして、ご答弁申し上げます。

開発指導による事前協議の状況といたしまして、高浜三丁目地内のサントリー倉庫跡地のマンション開発については、東海道新幹線東側に位置する町道高浜1号線と、水無瀬病院南側に位置する町道高浜2号線に、幅員2m程度の敷地内歩道を開発事業者において整備していただくことになっております。また、旧関電グラウンド跡地の戸建て住宅とマンションの開発地周辺道路についても同様、幅員2m程度の歩道整備を開発事業者において実施していただくこととなり、新たに歩道を整備することにより、歩行者と自動車等の通行空間を確保できるものと考えております。

さらに、本町といたしましても、大型開発に伴う交通量増加による交通安全対策は、今後も引き続き、既存道路の整備も含め効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 今後も引き続き、既存道路の整備、効果的な対策を講じるとの回答をいただきました。よろしくをお願いします。

次の質問に入ります。ＪＲ島本駅西土地区画整理事業に伴いまして、島本町内の道路計画も見直しが必要と考えますが、見解をお伺いします。

都市創造部長 続きまして、５点目の「ＪＲ島本駅西土地区画整理事業に伴う町内の道路計画の見直し」に関するご質問でございます。

議員ご指摘の、町内における道路計画の基礎となりますのは、都市計画道路が想定されます。なお、町内におけるすべての事業化未着手の都市計画道路につきましては、大阪府において策定されております「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、必要性和実現性の観点から存続及び廃止の評価を実施いたしました結果、廃止評価となったため、平成２４年度に都市計画手続きを経て、廃止させていただいたところでございます。

しかしながら、事業化未着手の都市計画道路の廃止に伴う代替路線の維持や充実につきましては、今後の課題として認識いたしており、「島本町都市計画マスタープラン」の中でも「当面は、既存の道路網を活用して機能を代替するため、現道の部分的な拡幅や交通安全対策などに取り組みます。」と位置付けしており、防災面での必要に応じた部分的な拡幅等については、今後、検討する必要があるものと考えております。

大久保議員 この機会に、ぜひとも防災面での道路整備を見直していただきたいと思えます。特にＪＲ島本駅西地区の道路整備は、緊急車両の通行などを考え、上牧方面への動線から１７１号線へのアクセスや、府道６７号線へのアクセスを考慮した道路計画が必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

都市創造部理事 続きまして、６点目の「ＪＲ島本駅西側の道路計画」に関するご質問でございます。

現在、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにおいて、駅前の区画につきましては、近隣型の商業施設と病院の立地を想定されており、その他の区画につきましては、個別利用される区画として、主に個別住宅地ゾーンや農地保全ゾーンを想定されております。そのため、現時点で本町といたしましては、当該地域に大きなショッピングモールや物流施設等の立地は想定しておらず、将来的に発生する交通量が著しく増加することは想定しにくいものと考えております。

なお、周辺地区から当該地区へのアクセス道路に関しましては、本町といたしましても課題と認識いたしておりますが、今後の状況に応じ、必要性や実現性等、財政的な観点も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

大久保議員 確かに、道路計画をあげますと、その経路上にかかります地権者の方がいろいろな制約を受けるという現実もあります。また、厳しい島本町の財政を考え、現実的な道路整備として、道幅の拡大のために、側道の水路や溝に対する蓋などの安全策が必要であると考えますが、町の考えをお伺いします。

都市創造部長 今回の開発に伴いまして、可能と思われる、想定できる、必要な対策等については積極的に関係機関等とも協議を行ううえで、通行される皆様の安全・安心等確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも、実現可能な道路整備、交通安全対策ですね。できる範囲で、ぜひとも実行していただきたいと思います。特に桜井五丁目のところなんですけれども、一部、蓋がしてあったりしてなかったりとか、非常に歪な形でありますのでね。そういうところも考慮をお願いします。

それでは、7点目の質問に入ります。JR島本駅西土地地区画整理に伴いまして、建物の高さ制限も考慮すべきと思いますが、見解をお伺いします。

都市創造部理事 続きまして、7点目の「JR島本駅西土地地区画整理に伴う建物の高さ制限」に関するご質問でございます。

大阪府が策定されております「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」におきましては、JR島本駅西地区のように新たに市街化区域に編入する区域の場合、市街化区域への編入に際し、良好なまちづくりを誘導する必要があることから、用途地域などの都市計画に加え、よりきめ細やかなまちづくりのルールを定めることのできる地区計画を設定する必要があるものとされております。

現在、本町におきましては、都市計画における用途地域の制限により、第一種低層住居専用地域において10mの高さの最高限度を設けておりますが、その他の地域につきましては、最高限度や最低限度の絶対高さ制限を設けていない状況でございます。

一方、地区の特性を活かしたきめ細やかなまちづくりのルールである地区計画につきましては、地区計画の土地利用の方針や地区施設、建築物の整備の方針を定め、地区整備計画において、その地域の特性にあわせた建物の用途、敷地、形態、高さに関する事項など、必要事項を選択したうえで、地権者の合意のもと、具体的に定めることができるものでございます。この地区計画を定めることにより、当地区においては、建物の高さの制限を設けることができるものと認識いたしております。

しかしながら、現時点においては、まちづくりにおける詳細が判明していないため、今後、地区計画においてきめ細やかなルールを設定させていただく際には、地権者の皆様のご意向を十分に踏まえ、詳細な協議をさせていただく必要があるものと考えております。

大久保議員 各地域によりまして、地権者の皆様のご意見や事情が違うと思いますので、きめ細やかなルールを定めることのできる地区計画制度の導入は、大変有効と考えます。

このことに関連いたしまして、次の質問に入ります。本町の平成27年度の農地面積は45万8千㎡ということですので。その農地の周りには多くの住宅が建設されております。そ

の中には、用途地域区分により高さ制限のない地域におきましては高層マンションが建設される可能性があり、現実に建設予定もあります。

このような事態になりますと、法律に抵触していなくても、先に住んでおられる住民の方の日照権の問題が生じたり、トラブルの原因となります。このような事例も踏まえて、島本町内の建物の高さ制限を見直すべきと考えますが、見解をお伺いします。

都市創造部理事 続きまして、「島本町内の建物の高さ制限の見直し」に関するご質問でございます。

前にご答弁申し上げたとおり、現在の町内における高さの制限につきましては、都市計画における用途地域の制限により、第一種低層住居専用地域において高さ10mの制限を設けておりますが、その他の地域につきましては、高さの最高限度や最低限度の絶対高さ制限を設けていない状況でございます。このため、一部の地域においては戸建て住宅の横に高層マンションが建つなど、高さが極端に異なる建物が混在している状況も見受けられるものでございます。また、中高層建築物が建築される際には、近隣の既存住宅の住民と紛争が生じるケースもございます。

これらの状況は大阪府内の他市においても同様であり、これらの問題の対策として、茨木市や箕面市におかれましては、高度地区の指定により、絶対高さ制限を設けられている状況でございます。しかしながら、高さ制限を実施した場合、その分、建物が横に広がり隣接地に近接することになるため、隣接地の日照等の住環境がより悪化するケースも考えられます。また、町内にはすでに多くの中高層マンションが建設され、多くの住民の皆様が居住されている状況でございますことから、今後、建て替えの際には同規模の建物を建てることができなくなるケースも発生することが危惧されます。

本町といたしましては、今後、高さ制限の是非について、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、現在におきましても、地権者が主体となって地域のルールとして定める地区計画制度において高さの最高限度を決めることが可能となっており、町内の一部の地域におかれましては、良好な住環境の保全のため、地区計画の設定に向け検討をされているところもございます。今後、必要に応じ、これらの制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

大久保議員 はい、わかりました。地区計画を定めることによりまして、建物の高さ制限を設けることができるということですが、一部の地域で地区計画の設定に向け検討中とのことですが、今までに、このような事例はありますか。また、地区計画の設定はどのような手続きが必要ですか。お伺いします。

都市創造部理事 それでは、「地区計画にかかる手続き」等のご質問でございます。

町内におきましては、現在1カ所、桜井三丁目地内の一部で、小野薬品工業の研究所の部分について、平成25年10月に、「桜井三丁目北地区地区計画」を定めております。

これらにつきましては、用途地域の変更とあわせ地区計画を定めたものでございます。

次に、地区計画決定にかかる一般的な手続きの流れでございますが、まず初めに、町におきまして原案を作成し、「島本町地区計画等の案の作成手続きに関する条例」に従い、縦覧と、住民説明会を行います。その後、縦覧及び説明会で出された意見を参考に地区計画の案を作成し、「都市計画法」による縦覧及び意見書の提出を受け付けし、町の都市計画審議会にお諮りしたうえで、地区計画を決定いたします。

また、地区計画の実効性を担保するため、「建築基準法」に基づいて、平成 25 年 12 月に制定している「島本町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」の別表について、地区整備計画区域の追加と、制限の追加を行う必要がございます。

大久保議員 はい、わかりました。実効性を担保するために、条例の別表に地区整備計画区域と制限の追加を行う必要があるとのこと。今後とも島本町内に高層マンション等の建設が予定される可能性もありますので、地区計画制度の周知をお願いいたします。

9 点目の質問に入ります。J R 島本駅西地区が市街化区域編入になった場合、農地の扱いについてはどのようにお考えでしょうか。税金の兼ね合いもあり、市街化区域農地に生産緑地制度を適用するのか、重要な問題と考えます。

J R 島本駅西地区の農地に対して、生産緑地制度の適用をお考えでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 続きまして、9 点目の「J R 島本駅西地区の農地に対する生産緑地制度の適用」に関するご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、本町といたしましても、営農を希望される方が土地区画整理事業後も安心して農業に従事していただくためには、生産緑地地区の導入に向けた検討が必要であるものと考えております。また本町に対しまして、平成 29 年 10 月 13 日付で、島本町農業委員会から「農業委員会等に関する法律」第 38 条に基づき、生産緑地地区の指定を望む旨の意見書が提出されております。

本町といたしましては、昨今の都市農業に関する社会経済情勢の変化を踏まえ、諸課題を整理しつつ、J R 島本駅西地区のみならず本町全域の市街化区域内農地において、生産緑地地区の導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 本町全域の市街化区域内農地において、生産緑地地区の導入に向けた検討を進められているとのこと。よろしくをお願いいたします。

それでは、最後の質問、10 点目に入ります。今まで、J R 島本駅西地区で開催されておりましたイベント等の継続の要望、調査をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

都市創造部長 最後に、10 点目の「J R 島本駅西地区で開催されていたイベント等」にかかるご質問でございます。

JR島本駅西地区におきましては、主だったところでは1月にどんど焼き、4月にレンゲ畑等を、地域の皆様によって行ってこられたところがございます。今後につきましては、当該地域のまち開き後においても、地域の方々によりイベント活動の継続についてご配慮いただくことができるよう、本町といたしましても支援等の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 ありがとうございます。私も、子どもをよくレンゲ畑に連れてまいりました。また、三小が毎年実施しております田植えの実習も、大変良い教育であると思います。このようなイベントがなくなるのは非常に寂しい限りです。

可能な限り、このようなイベントを残していただくようにご配慮をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

川嶋議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時51分～午前11時00分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員 (質問者席へ) それでは、通告に従い、一般質問を行います。

1番目として、「土砂災害対策」について。

本町は、町域の7割が山岳丘陵地帯となっており、地下水の涵養も含め豊かな自然の恩恵を享受しています。

反面、全国的に目を向けると、梅雨期の集中豪雨、台風接近に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊、土石流または地滑りを原因とする土砂災害が全国各地で発生しており、平成16年度から平成25年度までの10年間における土砂災害の年平均発生件数は、約1,200件となっています。特に、平成25年の伊豆大島や、平成26年の広島市での土砂災害など、局地的な豪雨により、多数の死者を伴う甚大な被害については記憶に新しいところであります。

そのような状況の中、本町における土砂災害対策について、質問します。

①全国、大阪府、本町における土砂災害警戒区域等の指定状況について、伺います。

都市創造部長 それでは、清水議員の一般質問の1点目、「土砂災害対策」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①の「土砂災害警戒区域等の指定状況について」でございます。

土砂災害警戒区域とは、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地で、イエローゾーンとも言われる区域でございます。また土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物の損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認め

られる土地で、レッドゾーンとも言われる区域でございます。

全国における分類別の指定状況といたしまして、平成 29 年 10 月末時点におきまして、イエローゾーンにつきましては、「土石流」が 16 万 6,812 カ所、「急傾斜地」が 32 万 5,564 カ所、「地滑り」が 9,107 カ所となっております。また、レッドゾーンにつきましては、「土石流」が 10 万 498 カ所、「急傾斜地」が 24 万 4,675 カ所、「地滑り」が 1 カ所となっております。

次に、大阪府の指定状況といたしまして、同じく平成 29 年 10 月末時点において、イエローゾーンにつきましては、「土石流」が 1,815 カ所、「急傾斜地」が 6,513 カ所、「地滑り」が 16 カ所となっており、レッドゾーンにつきましては、「土石流」が 1,314 カ所、「急傾斜地」が 6,443 カ所、「地滑り」が 0 カ所となっております。

続きまして、本町の指定状況でございますが、現時点において、イエローゾーンにつきましては、「土石流」が 17 カ所、「急傾斜地」が 48 カ所、「地滑り」が 0 カ所となっており、レッドゾーンにつきましては、「土石流」が 9 カ所、「急傾斜地」が 46 カ所、「地滑り」が 0 カ所となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、指定については都道府県が実施するものと認識しているのですが、大阪府では完了しているのですか。

都市創造部長 指定についてのお尋ねでございます。議員ご指摘のとおり、イエローゾーン及びレッドゾーンの指定につきましては、「土砂災害防止法」に基づき都道府県知事が指定することとなっております。大阪府におかれましては、過去から計画的に現地調査を実施され、指定の要件が満たされる区域について指定されております。

なお、本町域につきましては平成 28 年 9 月に指定が完了しており、新たな区域指定の予定はないものと聞き及んでおります。

清水議員 わかりました。

それでは②として、「土砂災害防止法」には、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進がうたわれていると認識しているのですが、特に重要となる土砂災害警戒区域等に関わる周知についての取り組みを伺います。

総務部長 ②の「土砂災害警戒区域等にかかる周知」について、ご答弁申し上げます。

本町における周知の取り組みといたしましては、平成 28 年 9 月に大阪府において、町域の土砂災害警戒区域等の見直しが行われたことによりまして、本町におきましても「島本町洪水・土砂災害ハザードマップ」の更新作業を進め、本年 6 月に全戸配布をさせていただいたところでございます。

現在、土砂災害警戒区域等をより詳細に記載した「土砂災害警戒マップ」の作成作業

を進めており、来年の出水期までに全戸配布をさせていただく予定でございます。

また、広報誌やホームページ、ケーブルテレビの「しまもとプラザ」においても、災害時における備えについて、あわせて周知するとともに、各地域等での出張講座におきましても、土砂災害警戒区域の危険性及び避難の必要性等の周知を、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 今、答弁にもありましたが、現在、土砂災害警戒区域等をより詳細に記載した「土砂災害警戒マップ」の作成を進めているとのことですが、その具体的な内容は、どのような内容ですか。

総務部長 「土砂災害警戒マップ」の内容でございます。本町の「洪水・土砂災害ハザードマップ」より、より詳細な形で、縮尺を大きくして、土砂災害等の警戒区域や、土砂災害で利用可能な避難所等を表示したものを作成する予定でございます。

以上です。

清水議員 わかりました。土砂災害に対するマップということで、避難所についても、土砂災害のときの避難所だけが記載されているんですか。

総務部長 お見込みのとおりでございます。

清水議員 わかりました。

それでは③として、既存住宅の移転促進についての制度内容を伺います。

都市創造部長 続きまして、③の「既存住宅の移転促進」について、ご答弁申し上げます。

移転促進に伴う制度といたしましては、国土交通省の住宅・建築物安全ストック形成事業の一つである、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助制度がございます。本制度は、「土砂災害防止法」に基づくレッドゾーンにおきまして、区域が指定される前に建築された家屋に対し、地域の方が自ら移転する場合に対し、その費用の一部について補助される制度となっております。補助制度の費用負担割合につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の費用負担割合となっております。

以上でございます。

清水議員 それでは、府内近隣市町村の制度導入状況は、どのようになっていますか。

都市創造部長 本制度の府内等の導入状況についてでございます。

府内近隣市町村における制度導入状況につきましては、大阪府内におきまして、当該制度を導入されている自治体につきましては、現在、43市町村のうち13市町となっております。そのうち三島地域につきましては、高槻市と茨木市の2市が導入されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 13市町のうち、制度を導入している町はどこですか。

都市創造部長 再度のお尋ねでございます。13市町のうち、町で制度導入されております

自治体につきましては、能勢町と豊能町でございます。

以上でございます。

清水議員 大阪府内で補助制度を導入した市町での、利用実績はあるのですか。

都市創造部長 大阪府内における本制度の利用実績でございますが、平成 27 年度につきましては、岸和田市におかれまして、除却といたしまして 1 件でございます。また平成 28 年度につきましては、羽曳野市におかれまして除却及び建設が 1 件でございます。さらに、平成 29 年度につきましては、高槻市におかれまして除却が 1 件、豊能町におかれまして除却及び建設が 1 件の合計 2 件と聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 補助制度の中身なんです、一部の補助制度となっているとのことですが、実際の補助額はどのような内容なのですか。

都市創造部長 補助額についてのお尋ねでございます。危険住宅の除却につきましては、1 戸当たり 80 万 2 千円、また危険住宅に代わる住宅の建設につきましては、1 戸当たり 415 万円を限度額とした補助内容となっております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。それでは、他市では土砂災害特別警戒区域内にある住宅の補強費用に対しての補助金制度があると聞き及ぶのですが、認識はあるのですか。

都市創造部長 レッドゾーン内における補強に伴う補助制度でございますが、議員ご指摘のとおり、他の自治体におかれましては、補強に対する補助制度についても設けておられることは、本町といたしましても認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 その補助制度はどのような事業名で、制度の内容はどのようなものなのですか。

都市創造部長 再度の補強に対する制度内容のお尋ねでございます。事業名といたしましては、国土交通省の住宅建築物安全ストック形成事業の一つである住宅建築物耐震改修事業となっており、本制度は「土砂災害防止法」に基づくレッドゾーン内におきまして、住宅補強設計や住宅補強工事の一部が補助される制度となっております。

補助制度の費用負担割合につきましては、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 の費用負担割合となっております。

以上でございます。

清水議員 その住宅補強制度なんです、府内近隣市町村での導入状況はどのようなものですか。

都市創造部長 府内近隣市町村における制度導入状況のお尋ねでございます。大阪府内におきまして、当該制度が導入されている自治体につきましては、現在、43 市町村のうち 8 市町となっており、そのうち三島地域につきましては、高槻市と茨木市の 2 市が導入されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

清水議員 近隣市町では、住民を少しでも土砂災害から守るべく、がけ地近接等危険住宅移転事業や土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業を導入しているのですが、当町でも、積極的に導入に向けての検討が必要だと考えるのですが、どのようにお考えですか。

都市創造部長 本町の考え方でございます。冒頭にご答弁申し上げました大阪府による土砂災害警戒区域等の指定につきましては、平成 28 年 9 月に完了されており、本町といたしましては、指定された区域内の方々に対しまして、土砂災害防止対策の観点からも、可能な限り支援策を講じていく必要があるものと認識いたしております。

このことから、議員ご指摘の、近隣市でもすでに導入されております移転補助制度や補強補助制度の導入につきましては、大阪府内に諸手続の確認や、すでに導入されている近隣自治体に導入後の状況や課題等について確認するなど、今後、両制度とも導入できるよう具体的な検討を行い、予算化に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも制度導入への課題解決をし、積極的に進め、土砂災害特別警戒区域にお住まいの住民に対する安全を担保してもらうとともに、導入すれば活用していただくためにも、対象住民に丁寧に周知してもらうよう、お願いしておきます。

それでは、2 番として「ふれあいセンターの整備」について、質問します。

ふれあいセンターは、多くの住民が使用する、本町の文化施設の拠点となる施設です。今後も長年使用していただくために、先手管理で整備していく必要があると考えます。

そこで、伺います。①現時点の施設の大きな修理や、設備の更新等の進捗状況を伺います。

総務部長 それでは、2 点目の「ふれあいセンターの整備について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①の「現時点の大きな修理や設備更新等の進捗状況について」でございます。

ふれあいセンターは、平成 8 年 7 月の開館から 21 年を経過しており、経年劣化に対応するための大規模改修や設備の更新が必要な時期となっております。近年、実施いたしました 1 千万円以上の改修・更新工事につきましては、平成 27 年度に自動火災報知設備である防災システムの更新工事を実施いたしました。また平成 28 年度には、災害時等の停電の際にも施設を稼働させるための自家発電エンジン等の交換工事、館内の全機器を自動操作し動作確認を行うための中央監視装置更新工事及び外壁等改修工事を、それぞれ実施させていただいたところでございます。

本年度におきましては、現在、既存不適格となっている施設を改修するための防火シャッター改修工事及びエレベーター耐震改修工事の予算をご可決いただき、事務を進めておるところでございます。いずれの工事もすでに契約を締結し、本年度内に竣工する

予定でございます。

以上でございます。

清水議員 現在までの整備状況については、わかりました。

それでは②として、今後の整備のスケジュールは、どのようになっているのですか。

総務部長 次に、②の「今後の整備スケジュールについて」でございます。

ふれあいセンターにかかる今後の整備につきましては、「中長期改修計画」に基づき進めることといたしておりますが、現時点で具体的な事業費を算出できる段階には至っておりません。

なお、今後必要と見込まれる大規模工事といたしましては、空調機更新工事、給湯器更新工事、屋上防水工事、浴室改修工事、水訓練室改修工事などを予定をしております。

以上でございます。

清水議員 施設の整備をするうえでの課題はありますか。

総務部長 ③の「施設の課題について」でございます。

先ほど申し上げましたとおり、施設の経年劣化に対応するため大規模改修や設備の更新が必要な時期となっておりますことから、今後の大規模な工事に際しましては、休館等、一般の利用について影響が出てくる可能性もございます。

以上でございます。

清水議員 一般利用者にも影響のある大規模工事には、どのようなものがあるのですか。

総務部長 一般利用にも影響のある大規模工事でございます。今のところ、全館的に利用の影響があるものとしたしましては、空調機の更新工事が考えられます。この辺は、工事のやり方、ブロックごとにやるのかというふうな施工方法にもよってくるかとは思いますが、ある程度、広範囲な利用に影響があるものと考えております。また、部分的な利用に影響のあるものとしたしましては、給湯器の更新工事、それから浴室改修工事、水訓練室改修工事などがあげられます。

以上でございます。

清水議員 ふれあいセンターの建屋の中の整備については、わかりました。できるだけ遅延なく、先手管理で整備をしていただきたいと思います。

それでは、ふれあいセンターということで、ふれあいセンターの外回りですよね、北西部。小野薬品側にある水景設備については、以前から、あずまやが残っていたときにはイベント等でも利用されてたと思うのですが、現在はほとんど利用がないと思うのですが、どのようにお考えですか。

総務部長 水景設備の利用に関しましてでございますが、平成29年9月定例会議におきまして、一般質問で他の議員からもご指摘をいただいておりますが、その水景施設の周辺につきましては、有効な活用ができるよう、現在、複数の案で検討させていただいている状況でございます。

以上です。

清水議員 今、答弁にもあったんですけど、複数の案とは、どのような案をお考えですか。

総務部長 複数の案ということでございます。まだ内部での検討段階でございますが、一定のイベント等に利用可能なスペースにする方法、それとか、あと駐車場としての利用ができるようにする方法というのを、ある一定、考えております。ある程度の工事費の試算というのをおわせてしておりますので、最終的には、早い段階で内部の案を作りたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。有効利用できる場所、整備するにもお金がかかるのはわかるんですが、できるだけ有効利用していただきたいのが一つと、ゲートボール場も今回使えなくなったんで、周り、有効に使える土地というのは有効利用していただきたいと思っております。

次に、中庭というか、喫煙所の周辺にある池の部分は、どのような目的で設置されたのですか。現在、その目的が維持できていますか。

総務部長 ふれあいセンターの中庭周辺にあります浅い池でございますが、まず、設置目的という部分でございますが、展示ロビー及びプレイルームの隣にあるわけでございますが、詳細な資料が手元にはございませんが、当初は水系施設的なものとして設置されたものと認識をしております。

それと、現在、目的が維持されているかということでございますが、もともと水が循環するような仕様になっておりますが、現在は止めております。また、排水設備が詰まっております、雨水等が溜まっても排水ができないというふうな、現在、状況になっております。

以上でございます。

清水議員 その池というか、浅いとこなんですけど、大雨の時期には、先ほどの答弁にもありましたが、排水が詰まり、館内に水が浸入したこともあったと思います。また、蚊の発生する時期にはボウフラの発生源になる可能性も危惧され、落ち葉の時期には落ち葉が溜まります。財政的に厳しいのはわかっていますが、このような状況を改善し、現在、デッドスペースとなっている、このスペースを有効利用するお考えはないのでしょうか。

総務部長 有効利用についてのお尋ねでございます。先ほども申し上げましたように、水の流れもなく、排水し切れてないというのが実態でございます、ご指摘の点も踏まえまして、有効な利用ができないかは検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

清水議員 わかりました。単に今は水が溜まって、落ち葉が落ちたりしているだけなので、せめて、それだけでも早いうちに処理していただきたいと思っております。

次に、ふれあいセンターの東側、桜の木の生えている遊歩道周辺については、開館以来、特に大きな整備を行っていないものと認識していますが、間違いないでしょうか。

総務部長 特に、大きな整備というのはしておりません。

以上でございます。

清水議員 春には夜桜の遊歩道としていますが、近年は人出が減少しているように、私は思います。また、桜の木については密集して大きくなれない部分、枯れかけた桜の木も数本あると思うのですが、間違いないでしょうか。

総務部長 遊歩道の桜の状況でございますが、指定管理者からの報告では、現時点では、直ちに歩行者等に危険が及ぶような状況には至っていないというふうには聞いております。ただ、今後、観察を続けて、状況によっては、専門家からの助言を受けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 現状を、まず把握してもらうことが一つだとは思いますが、現在、関電グラウンド周辺の桜の木も開発のため半分ぐらいがなくなり、現在、残っている桜の木についても、五反田雨水幹線の工事終了後、道路整備に伴い、私はなくなるものと考えています。町内の桜が減少する中、桜井にあるふれあいセンターの桜を、未来を見据え、整備し、今まで以上に町の桜の名所にするようなお考えはないのでしょうか。

総務部長 遊歩道の関係の再度のご質問でございます。桜につきましても、季節のときに、昼間はもちろんのこと、夜間、提灯も点けさせていただいて、一定、演出をしておるわけですが、先ほど、若干にぎわいが停滞しているのではないかというご指摘もあるわけでございますけれども、あくまでもふれあいセンターの斜面を構成する植栽遊歩道でございますので、名所にするという形になりますと、一定の整備が必要かなというふうには考えるんですが、その辺は、当面は現在の状況を見ながら維持管理をしていって、ソフト部門でどういったことができるのかというのは、関係課とも、今後、話をしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

清水議員 「名所」は、ちょっとオーバーかも知れませんが、今の桜をきれいに咲かせるような整備の仕方、財政的には厳しい中、経費はかかると思うんですが、前向きに考えていただきたいと思います。

ふれあいセンターの担当職員は精一杯業務を行っていると思っております。本当にありがたいことですが、以上、質問した項目について、担当職員は普段からいろいろな検討を行っているが、目の前の業務対応、財政面から、実施に踏み切れないというふうに私は思います。

そこで伺います。ふれあいセンターの整備管理の担当課は、また職員の人数は。

総務部長 ふれあいセンターの整備担当、それから職員数というお尋ねでございます。ふ

れあいセンターの管理につきましては、「島本町ふれあいセンター条例」第5条に基づき指定管理者が行っております。しかし、日常的な管理を超える修繕・改修・整備や、運営に関する事項につきましては、「島本町事務分掌条例」施行規則に基づき総務・債権管理課の所管となっております。

なお、総務・債権管理課の総人数は、課長以下6名でございます。

清水議員 わかりました。それでは、総務・債権管理課では、他にどのような業務があるのですか。

総務部長 総務・債権管理課の業務ということのご質問でございます。総務・債権管理課の所管事務は非常に多岐にわたっております。主なもので申し上げますと、庁舎等の管理運営、駐車場も含まれます。それとあと町の財産管理に関すること、それから公用車の管理及び整備に関すること。それから、議会との連絡調整という部分です。それとあと議会への議案の提出をする、そういった事務を行っております。それと、条例・規則などの法規関係のことをやっております。それから、行政不服審査制度に基づく不服申し立てでございます。それとあと、訴訟の総括をやっております。あと郵便物とか文書とか、そういった授受・発送。それからコンピュータ関係ですね、電算システムの管理運営、連絡調整。それから債権管理に関すること。それからあと諸統計ですね、統計関係、国勢調査なんかも総務・債権管理課でございます。そういったものが多くございます。それから庁舎等の管理運営に関わりましては、本年度は役場庁舎の耐震化にかかる整備検討業務についても、所管として事務を進めているところでございます。

以上でございます。

清水議員 総務・債権管理課の業務、多種多様な業務をこなしていただいているのはありがたいと思いますが、今後もふれあいセンターの外回り、遊歩道等の整備、デッドスペースの有効利用も視野に入れ、また周辺の自然環境を含めた文化施設の拠点として、未来に向けて、総合的に整備管理することをお願いしておきます。

最後に、町長に伺います。先日、他の議員の一般質問でもありましたが、大きなプロジェクトである庁舎の耐震化も目の前に来ています。担当部署がどこになるかは私にはわかりませんが、また「島本町公共施設総合計画」を総合的に進めること、島本駅西地区のまちづくりも始まりますが、現在の町の機構では難しいものと考えてのですが、町長のお考えはどのようなものですか。

山田町長 役場庁舎の耐震化、建て替えなどについてやJR島本駅西側の整備開発など、今後、大きな課題が島本町にはございますけれども、現在、役場庁舎の耐震化手法などにつきましては、庁舎内の検討組織において検討資料の作成を進めているところであります。公共施設の適正化につきましても庁舎内に調整会議がございますが、議員ご質問のとおり、庁舎の耐震化に向けましては、近日中に、その検討結果にかかる報告を受ける予定でございます。

これを踏まえまして、本町としての今後の方針を決定してまいりの中で、方針に基づく具体的な作業を円滑に実施するために必要な職員体制等につきましても、それも考えていかないといけないと思っております。機構改革なのか、プロジェクトチームを作るのか、その辺りのところも含めて考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも、大きなプロジェクトや、公共施設を適正に運用・整備できるような体制づくりをお願いして、私の一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは、一般質問をさせていただきます。11名の一番最後ということですので、もうしばし、おつきあいをいただきますように、よろしくお願いたします。答弁時間もございますので、通告の順番を少し変更させていただきます。一番最初の分を一番最後に持ってこさせていただきます、2、3、1の順で一般質問をさせていただきます。

まず、2点目の「やまぶき園、今後の障がい者支援施設について」。

やまぶき園施設内のアスベストや老朽化問題、また昭和48年より以前の当該場所は塵芥処理施設であり、地盤が緩いおそれなどを追及してまいり、島本町としても移転建て替えを決意されました。

施設や運営を担っていただく事業者公募選定もされ、決定されましたが、その後の現状と、今後のスケジュールを含めまして、お伺いたします。

健康福祉部長 それでは、「やまぶき園、今後の障害者支援施設」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

町立やまぶき園につきましては、建設から40年以上が経過し建物が老朽化していること、施設内にアスベストが使用されており、建物の耐震診断や現地での耐震改修が困難であることなどから、やまぶき園の機能と地域生活支援拠点の機能をあわせ持つ新施設を、ふれあいセンター敷地内で一体的に整備することを、平成28年11月に基本方針としてお示しをいたしました。

この基本方針を受けて、本年1月に事業者公募を行い、3月に社会福祉施設整備審査委員会において公平公正な選考のもと、社会福祉法人南山城学園を整備運営事業予定者として決定したところでございます。

4月以降の経過でございますが、4月中旬から、やまぶき園保護者会並びにその他の障害当事者団体の皆様に対し、新施設の概要や今後の予定等をお知らせするための説明会を開催し、整備事業の概要について、一定のご理解をいただいたところでございます。

整備運営事業予定者である社会福祉法人南山城学園とは、適宜、施設の実施設計や大阪府との国庫補助協議に向けた調整を行い、11月には大阪府に対し、施設整備費の国庫

補助申請がなされました。

今後の予定といたしましては、今年度末を目途に、当該事業予定地であるふれあいセンターの倉庫棟などの解体撤去工事を本町が実施する予定でございます。また、来年7月頃に国庫補助内示を受けた後に、社会福祉法人南山城学園が整備工事に着手することとなり、平成31年4月に、障害者地域生活支援拠点等施設として開設される予定でございます。

以上でございます。

伊集院議員 9月議会では、トイレの解体撤去工事、予算も可決されましたが、その後、スケジュール、入札等も含めて順調にしているのか、お伺いいたします。

総務部長 撤去工事の件についてでございます。入札は今月末に行いまして、1月中頃に着工、その間に成人祭等のイベントがございますので、その間は中断をいたします。最終的には3月末の竣工を目指しております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。先ほどの答弁では、平成31年4月にこの施設の開設予定をされております。順調にいけば、来年度に国庫補助の内示を受け、整備工事を着手するということではありますが、まず、この数年、この分野における国庫補助が増額されているというふうに聞き及んでおります。昨日も意見書の関係もありましたが、この国庫補助の予算額の推移、ここ数年の状況をお伺いしたいと思います。

健康福祉部長 平成29年度の国庫の当初予算額は71億円でございます。この2カ年の当初予算は70億円程度で推移していると把握いたしております。今回の施設整備費の対象となる平成30年度の当初予算については、国において100億円程度で要求中ということを知り及んでおります。

以上でございます。

伊集院議員 ここ2～3年、国のほうも補助金を上げていただいているという状況でありますので、しっかりとこの予算、取ってまいりたいと思うんですが、障害者支援、この点において、すでに各都道府県で補助金の分捕り合戦が始まっているという状況でもあります。

この補助金申請については、整備事業者が大阪府を通じて申請するものと伺っておりますが、その点の確認をさせていただきたいのと、先般も大阪府への要望もされたこと、先ほどの答弁もあったかと思っております。その点であります。国の補助金というところもありますので、国に対しても要望するべきと考えますが、その点のお考えも、あわせてお伺いいたします。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、今回の補助に関しましては、事業者の整備に関する補助でございますので、事業者から大阪府を経由して、国に対する補助申請という扱いになります。また、国への要望でございますが、本町としては国庫補助予算の

確保・拡充については、次年度予算要望として要望書という形で、文書で提出をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 文書というのは存じているんですけどね。やまぶき園の現状を考えれば、早期の建て替え移転を進めなければあかんという事業や、ということは言うまでもない。先ほどのスケジュールいただきましたが、もし、この補助金の行く末によっては、31年の4月の開所、こういった中には、やっぱり大変タイトであるのではないかというふうに考えております。

そして、現在、自治体間競争の中で、重要である補助金獲得の中では、文書だけの提出でいいかどうか。再度、動きも重ねたお願いも必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部長 補助金予算獲得に向けての、文書だけでは不十分ではないかということですが、国庫補助金確保に向けて、各関係機関に対して要望を行っていくことは当然必要なものであると私も考えております。本事業については、毎年、行っております各党への大阪府要望においても、本年度の要望として申し出をあげさせていただいております。また、11月でございますが、町長と担当課長とともに大阪府の関係機関、そして、府議会の先生方へもお願いにあがったところでございます。

国へ直接行つての要望等につきましては、必要とあらば行くことも当然考えておりますが、ただ、この点につきましては事業者が、これは大阪府を経由して申請することとなっておりますことから、大阪府の立場を十分踏まえつつ、今後の対応については、適切な要望手法というものを考えていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 府へも行かれて、府議会の先生方にもお願いしているということでもあります。公明党さん、また維新さん、自民、共産党さんと、ここの地域から出られている府議がそれぞれいらっしゃると思いますので、協力いただけるように、再度のお願いもお願いし、大阪の南のほうでは、やはり陳情合戦というのが繰り広げられて、しっかりと補助金の確保のために各自治体首長、また各議員さん、方々が東京等、陳情に行っている状況であります。

島本町にとっても、この施設だけではなく、前の答弁にもありましたように役場庁舎の問題、また清掃工場等々と、これから新たな借金を返済していくことが出てくるということでもあります。町長、町内を回っているだけではなくて、国への要望活動などを繰り広げていかなければならないという現状があるとは思われませんか。お伺いいたします。

山田町長 もちろん、私も必要と判断した場合には、当然のことながら大阪府へ、国へ、要望を私自身がしていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 判断して、あればということですからね。本来、今すぐ動いても遅いくらいだとも思っております。ただ、先ほども答弁ありましたように、大阪府との兼ね合いもあるでしょうし、大阪府の立場もありますから、町長の中で、その点もあるということであろうと思います。しかしながら、島本町の町長としてしっかりと財源確保の努力をしていただきたいということをお願いします。

要は政治手腕、行政手腕、そういうことを思う存分ふるっていただいて、していただけると信じておりますが、もし、最悪の場合、最悪なシナリオになった場合は、障害を有する方々に対し、この事業を完遂する、そういうおつもり、お気持ち、決意をお伺いしたいと思います。

山田町長 国庫補助が不採択というふうになった場合、また減額されるということですね。そういった場合におきましては整備費の確保が難しくなるということで、本整備事業の募集要項には、そういった場合においては運営事業予定者と町で協議を行うというふうなこととなっておりますので、その状況に応じまして決定していきたいと考えております。当該施設が老朽化、耐震化などの課題を有する施設であることを考えれば、建て替え移転を可能な限り早期に進めていかなければならないことは言うまでもございません。いずれにいたしましても、町としてできる範囲には限界がございますけれども、その範囲内において、この施設整備の早期実現に向け、全力で取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

伊集院議員 町としてできる限り、できる限界があるというお言葉は、財政的な発言であろうというふうに考えるようにしますが、だからこそ、要はお願いのときだけ足を運んでもあかんと。やっぱり社会としては日頃からのおつきあいというのが大切だというのが、社会の通念であります。

こういった中、しっかりと大阪府との連携も取っていただき、事業の完遂を責務としていただきますようお願いを申し上げます、次の質問に入っていきたいと思っております。

それでは、3点目の「地域包括支援センターについて」を、お伺いいたします……。先ほどの、私のほうが言いつ放しになりますので、もし、答弁がありましたら、答弁も付け加えていただければ結構です。

地域包括支援センターについて、この点と、ちょっと前の議員とも重複している点もございますが、その点をご理解いただきまして、よろしくお伺いいたします。

当時の介護保険制度の改正により、島本町も平成18年4月に地域包括支援センターの運営を始め、早10年以上が経ちました。同センターにおいて、現状と課題について、お伺いいたします。

山田町長 先ほどのご意見とご要望というふうに受け取りますけれども、もちろん、私も

日頃のおつきあいというのはとても大切なことだと感じております。最終的には、やはり人と人同士の関係でございますので、そういう意味においては、しっかりとした信頼関係を構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 次に、「地域包括支援センターについて」でございます。

本町の地域包括支援センターにつきましては、平成 18 年 4 月の開設以来、直営方式により運営してまいりました。総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援やケアプランの作成、いきいき百歳体操などの一般介護予防事業等、様々な事業を正職員 2 名、非常勤嘱託員等の非正規職員 8 名、事業者からの支援として 1 名のご協力のもと、合計 11 名の体制で適切な事業運営に取り組んでおります。

相談件数やケアプランの作成件数などにつきましては、開設以降、高齢者数の増加とともに現在も増え続けており、そのような中、平成 26 年に行われた「介護保険法」の改正では、地域包括ケアシステム構築のため、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援体制整備、地域ケア会議の推進等が、市町村の新たな業務として追加され、地域包括支援センターとしては適切な業務運営に努めているものの、大変多忙な状況でございます。

今後は、これらの各種事業をさらに推進していくとともに、介護離職防止の観点から、家族への相談体制の構築のための土日・祝日の開所等の相談体制の拡充など、地域包括支援センターのさらなる機能強化が求められています。これらの現状を踏まえ、現在、策定作業を進めております平成 30 年度を初年度とする「第 7 期介護保険事業計画」の案において、現在の直営方式から委託方式へと、新たな運営形態での事業運営の方向性をお示ししたところでございます。

いずれにいたしましても、高齢者の皆様が、いつまでも地域で安心して生活を続けていただけるよう、今後も適切かつ効果的な施策を推進するための体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 では、今後のこと、現在のこと、伺っていく前に、ちょっと「そもそも論」というか、そもそものところを確認させていただきたいんですが、平成 18 年 4 月時に、島本町としては直営方式を選択されました。これ、法的に直営方式でやらなければならないという義務づけがあったのか、もしくは法的位置づけはないが、直営が望ましいというような方針、指針なりが示されたのか。それとも、島本町として独自として直営と判断されたのか。その判断基準などを確認させていただきます。

健康福祉部長 地域包括支援センターの運営形態につきましては、法的にも、指針的なものとしても、直営が望ましいというような方向性が示されたものはございません。センターにおいて適正に事業を実施することができるように、その体制の整備に努めること

が責務とされているものでございます。

平成 18 年度開設時点、本町が直営の運営を決定したのは、当時の慎重な検討の結果で決定されたものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 法的なことは何もなかったということで、わかります。本町の直営の決定は慎重な検討の判断ということで、理解いたしました。

では、その平成 18 年 4 月当時の大阪府の府内の取り組みなどの状況、また最近の取り組み状況など調査されていますか。お伺いいたします。

健康福祉部長 府内の地域包括支援センターの設置運営状況に関する状況でございますが、把握している最も古いものが、平成 19 年の末でございますので、その情報と、本年 4 月 1 日現在の現状を比較いたしますと、直営方式のみで実施している市町村数は、平成 19 年度末では 14 市町村、本年 4 月では 8 市町村でございます。府内全地域包括支援センターのうち、直営で運営されているセンターの割合は、平成 19 年度末では 13.3% でしたが、本年 4 月現在では 5.6% と、約 60% 減少しており、委託により運営する市町村が増えている状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員 直営でされているのが 14 市町村から、19 年度末、8 市町村に減っていると。また数字的には 60% 減、大阪府内のセンターですね。これ、大変大きく直営が減っているというのは、単純に考えれば委託のほうが増えているのかどうかかなのかなと思いますが、委託のほうの数字、平成 19 年度末しか掴んでいらっしやらないということなんで、19 年度末から最近ですね、その点の数字というのも調査されているかどうかをお伺いいたします。

健康福祉部長 委託の状況でございますが、府内の市町村の状況で言いますと、先ほど申しましたように直営が 14 から 8、6 団体減ってますので、その分、委託に関しても 26 団体から 32 団体へ増加しておる状況でございます。

また、センター自身の設置状況でございますが、もともと平成 19 年度末では、全体で 143 カ所、府内にあったんですが、平成 29 年度の当初では 266 カ所ございまして、先ほど申しましたように直営が 5.6% ということで、もともと 29 年度当初としては 94.4% は、今現在、委託になっている。もともと 19 年度末では、86.7% が委託で運営されていたということでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。実質上、そういう判断にされた内容という部分を、他市町村の部分はなかなか我々で入り込める部分ではありませんが、基本的に 19 年の決算議会、18 年度決算に対しまして私も質問を当時させていただいているんですが、地域包括支援センターの主な業務の一つであるケアプラン作成、結構大切なケアプランですけど、そ

の当時は、この部分においては原則直営で作成すべきという主観で、私、質問させていただいております。その中でも、当時でも委託と直営と、すでに委託の件数も多少なりとも出てきていた状況でありました。

こういった中で追及させていただき、その当時の答弁ですね。要は、思ったほどそのときは多くなかったと、ケアプランの数字、作成が、というような答弁をいただいていたんですが、細かいやりとりの中では私自身、これから高齢化率が十分上がっていくと。そして当時、18年、19年ですから、人口増を目指しておりました。ということは、ケアプランの作成というのは大変これよりも増えていこうという想定をしておりましたので、このままではケアプランを直営でやっていくのは立ち行かなくなるのではないかというふうに、最終的に質問をさせていただいております。その当時の答弁では、高齢化が進み、やはり要支援状態になられる方々、サービスを使いたいとおっしゃられる方も増えてくるということは見込まれておりましたが、今のところ介護予防のケアプランの方は、現状で行けると判断の答弁をいただいております。

こういった中、やはり今と、その当時と、実績ですね、ケアプラン作成の実績の数字をちょっと対比させていただきたいと思っておりますので、答弁、よろしくお願いいたします。

健康福祉部長 ケアプラン作成についての件数の推移でございますが、平成18年度の実績といたしましては延べで1,125件、平成28年度の実績といたしましては3,659件と、約3.3倍に増加いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 当時いただいた答弁とは、少し違うような部分があるんですけどね。過去の部分なのでいいですけど、基本的には3.3倍になっていらっしゃるということでありませう。その3.3倍の部分で、人、人員体制においても、当時いただいている答弁、3名を基本にして、途中から1名入れられているという部分であります。昨日の答弁でも、確か基本4名で体制されていたと思われまますが、冒頭に現在11名で、答弁いただいたような気がしますが、その点の、再度確認をさせていただきます。

健康福祉部長 昨日の他の議員からも、当時の人員体制ということでご質問いただきましたので、昨日、お伝えさせていただきましたのは、必置とされる専門職、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種については、各1名で3人。そこに事務補助職として臨時職員1名の4名を配置をいたしておるところでございます。これが当時でございます。今、現状といたしましては、先ほど来答弁させていただきましたように、正職員が2名、そして非常勤、非正規の方々が8名、そしてご支援いただいているところからの分で1名ということで、すべてで11名の体制で地域包括支援センターは運営を行っております。

以上でございます。

伊集院議員 4名から11名に増と、年々、我々も議案を取っておりますので、増加の努力

をいただいていると思います。ただね、開設当初、やはり組織構築までの不安もあってしかるべきですし、当時のやりとりの中では、一定答弁をもらった中では控えたところでもあるんですけど、要はやはり、これだけ大変になってくるといえるのは見据えてた者としては、遅き議論と言えなくもないと思っております。

現時点で、どうお考えられているか。先ほど冒頭の答弁の中でありましたよね、「新たな運営形態での事業運営の方向性を示した」とおっしゃってましたが、この示されたのは、どこで示されたのかも、あわせてお伺いいたします。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、今、おっしゃっていただいた、今現時点で委託に移るのは遅きに失したのではないかとということでございますが、これまでは直営で可能な限り続けていく、それは私どもとしても、現状でもそのような思いを持っております。ただ、今の現状の業務量、そして平成26年の「介護保険法」の改正により、今後、新たに示された取り組んでいくべき事業への対応等、地域包括支援センターの機能強化を果たすための方策として検討した結果、委託による運営が望ましいと判断したものでございまして、私どもとしては、この時点での判断が遅かったものという認識はございません。

また、今回、方向性を示したのはどこかということでございますが、平成29年11月29日に開催いたしました第3回島本町介護保険事業運営委員会の中でご提案をさせていただきました、第7期の「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）」において、お示しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。遅きわけではなく、新たな平成26年度の法改正によって、包括ケアシステムの構築のため、こういったところで新たな4種の業務に対しましてされるということである、というのは理解いたしました。

この4種において、要はある意味、直営でされる、それとも委託でされる、すべてを直営で考えていらっしゃるのか、一定の棲み分けをされるおつもりなのか。その点をお伺いしたいのと、昨日にちょっとかぶりましたが、委託でされるうえでのメリットとデメリット、その点のことをお伺いしたいと思います。

健康福祉部長 今後、委託していく業務の範疇でございますが、現在の地域包括支援センターで実施している業務のうち、基本となる総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務と、総合事業のチェックリストの該当者に対するケアマネジメントである第1号介護予防支援事業につきましては、委託する場合は一括して委託することとされております。また指定介護予防支援につきましても、基本となる業務と一体のものであることから、あわせて委託となるものと考えております。

これ以外の業務につきましては、地域包括ケアシステム推進の観点から、行政が担わなければならないのか、それとも民間の力をお願いすることができるのか、十分、議論を

させていただいて検討していくべきものであると考えておりますので、次年度以降に委託すべき業務の整理をしていきたいというふうに考えております。

そして、メリット・デメリットの部分でございますが、委託で運営する場合のメリットといたしましては、行政と役割分担を図ることができ、行政は地域包括ケアシステムの推進にかかる施策の展開により集中することができる。夜間・休日の対応について柔軟な態勢を取ることができ、継続しての相談態勢の確保ができるなどが、あると思います。また一方で、懸念されることといたしましては、町の方針や施策を共有するための調整が直営より必要になる、そしてまた公平性・中立性の確保などがあげられると思います。

しかしながら、このセンター運営の責任主体はあくまでも、委託しても町でございますので、運営に関する指導監督権限は当然のことながら本町でございます。そのことから、委託した場合であっても、町がセンターの運営方針を明確に示し、その方針に沿った運営を求めるとともに、効率的・効果的な運営がなされているかの点検評価を適切に行っていくことで、これらの懸念される事項への対応は可能であるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 では、その「点検評価を適切に行っていく」というのは、どのような形で考えていらっしゃるのか、お伺いします。

健康福祉部長 地域包括支援センターを委託して運営していくこととなったとしても、先ほど申し上げましたように設置主体は本町でございます。点検評価につきましては、本町が示した運営方針に沿って運営がなされているかを、一定の基準、評価項目に基づき評価をいたしまして、その結果を活かして、センターの運営の公平性・中立性の確保や効果的な取り組みの充実を図るとともに、不十分な点につきましては改善に向けた取り組みを行うことにより、一定の運営水準を確保することを目的として実施するものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 そういう不十分な部分もチェックされると。例えば、執行部のほうのチェックと、我々議会としては、いつも決算でしたらね、事務事業報告書とか、そういったところで関与できるんですが、そういうことはまだ想定されているのか、そういうものも一定あるのか。そのお考えをお伺いさせていただきます。

健康福祉部長 その点検評価の結果の公表の仕方でございますが、例えば、今、指定管理については、指定管理についてそれぞれ評価をして、事務事業成果報告書でご報告をさせていただいておりますので、この公表についても、どの場所になるかわかりませんが、当然のことながら、その点検評価結果というものは公表していきたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 わかりました。

では、先ほど答弁あったように、その方向性を示されたのが先般の会議、運営委員会ですね。こちらのほうで示されたと言っていました、審議会が出た皆様からのご意見ですね。その点、ちょっと漏れなく、ご紹介願いたいと思います。

健康福祉部長 審議会委員の皆さんからの地域包括の委託等に関するご意見でございますが、委員の皆様からは「委託することにより、土日・祝日に安心して相談できる体制整備のために機能強化することは、働きながら介護されている家族の支援のためにも大変望ましい」という意見、また「状況の変化により、直営から委託への方向性に変わることは一定理解できる。委託するにあたっては行政からの丸投げとならないよう、行政の役割と包括の役割を明瞭に示すべきである。そのうえで、これまで直営で培ってきた質を、委託においても確保できるようにしてもらいたい。」、三つ目が「委託することで、現在よりさらに地域包括支援センターの機能が進化することは望ましい」、四つ目として「委託の、包括の適正な運営を担保するために、運営協議会でしっかりと報告してもらう体制の整備が重要になる。」というようなご意見をいただきまして、いずれにいたしましても、新たな運営形態での事業運営に対しましては、異論というものはなかったと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員 異論は一切なかったということである、ということではありますが、それでは今後のスケジュール、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 今後のスケジュールでございますが、あくまでも現時点での案でございますが、広く住民の皆さんからのご意見をお聞きするために、12月の15日から1月15日までの間にパブリックコメントを実施したいと考えております。その後、いただいたご意見を踏まえ、必要に応じて「第7期介護保険事業計画（案）」を修正し、改めて介護保険事業運営委員会を開催し、最終ご意見をいただいたうえで、年度内策定を予定しておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 年度内の策定を予定されていると。審議会の部分もありますし、パブコメを今回されていかれるということですので、一定、ここで止めますが、やはり住民の皆様のための地域包括支援センターなので、機能強化を図っていくのが、おっしゃっているように第一義的義務であろうと思っております。

現在、働きながら子育て、また介護、二足も三足もわらじを履いて仕事をしていらっしゃる方もいらっしゃいますし、さらには核家族化してきている状況であります。こういった中、委託であろうが直営であろうが、民であろうが、やはり土日・祝日に相談できる体制というのは大きな支援であると思っております。私自身も、母の介護を見ていると、常に一緒にいられるわけではありませんし、こういった部分を考えたら、やはり直営でするには、土日・祝日はできないだろうというのはあり得ますので、よって、

委託へのメリットは大きいと考えております。

最後に、先ほど答弁もありましたように行政の役割と包括の役割、しっかりと棲み分けをされて、今後、議論していく、今の時点で案だという部分を、もう少しまた煮詰めて頑張っていたきたいということをお願いしまして、時間がございませんので、次にまいります。

最後の、1点目になります「議会軽視！ ～町のマイクロバスについて vol. 2～」。

平成12年に購入した島本町が所有する現在のマイクロバスは、運行業務委託契約が、この29年度末で満了、車体の車検は毎年10月というふうにお聞きしておりますが、老朽化等も踏まえ、現車両の状況に、9月議会の一般質問でお伺いしてまいりました。

当時の答弁の中で、スポット対応の検討をされていましたが、スポット対応としていくという方向性は決まったのですか、お伺いいたします。

総務部長 それでは、伊集院議員の一般質問の1点目にありましたんですけども、3点目になってますので、3点目ということで、ご答弁させていただきます。「町のマイクロバスについて」でございます。

マイクロバスにつきましては、平成12年から利用を開始し、17年にわたり町の公用車として使用してまいりましたが、経年劣化が進んでおり、また、その運行業務委託につきましても平成29年度末までの3年契約が満了となることから、車両の保有から、スポット方式による賃借での方向で検討を行っているところでございます。

町のマイクロバスに関しましては、平成29年2月定例会議の一般質問におきまして、平成30年度以降のマイクロバスの運行及び管理のあり方について、安全面及び財政面の両面から検討を進めていることを、ご答弁申し上げたところでございます。また、前の9月定例会議の一般質問におきましては、具体的にマイクロバスの更新の検討内容について、新たに車両を購入するか、また車両をリースするか、また使用のつど配車を依頼するスポット方式とするか、これら三つの手法の中での検討内容について、費用比較等の見込みも含め、ご説明させていただいたところでございます。

その結果といたしましては、費用面では、15年間という長期の使用で比較いたしましても、スポット方式の手法が最も安価であると見込まれております。また事務コストの面からも、車両を所有または占有していれば人件費を含めた維持管理コストが必要となりますが、スポット方式であれば、使用のつど配車を依頼する事務のみとなりますことから、効率的に利用することができるものと考えております。これらの点から、現在、来年度の予算編成作業の中で、公用でマイクロバスを必要とする場合について、スポット方式にて対応する方向で検討を進めているところでございます。

なお、予算編成作業の中では、各課の予算要求書を集計し、マイクロバスの保有での使用と賃借での使用を比較検討し、どれだけ経費節減に繋がるかの集計結果を踏まえ、最終的に決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 丁寧な答弁、ありがとうございます。私の質問は、実は、その「方針」が決まったかではなくて「方向性」を伺ったんですが、今の答弁ですと、要は内部の方向性は決まっているように、検討に入っているから決まっているというふうに思いますが、それとも内部の方向性すら決まっていないという答弁か、再度、お伺いいたします。

総務部長 具体的にはスポット方式で検討しておりますが、方向性を決めたいというふうな検討でございます。

以上です。

伊集院議員 ならば、公用車として使用しているマイクロバス、これは我々議会としても視察・研修等々、議会費にも関わってくる問題であると思いますが、その認識はありますか。

総務部長 現在、マイクロバスの運行の業者委託の中で、マイクロバスの運行が、まず優先で運転手を委託をしているんですけども、その運転の日以外で空いている場合は、他の公用車も運行といいますか、他の公用車の運転業務もできるというふうな業務内容になっておまして、現在の状況であれば、マイクロバスがなくなれば、当然、一括して運転手も委託しておりますので、運転手がいなくなる。そういう場合には、議会の今の公用車の運転手がいなくなるので、その対応として何らかの措置が必要であるというふうな認識はございます。

以上でございます。

伊集院議員 認識あるなら、運行業務委託の契約、今年度で満了になるということなので、議会においては議会事務局が決定権持っているわけではなくて、議員間協議を経て、議員らで物事が決まっていくという状況でありますので、この点において、私が言っている「議会軽視」というのは、スポット方式でされていくことを議論されていることを議会軽視と言っているわけではなく、施策的な部分は最終的に議決で決定していきますので、この点ではなくて、内部の事務的問題において、議会と行政というのは車の両輪であると、過去から私も言っております。せめて、その内部の方向性というのが検討されたということであれば、やはり議長なりに一言、こういう検討をしているということをお伝えしなければならぬと思っておりましたが、内部の調査の、要は検討に入るということは、内部調査の部分の決定権者は誰ですか。お伺いいたします。

総務部長 決定権者ということでございますが、大きく言えば来年度の予算をどうするか、来年度の業務をどうするかというふうな、すべて予算に関わってまいります。予算提出権は町長の権限でございまして、議会はいわゆる議決権を持っているというふうな、いわゆるスタンスの違いはあります。

ただ、予算を編成するまでの間に、当然、最終的には町長に提出権があるということ

なんですけども、まず、その予算案を決定するまでの間に細かな事務がたくさんございます。細かな事務につきましては財務規則のほうに書いておきまして、各課が予算編成作業をして、予算要求書を、予算所管部長である総務部長に提出をしてというふうな過程がございます。その過程の中で細かな、いわゆる指示という部分は、予算担当部長である総務部長がやっているということでございますので、それぞれの過程の中で一定の指示、こういうふうな指示ということもしておりますので、誰が決定権という部分であれば、それぞれの過程においてそれぞれ判断して行って、最終的には町長が、予算案としての作成のときに最終的には決定する、というふうな流れになってまいります。

以上でございます。

川嶋議長 暫時、休憩します。

(午後0時22分～午後0時23分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院議員 時間もありませんけども、先ほど予算の財務規則的なところのお話だったと思います。島総財第447号ですね、これで予算編成、10月31日までの分で基本方針というのは示されているのは理解します。そして、この中に公用車に関わる部分が入っておりますが、この内容においては、あくまでも購入にあたっての協議、そして予算対象になるもの、選定・検討するものという部分であります。このレンタル的な試算というのをお願いされたのは、どこで、どういうふうにしたのか、お伺いいたします。

総務部長 予算編成方針は10月の5日、本年の10月5日でお示しをさせていただいております。それから、マイクロバスの借りる場合の単価とかというのは、10月27日の事務連絡で各所属長に文書で送っております。ただ、私のほうでこういった予算編成にかかる詳細な事務を行っておるわけですが、先ほど申し上げましたように10月27日に、マイクロバスを廃止することによって、こういう形、来年度の予算編成でこういうふうに見積もって下さいというふうな指示をしているのは、私のほうの財政課の所管でございます。

先ほど議員のほうからご指摘がございましたように、議会にかかる予算にも影響してくる部分でございます。それはもうご指摘のとおりでございます。事前に議長にも説明をすべき部分であったかとは思いますが、説明はしておりません。そういった説明が不十分であったというふうなことにしましては、大変申しわけないというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 事前に議長にもお伺いしました。町長なり担当部長なりが説明に来たか、ということも調査させていただきましたが、なかったという部分であります。現在、我々議会としても議論をさせていただいてますが、やはり運転手の部分とか、いろんな関連してくるものがありますので、しっかりと、せめて議長だけには内部決定の部分、報告

をいただくようお願いを申し上げ、他の質問もたくさんあったんですが、また改めて、この点は継続していきたいと思って……（質問時間終了のベル音）……、終わらせていただきます。

川嶋議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後0時26分～午後1時30分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、第8号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） それでは、第8号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について、ご説明申し上げます。

平成29年9月28日付けで衆議院が解散となり、同年10月22日に衆議院議員総選挙が執行されることとなりました。このため、同選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な予算について緊急かつ不可欠な執行を必要とすることから、「地方自治法」第180条第1項及び「町長の専決事項の指定について」の規定に基づき、平成29年9月29日付けで町長の専決処分をしたものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。議案書の8の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,146万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億4,058万8千円とするもので、款項別の内容は、8の5ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。8の9ページからの「歳入」でございます。

第14款 国庫支出金、第3項 国庫委託金、第1目 総務費国庫委託金1,146万5千円の増額につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる執行経費に対する特定財源でございます。

続きまして、8の10ページからの「歳出」でございます。

第2款 総務費、第4項 選挙費、第4目 衆議院議員選挙費1,146万5千円の増額につきましては、10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にかかる経費を、それぞれ予算計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

河野議員 専決処分ということですので、若干、1点のみ、ちょっと質問をさせていただきます。

きます。

資料請求させていただいております。河1・歳出予算要求書の明細ということです。すでに、これは10月22日に執行され、ほぼ金額も確定はされているものと思いますが、補正予算ですので、予算要求という形で出していただきました。「投票箱立会人送迎用タクシー借り上げ」ということです。

とにかく急な選挙であったということで、このような形で、専決処分で選挙の費用だけ出てくるというのは私の記憶では初めてですので、この際、質問させていただくものです。当日、急であったということも、職員さんにとっては非常に態勢を取るのにご苦労はされたとは思いますが、台風の到来もあったということで、非常に神経を使われたことと思います。

ただ、立会人の方ですね。当日ですが、本来、自分の選挙区、投票所のあるところで立ち会われるわけですがけれども、あのような天候のもとで言いますと、投票所に出向かれるとき、あるいは帰られるときに、公共交通機関、あるいは徒歩、自転車、バイク、原動機付き自転車ですね。そういったもの以外の自家用車などの移動についてはお認めになっておられるのか。その点について、当日どうであったのか、答弁を求めます。

総務部長 立会人さんが来られる場合の取り扱いなんですが、具体的には、車で来られることというのは極力避けていただくようお願いはしていると思います。当日、台風ということも重なっておりますが、基本的にご本人がお住まいになられている投票区のところに行っているということで、最終的には徒歩か、ご家族が迎えに来られたかというところは、そこまではちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

河野議員 であれば、この賃借料としての「投票箱立会人送迎用タクシー借り上げ」というのは、あくまで投票所を終わられて、開票所に向かわれるときの投票箱の移送に関わる立会人さんのものであって、個々の、体育館に向かわれない立会人さんにおいては、一定報酬といたしますか、そういった範囲と、本人の自助努力で移動については確保していただくと。あのような災害時でも、そのようなことは余儀なくされるということなのでしょうか。答弁を求めます。

総務部長 今回、台風ということでございましたが、来ていただく部分については従来と何ら変わりはありませんので、特段の対応というのはしておりません。

ただ、立会人の方、朝から来られている方、それから昼から交代というふうな形になります。後半に来られている立会人さんのうち1名の方と、投票管理者と職務代理者がタクシーに乗って、体育館のほうに投票箱を持ってくるというふうな形で従来どおりしているんですけども、投票箱が無事到着した後に、立会人の方、同伴されている立会人の方は、そのタクシーに乗ってご自宅までお送りをしているという形で、これは従来と同様でございます。

以上でございます。

河野議員 特に要望するというわけではありませんが、実態をちょっと明らかにしておきたいということと、今回、あのようないろいろな事態が重なったということで、とは言え立会人さんが投票所に到着されていなければ、定刻どおりに投票が行われないということにもなりますので、その点については、またそういったことのないようにということだけ申し上げまして、質問としては終わらせていただきます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第8号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第3、第9号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは第9号報告について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年10月25日に確認いたしました、公共下水道島本1号汚水幹線管渠の破損に伴う維持補修対策を早急に実施するために必要な工事費用等にかかる歳入歳出予算の補正を、「地方自治法」第180条第1項及び「町長の専決事項の指定について」の規定に基づきまして、平成29年11月10日付けで町長の専決処分としたものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。議案書の9の3ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,710万8千円としたもので、款項別の内容は、9の5ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

9の9ページでございます。「歳入」でございます。

第5款 繰入金、第2項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金820万円の増額でございますが、収支の調整を図るものでございます。

続きまして、9の10ページの「歳出」でございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費110万円の増額でございますが、汚水幹線管渠内について、管渠の破損に伴う土砂等の堆積状況及び経年に伴う劣化状況を、テレビカメラ調査により確認するものでございます。第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費710万円の増額でございますが、現在、仮復旧となっております島本1号汚水幹線管渠部の復元工事を実施するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第

2号)の専決処分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 第9号報告 公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)専決処分について、質問いたします。

公共下水道島本1号汚水幹線管渠の破損に伴う早急な対応に関わる専決処分、応急に必要となる維持補修工事に関する歳入歳出予算の補正のご報告です。当該地において、下水道汚水管が破損し、破損箇所から周辺の土砂などが下流部へ流出、水無瀬山崎幹線の道路舗装の下で空洞化が進行、道路沈下によって、それが発覚したものです。要因として、まず、東大寺山崎区域の汚水をポンプ場で集約して後、圧送により下流域に流しているもので、自然流下とは異なる圧がかかること。硫化水素、これは弱酸性の気体と聞き及びますが、こういったものが発生しやすい箇所であると認識しています。

質問します。2点です。

改正「下水道法」の施行により、維持補修の対象となる箇所が「ストックマネジメント実施に関するガイドライン」などで示されていると思います。この対象になっていたのではないですか。今回、耐用年数50年のコンクリート製のヒューム管というものが、供用約27年で破損しております。既存のヒューム管の耐用年数についても、問題がある可能性が高い。この点につき、定期的な点検の必要性があるのではないかと、見解を伺います。1点目です。

もう一つは、中長期的には耐酸性に優れたコンクリートに替えていく必要があると思いますが、今回の復元工事710万円は破損箇所のみでの修繕になるのでしょうか。積算根拠について、概要をご説明ください。

上下水道部長 それでは、戸田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、ストックマネジメントということでございます。「下水道事業のストックマネジメントの実施に関するガイドライン(2015年度版)」でございますが、それにおきまして、コンクリートの材質にあつては、段差・落差の大きい箇所の気相部、圧送管吐出し部の気相部、伏越し部の下流吐出し部の気相部、その他腐食するおそれが大きい箇所を参考に、各地方公共団体におきまして、その劣化状況の実績や、これまでの点検調査において把握した腐食環境等を踏まえ、対象箇所を選定することとなっております。

このことから、平成30年度におきまして、「下水道法」改正にあわせた「島本町流域関連公共下水道事業計画」の見直しを行う中で、適正な維持管理を実施するための点検方法や点検頻度について検討することとしております。その中で、管自体の耐用年数だけでなく、管路の状況を考えながら定期的にカメラ調査を行い、必要があれば修繕等を実施することとしております。

以上でございます……。すみません、2点目でございます。

今回の復元工事についてでございますが、今回の復元工事につきましては、破損し、仮設となっている部分のみの復元工事でございます。使用する管につきましては、耐酸性に優れた強化プラスチック複合管を採用することとしてございます。

主な工事内容でございますが、900mmの円型管を4.5m敷設する。それから、付帯工といたしまして舗装復旧工といたしまして約76㎡、また山崎汚水中継ポンプ場からの圧送を止めながらの施工となるため、バキューム車による汚水の搬送を行う内容となっております。

以上でございます。

戸田議員 平成30年度に事業計画を見直し、その中で今後のことを考えていくというご答弁だったと思います。当該地は、危険ガスの発生が予測されること、マンホールの数などを考えると人による立ち入り検査が困難な箇所です。先ほどご答弁にもあったかと思いますが、今後、定期的にテレビカメラ調査を行うことになるのでしょうか。

もう1点は、区域内の事業所からの排水について問います。お示しいただいた資料の人3の「水質検査分析結果」によると、「島本町下水道条例」第8条及び第9条に定める下水排除基準値以下となっている。このことから、例え基準を守っていただいていたとしても、今回のことが起こったように、今後、同様のことが起こり得るということになりかねません。再発防止に向けて取れる対策には、どのようなものがありますか。例えば事業者事情をご説明して、努力義務として、より厳しい基準で排水していただくことが可能なのか。あるいは化学反応などによって硫化水素の発生を抑制する薬剤の注入など、再発防止に取れる具体策はありますか。

上下水道部長 それでは、まず1点目のテレビカメラ調査の実施についてでございますが、先ほどまご答弁をさせていただいたところでございますけども、「下水道法」の改正にあわせまして、平成30年度に「島本町流域関連公共下水道事業計画」の見直しを行う中で、適正な維持管理を実施するための点検方法、点検頻度について検討することとしており、必要に応じて定期的なテレビカメラ調査を行うこととしております。

2点目の、事業所からの排水についてでございますが、現在、事業所におかれましては「島本町下水道条例」第8条及び第9条に定める下水排除基準値以下で排出されており、適切に公共下水道を使用されておりますので、これ以上求めていくことはコストの関係からも難しいものと考えております。一方で、本町におきましては硫化水素の発生を少しでも抑制するための対策といたしまして、現在、山崎汚水中継ポンプ場の沈砂池においてエアレーション、空気を注入するというところを行っておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 3回目になりますので、今後のことを考えて、意見等申し上げます。

国の考え方としては、最低限の水質確保から積極目的の水質確保へ、すなわち「下水道法」の環境法としての側面がより重要になっていると、そういう認識が高まっている

と思います。今後、事業計画を策定される折には、この点について十分配慮した事業計画を作っていただきますよう求めて、私の質問を終わります。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

岡田議員 国土交通省は15年に「下水道法」を改定されまして、5年に一度は調査をするという義務づけが出ているかと思いますが、これに関しまして島本町におきましてはね、この老朽化対策に関してどのような対策を取られていらっしゃいますでしょうか。これ1点。もう1点は、今回、この陥没した場所というのは、今から何年ぐらい前に調査された箇所なんでしょうか。これ、2点目。

もう1点、お尋ねしますね。水の流れによって硫化水素が発生し、そこで老朽化が進んでいくということもありますが、島本町におきましては、この硫化水素が発生する場所というのは、ここ以外何ヵ所ぐらい島本町はチェックされているというか、そのような箇所は何ヵ所ぐらいございますか。

上下水道部長 岡田議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます。老朽化対策ということでのお尋ねでございますが、本町におきましては施設の老朽化という部分で申しますと、道路面上にはマンホール蓋がございますので、目視によってマンホール蓋の劣化状況を確認すると。それと、マンホール内の調査につきましても、一定、幹線管渠につきましても、職員で目視による調査等は実施をさせていただいているところでございます。

2点目の、以前に調査をしたことがあるかということでのお尋ねでございますが、調査としては、これまで実施した経過はございません。他の路線については、調査をしたこともございます。

また、硫化水素の発生する恐れのある箇所につきましても、現在、尺代地区におかれましてもマンホールポンプによる圧送ということはございますけども、そういう箇所がございます。その箇所についても、硫化水素については発生しやすいおそれがある箇所ということで認識をしてございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。目視をされての調査ですが、陥没の状態になるまで、この場所は、目視はどうなんですか、利かなかったんですかね。やっぱり、それだけじゃなくて、きちんとしたものを正式にする必要があるんじゃないかと思えますけどね。今回、大きな事故にならなくて良かったかなと思えますがね。万が一、テレビニュースに出るような大きな陥没になれば大変なことになりますのでね。

これ、やっぱりもう少し緊張して行う必要があるのではないかというふうに思いますし、やはり島本町も計画を立てて、国土交通省から出されているように5年に1回の調査というものに関して、しっかりと今後、計画を立てられる必要があるのではないかと思います。計画を立てられれば、また交付金とか財政面とか、いろんな面も必要になっ

てくるかと思いますが、やはり計画を立てて、財政面も計画を立てて、そしてやっていくということが必要ではないかと思えますよ。

島本町も前と違いましてね、大きなトラック走ってますのでね。簡単に田舎町と違う状態になってますので、その辺はちょっと緊張感を持って計画を立てていただいて、財政面も、急に大きなお金というのは島本町の今の財政状況では難しいと思えますので、やはり計画的にずっとやっていく、そういうものが必要ではないかと思えますし、大きな事故にならないためにも、緊張感を持って計画を進めていただきたいですが、どうですか。ちょっと、目視では駄目じゃないかと思えますが、その点、よろしく願いいたします。

上下水道部長 岡田議員からのご質問でございますけども、現在、目視による調査ということで、職員による調査は実施をさせていただいた経過がございますが、また今回の事案を受けまして、島本1号汚水幹線につきましては約1キロのカメラ調査も実施をさせていただきました。この結果を受けて、一定の対策は今後やる必要があるということと、今、ご紹介のありました「下水道法」の改正に伴いまして、今後、こういう硫化水素の発生するおそれのある箇所等につきましては、5年に一度の点検等が必要になってくるものでございます。

その点につきましては、平成30年度におきまして「島本町流域関連公共下水道事業計画」の変更を行って、計画にも位置づけて取り組んでいくということで考えておりますし、財政面につきましてもストックマネジメント計画を立てる中で、交付金等の財源を確保しながら、今後は計画的にやっていく必要があるというふうに認識をしておるところでございます。その前段といたしましては詳細な調査が必要ということになると思えますので、やはりカメラ調査を実施して、今の施設の状況を的確に把握をしながら、今後は計画的に、補修が必要であれば対応していく必要があるというふうに認識をしております。

また、今回の事案を受けまして、今、議員からのご指摘があったとおり、非常に大変な事故に繋がっていたかもしれないというか、繋がっていただろうというふうに思えますので、こういうことが二度と起こらないように予防保全という観点からも、今後は計画的に実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 そしたらね、すいません、もう最後になりますがね。やはりしっかりとこれ、点検していただかなければ、下水道管が通るとことというのはね、水道とか電気とかも同じように通っておりますので、何かあったら下水道だけじゃなくて、すべてが、ライフラインが全部寸断されるということになると、住民の生活にも大きな迷惑を及ぼしますので、そういうことを考えればね、しっかりと点検調査、カメラもそうですが、よろしく願いいたします、計画的に。よろしく願いいたします。

以上です。

上下水道部長 議員からのご意見、十分に踏まえまして、今後は計画的に実施できるよう準備を進めていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第9号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第4号諮問から第6号諮問までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての3件を、一括議題といたします。

なお、本案3件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、順次、ご説明申し上げます。

第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は川淵敬子氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。川淵氏におかれましては、民生委員児童委員及び主任児童委員としてご活躍される中で、平成24年7月から人権擁護委員に就任いただいております。現在、大阪府人権擁護委員連合会の子ども人権委員会委員及び三島人権擁護委員協議会常務委員などを務められており、これらのご経験を活かし、引き続き、子どもや女性の人権等にかかる課題の解決、援助などに取り組んでいただける方であると考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第5号諮問につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

氏名は野間哲夫氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載しております。野間氏におかれましては、小・中学校教員及び教育行政職としての経験を経て、平成24年7月から人権擁護委員に就任いただいております。現在は、大阪府人権擁護委員連合会の高齢者・障害者人権委員会の委員及び島本地域人権協会の会長などを務められており、これらのご経験を活かし、引き続き、子どもの人権をはじめとする各種の人権相談や啓発活動において、ご活躍

をいただける方であると考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第6号諮問につきまして、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、新たに推薦するものでございます。

平成18年7月から4期にわたって人権擁護委員を務めていただきました岡部氏が、本年9月に逝去されたことに伴い、その後任として推薦をするものでございます。

氏名は上田秀樹氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載いたしております。略歴でございますが、昭和63年3月に京都産業大学外国語学部を卒業の後、昭和63年4月から平成17年6月まで株式会社K S A インターナショナル、平成18年5月から平成19年8月まで有限会社アンドユーに勤務された後、平成20年11月から上田行政書士事務所を開設され、現在に至っております。また平成22年2月から、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただき、現在、3期目を迎えられており、本年度からは委員長職務代理者を務めておられます。

上田氏におかれましては、人権擁護活動について障害者福祉サービス、介護職の経験を経て、「支え合い、助け合いの精神の大切さを痛感した。相手の気持ちを理解することが最初の第一歩であると考え、今後の活動に取り組んでまいりたい。」との抱負を持っておられます。上田氏のこれまでの豊富なご経験や知識を活かされ、人権擁護委員として人権を巡る様々な課題への対応、各種の人権相談や啓発活動において、ご活躍いただけるものと期待をしているところでございます。

なお、今回、推薦を予定しております3名の任期は、平成30年7月1日から平成33年6月30日までの3年間でございます。現任期は平成30年6月末まででございますが、法務大臣の委嘱手続きに時間を要するため、今議会において提案させていただくものでございます。

よろしくご審議いただき、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案3件に対する質疑を行います。

戸田議員 お二人が再任、お一人が新任ということですが、第6号諮問について、新任の方について質問します。確認します。

亡くなられた方の後任ということですが、およそ7ヵ月の空白が生じることとなります。問題はありませんか。任期の始まりが7ヵ月後となるのは、法務大臣の委嘱に時間を要するというご説明でした。もう少し詳しく、ご説明ください。

もう1点、今現在の日本には民族的少数者の立場にある人が増加し、多民族・多文化への傾向が急激に進んでいます。外国人技能実習制度の悪用が社会問題にもなっています。外国人やその家族の人権を守り、多民族・多文化共生社会を構築することが、今まで以上に重要になっています。その観点から、町内在住の外国人、母国語を日本語とし

ない方達への人権擁護について問います。

現状、外国人や母国語を日本語としない方達の人権相談に対応することができていますか。異文化理解に詳しい人権擁護委員の必要性について、町の見解、認識を問います。

総合政策部長 それでは、順次ご答弁申し上げます。

まず1点目の、7カ月の空白期間の問題についてでございます。本年9月に委員お一人が亡くなられてから欠員状態が続いており、問題がないということではございませんが、現職の5人の委員が非常にご多忙の中、役割を分担し、相互に協力しあいながら、問題が生じないように業務を遂行されているところでございます。

次に2点目の、任期の開始が7カ月後なのかということについてでございますが、人権擁護委員の推薦及び委嘱につきましては、「人権擁護委員法」第6条に定められております。まず、推薦にかかる手続きでございますが、これにつきましては町長が議会の意見を聞いて、その候補者を法務大臣に推薦する、このことが義務づけられております。議会の意見を聞くということにつきましては、委員は、基本的には町の区域内において職務を行うことになることから、住民の皆さんからも適任であると認められる方が必要であり、また、そういう方かどうかを判断するには、議会の意見を聞くことがより民主的であるとの趣旨からでございます。

次に、委嘱に伴う手続き、これは法務局で行われる手続きでございますが、町長が推薦した候補者を、当該市町村を包括する弁護士会——本町の場合、大阪弁護士会でございますが、それと都道府県人権擁護委員連合会——本町では大阪府人権擁護委員連合会でございますが、それぞれの機関の意見を聞いて行わなければならないと定められております。それぞれの機関において府内の委員の委嘱手続きを行われることから、相当の時間を要することになるため、7カ月程度前から事務を開始する必要があるということでございます。

それから、3点目のご質問でございますが、まず、母国語を日本語としない方達の人権相談についてでございます。現在、各法務局、地方法務局におきまして、6言語に対応され、相談業務を行っておられます。具体的には、英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語及びベトナム語に対応されておられます。

次に、異文化理解に詳しい人権擁護委員の必要性についてでございます。大阪府内には160カ国、約21万4千人の外国人が生活しておられます。本町におきましても、本年11月末現在において、20の国と地域から168人の外国人の方が暮らしておられます。地域の中で、誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、文化や生活習慣の違いにより住民との摩擦が生じたりする事例もあると聞き及んでおります。このため、多言語による情報提供や日本語学習の機会の確保など、円滑なコミュニケーションのための取り組みに加え、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ対等な関係を築くとともに、国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重

し、社会の構成員として生きていく多文化共生の社会を築いていくことが必要であると認識をいたしております。

人権擁護委員の選任や通訳、相談態勢におきましても、このような視点に立って、今後も法務局と連携し、対応してまいりたく考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第4号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第4号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第4号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第5号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第5号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

引き続き、第6号諮問に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第6号諮問は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第5、第78号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第78号議案 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本契約は、公共下水道五反田雨水幹線整備工事(第2期)の契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

公共下水道五反田雨水幹線整備事業につきましては、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点2-10との接続により、百山地区を含む約42.8haの区域の浸水防除を図ることを目的としており、国の防災・安全社会資本整備交付金を活用し、平成28年度より事業に着手し、平成32年度の完成を目途に事業進捗に努めておるところでございます。

本契約にあたりましては、島本町制限付き一般競争入札要綱第3条に基づきまして、予定価格が5億円以上の土木一式工事であることから、制限付き一般競争入札を執行したものでございます。平成29年10月6日に入札公告、10月30日から11月2日の期間に書留郵便による応札、11月9日に開札を行い、入札結果につきましては、議案書78の2ページ以降に添付をしております議案参考資料の1ページの入札調書のとおり、大鉄工業株式会社を落札決定者とし、また議案参考資料の2ページの仮契約書のとおり、平成29年11月20日に、契約金額5億1,732万円で仮契約を締結したものでございます。

なお、契約保証金の納付につきましては、島本町財務規則第117条第1号の規定に基づき、免除とすることといたします。

契約期間は、議会の議決の日から平成32年9月30日まででございます。

なお、大鉄工業株式会社は、大阪市淀川区西中島三丁目に営業所を置き、資本金12億3,200万円、従業員数1,291人で、本件と同様な工事の実績を多数有しており、また平成

28年度におきまして、公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第1期）工事を受注しております。

それでは、工事内容につきまして、議案書の78の2の次に添付しております議案参考資料に沿って、ご説明を申し上げます。

まず、3ページ及び4ページの「平面図（1）及び平面図（2）」をご覧ください。

本工事の施工範囲等を示した平面図でございます。図面につきましては2枚に分かれておりますが、図面の右側が上流側、左側が下流側を示してございます。4ページの平面図（2）右側の広瀬一丁目地内でございます樋ノ尻公園内から、3ページの平面図（1）左側の町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線内に設置しております淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線接続点2-10付近のNo.5既設人孔までの間、主に町道水無瀬鶴ヶ池2号線内に、呼び径1,650mmの雨水管を敷設するものでございます。

雨水管の断面決定にあたりましては、合理式を用いまして排水区域面積42.84haからの雨水流出量を算出したし、この流出量を排除できる雨水管の断面といたしまして、マンシング式を用いて勾配・流速を考慮したうえで、円形管の1,650mmを決定したものでございます。

平面計画でございますが、直線区間として4カ所、曲線区間として3カ所を設けてございまして、工事延長が343.37m、推進延長が、樋ノ尻公園内に築造いたしますNo.4両発進立坑からNo.5既設人孔（到達部）に向けての推進工で、332.63mとなるものでございます。

推進工法の決定にあたりましては、土質条件や線形条件及び経済性・施工性・安全性などを総合的に判断し、本工事の最適な工法といたしまして、泥濃式推進工法（ラムサス工法）を選定いたしてございます。

なお、各年度におきます施工予定箇所を凡例として色分けで表記いたしており、他の図面につきましても、同様に表記をいたしてございます。

次に、5ページ及び6ページの「縦断面図（1）及び縦断面図（2）」をご覧くださいと思います。

本工事の施工範囲における縦断面図でございます。平面図と同様に図面が2枚に分かれてございますが、図面右側が上流側、左側が下流側をお示ししております。高さにつきましては、TP表示（東京湾平均海面高さ）として表記をしております。

縦断計画でございますが、6ページの縦断面図（2）の右側測点No.4におきまして、別途施工となります雨水管との落差を2cm確保し、管勾配4.0/1,000（4/1,000）で計画をしております。その結果、5ページの縦断面図（1）の左側、終点となる測点既設No.5では、管底高で2.485m、土被りで9.31m、6ページの縦断面図（2）右側、起点となります測点No.4では、管底高で3.850m、土被りで11.22mとなるものでございます。なお、掘削深については、立坑部での掘削深さをお示ししてございます。

次に、7ページの「横断面図」をご覧ください。

本工事の施工範囲の横断面図で、断面位置につきましては、平面図に記載をしております。A-Aダッシュ断面図及びB-Bダッシュ断面図につきましては管路部、C-Cダッシュ断面図はNo.4両発進立坑部をお示しております。C-Cダッシュ断面図（No.4両発進立坑部）では、掘削範囲はJR東海道本線下り外側線からの45°影響ラインには侵入しておりませんが、土留め（鋼矢板）の一部が影響範囲内に侵入している状況となっております。

次に、8ページの「立坑仮設標準図」をご覧ください。

樋ノ尻公園内に築造するNo.4両発進立坑の仮設標準図でございます。今回、計画をいたしております発進立坑につきましては、既設No.5方向及び別途施工となりますJR軌道方向の両方向に泥濃式推進工事を行うための設備等を設置するためのスペースを確保する必要があるため、内面寸法でございますが、長さ9.568m、幅9.106m、立坑深14.150mの立坑を築造するものでございます。立坑の深さが4mを超えますことから、鋼矢板による土留め工を施すもので、図面でお示しをしておりますとおり、鋼矢板の寸法についてはV_L型を使用、矢板長が17.5m、根入れ長については3.2mとなっております。

鋼矢板に作用する土圧や水圧を支持する水平方向に架ける構造材となります腹起しにつきましては4段梁で、使用部材はH鋼の300からH鋼の500、第1段目は頂部から50cmの位置に設置をいたします。また、腹起しを支持する水平材であります切梁につきましては4段梁で、使用部材はH鋼の300からH鋼の350、水平間隔及び垂直間隔は図面でお示ししておりますとおりでございます。また掘削後、速やかに取り付けることといたしてございます。そのほか、火打ちにつきましては4段梁で、使用部材は全てH鋼の300を使用することといたしてございます。また、あわせて今回は、種々検討した結果、No.4両発進立坑から掘進機を回収することといたしてございます。

次に、9ページの「人孔構造図」をご覧ください。

樋ノ尻公園内に設置するNo.4特殊人孔（特殊マンホール）の構造図でございます。今回、計画をしておりますマンホールにつきましては、雨水管に段差（2cm）が生じる箇所となることから設置するもので、図面でお示しをしておりますとおり、下部は現場打ち、上部は既製コンクリートブロックとし、蓋、斜壁、直壁、床板、側壁、底版、及び足掛け金物で構成をしております。現場打ちとなります床板部、側壁部及び底版部の部材の厚さにつきましては、マンホールに作用する土圧及び地震対策を考慮し決定をしております、またマンホール深が13.020mと、10mを超え深くなることから、維持管理上の安全面を考慮し、FRP製中段スラブを2ヵ所設置することとしております。

次に、10ページの「地盤改良標準図（1）」をご覧ください。

No.4両発進立坑部における地盤改良工として、立坑内部において、軟弱地盤における鋼矢板の変形の抑止及び掘削底面の安定性の確保を目的として施工する先行地中梁の設

置範囲及び発進するための入口（発進坑口）部におきまして、地盤強化等を目的として施工する地盤改良の範囲をお示しするものでございます。具体的な工法等につきましては、図面に記載をしておりでございます。

次に、11ページの「地盤改良標準図（2）」をご覧ください。

No.5 既設人孔（到達部）における地盤改良工として、到達部の地盤強化等を目的として施工する地盤改良の範囲をお示しするものでございます。具体的な工法等につきましては、図面に記載させていただいております。

次に、12ページの「工事用道路仮設位置図（参考図）」をご覧ください。

本工事における工事用車両の進入路となる府道西京高槻線につきましては、現在3トン規制がかけられており、また、府道西京高槻線と交差する高川水路に架けられている道路橋が、大型車両の荷重に耐えられるか否かを検証することが非常に困難であることなどから、工事用道路を仮設位置図のとおり設置する計画としているものでございます。

次に、13ページの「公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）工程計画表」をご覧ください。

工事の工程計画表で、工事費を積算した際の日進量をもとに計画したものでございます。今回、契約同意をいただきましたら、まず準備工といたしまして工事用仮設道路の設置や、樋ノ尻公園内の遊具等の撤去等の作業を進める予定でございます。現場での本格的な工事開始は平成30年2月中旬を予定してございますが、工事期間中はJR委託工事との調整も図りながら、平成32年9月末竣工に向け、工事を進める予定でございます。

本工事につきましては、工事期間が約34ヵ月と長期間にわたるため、適宜情報提供に努め、地域の皆様方のご理解とご協力を得ながら工事の進捗に努める必要があるものと考えてございます。また、通行の安全対策につきましては、万全を期し施工いたす所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第78号議案 工事請負契約の締結についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後2時27分～午後2時40分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 第78号議案 工事請負契約の締結について、質問します。

工事請負業者が、現在進行中の1期工事と同じ業者であるとのこと。第1期の工事は、工期どおり進んでいますか。進捗状況をお聞かせください。それから工事内容について、それぞれの工事費の内訳をお示してください。

そしてもう一つ、五反田雨水幹線工事（第2期）は、足かけ4年の長きにわたる工事

です。それに伴い現場となる樋ノ尻公園は、準備から後片付けまで含めると、工程計画表によると、丸々3年間、工事が行われることと思います。周辺には、工事用道路も造られるとのこと。周辺住民への影響は多大なものになることが予想されます。先ほどのご説明で情報提供に努めていくと言われましたが、具体的には、どのようにされていきますか。また、説明会ですね。それから、工事を行う場合に周辺住民への配慮はどのようなことを考えられていますか。お尋ねします。

上下水道部長 それでは、中田議員のご質問にご答弁申し上げます。

3点いただきましたが、そのうちの2点目の工事費の内訳につきまして、私のほうから、ご答弁を申し上げます。今回、契約金額といたしましては5億1,732万円ということでございますが、工事費の内訳につきましては税抜きでお示しをさせていただきたいと思っております。

今回の工種として主なもの、管渠工、立坑工、それから地盤改良工、マンホール設置工、付帯工、それから安全対策工ということで、内訳をお示しさせていただきたいと思っております。管渠工につきましては、約2億8,600万円でございます。立坑工でございますが、約6,700万円でございます。地盤改良工でございますが、約9,000万円でございます。マンホール設置工でございますが、約700万円でございます。付帯工につきましては、約200万円でございます。最後に、安全対策工としまして約2,700万円を見込んでございます。合計といたしまして、税抜きで4億7,900万円となるものでございます。

以上でございます。

工務課長 それでは、1点目の1期工事についての進捗率について、ご答弁申し上げます。現在の進捗率につきましては、11月末時点ではございますけれども、約70%の進捗率となっており、今後、竣工に向けて鋭意施工のほうを進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の近隣住民の方への説明等についてはございますが、以前に、地元への工事についての説明はさせていただいておりますし、今後、また1月には地元説明会等を開催させていただき、工事の概要等も周知させていただきたいと考えております。また工事期間中につきましても、近隣住民の方、自治会長を中心に、お声をお聞きしながら、丁寧に工事のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 私としましては、これは第2期ということで提案をされております。出されている資料の中で、工事請負契約の締結についての、まずは入札調書について1点、お訊きしたいと思っております。主に、第1期工事の際にも入札の結果として、結果を踏まえての論議が相当あったというふうに思っております。今年の3月の後半の本会議でした。主に、担当部局においては記憶されているものと思っておりますが、前平野議員、前外村議員、前関議員が、1者入札という結果を踏まえての質疑を重ねておられたと思います。

その点について、たぶん議案説明、また本日に至るまで様々ヒアリング等受けさせて

いただきました。また、今回、資料要求として、私自身の資料要求の出し方が悪かったのかも知れませんが、水道事業の補正予算のほうに提供されてます河10ということで、1者入札についての契約のQ&Aを請求させていただいておりますが、これはあくまでも今回の公共下水道の78号議案に供するために請求しましたので、ちょっと使わせていただきたいと思いますので、お断りをさせていただきます。

今回、この一般競争入札制限付きということで、結果としては1者であるということで、これは第1期工事のときと同様、競争性が働いたのかということは、やはり第一印象として持つものです。その点について、河10で供されています『ぎょうせい』による出版のQ&Aにおいては、自ずと当日の入札に1者しか来なかったということにおいて、すでに、この1者が競争に勝っているというか、競争されているということで、来られなかった業者は自ずと競争を辞退されているというようなことが書かれています。もう引用は、重複は避けませんが、「地方公共団体の契約 ぎょうせい」というところに示されている、一般競争入札において、ただ一人であった場合でも入札を行うべきか、それとも入札者がただ一人では競争性を欠くと思われるので、当該入札を行うべきではなく、再度公告入札として入札をやり直すべきなのか、というQに対して、答えは、このまま入札を行っても差し支えないという結論に至っております。

ですが、その点について、前回、3月に相当な論議がありました。そのうえで、今回の入札に至るまでの間に、島本町としてはやはり競争性を担保するために、何らかの工夫や情報収集、行われていてしかるべきと私は考えております。その点について、ございましたら、お示ししたいと思います。

それから、図面について1点だけ、お聞かせください。これも事前に図面、議案としていただきまして、私はもう全く専門外ではありますが、担当部局から再三再四、詳しい説明をいただきまして理解を深めたところです。ただ、今日、部長が説明なさったところで1点、説明をいただいた内容から、記憶のないものが1点ございましたので、この場において確認をさせていただきたいと思います。

横断面図で議案参考資料(3)、7ページの図面です。おっしゃったのが、やはりJR軌道敷の公共下水道の工事ということでは、この45°影響ラインというものについて非常に神経を注いでおられます。ただ、部長のご説明では、45°影響ラインに鋼矢板が一部影響しているというご説明がありましたし、図面上も確かにそうなっていると思いますが、影響しているとおっしゃっただけなので、その点についてJRとの協議、そして安全面については、どのような結論において、この図面として提案をされたのか。念のため、説明を求めておきます。

総務部長 それでは、1点目の制限付き一般競争入札の1者の取り扱いという形ですけども、前回と今回というふうに言われてたんですけども、資料をつけさせていただいて、議員のほうからご紹介をいただいたんですが、この資料は、筆者は総務省——旧自治省

ですね、総務省の行政課の方が書かれておりますので、一定、国の方が書かれているということでございまして、特に前回というか、1期目のときから、ものの考え方を変えたという事実はございません。

以上です。

上下水道部長 それでは河野議員のご質問のうち、7ページの横断面図での説明についてでございます。C-C断面図におきまして、発進立坑部の断面図ということの中で、鋼矢板が影響ラインに侵入しているということでの説明をさせていただきました。

JRへの影響につきましては、掘削時の影響、それからこういう立坑の施工時の影響ということでの協議をさせていただいている中で、掘削に対する影響はないということで、島本町の施工になっているという部分でございます。ただし、立坑を施工する際には、45°影響ラインに侵入をしているということでございまして、その対応につきましては、地盤改良標準図No.4両発進立坑ということで、10ページで、ご説明をさせていただいたところでございます。立坑内部に先行地中梁を設けるということで、これが一定、立坑、矢板、土留め工を施工する際のJRとの協議に基づいて施工するというところで、先行地中梁を設けることによって、施工中の安全を確保しているということでございます。

以上でございます。

河野議員 ちょっと、私の質問が悪かったのかも知れませんが、総務部長から答弁をいただきましたけれども、一定、3月の1期目の工事の議論についてはもう記憶されているということで、その辺りは省いております。今回、入札をされるにあたって制限付き（条件付き）一般競争入札ということですが、十分に相当な業者、複数の業者が参入できる条件は十分に供していたということで、間違いはありませんか。

上下水道部長 今回の制限付き一般競争入札の執行にあたりましては、第1期におきましては複数回ということで、工事の実績があるということでの資格要件を付しておりますが、今回は1回ということで、1回でも実績があればということで、参加資格につきましては要件を拡大をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

河野議員 これはちょっと余計なことかも知れませんが、前回、失格という業者、当初、1期工事のときに指名競争入札で1者が失格と言いますか、書類の不備ということで入札不調に終わったというふうに説明を受けましたけれども、後日、その業者においては現在、こういうった仕事を請け負える状況にあるのか。ここまでは島本町のやるべき仕事ではないかと思いますが、一定の情報収集というものはされているのか。念のため、お答えください。3問目ですので、以上になります。

総務部長 1期目の話になってしまいますが、前回、書類不備ということで無効となった業者がありますが、前回、当初の指名競争入札でやったのが2月の3日に実施しており

ますが、2月6日に、その書類不備のところを変更、いわゆる正しくされてきてますので、それ以降は、要は「資格あり」という形になっております。

以上です。

戸田議員 樋ノ尻公園内の第4立坑の位置を決めるにあたり、JR線路向こう側の第3立坑との位置関係が非常に重要で、なおかつJR路線の軌道に影響を及ぼさないことが絶対条件になる工事です。どのような議論、経過があって、樋ノ尻公園内の当該地に立坑を設置することになりましたか。

以前にも申し上げましたが、第3立坑の周辺は関西電力のグラウンド跡地がかつて五反田池であったことから、とりわけ土壤に水分が多い箇所です。ボーリング調査でも、地下水位が非常に高い地域との結果が出ているとのこと。地盤改良の対策に相当の配慮が要ると思います。場合によっては、さらなる補正予算が計上されるのではないかと懸念しているところです。

以上、第4立坑の位置と、JR路線の軌道を挟んだ第3立坑の位置が相互に関連していることから、説明を求めるものです。ご答弁をお願いします。

上下水道部長 それでは、戸田議員のご質問にご答弁申し上げます。ご質問の中にもありましたとおり、今回、計画をしておりますNo.4両発進立坑の施工位置の決定にあたりましては、別途施工とはなりますが、No.3立坑の施工位置との兼ね合いがありますことから、あわせた形でご答弁をさせていただきます。

まず、No.4両発進立坑の位置を決める前に、No.3立坑の位置を決定をさせていただいたところがございます。今後、予定しておりますNo.3立坑につきましては、町道百山3号線内に設ける予定をさせていただきまして、その道路内にはコンクリート構造物や中圧のガス管等が入っております。その位置関係の中で検討させていただいたところ、コンクリート構造物についても移設が困難であること、また中圧ガス管についても移設が困難であるということが、協議の中で確認できましたことから、No.3立坑の施工位置につきましては、JR東海道本線への影響が最小限になる、また限りなく軌道から離せる位置ということで決定をさせていただいております。

その中で、No.4立坑の施工位置の決定にあたりましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、JR軌道の外側線からの下向けの45°の影響ラインに掘削範囲がまず入らない位置ということと、No.4から軌道横断に対しましては垂直に横断して、No.3に到達をする必要があるということで、軌道横断部に対する垂直となる位置ということで、No.4の位置を決定をさせていただいたものでございます。

次に、地下水位に対応して、今回、地盤改良工を行うわけですが、その対策についてということでございます。No.3立坑におきましては、ボーリング調査をさせていただいております。その結果から申し上げますと、地盤面から約2.3メートル下側に地下水位があることを確認をさせていただきます。地下水位への対策といたしましては、掘進

機が発進する及び到達する坑口、入り口部分の止水目的の薬液注入工を計画してございます。また立坑内への湧水につきましては水中ポンプによる排水を計画しており、地下水に対する対策につきましては一般的なものということで、対策を考えてございます。

以上でございます。

戸田議員 水脈との関係に関しては、いろいろと思うところがあるんですけども、最後に1点だけ、確認させてください。第3立坑側の地下埋設のコンクリート構造物とは、具体的にどんなものですか。

上下水道部長 申しわけございません。手元にちょっと詳しい資料がないので、あれなんですけど、記憶の中でございますけど、雨水の構造物等、やはり浅いところに入っている管につきましては、一定コンクリート等を巻いてますので、実際にどういう目的に対するコンクリート構造物かというのは、ちょっと確認は取れてございませんけども、その中で、その構造物そのものを移設となりますと、ほかの地下埋設に影響があるので、基本的には、それはもう移設ができないものということで判断をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第78号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

本件は、内水被害を受けやすい島本町の雨水対策に有効で、必要な工事と認めます。本工事は、百山、東大寺三丁目の42.8ha分の雨水対策となっています。また、これらの雨水は、通常であれば広瀬を通して水無瀬駅前に流れるものを、百山踏切付近にて降雨時に越流したものを地下に通した雨水幹線を経由して、健康モール前の接続点2-10に繋ぎ、最終的には雨水を淀川に排水するというものだと思います。いわば、バイパスの役割をしていると思うんですが——1期の一部ですね。これにより、百山・東大寺三丁目のみならず、広瀬及び水無瀬駅周辺の雨水対策にもなっているものと思います。

五反田雨水幹線第2期工事においては、JRの線路をまたぎ、JRに一部委託する期間があることから、その前後をあわせて立坑を設置する樋ノ尻公園では、丸3年間も工事が行われることになっています。周辺の住民の方々への影響が多大なものになると思われますので、その際、配慮を十分に行っていただきたい。また、人孔の深さが10m以上

もあるとのこと。安全対策には十分に気をつけていただいて、工事が無事に行われるよう、しっかり管理・監督責任を果たしていただきたいと思います。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第78号議案 工事請負契約の締結について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本工事は、9月の定例会において、公共下水道五反田雨水幹線整備工事の第2期工事について、債務負担行為の補正として平成29年度から平成32年度までの期間に、限度額6億3千万円で承認されていた案件であります。その入札執行が11月9日に行われ、大鉄工業が5億1,732万円、そのうち消費税3,832万円の金額で落札したものであります。工期は32年9月の30日までの請負契約の締結についての提案であります。

この工事は、すでに3月10日に第1期工事として発注されており、その継続工事でもあります。その主な工事内容は、立坑築造工1カ所、マンホール設置工1カ所と、泥濃式推進工法でHPφ1,650mmの鉄筋コンクリート管を延長343.37mに通す工事であります。この工事は、JR東海道線沿いの工事であり、また近くには住宅地が密集している地域でもあることから、流水にあたって掘削工事をして、新たに河川を整備することは困難であることから、新設が予定されている道路整備事業の町道百山12号線の地下に新たに管渠施設を造り、地域に浸水の被害をなくすことを目的に行われている工事であります。また、この工事は下流の流域下水道高槻島本雨水幹線に接続されるので、大いに期待できるものと考えます。

最後に、この工事は、工期も長期間にわたります工事であります。安全管理面に十分留意されて、ゼロ災害で竣工されることを祈念しまして、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第78号議案 工事請負契約の締結について、コミュニティネットを代表いたしまして討論を行います。

広瀬五丁目地内ほかで公共下水道五反田雨水幹線整備工事（第2期）が、制限付き一般競争入札において、今回も大鉄工業株式会社1者のみの応募により工事請負契約を結ぶものであります。競争性が働いたとは言い難く、透明性という観点からすると疑問が残るものでございます。しかしながら、今後とも入札のあり方については十分な研究をしていただいて、透明で、安価な形になるような入札を望むものでございます。

しかしながら、工事においては十分安全性を保って、十分管理監督をしていただいて、安全に進められるようお願いして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第78号議案 工事請負契約の締結について、日本共産党・河野恵子より賛成の

討論を行います。

先ほど来、討論にもありましたように、今回の資料に供された入札調書によりますと、制限付き一般競争入札ということで、第1期工事に続く1者入札という結果が示されました。その点については、執行部のほうより再三再四聞き取りを行うとともに、この1者入札について適正であるかどうかということについては、過日の2017年3月での第1期工事で質疑の際に示された契約行為のQ&Aというものを資料として提供していただき、これは契約担当者から言わせると権威のあるもの、内容であるということが答弁でありましたので、一定、このもとによって今回の入札については成り立っているというふうに判断をしたところですが、この点について最低制限価格にも一定まだ幅があるということにおいては、やはり複数入札による競争性が担保されているということで、最終的に最少の経費、安全・安心ということは最低限度であります。最少の経費で公金支出をもって、この公共下水道工事が行われるということが適切であったというふうに思いますので、これは後日、今後の契約において誠実に検討を重ねていただきたい。また、住民の疑問に対しても丁寧に対応していただきたいということを申し添えます。

以上のことをもちまして、工事全般の安全・安心、またJRとの密度の高い協議をもって、また住民に対する安全・安心とともに、他の民間の開発事業による工事なども地点的には重なる部分でもありますので、細心の注意を払っていただくということを強く求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長 (登壇) それでは、第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、大阪府医療費助成制度の一部改正等に伴い、所要の改正等を行うものでございます。

今回の改正につきましては4条立てとなっており、第1条から第3条においては障害者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療の3条例の一部改正を、第4条においては年長者医療の条例の廃止を規定いたしております。

施行期日は、いずれも平成30年4月1日でございます。ただし、年長者医療につきましては、経過措置として平成33年3月31日までの3年間、助成対象となるものでございます。

第79号議案参考資料の新旧対照表に基づいて、障害者医療の主な改正内容について、ご説明を申し上げます。当該制度につきましては、64歳以下の重度障害者等に対し医療費助成を行う制度でございますが、今回の大阪府制度の再構築に伴い、年齢要件を撤廃して65歳以上の重度障害者等も対象とするとともに、新たに難病者を対象要件に追加するものでございます。

参考資料新旧対照表の1ページをお開きください。第2条第1項において、年齢要件撤廃に伴い、後期高齢者医療の受給者を対象に追加いたしております。そして、同条第1項第5号として、難病者で障害年金1級等に該当する方を新たに対象者として追加いたしております。

なお、今回の制度改正では、精神障害者保健福祉手帳1級の方も新たに府制度の対象に追加されておりますが、本町では従前から同手帳1級から3級の方にも助成を行っているため、取り扱いに変更はございません。

次に、3ページをお開きください。第4条第1項として、今回から新たに助成対象となる訪問看護療養費を追加するとともに、府制度による原則として精神病床入院の対象外としております。

なお、精神病床入院の対象除外については、障害者医療だけでなく、他の福祉医療にも適用される——今回、府制度改正の共通ルールですが、本町では独自の取り扱いとして、4ページの第4条第3項におきまして、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、精神病床入院も助成対象とする旨の規定を盛り込んでおります。

その他の各所の変更につきましては、文言の修正、各条例間の共通規定の整理等に伴う改正でございます。

今回の制度改正により、年長者医療及び障害者医療の一部自己負担基準につきましては、1医療機関当たり500円以内の窓口負担の月当たり回数制限が撤廃され、院外調剤でも負担が必要となるほか、月額上限負担額が2,500円から3,000円に変更となりますが、これらの自己負担額の規定につきましては、規則において規定する予定といたしております。

次に、ひとり親家庭医療の主な改正内容について、ご説明申し上げます。参考資料新旧対照表の7ページでございます。

当該制度につきましては、ひとり親家庭の子を養育する養育者等の年齢要件が撤廃さ

れたほかは、大きな変更はございません。

なお、今回改正の共通ルールである訪問看護費の対象追加、精神病床入院の対象除外の規定は、当該条例にも盛り込まれております。

次に、子ども医療の主な改正内容について、ご説明申し上げます。参考資料新旧対照表12ページでございます。

当該制度につきましては、対象要件等に特に変更はなく、今回の改正共通ルールである訪問看護費の対象追加、精神病床入院の対象除外の規定が盛り込まれております。

以上、簡単ではございますが、島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第79号議案です。「島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例」を、そのタイトルも含めて一部改正されるものです。

このたび、町の単独の助成について継続すると判断された理由を、ご説明ください。町単独の助成について、府の方針に伴って、この際、見直すということをされなかった。そここのところのご説明をいただきたいと思います。1点だけに絞ります。

健康福祉部長 町単独助成の維持をした理由ということでございますが、精神障害者への助成につきましては、これまで町単独で実施してきた経緯を踏まえ、また、今回の制度改正にあわせて変更することは、利用者の皆さんにとって著しく負担が増加することを踏まえ検討した結果、今回は維持することとして、今回の条例改正では、制度改正への対応を基本として改正を行うこととしたものでございます。

以上でございます。

河野議員 これも資料請求をさせていただいております。河2、大阪府による、特に今回、第4条として示された「年長者医療助成分全廃にかかる障害者への移行及び年長者として廃止される人数、金額のわかるもの」、2016年決算ベースでお示しいただきました。ご苦労様です。

今も質問がありました精神障害者手帳をお持ちになる1級から3級の入院・通院ともに堅持されたということについては、この小さい島本町としては、他の自治体になかった制度を、もともと先進的に医療助成の対象としてこられたということになります。これは軽度の精神疾患のある方でも、時として環境の悪化によって入院を余儀なくされると。そういったときに、やはり医療費の心配をしているとか、あるいは家族に迷惑がかかるとか、そういうことで入院を見送ることによって重症化するということが十分に考えられることですから、この点について島本町はよく踏ん張られたということは、これは様々な府内の障がい者団体の方にお聞きするにつけ、島本町はすごいなというふうに評価をされているということは、まず初めに申し上げておきます。

が、第4条で、ではということですが、この中で数字が明らかになっております。3年間という経過措置はありますが、3年後には全廃がされるというのが、この受給者数・助成金額の上から5段目から7段目までですね。精神通院受給者が全廃される予定が50人、「全廃」というと、ちょっと言葉に語弊があります、その点はまた答弁でお願いします。助成金額は422万5千円ということでしたので、全廃に至った際、これは1人当たり約8万4,500円の当事者の負担増になるというふうに私は計算いたしました。難病患者の場合——旧56特定疾患の場合も、これは714万3,000円。これを95人で割りますと、1人当たり7万2,000円ということになります。結核医療受給者においては、お一人ですので、そのまま7万1,000円が、3年後以降、同様の医療を受けられると見なした場合ですが、個人の負担となる、年額これだけの負担増になるということになりますが、その計算について、特に間違いはないかということをお訊きしたいと思います。

それから、先ほど精神については、65歳以上は別途ですが、1級から3級を堅持されたということですが、改めて私のほうから申し上げたいのは、では、年長者医療についての現行維持ということについてはどのように議論がされたのかということ、これについては大阪府どおり全廃されるということなんですね。もともとは大阪府が廃止することに大きな問題があるんですけども、その点で、島本町としては致し方ないと思われた点について、答弁を求めます。

健康福祉部長 まず1点目の、今回の経過措置後に助成対象外となる人数・金額につきましては、河2の資料でもお示しさせていただいておりますので、先ほどご説明いただいたとおりでございます。

また年長者医療について、大阪府等での検討を踏まえた本町の検討でございますが、今回の府制度の再構築においては、対象3障害及び難病に拡大しながら、特に支援を必要とする重度者に、限られた財源による助成の範囲を集中するという府制度の趣旨については一定の合理性、そして各種障害区分における整合性があるものと、本町としても考えております。また、対象人数、対象経費の規模を踏まえても、今後も持続可能な制度として助成制度を継続することは困難なものであると考えております。

現時点の府調査では、府内で独自に経過措置対象者への助成を継続する市町村はございません。これらをすべて踏まえたうえで、本町としてはやむを得ない、妥当な案であろうというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 合理性と整合性というふうにお答えいただいたんですが、私は、その言葉を、この50人プラス95人の方にそのまま説明するということは、到底できません。島本町としては、言うたら住民一人ひとりの顔を見て、それが言えるのかといいますと、私はとてもしかねるということでありませう。

また、やはり地方自治の本旨、「地方自治法」及び日本国憲法の中では、住民福祉の

増進ということが私たちの責務であるわけですが、であれば、今は、この難病の方や精神の方を加えられたことが大阪府にとってのビルド、スクラップ・アンド・ビルドで言うとビルドであります、スクラップの部分は年長者の部分であったということですね。そういう意味において、私は合理性があるとは思っておりません。年長者なら年長者において、こちらはスクラップするけど、こちらでビルドしてますよ、というのが福祉の増進ではないのかなというふうに思っております。

また、それについて、いやいや、これもスクラップ・アンド・ビルドで合理性があるんだということにおいては、やはり年長者クラブ、年長者の団体、そういった個人の方に対して、どれだけの説明をされたのか。島本町として、こういったことをしますよ、条例提案をしますよ、ということですね。パブコメはなかったというふうに記憶しておりますが、どこまで説明をされて、当事者の方の最低限度の合意を得られたのか。答弁を求めます。

それが1点と、あるいは府においては、この年長者の部分は全廃ということですが、では、府において代替措置として何らかのビルドの部分、新たな施策、制度、救済策というものは設けられているのか。そういう制度構築はなされたうえで提案を、大阪府は出してきたのかということについて、改めて答弁を求めます。

健康福祉部長 対象となる方々へ周知ということでございますが、事前にご通知というのはさせていただいておりませんが、今後、議決後、年明けにホームページや広報誌で全体的に皆さんに周知するとともに、障害者医療や老人医療の現受給者に対しては個別に通知をさせていただいて、丁寧にご説明をしていきたいというふうに考えております。

今後、難病や精神対象についての国等の部分でございますが、府制度での今回のものにつきましては、やはり先ほど申しました精神障害者等の対象を拡充して、高齢化の進展、医療費の増加の中で、持続可能な制度を構築する観点から、対象者や給付の範囲を特に支援が必要な方に選択、そして集中するためになされたものということで、あくまでも今回の制度は府制度の改正であるということと、あと国の制度についてはビルド、新たに作られておりませんが、この年長者医療で最終的に対象外となる区分の方の経過措置が終了した後も、国においては精神通院、難病、結核の方々については、国の医療費助成の制度がそのまま存続されますので、その中での対応が継続されるものと認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 ちょっと、当事者の声が確認できていないということですね。私自身が一定、住民の方とか地域を歩いてお伝えできるというのは自ずと限界がありますが、大阪府が廃止した部分について、地方自治体独自で、市町村独自で制度を維持し、または上乘せをすることについては何ら妨げないというのが大阪府の見解であったと思います。その点について間違いがないか、答弁を求めます。

それから、決まった後に通知するということでは、非常に遅すぎると私は思います。先ほど申し上げた、これが全廃されるにあたって、約1人当たり8万4,500円、あるいは7万2,000円、あるいは7万1,000円という負担が増えることについて、先ほど部長が答弁された制度では、たぶん全額救済ということには至らないというふうに思いますので、訊いております。いろいろ現行制度、国制度はありますが、この助成額の全廃について救済される、全額救済されるものではないと。明らかに年長者においては医療費の窓口負担増ということになる——この制度においての年長者ですね——というふうに私は認識しておりますし、そうでないということであれば賛成できるわけですが、たぶん、それはそういうことにはなっていないということになります。

その点について、明確な答弁をいただいたとしても再質問できないわけですが、不明確な答弁であれば4問目をお願いしないといけません、私はそのように理解しておりますし、概ね間違っていないというふうに思います。1人当たりの7万1,000円から8万4,500円の負担増が3年後に生じてくるということについては、住民の方にお伝えをしても間違いはないですね、ということですね。答弁を求めます。

ただ、これは島本町に対して非常に酷でもあり、非常に厳しい注文を付けているという自覚はしておりますけれども、あくまで住民の立場に立ったときには、非常に賛成しがたいという立場にあって質問するものです。はたして、この部分をまかなうだけの財源が大阪府の行財政にないのかと言われたら、たぶん、ないはずはないということは、私自身は十分に知っております。難病者、あるいは精神障害者の一部の方を創設することによって年長者を廃止、全廃するというやり方は望ましいとは思えません。これは私の意見ですが、この自己負担増と見なされるものが全額救済されないですね、ということについて、確認をお願いいたします。

それから、今日でもって継続審議になったり否決されるということは非常に難しいであろうというふうに見通すわけですが、やはり、この件については廃止された後の住民の方の影響、それはやはり追跡して把握されるものというふうに思います。その点について、窓口ではどのように考えておられますか。今後、後期高齢者医療も実質的には保険料を値上げしていきますし、介護保険もそうです。そういったことでは、本当に今、65歳以上の方の高齢者にとって、実質的に個人個人、一人ひとりにおいて、いいことがあまりないという政治が続いておりますので、その点を踏まえて、ご答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 ちょっと順番が前後いたしますが、まず、町が上乘せすることについて大阪府等からの意見ということですが、このことにつきましては、今までも町単独で制度実施しているところもありますので、これはあくまでも町で判断する部分ではございます。

また、全額救済されるものではないのかということにつきましては、府制度の改正の

中で対象は限定されてくるということからすれば、当然、対象から除外される方、逆に府制度の対象になる方もおられるというものでございます。

また、府制度の改正について、町としては直接ご意見をお聞きしておりませんが、府のほうでは関係団体等にヒアリングをされて、ご意見は踏まえた条例改正になっておる。また今回、町が直接お聞きしていないというのは、町の単独で実施している制度内容を改正するようなことになるのであれば、当然、関係団体の皆さんとも懇談させていただきながら、ご意見を踏まえる必要があるというふうに考えておりますし、また影響が出た場合の影響の確認、今後の確認ということにつきましては、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 1点、お訊きたいんですが、自己負担額の部分ですね、変更が出てくる中、1医療機関当たりが500円、今までが月2回という部分であったのが、今回、回数制限なしになるという部分を見受けますと、本町としても、自己負担の部分なので、この回数制限なしということで、自己負担じゃない部分のところでも多少なりとも影響が出てくるのかどうかを、財政的に伺いたいのと、あと、この変更してくる部分は本町としては規則で規定するというふうに説明があったと思うんですけども、この規則というのは、もう一定目途が、これが可決されたら、もうそのまま作られるということなのか。規則のほうでされるという意味合いの部分をお伺いしたいと思います。

健康福祉部長 自己負担額につきましては、月2回から回数制限なしということになります。月額上限額は2,500円から3,000円に拡大されます。その中での対応でございますので、今後、利用の状況に応じて、また対象者も拡大する部分と狭まる部分がありますので、それも含めて、町の負担がどのようになるかというのは、今後、実績を見ていく必要があるというふうに考えております。

規則については、今後、年度内に作成する予定でございます。

以上でございます。

中田議員 すみません、もしかしたら先にお答えいただいているかも知れないんですけども、今回の改正で、対象になる方が拡大する部分と減る部分とあると思うんですけども、減る部分に関しては、この年長者医療の受給者の河2の資料の下の三つ、精神通院受給者、難病患者、結核医療受給者になると思うんですが、新たに対象になる人は、この島本町における条例改正で出てくるのでしょうか。

それから、この府の条例改正に関して、島本町として府に何か意見を出されていたとしたら、その内容をお答えください。

健康福祉部長 島本町だけとってということではないんですが、対象拡大となる部分といたしましては、府制度においては、今までは精神障害者の1級というものが入ってませんが、今回から1級の方々については対象となってくる。また難病患者に関しては、今、

旧56疾患、年長者医療の部分が障害者医療に統合されまして、指定難病、障害年金1級等が要件になってきますが、そのあたりについては、どのぐらいの方がまた新たに対象になるかというのは、今現在は把握はいたしておりません。

もう1点、町から今回の改正についての要望等の働きについてでございますが、府制度の再構築に際しては、検討段階である平成28年度において、府に対して意見書を提出しております。精神病床入院も助成対象とすること、対象要件の見直し、自己負担の現状維持、再構築に伴うシステム改修費にかかる府補助の確保、経過措置等の適用について、という内容で要望いたしております。また、各政党への要望としても同様の趣旨の要望を行っておりますし、本町を含む各市町村、関係団体からの意見要望等により、当初、これが予定から経過措置期間が3年に延長される。また、障害者医療、年長者医療の月額上限負担額も3,000円に止まるなどの措置が、要望を踏まえてかなえられたものと考えておりますし、本年度においても、町村長会を通じて大阪府に対し、精神病床への入院の助成について引き続き検討するよう要望したところでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河野議員 第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について、日本共産党・河野恵子として反対の討論を行います。

質問の冒頭に申し上げたとおり、今回の改正の主な内容は、大阪府制度による単独制度による年長者医療助成の全廃というものを受けたもの、一方では難病者、精神障害者を加えるというものが改善という点で、改善と改悪が重なっているものというふうに認識しております。その中で、島本町としては現行制度である精神障がい者に対する独自の助成について堅持されたということについては、非常に大阪府内の自治体の中でも大いに評価をされているところであり、また難病や障がい者団体の方からも、小さい自治体ながら頑張っているというふうな評価は十分に聞いております。このことは、冒頭に申し上げておきます。

ただし、今回の大阪府の改正の中で、かねてから、この島本町議会でも意見書を出しておりました子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃、この大阪府に対する意見書で求めた内容は果たされていません。せめて、この辺りが改善されていれば、そういったことを財源にして、また、この医療助成制度の全体像を守る部分は守ることができたであろうというふうに思います。その点については、島本町としてはいろいろと財政上限界があったものというふうに思いますが、ただ、資料で請求させていただいたとお

り、精神通院受給者50人、難病患者（旧56特定疾患）の95人、結核医療受給者のお1人、これはあくまで2016年度の実績、決算上の資料であります。このような方々が、3年後にはこの条例の一部改正によって年長者医療としては全廃され、1人当たり7万1,000円から8万4,500円、決算額で言えば年額自己負担増に繋がるということが、はっきりとしております。

一方で、スクラップ・アンド・ビルドということから考えますと、ビルドの部分がこの人達には新たに設けられたわけではない。そのことも、この本会議場で明らかになっております。また年金収入、あるいは他法・他施策での手当や補助金、助成制度などが支えになるということでもあれば、私自身もやはり考えたいというところはありましたが、今の現時点において、この65歳以上のこういった障がいをお持ちになる方への新たな国・府の施策というのは見受けられないというのが現実であります。

ただし、大阪府においては、本来、この合理性・整合性というふうに執行部のほうから言われましたけれども、この年長者医療を堅持するための財源は十分にあったというふうに感じます。精神障がい、難病への対象拡大に必要な財源を、今回は年長者医療から充てているということの改悪であります。大阪府の予算を家計に例えれば、月コーヒー1杯分で済むというふうに、日本共産党大阪府会議員団のニュースからも見て取れます。子どもや精神障がい者の対象を拡げることは十分にできたというふうに思いますので、この点については引き続き、この厳しい大阪府内の医療助成の一部改悪、一部改善について、やはり影響を受けられる、自己負担増になられる府民への救済策というのは、早速検討を始めていただきたい。このことは、島本町のほうからも強く要望をさせていただきたいと申し添えます。

さらに、この一部改正について可決をするということになりましたら、対象者の方には丁寧な説明とともに、それに対して影響を受けられた後の生活実態などは十分に鑑みられて、来年度以降、町長におかれては第6次行財政改革に着手されるわけですが、第5次行革などで行われたように障がい者の福祉金の減額、難病者の福祉金の減額、あるいは高齢者のタクシー助成制度の一部廃止など、こういったことを手がけられる前に、やはり、こういった国・府の改悪ということ、今の高齢者が大変大きな影響を受けておられる、そのことがひいては現役世代の人たちへの介護や福祉にも影響するということを鑑みられて、行革に際しては十分な配慮を持って臨まれますよう強く求めまして、本条例改正については、大変残念ですが、反対とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をさせていただきます。

大阪府の医療費助成制度の見直しに伴い、これに対応すべく改正を行うものです。府の制度改正の内容には到底賛成できかねるものの、これまで町が単独で行ってきた助成

につき廃止の提案をされなかったことを評価し、賛成するものです。誇りに思っております。

大阪府の制度改正は、重度の精神障害者と難病者を対象に加えることと引き替えに、患者負担を引き上げ、中軽度の難病者、精神通院受給者を対象から外すものです。精神障害1級や重度難病者、DV被害者などを対象に広げること、またひとり親家庭の擁護者、保護者の年齢への配慮などは、福祉医療助成のあり方として本来あるべき姿であり、その財源を確保するかのごとく、これまで助成の対象者であった人を対象から外すという大阪府の考え方には納得できません。問題です。

在宅医療への移行を理由にしての再構築と認識していますが、在宅医療にかかる制度はまだ未熟です。対象者の拡大と縮小、患者の負担増で、制度を再構築して持続可能を図るとするならば、それは違っており、本来、目指すべきところは、より困難な状況にある人々の命と暮らしの持続性です。制度の持続ばかり考えておられる。院外調剤の負担500円は、難病患者、精神障害者に厳しい負担となります。1医療機関当たり医療費500円、これまでの月2回までの自己負担に回数の制限がなくなり、月額上限額も2,500円から3,000円と、負担増となります。

島本町は、障害者の医療費について比較的手厚く支援してきたという自負があります。府の制度によると、精神通院受給者や中軽度の難病者への助成は、3年の経過措置の後に廃止されてしまいます。現状、経済面を含めてあらゆる支援を当事者の家族が担っているというのが日本の現状ですから、この問題は決して当事者だけの問題ではありません。また、投薬の副作用で過食になったり、内臓疾患を併発したり、あらゆる症状に悩まされて通院を余儀なくされている精神障害者は少なくありません。働くことが困難な状況で助成が打ち切られると、受診抑制により重症化を招きます。少しの環境の変化で症状が揺れ動き、1級、2級、3級と、固定的でないのも精神疾患の特徴で、1級の方のみの助成は、回復への意欲を著しく低下させるものです。

今後、当事者の声をよく聞き、改善を求めるところは、他市町と連携して引き続き府に要請していただきたい。大阪府の医療費助成制度が重度の精神障害者に限っていることを理由に、今後、島本町において、これまで助成を受けられていた中軽度の方が対象から外されることは避けなければなりません。島本町独自の医療費補助が今後も継続されるよう求め、賛成の討論いたします。

以上です。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

本条例の一部改正については、大阪府医療費助成制度の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。内容としては、新障害者医療として老人医療を統合し、年齢要件を撤廃、後期高齢者医療受給者も対象にするものです。また精神障害者1級、難病者、指定難病プラス障害年金1級等が、新たな対象として加えられています。

今回の条例改正により、対象外となった精神障害者、精神通院受給者、難病者——これは旧56疾患、結核病患者の方達については3年間の経過措置が設けられており、旧56疾患の難病者の方については、現時点で指定難病が330疾患にまで拡大され、見直しがなされた3疾患以外の53疾患はこの中に包括されることから、指定難病についての医療費助成を受給することができます。

府制度に含まれていない精神障害者2級・3級の方、子ども医療では府所得制限を超過した就学前児童、小・中学生は入院時、精神障害者手帳所持者は精神病床入院時に、本町の独自制度として医療費助成の対象となっています。また、ひとり親医療については、ひとり親家庭の親・養育者の年齢制限の撤廃や、裁判所からのDV保護命令が出たDV被害者も含まれるなど、拡充がなされています。自己負担額については院外調剤が無料から500円、月額上限負担額が2,500円から3,000円、1医療機関の回数制限は月2回から回数無制限となっています。

新制度につきましては、当然のことながらメリット・デメリットが存在しており、今回の制度の対象外となられる方の自己負担額が増となるなど、私たちといたしましても心苦しい面もございますが、今後も持続可能な医療費助成制度の再構築に期待するとともに、本町独自の助成制度として一定の努力をされていることを評価し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 賛成多数であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後3時46分～午後4時10分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7、第80号議案 島本町火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。
執行部の説明を求めます。

消防長（登壇） 第80号議案 島本町火災予防条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、消防法令に関する重大な違反のある対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等への防火安全に関する認識を高めて火災の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ることを目的に、所要の改正を行うものでございます。

議案の概要でございますが、防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規程に違反する場合は、その旨を公表することができることを規定するものでございます。また、違反を公表するときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することとし、公表の対象となる防火対象物違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定めるものでございます。

具体的な内容につきまして、第80号議案参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。第48条に、防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する条文を新たに追加し、第48条を第49条とし、以降の条文につきまして条ずれが生じるものでございます。また、改正に伴い、同様に目次を改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、島本町火災予防条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第80号議案 火災予防条例の一部改正についてです。公表の対象となる対象物のうち、島本町のものとはどのようなものになっていますか。参考までにお示してください。民間の建物で、これまで再三の指導を要した事例、行政処分に至ったものが過去にありましたか。次、平成25年12月に消防庁の通知を受けたと認識していますが、お聞きしていますが、条例改正が今年度になったのはなぜでしょう。もう一つ、違反している場合、「公表することができる。」となっていますが、公表するのかもしれないのか、それについて町のお考えは。また、公表する場合、公表の方法はどのようになるのですか。

以上、3点です。

消防長 まず、1点目の公表となる対象物のうち、島本町の施設でございますけれども、1点目が第2コミュニティセンター、2カ所目が人権文化センター、3カ所目が町営緑

地公園住宅集会所、四つ目がやまぶき園、五つ目が第二保育所、六つ目が第四保育所、七つ目がふれあいセンター、八つ目が第一幼稚園、九つ目が第二幼稚園ということで、9棟ございます。

それから、これまで再三の指導を要した事例、あるいは行政処分に至ったものというお尋ねでございますけども、そのようなことはございませんでした。

それから、平成25年の12月の通知を受けたものということでございますけども、総務省の消防庁から平成25年に通知がございまして、まず、政令指定都市につきましては平成26年の4月1日以降に、人口20万以上の消防本部につきましては平成30年の4月1日まで、人口20万未満の消防本部につきましては、管内の防火対象物の状況を踏まえつつ具体的な検討を進めるように通知がなされております。

さらに、平成27年にも通知が来ておりまして、公表制度の実施時期につきましては、「その目的に鑑みれば、各消防本部において可能な限り速やかに条例等の改正を行い、準備が整った消防本部から順次公表制度を実施することが望ましい」ことという通知が来ておりますので、本町につきましても、今回、上程をさせていただきまして、平成30年の4月1日から施行させていただく予定でございます。

なお、北摂の近隣の都市につきましても、摂津市を除きまして、今、条例制定をしているところ、あるいは30年の4月1日に条例制定を予定している団体がございます。

それから、3点目の違反している場合、「公表することができる。」となっているが、公表についての町の考え方ということでございますけども、国から示されておりますのは、消防の立ち入り検査におきまして違反を把握し、関係者に通知をさせていただくんですけども、その通知をした後、14日を経過しても違反が継続している場合、この場合につきましては、今回の条例に基づきまして公表させていただく、という形で考えております。

以上でございます。

戸田議員 その公表の仕方ですけれどもね。建物の入り口に掲示しなければ、市民の安全を守れないというふうに思っているのですが、どのように公表されるのでしょうか。

消防長 今回の条例につきましては、町のホームページにおきまして、違反している建物の名称、それから違反している建物の所在地、それから違反の内容につきまして、公表する予定といたしております。

なお、建物内の入り口付近にそういう掲示というお話でございますけども、これにつきましては、この条例に基づく公表制度ではなく、消防法令で定めております違反に対する命令、最終的には命令というのを行ったときに、建物の入り口に告示をするという形となっております。この命令、そこに至るまでには勧告、それから警告、それから相手側の改修報告の提出ということで、複数の違反処理事務が必要となっております、命令に至るまでには、約半年から1年ぐらい要するであろうということから、今回の公

表制度を実施いたしまして、利用者の方が建物の情報をより速やかに入手して、利用について判断ができるようにして火災被害の軽減を図るとというのが、今回条例の趣旨でございます。

以上でございます。

中田議員 今回の条例改正は国の通知を受けてのものだと思うんですけども、国が、そもそも条例改正をしようと思ったきっかけになる事件などがあれば、お示してください。

消防長 今回の公表の対象になりますのは特定防火対象物ということで、具体的に言いますと、百貨店、それからホテルなどの不特定多数の方が利用する建物、それから病院とか、先ほども町の施設であります社会福祉施設、こういうものを、火災が発生した場合に人命の危険性が高いという建物が対象になっております。

国のほうにおきましては、今、ご質問ありました、平成24年の5月に広島県の福山市で発生したホテル火災、こちらと、あと25年の2月には長崎市で発生した認知症高齢者グループのグループホームの火災ということで、今、申し上げました不特定多数の方が利用する建物におきまして、近年、多くの死傷者を伴う火災が発生しております。このような状況を鑑みまして、国のほうでは速やかに、先ほどのご質問でご答弁をさせていただきましたように、広く利用者の方に、その違反を周知するという目的で、今回の条例改正をさせていただくということでございます。

以上です。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日12月15日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日12月15日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後4時21分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

塚田議員 山崎周辺の交通に係る諸課題について

大久保議員 JR島本駅西土地区画整理事業について

清水議員 1. 土砂災害対策について
2. ふれあいセンターの整備について

伊集院議員 1. 議会軽視！～町のマイクロバスについて vol. 2～
2. やまぶき園、今後の障がい者支援施設について
3. 地域包括支援センターについて

第8号報告 平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

第9号報告 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について

第4号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第5号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第6号諮問 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第78号議案 工事請負契約の締結について

第79号議案 島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について

第80号議案 島本町火災予防条例の一部改正について

平成29年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 3 号

平成29年12月15日(金)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 平成29年12月15日 (金)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	教 育 長	岡本 克己	総 合 政 策 長	由 岐 英
総 務 部 長	柴山 則文	健 康 福 祉 長	岡本 泰三	都 市 創 造 長	名 越 誠 治
都 市 創 造 部 理 事	柏木 栄一	上 下 水 道 長	水木 正也	消 防 長	近 藤 治 彦
教 育 こ ど も 部 長	北河 浩紀	会 計 管 理 者	永 田 暢	健 康 福 祉 部 福 祉 推 進 課 長	根 本 康 也
健 康 福 祉 部 保 険 年 金 課 長	柚木 利徳	都 市 創 造 部 都 市 計 画 課 長	今 井 康 仁	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第3号

平成29年12月15日(金) 午前10時開議

- 日程第1 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第6号)
第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)
第83号議案 平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)
第84号議案 平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第2 第85号議案 平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第3 第86号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第6号)から、第84号議案 平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)までの4件を、一括議題といたします。

なお、本案4件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第6号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の81の1ページをお開きください。今回の補正予算につきましては、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の確定、その他歳出事業費にかかる特定財源などについて、補正させていただくものでございます。歳出では、繰出金の確定、新年度に向けた学校施設の整備及び公債費の確定などについて、補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,570万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億8,629万3千円とするもので、款項別の内容は、81の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、81の5ページからの「第2表 債務負担行為補正」にお示しさせていただいておりますとおりでございます。内容につきましては、81の24ページの次に添付しております議案参考資料の1ページ以降に、債務負担行為に関する資料をお示しさせていただいております。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては記載のとおりでございますが、主に年度内に入札・契約し、平成30年度当初より事業を円滑に進めることができるよう、追加設定させていただくものでございます。

なお、3ページの最下段の「第四小学校校舎改修等事業」につきましては、現在、増築棟で進めております新給食室を平成30年度の2学期から運用開始することにあわせて、現校舎の給食室を支援教室に転用する改修工事及び第一小学校との親子給食実施のための配送トラック通路の整備などを行うもので、夏休みに主な改修工事を行う必要があるため、本年度中に入札・契約ができるよう、追加設定させていただくものでございます。

81の2ページに、また戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございます。具体的には、81の7ページのほうに「第3表 地方債補正」でお示しをさせていただいております。

まず、「地方道路等整備事業債」の追加についてでございます。本事業債は、町道東大寺山崎2号線舗装工事の財源として発行するものでございます。当該事業は当初予算におきましては、財源として国庫補助金である社会資本整備総合交付金を活用するとともに、町債として公共事業等債を予定しておりましたが、本年度より社会資本整備総合交付金の対象内容が変更され、公共事業等債の対象外となったことから、補助事業から、単独事業として「地方道路等整備事業債」で対応するものでございます。

一方、次の「公共事業等債」につきましても、すでに決定している国庫補助金である社会資本整備総合交付金の内定額の範囲内で、同交付金の対象となる山ノ瀬橋補修工事を当初計画より1年前倒して実施することとし、町債についても、「公共事業等債」の対象となるよう財源の調整を行うものでございます。

次に、「学校教育施設等整備事業債」の変更についてでございます。当初予算におきまして、第四小学校増築の財源として、国庫補助金を除く地方負担額について本事業債を予定しておりましたが、国庫補助金の内定額が当初見込みより増額となったため、本事業債が減額となるものでございます。

次に、「臨時財政対策債」の変更につきましても、本年度の発行可能額が確定いたしましたので、補正させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。81の10ページからの「歳入」でございます。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金56万7千円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税2億1,694万5千円の増額につきましても、普通交付税の交付額の確定によるものでございます。

なお、議案書81の24ページの次に添付させていただいております議案参考資料の4ページに、普通交付税に関する資料をお示しさせていただいておりますので、この資料に基づき、ご説明させていただきます。

この資料の上段にあります「当初予算試算」につきましては、当初予算における見込み額として試算した数字であり、その下にございます「交付決定結果」につきましては、本年度の普通交付税の算定結果に基づく数値でございます。

なお、普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差である財源不足額を基準として交付されるものでございますが、本年度につきましても、主に基準財政収入額のうち一部の税目で算定結果が当初予算積算より下回ったこと、また基準財政需要額のうち公債費を除く個別算定経費が当初予算積算よりも上回ったことから、最

終算定結果が増額となったものでございます。

次に、再び81の10ページに戻っていただきまして、中段でございます。第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金91万9千円の増額につきましては、金額の確定によるものでございます。第2目 教育費国庫負担金7,220万5千円の増額につきましては、第四小学校増築の特定財源でございますが、大阪府との協議の中で補助対象面積が増となったことから、国庫補助金の内定額が、当初見込みよりも増額となったものでございます。

第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金50万3千円の増額につきましては、社会保障・税番号制度システム整備にかかる補助金の交付決定により、増額するものでございます。第5目 教育費国庫補助金71万7千円の増額についてでございます。これにつきましては、町立小学校で医療的ケアの必要な児童生徒を受け入れるに際し、看護師を雇用するための補助金として決定通知があったものでございます。

81の11ページの第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金266万7千円の増額につきましては、それぞれ金額確定によるものでございます。

第2項 府補助金、第1目 総務費府補助金3,693万6千円の増額につきましては、9月定例会議でご可決いただきました町立人権文化センターエレベーター棟増築工事にかかる補助金として、内定通知があったことによるものでございます。第2目 民生費府補助金500万円の増額につきましては、大阪府の医療費助成制度再構築に伴い交付されるシステム改修費の補助金でございます。第8目 教育費府補助金46万7千円の増額につきましては、国庫補助金と同様に、町立小学校で医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れるに際し、看護師を雇用するための補助金として、決定通知があったものでございます。

81の12ページでございます。第18款 繰入金、第1項 特別会計繰入金、第2目 介護保険事業特別会計繰入金3千円の増額につきましては、過年度の事業費確定に伴う精算でございます。

第2項 基金繰入金、第1目 公共施設整備積立基金繰入金2,880万5千円の減額につきましては、第四小学校増築の財源調整として減額するものでございます。

第20款 町債、第1項 町債、第3目 土木債1,640万円の増額、第5目 教育債4,340万円の減額、81の13ページの第6目 臨時財政対策債3,428万5千円の減額までにつきましては、先ほど「第3条 地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、81の14ページからの「歳出」でございます。

各目において、今回、補正額がゼロと表示しておる項目がございます。これにつきましては財源内訳の補正内容を表しておりまして、参考に、今回の補正予算の事項別明細書から表示させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 1,145万円の増額につきましては、臨時職員及び嘱託職員において健康保険及び厚生年金保険の加入要件が拡大され、加入者数が増加したことによる増額でございます。第4目 電算処理費の財源内訳のところでございますが、社会保障・税番号制度システム整備にかかる国庫補助金を充当しております。第11目 人権文化センター費の財源内訳につきましては、施設整備にかかる府補助金を充当しております。第13目 財政調整基金等積立金、第25節 積立金 1億8,943万9千円の増額につきましては、年度間の財源調整として積み立てさせていただくものでございます。

第2項 徴税費、第2目 賦課徴収費の財源内訳につきましては、社会保障・税番号制度システム整備にかかる国庫補助金を充当しております。

続きまして、81の15ページでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費の財源内訳につきましても、社会保障・税番号制度システム整備にかかる国庫補助金を充当しております。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障害者福祉費、第13節 委託料 777万6千円の増額のうち、社会保障・税番号制度システム対応業務につきましては、障害者福祉システムにおきましてデータレイアウトの変更のため、システム改修を行うものでございます。次に、障害者福祉システム改修業務につきましては、平成30年4月施行の「障害者総合支援法」改正に対応するため、システム改修を行うものでございます。第5目 国民健康保険費 898万6千円の増額につきましては、同特別会計における事務費及び基盤安定並びに財政安定化支援事業にかかる繰出金の確定によるものでございます。第6目 後期高齢者医療費 21万9千円の減額につきましても、同特別会計における基盤安定にかかる繰出金の確定によるものでございます。81の16ページでございます。第7目 介護保険費 695万1千円の増額につきましては、同特別会計における介護保険システム改修に伴う機器購入及び介護保険システムにおける社会保障・税番号制度対応業務の財源として、繰り出すものでございます。第8目 福祉医療助成費 291万6千円の増額につきましては、大阪府の医療費助成制度再構築にかかるシステム改修を行うものでございます。

第2項 児童福祉費、第4目 ひとり親家庭福祉費 135万円の増額につきましては、児童扶養手当システムにおきまして、社会保障・税番号制度のシステム対応にかかるデータレイアウトの変更のため、改修するものでございます。第5目 児童手当費 192万4千円の増額のうち、第13節 委託料 135万円の増額につきましては、児童手当システムにおきまして、同じく社会保障・税番号制度システム対応にかかるデータレイアウトの変更のための改修を行うものでございます。81の17ページでございます。第23節 償還金、利子及び割引料 57万4千円の増額につきましては、前年度の事業費確定に伴う特定財源の精算でございます。

次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費 1,626万円の増額でございます。これにつきましては、「地方債の補正」でもご説明申し上げましたとおり、本年度の社会資本整備総合交付金の内定額の範囲内で事業を行いたく、山ノ瀬橋補修工事を、当初計画より1年前倒しして実施させていただくものでございます。

次に、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費 279万6千円の増額のうち、第11節 需用費 32万7千円の増額につきましては、緑地公園住宅において修繕が当初見込みよりも多く、現計予算に不足が生じるため増額させていただくものでございます。第13節 委託料 9万3千円の増額につきましては、緑地公園住宅において入居者の入退去が多くあったことなどにより、清掃業務委託予算に不足が生じるため増額させていただくものでございます。第15節 工事請負費 237万6千円の増額につきましても、緑地公園住宅において、給湯器の老朽化に伴い、8機の給湯器の取り換え費用を増額させていただくものでございます。

81の18ページでございます。第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費 346万8千円の増額のうち、第11節 需用費 50万8千円の増額及び第18節 備品購入費 31万4千円の増額につきましては、第四小学校におきまして、新年度より児童数の増加が見込まれることから——具体的には2クラス増加する見込みでございます。そのことから、給食事業に必要な予算について増額するものでございます。第15節 工事請負費 264万6千円の増額についてでございます。これにつきましては、第四小学校におきまして、新年度より全介護が必要な児童を受け入れる予定であるため、支援教室への改修工事を実施するものでございます。第2目 教育振興費 156万8千円の増額でございます。これにつきましては、新年度より新たに「道徳」が教科化され、授業として開始することから、教員用の指導書を購入するものでございます。

81の19ページでございます。第3項 中学校費、第1目 学校管理費 618万7千円の増額のうち、第二中学校コンピュータ室空調設備取替工事につきましては、老朽化により取り替えが必要となっていることから、増額させていただくものでございます。次に、第一中学校支援教室改修工事につきましては、新年度から支援学級が1クラス増加となる見込みであることから、改修工事を実施するものでございます。次に、第一中学校屋内運動場舞台緞帳取替工事につきましては、経年劣化が著しいことから、本年度の卒業式までに対応させていただくため、増額させていただくものでございます。

第5項 社会教育費、第7目 図書館費 112万2千円の増額につきましては、正規職員の病気休暇に対応すべく、臨時職員賃金を増額させていただくものでございます。

第11款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金 175万9千円の増額につきましては、元利均等償還を行っている臨時財政対策債及び減税補てん債について、借入れ10年目の利率見直しに伴い、見直し利率が当初借入利率より低くなったため、元利償還のうち、本年度の元金償還額が当初見込みよりも増額となるものでございます。81の20ページ

でございます。第2目 利子1,802万8千円の減額につきましては、元金の説明で申し上げましたとおり、10年目の利率見直しがあったことによる減額と、そのほか平成28年度分として借り入れた町債にかかる利率が確定したことによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） それでは、第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、保険基盤安定・財政安定化支援事業の確定及び国保システム改修に伴う増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ898万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億4,394万4千円とするもので、款項別の内容は、82の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

82の7ページの「歳入」でございます。

第9款、第1項、第1目 一般会計繰入金898万6千円の増額につきましては、保険基盤安定の確定に伴い、保険基盤安定繰入金で500万1千円、国保システム改修に伴い職員給与費等繰入金で270万3千円、交付税算入されております財政安定化支援事業繰入金で128万2千円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、82の8ページの「歳出」でございます。

第1款、第1項、第1目 一般管理費270万3千円の増額につきましては、先ほど歳入でもご説明させていただきましたとおり、国保システム改修の委託料でございます。

次に、第12款、第1項、第1目 予備費628万3千円の増額につきましては、歳入超過に伴う財源調整のため、予備費に充当するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第83号議案 平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、平成29年度保険基盤安定負担金が確定したことに伴う減額補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ21万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,216万円とするもので、款項別の内容は、83の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」並びに83の5ページからの事項別明細書にお示ししているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、第 83 号議案 平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 84 号議案 平成 29 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、介護保険システムの更新に伴う機器の購入、平成 29 年度社会保障・税番号制度対応業務委託、過年度補助金等の返還に伴う増額の補正及び介護保険システムの更新作業に伴う債務負担行為の設定でございます。

第 1 条は、歳入歳出の総額に、それぞれ 869 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 5,313 万 6 千円とするもので、款項目の内容は、84 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の債務負担行為の設定につきましては、84 の 5 ページの「第 2 表 債務負担行為」にお示しさせていただいておりますとおりでございます。内容につきましては、84 の 12 ページの次に添付しております議案資料 1 ページに、債務負担に関する資料をお示しさせていただいております。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

84 の 8 ページの「歳入」でございます。

第 3 款、第 2 項、第 2 目 地域支援事業交付金 20 万 2 千円の増額、第 5 款、第 2 項、第 2 目 地域支援事業繰入金 10 万 1 千円の増額及び第 7 款、第 1 項、第 2 目 地域支援事業交付金 10 万 1 千円の増額につきましては、地域包括支援センターで使用するパソコンの購入に伴う国・府・町の、それぞれの負担分でございます。

次に、第 3 款、第 2 項、第 3 目 介護保険事業費補助金 13 万 1 千円の増額につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に要する費用に対して、補助金が交付されるものでございます。

次に、第 7 款、第 1 項、第 5 目 その他一般会計繰入金 685 万円の増額につきましては、社会保障・税番号制度対応業務及び介護保険システム機器購入に伴うものでございます。

次に、84 の 9 ページでございます。第 7 款、第 2 項、第 1 目 介護保険給付準備基金繰入金 13 万 1 千円の増額につきましては、地域包括支援センターで使用するパソコンの購入に伴う第 1 号被保険者負担分並びに平成 28 年度介護給付費財政調整交付金返還及び平成 27 年度低所得者保険料軽減負担金返還に伴うものでございます。

次に、84 の 10 ページの「歳出」でございます。

第 1 款、第 1 項、第 1 目 一般管理費 816 万円の増額につきましては、平成 29 年度社会保障・税番号制度対応業務委託及び介護保険システムの更新に伴うパソコン等の機器

購入費でございます。

次に、第3款、第3項、第1目 包括的支援事業費 51万8千円の増額につきましては、介護保険システムの更新に伴うパソコン購入費でございます。

次に、84の11ページでございます。第4款、第1項、第2目 償還金1万4千円の増額につきましては、平成28年度介護給付費財政調整交付金及び平成27年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国費及び府費を返還するものでございます。

次に、第4款、第2項、第1目 一般会計繰出金3千円の増額につきましては、平成27年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う一般会計への返還でございます。

以上、簡単ではございますが、第84号議案 平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案4件に対する質疑を行います。

中田議員 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算について、質問します。

まず一つ目は、土木費の山ノ瀬橋補修工事についてです。具体的には、どのような工事を、いつ頃行う予定ですか。また、「橋梁長寿命化計画」の一環であると聞いていますが、町内には橋は幾つあり、また、そのうち「橋梁長寿命化計画」の対象となっている橋は幾つですか。そして対象となった橋は、何を基準に選ばれたのですか。

二つ目の質問は、道徳の教科書に関するものです。来年度から道徳が正式な教科になるということです。教科としての評価は、具体的にはどのようにされる予定ですか。

それから、教育費の一中の緞帳の件についてです。実物を見てきましたが、ぼろぼろにもほどがあるというか、よく、ここまで放置していたなというほどにひどい状態でした。これについては資料請求した中に、住民の方から寄せられた声と、それに対する教育委員会の回答があり、それによって大部分、明らかになっていますが、改めて議場でも問います。現在、使用されている緞帳は、いつから使われていたのですか。そして、これほどひどい状態になるまで交換ができなかったのには何か理由はありますか。そして、ほかの公立の小学校の緞帳はどういう状態でしょうか、ということです。

それともう一つは、84号議案です。84の10、介護保険システムの改修・更新についてですね。総務費の中で400万円ほど、システム更新のためのパソコン機器、システム機器があがっています。それと地域支援事業としてもう一つ、介護保険システム機器が51万8千円あがっていますが、その内訳をお答えください。

以上です。

都市創造部長 山ノ瀬橋についてのお尋ねでございます。

まず、今回の工事の予定しております内容でございます。本工事は、橋梁の上部工事を実施する予定といたしており、内容といたしましては、橋面防水、伸縮装置止水処理、舗装、防護柵の補修を予定いたしております。また時期についてでございますが、本補

正予算ご可決いただきましたら、速やかに契約についての手続きのほう進めてまいり、年度内の竣工を目指してまいりたいと考えております。

あと、町内の橋の数でございます。本町内、町が管理する橋梁につきましては、107橋でございます。あと、「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく対象橋りょうにつきましては24となっており、5年前の点検結果を鑑みまして、長寿命化に向けた補修工事を引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、基準についてお答えさせていただいて、今後の予定的な大きい部分でございますが、現時点におきましては、「島本町橋梁長寿命化修繕計画」は平成32年度までの計画となっております。その後におきましても、5年ごとの橋りょう定期点検結果に基づきまして、「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを図りつつ橋りょうの長寿命化に向け、種々修繕工事等、適宜実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 まず、道德に関してでございます。

道德につきましては教科化されるということで、評価につきましては、先入観に捕らわれず、物事を多面的・多角的に考えているか、また人間としての生き方について自分との関わりから考えをより深めているか、そういったことに注目をいたしまして、児童生徒の学習の様子と、道德性に関わる成長の様子を評価の対象といたします。従いまして、他の児童生徒との比較であったり、観点別評価ではなく、学習活動全体を通じて、認めて励ます個人評価として、記述式で評価を行うこととなります。

それと次に、第一中学校の緞帳の件でございます。

住民の方からもお声をいただいております。この緞帳につきましては、昭和43年の12月に体育館が建設されまして、そのときに設置して以来、約48年以上が経過しているということで、非常に老朽化をしております。今年度、特に破損がひどくなったという報告を学校からも受けまして、何とか交換できないかということで、今回、補正予算に計上させていただきました。

これまで交換できなかった理由でございますけれども、私もずいぶん前から、この点については気になっておりました。第一中学校で成人祭もやっておりましたので、何とか交換できないかということでございましたけれども、他の耐震工事も含めて優先すべき事業が多くあったということで、後回しになっていたというのが事実でございます。

それと、他の学校ですけれども、他の学校については、今のところ、第一中学校ほど破れて、破損しているという状況ではございませんけれども、他の学校についても老朽化しているのは確かですので、その点につきましては、随時、今後、状況を見ながら対応は考えていきたいというふうに考えていますが、今すぐにとということではございません。

以上でございます。

健康福祉部長 介護保険事業特別会計の補正にあたりまして、介護保険システムの機器で

ございます。

まず、一般管理費のほうで介護保険システム機器として400万2千円を計上させていただいておりますが、こちらのほうは本庁の保険年金課で使用いたします介護保険システムに適合したパソコン5台、プリンター2台、介護認定用スキャナーの1台及びそれらの付帯用品となっております。そして、包括的支援事業費として51万8千円計上しておる分につきましては、地域包括支援センターで使用いたします介護保険システムに適合したパソコン2台を、予算として計上させていただいております。

以上でございます。

中田議員 わかりました。では、質問を続けます。

山ノ瀬橋の補修工事についてですが、先ほど一つ目の質問で優先順位を決める基準ですね、「長寿命化計画」の対象の橋となっているものに関して、優先順位の基準となっているものはどのような基準ですか、ということをお尋ねしたと思うんですが、その点を一つ確認と、もう一つは、今、言われたのは山ノ瀬橋の上部の工事をする、アスファルトとかの工事をするということでしたが、橋梁の長寿命化と言え、やっぱり下部の工事も大事だと思うんですが、下部の工事の予定はあるんでしょうか。

そして、道徳の教科書の件です。今、お答えいただいたように、個人内の評価が記述式で行われるということでした。本来ならば、心のあり方については内心の自由にも関わることですので、評価をするということ自体がなじまないことだと思いますが、最低限、評定というものがつくものではないということが確認されました。

しかし、一方で私立中学の入試で、一部、通知表の写しの提出を求めているところがあるということがわかっています。つまり、心のあり方が合否判定に影響しかねないということが現実としてあるようです。その点で、町内でも毎年一定数、私立中学の受験をするお子さん達がおられると思いますが、島本町教育委員会として、この近辺の私立中学校で、入試の際に通知表の写しの提出を求めているところがあるかどうかは確認されていますか。また、する予定はありますか。

それから、介護保険ですね。介護保険システムの機器の改修の件ですけども、地域支援事業費の51万8千円がパソコン2台で、総務費の一般管理費の介護保険システム機器のほうで400万円と。パソコン2台で51万円ということは、1台25万円ぐらいと計算しても、もう一つの400万円の介護保険システム機器のほうでパソコン5台、プリンター2台、スキャナー1台で、1台25万円と計算しても200万円ぐらいにしかならないのに、ここ400万円計上されているというのは、ちょっと金額的にあんまり釣り合わないと思うんですけど、何か理由はありますか。

それから、債務負担行為の四小の校舎改修等事業についてです。一小の給食、親子方式導入に関わる改修工事ですね。すでに一小の親子方式を見込んだ給食棟の工事が進んでいる中、やっとなら教育委員会として正式に一小の保護者に対して、調理方式の変更を行

う旨のお知らせが出されました。今年度からは、改めて説明会を開き、給食試食会をし、アンケート調査に対する回答を行うなど、時間をかけて保護者の方々に理解を求めたことは大変評価ができるものです。

一方で、昨年度末に行われた説明会で、結果ありきで、唐突に親子方式の導入をお知らせし、保護者の方々の戸惑いや怒りを買ったというのも事実だと思います。あったものがなくなるというときには、相当な住民の方への配慮が必要だと思うんですね。住民ホールや町立プール、第二幼稚園、そして一小の給食設備、どれも廃止の結果ありきの通知の仕方、住民の方を怒らせたり、不安な気持ちにさせてしまったケースだったのではないのでしょうか。

一方で、これからも老朽化した公共施設の更新がかなわず、あったものがなくなるということは様々出てくることと思います。行政としては、そういう決断をせざるを得ない背景には合理的な理由があったとは思いますが、ですから、そういった理由を説明するための時間を、ぜひ、今後はスケジュールの中に組み込んでいただきたい。少なくとも、今回、一小の皆さんが少なからず納得するまでには、1年近くの時間がかかっています。これが先に行われていれば、住民の方を不安にさせたり、怒らせたりする、そして行政がその対応に追われる、ということはなかったのではないのでしょうか。今後、施設の廃止が行われる際には、住民への周知期間、意見を汲み取る時間、納得していただく期間を十分にとっていただきたいと思いますが、いかがですか。

以上です。

都市創造部長 山ノ瀬橋にかかります再度のご質問でございます。

24橋、選定した基準、基本的な考え方でございますが、まず1点目といたしましては「地域防災計画」上の緊急交通路に位置付けている橋、続きまして国道や幹線道路に繋がる道に架かっている橋、加えて同じく国道や幹線道路をまたぐ橋。以上のような部分に着目して、選定いたしましたところでございます。

あと、2点目の下部工についてはいつか、というお尋ねでございます。現在の予定といたしましては、平成30年度に実施いたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 道徳の評価に関しまして、私立の中学校入試に関わってのご質問でございますが、通知表の写しを求めているかどうかというところら辺について確認はしておりません。今後、そういうのを求めているのかという、どこの学校が求めているのかということについては把握をしておく必要があるのかなと思いますので、その辺については、今後、確認をしていきたいなと思っております。

それから、四小と一小の親子方式での給食の説明会の件ですが、いずれにしても、説明会をする一番最初の段階、その段階では一定、町としての考え方はお示しをしないと、なかなか議論は進まないと思います。その説明の仕方によって、なかなかトラブルにな

るといふことも当然あるとは思いますが、今回、この説明をした中では、特段、もう結果ありきでということではなくて、こういう状況を説明したうえでの方針をご説明をさせていただいて、その後も、いろんなご要望もお聞きしながら、先ほど議員からもございましたように、試食会も含めて実感をしていただくというようなことを進めてきましたので、今後も、こういった形では進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

岡本教育長 私立中学の受験に関しまして、ちょっと補足をさせていただきます。

個人情報に関係もありまして、どの子が私立中学を受験するかということは、小学校として把握することは非常に難しいという前提がありますのと、公立の小学校へ私立中学が成績表を要求する、通知表の写しを要求すると。これも学校によってあり得るかも知れませんが、全体としては極めて少数なので、そこも把握がしにくい部分かと思えます。

それから、お申し入れの心配な点につきましては、これは所管が大阪府の教育庁の所管でございますので、その私学課を通じて、こういう意見として、島本町教育委員会として申し上げておきたいというふうに思っておりますので、ご理解願います。

健康福祉部長 システム機器について、地域包括支援事業費が2台で51万8千円、もう一方、一般管理費のほうが400万2千円ということで、若干、金額が高いのではないかとご指摘をいただきましたが、地域包括支援センター、包括的支援事業費のほうで計上させていただいておりますのは、単純にパソコン2台だけということでございまして、保険年金課で使用するために一般管理費で計上させていただいております分につきましては、先ほど言いましたパソコン5台のほかにプリンター2台、これはレーザープリンター、また保険証印刷用のドットプリンター、そしてまた介護認定用のスキャナーの1台。また、それに付随する新たな介護保険システムを更新して利用しますので、メモリーのアップなど、様々な補修部分のアップも含まれておりますので、その部分を含めた金額というふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

中田議員 教育委員会ですね、一小的親子方式に関わる説明会の件ですが、今までどおり、これからもやっていくということで、ちょっと私の意図したところとは違うお答えだったわけですが、できるだけ配慮を、今後はしていただきたいと思います。

それから、システム更新の機器の件ですが、ということは、今までシステムの更新は何年に1回でしたかね。何年に1回行われていると思うんですけども、前回とそれほど費用は変わっていないということで、よろしいでしょうか。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございますが、システム機器については6年ごとに更新をいたしております。費用に関しては、前回、6年前と比較しても、費用としては減額をした予算計上とさせていただいております。

以上でございます。

教育こども部長 保護者への説明会ということでございますが、私が言ったのは、今の形をずっと貫くということではなくって、説明会にあたって、一定の町の考え方というのは、やっぱり説明する必要がありますので、それをきっかけにご意見をいただくという形で進めていきたいという意味合いでございますので、よろしく願いいたします。

戸田議員 まず、歳入部分について、お訊きします。

81の10、地方交付税、普通交付税についてです。確定による補正とのご説明でしたが、2億1,694万5千円と、当初予算との差が非常に大きくなっています。その理由を、もう少し詳しくお示してください。

81の12、町債についてです。地方道路等整備事業債1,800万円、道路ストック維持管理事業債マイナス補正810万円、橋りょう補修・補強事業債650万円、これらは相互に関連しているとのことでしたが、東大寺山崎2号線の補修工事が平成29年度の社会資本整備総合交付金の対象にならなかったことから、同工事の施工については地方道路等整備事業債1,800万円を起債し、同交付金の枠内で振り替えを行い山ノ瀬橋の上部のみの補修工事を、本来の計画より1年前倒しして執行されるということだったかと思います。

質問します。東大寺山崎2号線の補修工事が、なぜ社会資本整備総合交付金の対象から外れたのですか。どういった施工法が、どのような理由で対象外になったのか、概要をご説明ください。山ノ瀬橋の補修工事については上部工のみの施工、下部工と分けてされますが、これにより経費が膨らむ、二重投資になってしまうということはありませんか。以上が1点目。

それから、81の10ページ、これも歳入なんですけど、教育費国庫補助金71万7千円です。教育費府補助金・市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金46万7千円です。医療的ケアの必要な児童生徒に対して市町村が看護師配置を行う場合、必要な経費を補助していただけるものです。資料人5によりますと、補助率は補助対象の3分の1となっているようですが、これは大阪府の方針をお示しいただいたのですが、実際には大阪府の補助率は3分の1になっていない。国からは3分の1いただいている。これについて、国・府・町が、それぞれどのような負担になっているのか。大阪府の方針も含めて、ご説明ください。

同じく歳入、府補助金、総務費の地方改善施設整備費補助金3,693万6千円です。人権文化センターのエレベーター設置について補助の内示を受けたこと、大変良かったと思います。9月議会でも議論になったかと思います。現在の手続きの進捗状況を問います。入札結果と、目標とする工事の完成時期について、ご説明をお願いいたします。

社会保障・税番号制度システム対応業務です。障害者福祉費334万8千円、ひとり親家庭福祉費135万円、児童手当費135万円並びに介護保険事業特別会計における一般管理費415万8千円があがっています。今回、健康福祉部関連のみの補正予算計上となっ

ています。それはなぜですか。資料人6によると、情報連携にかかる主務省令の改正が今年7月に行われたことによるもの、とのこと。その全文をお示しいただいたものの、なぜシステム改修が必要なのか、何を根拠に必要なのかが理解できかねます。どのような法改正が行われたことによりますか。改正された法の代表的なものをあげてください。また、新たな情報連携の対象となる事務とは、具体的にはどのようなものですか。

医療費助成システム改修業務費 291 万 6 千円です。大阪府の制度改正に基づき、医療費の月額上限額が 3,000 円となり、患者の負担が増えました。超過分の還付について、患者の事務的な負担を軽減するためのシステム改修が行われるものと理解していますが、具体的にどのような還付制度を目指しておられますか。

81 の 19 ページ、図書館費、司書事務補助 112 万 2 千円です。正規職員の病休に伴い、司書事務を担っていただく臨時職員を雇用するものです。どれくらいの期間、雇用するものとして積算されていますか。正職員として司書業務を担っていただけるよう、今後、必ず正規職員を募集し、将来的に図書館長として活躍できる人材を育成すべきではないでしょうか。例えば、「そのためには」ということも含めて、任期付き任用などで館長を雇用し、経験豊かな方に職務を担っていただき、人材育成マネジメントをしていただく。これこそが解決策であると、私は考えるものです。お考えをお聞かせください。

以上、数点にわたり、ご質問いたしました。ご答弁、よろしく願いいたします。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 02 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長 それでは、1 点目の地方交付税の件でございます。予算書につけさせていただいております議案資料、81 号議案の最後のほうに、一番最後のページ、4 ページですね、資料をつけさせていただいておりますので、それをもとに、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、大きく説明をさせていただきたいと思うんですけども、当初予算というのは、我々は大体もう 1 月の中旬ぐらいに数字を固めます。歳入においてもしかりでございます。交付税の——具体的には普通交付税ですが、その普通交付税の算定、具体的な計算というのは夏頃にやります。ですから、まず当初予算で計算しているときと時点が違っていると。当初予算時で試算しているときには、29 年度で言いますと、29 年度の「地方財政計画」というのが、国のほうで 12 月ぐらいに示されます。地方交付税の算定の一部の資料も、そこで示されるわけですが、夏ぐらいに計算するときには、もっと具体的な単価とか、単価は正確に言いますと 3 月末に「地方交付税法」の改正によって単価が決まるといって、常に予算策定時以降に正確な単価とか補正係数とか、そういったものが決まってくるというふうな仕組みになっておりますので、当然、乖離が出てまいります。

この 4 ページの基準財政収入額の差でも申し上げますと、歳入では、一番大きい部分

で差が出ておりますのは法人税割でございますが、先ほど申し上げましたように当初予算を組むときには、1月の中旬ぐらいにもう数字を確定するんですが、正確な算定をするうえでは、法人税割にあつては28年度の3月末の調定額に、国の29年度の伸び率というのが、これが29年度は7%でございますが、そういった部分のパーセントを掛けて理論的な試算をするという形で夏頃やるんですけども、そういった伸び率とか指数とかいうのが出てくるのは、予算策定よりもずっと後になってまいりますので、こういった差が出てまいります。

それから、基準財政需要額の部分で言いますと、三つありまして、包括算定経費、個別算定経費、公債費というのがあるんですが、公債費は大体事前に、予算策定時には大体試算できます。自分が借りている借金のうち交付税措置されている部分が幾らかというのは、自分が借りている部分はわかるので、そういうものは大体わかります。包括算定経費については、一定、伸び率とかいうのが後で示されるんですが、この辺も「地財計画」の中で大体伸び率が示されている部分がありますので、それを参考にとという形で大体近い線は出てくるんですが、真ん中の個別算定経費につきましては多岐にわたっておりまして、具体的にはいろんな補正がたくさんかかってきまして、その補正が決まるのが、もう夏ぐらい、具体的な計算をする夏ぐらいになります。

単価についても、正確には「単位費用」というふうに言うんですが、それは3月末の「地方交付税法」の法案の改正で単価が示されるという形で、大きくは時点が全然違うという形でございまして、今回、2億1,600万という大きな数字が出ておりますが、その大きな要因というのは個別算定経費の部分で、大きく、予算で見てたところよりも実際に算定した結果が多かったという形で、需要額が多いということは交付税が増える、基準財政収入額が見ているよりも低いということは交付税が増える。言わば、ダブルで増えたということで、大きな差が出ておるということでございます。

以上です。

都市創造部長 続きまして、町道東大寺山崎2号幹線ほか舗装工事が交付金の対象外となった理由でございます。本工事における舗装の工法が変更になったことによって、国費対象外となったものでございます。

具体的には、舗装面をすべて撤去し、新しいアスファルトにより舗装を行う打換え工法から、舗装面を削り、その後、アスファルトにより舗装を行う切削オーバーレイ工法に変更し、工事を実施いたしました。昨年度までは切削オーバーレイ工法でも国費対象となっておりましたが、今年度より、当該工法は部分的かつ応急的な工法であるとの理由により、国費対象外となったものでございます。

続きまして、山ノ瀬橋につきまして、上部と下部を分離して工事を実施する経費についてでございます。今回の工事は、足場を必要としない橋りょう上部の工事となっております。内容といたしましては、先ほど、ほかの議員にもご答弁させていただきました

とおり、橋面防水工や伸縮装置の止水装置、また関連する舗装工事を実施するものであり、来年度、予定しております下部工の仮設材設置等——すなわち足場等の設置なんですけども——と重複する工種はないことから、金額につきましては差異のないものと認識いたしております。今回の工事により分離発注にはなりますが、現在、内示をいただいております国費を有効に活用するため、一部前倒して実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 それでは、まず地域改善施設整備費補助金の関係について、ご答弁申し上げます。

この補助金につきましては、本年10月13日に国の交付内示が大阪府を通じ通知がなされており、近日中に、交付決定通知が送付される予定となっております。現在、大阪府の担当者に入札結果を報告し、今後の書類上の事務手続きについて調整をいたしているところでございます。工事にかかる事務につきましては、本年11月29日に指名競争入札を実施いたし、税込みで3,872万7,720円で、株式会社辻本工務店が落札されております。完成予定時期につきましては、平成30年の3月31日を予定いたしております。

それから、続きまして社会保障・税番号制度のシステム改修についてのご質問でございますが、なぜ、今回の補正が健康福祉部関連のみなのかという点でございますけれども、今回のシステム改修につきましては「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」に基づく情報連携への対応として、改修が必要となったものでございます。「番号法」に基づき情報連携を行う事務につきましては、「番号法」の別表第2に列挙されておりますが、その詳細につきましては、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令で、個別具体的に規定がなされております。

本年7月までに、この主務省令が改正され、情報連携を行うこととされた事務及び情報の追加等がなされたことなどを踏まえまして、国において特定個人情報を構成するデータ項目のうち、情報照会機関が必要とするデータ項目を規定した文書、いわゆるデータ標準レイアウトの改版が行われており、本町の関係するシステムにおきましても、これに対応するための改修を行うものでございます。

今回、システム改修にかかる補正予算が健康福祉部関連ばかりなのかということにつきましては、今回の改版への対応が必要となるシステムが、本町においては、今回計上させていただいた五つのシステムとなるためでございます。

次に、どのような法改正が行われたか、新たな情報連携の対象事務は何か、という点でございますが、今回のシステム改修につきましては法改正によるものではなく、主務省令の改正等に対応するためのものでございます。主務省令の改正によりまして、追加等

がなされた事務及び情報につきましては複雑かつ多岐にわたっておりますが、その一例といたしましては、「児童福祉法」に基づく肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務や、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訓練等給付費の支給の申請にかかる事実についての審査に関する事務などが、規定をされているものであるというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

教育こども部長 それでは私のほうから、市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金に関しまして、まず、ご答弁申し上げます。

本制度は、医療的ケアを要する子どもさんに対する看護師の配置等にかかる補助制度でございますが、まず、国のほうにおきましては対象経費の3分の1が補助されます。大阪府におきましては府独自の補助制度ということで、対象経費の3分の1ということは明記はされておりますけれども、限度額というのが設けられております。それは1日当たり8,300円ということと、1校当たり166万円、これが上限になっているということと、166万円を1日当たりになりますと、200日を限度に補助されるということになっておまして、ですから、国の補助対象経費がそのまま当てはまるということではございませんので、今回、3分の1にはなっていないということでございます。当然、その3分の1になっていない差額分については町負担になるということになります。

府独自の制度ですので、今後、この補助制度についても補助率を引き下げていくというような動きがございますので、そういった点については、今後、また国の補助率のアップも含めて、町村長会を通じて、要望事項にあげていきたいなというふうに思っております。

それから、2点目の図書館の臨時職員の賃金についてでございます。今回、計上させていただいておりますのは、平成30年3月末までの必要経費を、計上をさせていただいております。

それと、館長に関してでございますが、当然、正規職員の配置というのが好ましいというふうに思っておりますが、議員からありましたように、経験豊富な方の任期付きという採用方法についても一定あるということは、私も思っております。過去には、非常勤の方で館長をしていただいたということもございましたので、そういったことも含めて、今後、人事担当部局のほうと、今後のあり方というのは一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 福祉医療助成費の医療費助成システム改修業務についての内容でございますが、昨日、ご審議いただきました大阪府の福祉医療費助成制度の改正に伴いまして、これまでは院外調剤は基本的に無料、同一医療機関での同月内での診療は3回目以降は無料となっておりますが、これらが撤廃をされまして、自己負担上限額も3千円とな

っているものの、受給者が窓口で支払う額というのは今までより多くなることを見込まれておりますので、そうすると、領収書の原本をお持ちいただいて、窓口で償還払いという形になります。そうすると、私どもとしての事務も繁雑になりますし、住民の皆さんも窓口に一々来ていただいて、償還をして、額を超える額について還付を受ける流れになりますので、その住民の皆さんの手間も省くために、今回、自動償還というシステムを入れて、その対応にあたりたいと考えております。

詳細な制度設計については、今後、システム業者との打ち合わせ等、また他市町村、国保連合会や社会保障診療報酬基金などと調整を行いながら検討していくんですが、現状、想定している仕組みといたしましては、保険機構から送付される医療データをシステムで計算いたしまして、月当たりの自己負担額の累計が3千円を超過する方に対して、事前に登録した受給者の振込口座に定期的に超過額を振り込み、自動的に還付するというような制度を考えております。

以上でございます。

戸田議員 地方交付税、普通交付税の確定については、必ずしも、この増額が望ましいものではないということが、私としては理解できました。今回は、当初予算で法人税の予想が、現状よりも大きく見込まれていたことが原因かなと、そうではありませんか。見込みは難しいと思うんですけど、結果として、法人の業績が思わしくなかったということが影響しているのですかと、確認しておきます。

山ノ瀬橋です。ご答弁、わかりました。そして、東大寺山崎2号線の補修工事については、切削オーバーレイとおっしゃいましたか、この工法を採用したことによって、平成29年度から対象から外されたのと、それに該当してしまったということなんですけども、そもそも、この切削工事をすると判断された理由は何ですか。確認しておきます。

それと、橋りょうについては5年に一度、職員による定期点検をやっておられると思いますが、現在、何名の道路橋点検士で業務にあたっておられますか。そして、道路橋点検士の資格を持っている職員は何名いるのですか。正式名称は「道路橋点検士」かと思います。ここを確認しておきます。ご答弁をお願いいたします。

社会保障・税番号制度システム対応業務です。今回、新たな情報連携の対象になった内容については複雑多岐であると。これについては詳細、私も詳しく学び、別途、別の機会ですっきりと審議していきたいと思っているのですが、マイナンバーによる情報連携については、国がデータ標準レイアウトというものを示している。今回は、定期的な改版スケジュールではなく、情報連携にかかる法改正のたびに別途システム対応が必要になるというふうに、ご答弁で理解しました。そうであれば、今後、際限なく法改正のたびに、自治体に財源負担が強いられることになるのではないのでしょうか。今後も、こういったことが起こり得ると理解して良いですか。

当補正予算に歳入であがっている補助金額は、間違いじゃないと思うんですけど、50

万3千円。ところが、歳出の合計は1,000万を超えています。その差は町が負担するのですか、確認したいです。

新しく問います。障害者福祉システム改修業務の442万8千円です。「障害者総合支援法」が改正され、平成30年4月に施行されることによるものです。本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問を行ったり、食事や掃除、公共料金の滞納の有無や、地域住民との関係は良好であるかなど確認を行ったりする、自立生活援助をはじめ様々なサービスが創設されるものと認識しています。このシステム改修が必要になった理由として、法改正があった。その法改正により、どのようなサービスが創設されるのですか。ご答弁をお願いいたします。

図書館費です。私は、ここを今回質問で最も大事にしています。図書館員は、全国的に臨時的任用職員の割合が最も高い職種の一つです。10年以上働き、常にある仕事を担いながら、臨時職員という名で、新任の指導も努め、時給制で働いておられる方がほとんどです。これはもう、絶対改めなければならない。一度、正規・非正規を問わず、すべての職員に職場における課題についてヒアリングを行って欲しい。これが私の願いです。いかがでしょうか。そして、任期付き採用等については、今後、あり方を考えるとおっしゃっています。財源措置が必要です。これについて改善を求めたいですが、お考えを聞かせてください。

以上にしておきます、2点目。

総務部長 地方交付税、具体的には普通交付税の法人税割のご質問です。業績が思わしくないとかという、その辺はちょっと、具体的には全く関係がないんですが、予算であげている、時期の話は若干関係はすると思うんですけども、算定結果の部分は28年度末の調定額、具体的には29年3月末の調定額に国が今回は7%の伸び率を見たということで、この伸び率というの、当初予算をやっているときには確定はしておりませんので、大きく時点が違うというふうなご答弁にしかならないんですけども、実際には、この算定結果で出てきている数字と——法人でございしますが、それと29年度の決算、町の決算と、当然、そこが乖離をするんですが、それは今後3ヵ年で精算措置が、普通交付税の中の基準財政収入額の中で行われるというふうな形になっておりまして、当然、そういう精算措置というのがあるというのは、国も乖離があるというのは前提で試算をしておりますので、業績がどうかという部分もマクロ的には関連するかとは思いますが、試算の段階では、そういうことは言い切れないということでございます。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、切削オーバーレイ工法を採用した理由についてでございます。当初は、補修に必要な5センチの打換え工事としておりました。しかしながら、本工事に着手いたしましたところ、最大で10センチ程度の舗装の厚みがあることが判明いたしましたため、経費を考慮いたし、表層5センチの切削工事といたしたものでございます。

続きまして、道路橋点検士の資格を持つ職員数についてでございます。道路橋点検士の資格を有する職員は現在2名おまして、うち1名が都市創造部都市整備課に在籍いたしております。

以上でございます。

総合政策部長 社会保障・税番号制度に関わる再度のお尋ねでございます。

まず、歳入に関わる部分、50万3千円についてでございますが、この金額は、今回のシステム改修に対するものではなく、すでに交付決定があったものの、それを交付確定したことによるものでございます。今回のシステム改修にかかります歳入につきましては、3月議会で計上させていただき予定といたしております。

それから、今後もこのようなことが起こり得るのかということですが、今後におきましても、新たに情報連携を行う事務等が追加された場合や、運用上の齟齬等を解消するための改版が行われ、本町のシステムにおいて、それに対応する必要性が生じた場合につきましては起こり得る、というふうに理解をいたしております。国の示すスケジュールにおきましては、毎年7月に定期的に改版が行われる予定であるというふうに表示されております。

以上でございます。

教育子ども部長 図書館に関してでございます。

全職員へのヒアリングということでございます。これまでも職員、臨時職員の方も含めて、意見をお聞かせいただいたことはございます。今後も適宜、その点についてはご意見を聞いていきたいというふうに思っております。

それと、任期付きの館長の件でございますが、任期付き職員につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、人事部局と今後協議しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

健康福祉部長 「障害者総合支援法」の改正により、どのようなサービスの変更・拡充があったのかということでございますが、平成30年4月からの「障害者総合支援法」の改正につきましては、就労移行支援などを経て一般就労した方の職場定着を支援する就労定着支援、そして入所施設やグループホームから一人暮らしに移行する方への訪問や相談などを行う自立生活援助、外出が困難な重度障害児に対し、居宅を訪問して療育支援を行う居宅訪問型児童発達支援といったサービスの創設などが予定されておるわけでございます。今回のシステム改修は、これらのサービス追加等に対応し、支給決定や支払いを行うための改修でございます。

以上でございます。

戸田議員 3問目になります、最後になります。再質問したいところに絞ります。

道路橋点検士です。有資格職員が増えることによって、職員による橋りょう点検をよ

り効率的に、適確に行えるのではありませんか。来年度の課題として有資格者増、これ、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それと、社会保障・税番号システム対応業務です。ご答弁を聞けば、これから先、一体どれだけ、このようなシステム改修が必要になるのか。気が減入るといふか、恐ろしいなという気持ちでいっぱいです。意見に止まりますけれども、国民の税金の使い道として到底納得できるものではなく、今回のシステム改修費にますますの危機感を覚えているところです。

それから、最後にお訊きしたいことが1点だけありまして、第84号議案 島本町介護保険事業特別会計補正予算に関わって、84の11の償還金です。修正申請に関わるもので、「第6期計画」から始まったもの、今回、初めて計上されていると認識していますが、どのような申請によって、どういう返還がなされるのか。簡単に、その内容を説明してください。

以上です。

都市創造部長 道路橋点検士についての再度のお尋ねでございます。現在、その他の都市整備課職員につきましては、道路橋点検士技術研修会を受講するために必要な橋りょうに関する実務経験年数、これにつきましては大卒・指定学科で3年以上、高卒・指定学科で7年以上に達していないことから、現時点におきましては受講の資格がございませんが、橋りょうの点検技術の向上や、点検結果の精度・信頼性を確保するため、道路橋点検士の資格を持つ職員につきましては、今後、いろんな課題はあるものの、担当部といたしましては増やしてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 介護保険事業特別会計補正の中の、償還金の中の内訳でございます。これは84の11ページに償還金として、過年度国庫負担金返還金、過年度負担金返還金があがってまして、その下にもう一個、一般会計繰出金の過年度低所得者保険料軽減繰入金返還金、これらが一体的なものなのですが、こちらのほうは平成27年度から29年度までの計画期間といたします第6期の「介護保険事業計画」期間内においては、国におきまして低所得者層の被保険者への保険料軽減対策として、第1段階の保険料については基準額の0.5とするところを0.45と、0.05減じておるところでございます。このことによりまして、本町においては第1段階の保険料というものが、0.5であったら2万9,400円であったものが――年額ですが――0.05減じているものですから、2万6,460円として2,940円、減じておるわけでございます。今回の補正で、ここで計上させていただいてますのは、本年10月に大阪府から平成27年度の第1段階、この第1段階に該当する被保険者数について再確認の依頼がございまして、確認をしていったところ、平成27年の保険料は26年の所得によって決まりますが、平成26年の所得を遡って修正申告されておられた方がおられ、そのうちの3人が第1段階であった方であるということ

がわかりました。他の階層に移られていたということがわかりましたので、このことを受けまして、国・府・町の一般会計へ差額を返還するために必要な予算を計上させていただきます。

以上でございます。

岡田議員 言いたくはないですが、第一中学の緞帳の取り替え工事に関しまして、今回、補正予算があがっております。これに関しましてはね、先ほどの説明で、住民さんの声があつてというような説明がございました。皆さん、この中の議員さんも、このことに関しましては委員会等、または本会議等で、多々質問をされてたと思います。議会で、また委員会で議員が質問するという事は、これは住民の声なんです。そこを私、しっかり受け取っていただきたいなと思っているんです。ですから、今回、住民の声があつたから取り替えるというふうな説明ありましたが、住民の声を代弁して、議会では議員が一生懸命言っておりますので。これに関しましてはね、確かに何度も何度も皆さんがこれを質問されて、費用が高い、高い、高いってことで収まってたんですよ。

そうすると、ほんとに何千万もするような高いものかなという想定をしておりましたが、今回、補正予算で、120万ぐらいでできるということがわかりました。そうするとね、もっと早く、成人式等も第一中学で行われておりましたので、その当時から、住民の皆さんの声があつたわけなんです。もう少しタイミング的に、成人式の頃にあわせてあげるような補正予算であげていただきたかったな、というような思いがございますので、今後はあれですが、ちょっと残念かなと、補正予算があがってきたのがちょっと遅かったかなというふうに残念な気持ちでおりますので、その点、教育委員会の見解というか、ご意見、聞かせていただいてもいいかなというふうに思っております。これ、1点目。

2点目、すいません、またこの2点目も少し文句になりますが。住宅費なんです、住宅費の中で給湯器8機の修理をするというような説明がございました。私も再三再四言っておりますが、この町営住宅とか緑地公園住宅とか、町営住宅の中には緑地公園住宅だけではないはずなんです。ですから、その見分け方が町営住宅とか緑地公園住宅とか別々に書いていただくと、議員は、どちらの住宅かわからない状態なんです。ですからね、はっきりとここ、していただきたいということで、何回も何回も言つてあつたんですが、それもちょっと過去のままの状態であがってきてますので、今回のこの給湯器8機は、どこの住宅の給湯器8機を修理をされるのでしょうか。その辺を、お聞かせいただきたいです。

それとあわせまして、やはり島本町で一番、私は議員にさせていただいて欠点なのはね、建物は建てるんだけど、その後の修理をするという前提で積み立てをしていないというのが、ものすごい、やはり島本町の大きな欠点かなというふうに思っております。ですから、ふれあいセンターとか、こういう緑地公園住宅とか、行く行くは老朽化

してしまっていて、外壁工事とか、いろんな工事に手を入れなければならない、そういう時期が来ると思うんですね。この緑地公園住宅には、今後の補修工事のために積み立てをされているかどうか。その辺も、お聞かせいただきたいと思っております。

それと、もう1点、ちょっと訊かせていただきたいのは、国庫支出金の中での国からの補助金ですが、71万7千円の教育支援体制整備事業費の補助金です。これ、医療ケアを受ける方がいらっしゃるということで、国のほうから看護師2名を派遣される、これが国からの補助金であるというような説明を受けましたが、今現在、これはどのような形になっているのか、もう少し具体的に教えていただければありがたいかなというふうに思いますので、この点も、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

教育こども部長 まず、第一中学校の緞帳の件ですが、教育委員会としての認識につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、以前から、議会でも当然そういうご意見もいただき、課題というふうに考えておりましたが、今回、住民の方から要望があったから急に交換するというのではなくて、過去から課題も持ちつつ、先ほどちょっとご答弁の中でも申し上げましたが、学校現場から、さらに今年度になってひどくなったと、もうこれ以上は持ちこたえられない状況になったということで、今回、補正予算をあげさせていただいてますので、全く、今、認識を持ったということではなく、過去から、成人祭のときからも私も認識をしておりましたし、そういったことを踏まえて、今回、補正予算に計上させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思ひます。

それと、医療的ケアが必要な子どもさんでございすが、現在、小学校のほうに1名、通われております。ほぼ学校には毎日来つつ、さらにその後、施設のほうで1日を過ごされるということで、学校で丸々1日過ごされているという状況ではありませんけども、学校と施設のほうと両方使いながら、今、生活をされているという状況でございすが、

以上でございすが。

総務部長 それでは、積立金のお話でございすが、大きく言いますと、地方公共団体は現金主義会計という会計の側面がございすが、企業とかで言いますと発生主義会計という、いわゆるバランスシートとか、そういった部分で、減価償却に見合う積み立てとかというのがあるんですが、地方公共団体は、一般会計のほうのことだけなんですけども、現金主義会計をやっている関係で、それぞれの施設の老朽化に対応した積み立てというのは行ってはおりません。

ただ、大きくは公共施設整備積立金がございすが、大規模な改修とかであれば、公共施設整備積立金という形で対応できるような形にはしてございすが、個々具体的な修繕、修理という部分では、その年度の歳入、いわゆる財源をもって充てているという現状でございすが、

以上でございすが。

都市創造部長 まず、今回、工事請負費を計上させていただいております町営住宅の部分でございまして、給湯器につきましては緑地公園住宅にかかります給湯器でございます。

あと、予算書の表記についてでございます。私自身、そのようなご指摘をいただいておりますこと承知しておりません、まことに申しわけございません。技術的な部分も含めて、そのような表記可能かどうかという部分については、部内、もしくは関係する部局と調整をさせていただきたく存じます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。その当時、都市創造部長は他のほうの部長さんでしたので。でも、やはり議会で議員が質問されたことは、きちんと引き継ぎというのは必要かなというふうには思います。今、給湯器8機は緑地公園住宅のものだとおっしゃっておりますが、その後の工事費とか修繕費というのは、じゃ緑地公園住宅じゃなくて、他の町営住宅に関わった修繕費であり、補修工事というふうな理解でよろしいんですか。

今、総務部長のほうから積立金はしてないというのか、公共施設整備積立ですか、という形で島本町はしているということですが、この公共施設の積立金ですね、これは年度年度によって積み立ての金額が変わってくると思うんですけれども、そういう理解でよろしいんですか。結局、この積立金を使って、こういう補修工事等と言うんですか、には使うというような形になっているのであれば、きちんとした積立金というのは年度年度で変わるんですか。それか、もう一定金額を決められて、そういう積立金をされて、公共施設の修理に充てるというような理解でよろしいんですか。

あと、教育委員会の教育こども部長のほうの答弁、わかりました。ちょっと遅かったんですが、120万ぐらい、「ぐらい」と言ったら怒られますね、120万の金額だったら、もう少し早くしてあげても、どこかをちょっと節約してでも、ちょっと早くしてあげて欲しかったなというのが、私の個人的な希望です。

それと、この医療ケア、1人、今、子どもさんがいらっしゃるということで、施設と学校とですか。先ほどの説明では、この看護師さん2名とおっしゃいましたよね。ということは、1人のお子さんに対して2名の看護師さんがついているということですか。2名というのは、私の聞き間違えなんですかね。もう1回、ここ、いいですか、質問させていただきました。

総務部長 公共施設整備積立基金についてでございますが、公共施設整備積立基金は、島本町の基金条例の別表に、公共施設整備事業並びに地方債の償還とかということに充てることができるというふうになっているんですけれども、通常の維持補修という部分には、この基金を充てることというのは、その金額のレベルです。100万以上の工事であれば、いわゆる投資的経費というふうに我々の財政部局とかは言うんですけれども、そういう部分では、これを使う可能性はあります。ただ、100万未満の部分というのは単なる維持補修、投資的経費とはうたわれない、いわゆる経常経費としての会計処理をしますので、

それについては、この基金を使うことというのは、たぶんないと思います。それは年度内の自主財源で対応するという形になります。ですから、規模によって、ボリュームによって変わるというふうなことで、ご理解賜りたいと思います。

それとあと、この公共施設整備積立金の毎年変わるのかというような、この数字は変わります。積立金ですので、少なくとも利息分は必ず増えますし、当然、使えば総額も下がるというふうな形で、ただ、何々をするために積み立てておこうというふうなことでなく、町全体の公共施設の整備事業という目的で積み立てておるものでございます。

以上でございます。

都市創造部長 今回、補正予算をお願いさせていただいております修繕料並びに工事請負費、いずれにいたしましても緑地公園住宅への支出を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 医療的ケアの必要な児童の受け入れでございますが、現在、看護師1名で対応をしております。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。聞き間違いもあって申しわけない状況で、申しわけありません、その点に関しましては。

最後になりますので、さっき住宅管理費の中で、名目は違うんだけど、結局は緑地公園住宅に全部使う予算であるということが、今わかりましたので。であるならばね、やっぱり町営住宅の修理とか、委託料の緑地公園住宅とか、また町営住宅の補修とかいうふうに書いてありますので、ちょっと、その辺をもう少し議員のほうでわかるような仕組みにさせていただきたいと思っておりますので、無理であれば無理とっていただいて結構ですが、ちょっと説明を受けるまではわからない状態ですので、その点、よろしく願いいたしまして、私の質問は終わります。よろしく願いいたします。

都市創造部長 表記についての再度のお尋ねでございます。実現できるかどうかという部分については、今、この場で明確にご答弁することはできませんが、一定、いただきましたご意見等踏まえて、調整してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務部長 予算書の説明欄の表記につきましては可能でございますので、今後、原課と十分調整をして、表記についてもわかりやすい表記、これは予算書というのは住民の皆さんにもわかりやすい予算書という部分で、もともと、そういう概念がございますので、ご指摘の部分については十分検討して、よりわかりやすくさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分～午後1時05分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

河野議員 第81号議案 島本町一般会計補正予算(第6号)に対しまして、かなり質問は出たところですが、重なる点もありますが、再質問させていただきます。

民生費、福祉医療助成費システム改修業務です。先ほど、戸田議員だったと思いますが、答弁で、過日、可決成立した条例改正に関わって制度改正に関わってシステムを改修されると。従前は、当事者の方が2,500円を超えたものについて領収書を添付し、償還払いの申請行為が必要となっていたものが、今後、このシステム改修が完了されると自動償還を可能にするものというふうな答弁があったと思います。この点については、新たに対象者に対する負担軽減に繋がるものとして認識しておりますが、では、今回、制度が施行される来年4月1日に向けて、対象者の方の再申請、登録という申請行為がさらに必要になるのかということについて、お伺いをいたします。

また、自動償還ということですが、一定受診が終わり、翌月10日締めで、この保険機構へレセプト、様々な請求行為が行われて、自動償還をされて本人の手元に3千円を超える自己負担分の償還払いが行われるのは、概ねどのぐらいの期間を要するのかということについて、お答えください。

それと、このシステム改修ということと関わりがあるかなど、ちょっと私もお訊きするうえで、まだ疑問の中で訊いているんですが、例えば人工透析の患者さんなんかは週に1回は窓口での支払を余儀なくされておられますし、調剤についても、28日とか14日というのではなく、1週間に1回、必ず調剤薬局、あるいはかかりつけ医のほうで処方をしていただくということになっているので、人工透析という疾病1点を捉えても、3千円を超えるということは、もう予想ができるわけです。こういった人たちには、やはりこれも自動償還ということを待つしかないのかと。月8,500円から1万円かかると言われている、今まで月2回までの500円だったものが上限なし、プラス調剤費もその都度払うということになりますので、立て替え払いの時間が非常に高額となり、立て替えている期間が長くなるということになりますので、その点については、やはり配慮が要るのではないかというふうに思っておりますが、今、島本町として検討されている内容がありましたら、答弁を求めたいと思います。また、何らかの形で医療機関、そういった対応が可能なのかどうか、この際、お伺いいたします。

次に、教育費です。学校管理費の第四小学校支援教室改修業務について、ということでお伺いいたします。この点については、まさに重度重複の障がいをお持ちのお子さん、全介助及び医療行為を必要とするお子さんを新たに第四小学校で受け入れをすると。すごく大げさに言っておりますが、当たり前の権利、教育を受ける権利を地域の学校で保障するという、そういった対応を迅速に取られた貴重な提案であるというふうに認識しております。が、このうえでさらに、この重度重複の障がいのお子さんの視点から、お

伺いたいと思っております。

資料請求させていただきました。この第四小学校の「支援教室の改修業務の詳細のわかるもの」ということで、図面をいただいております。河3ということで、A3の横開きの施設を見させていただきました。私自身、これ、改修業務ということで聞いておりましたので、この図面の大きく六つの図がありますが、上の段の真ん中の図面、「改修支援教室重度障害者対応 平面詳細図」に示されています、この三つ折りベッド設置というのが、ちょっと違和感を感じております。これは備品購入費においてなされる仕事ではないのかなと思いましたが、上の一覧表を見ると、「三つ折りベッド 株式会社ヤガミ」ということで、製品番号が記されています。これはインターネットで、すぐにどんな製品なのか検索ができるものでして、病院などで付き添いをした人などのご存じだと思いますが、三つ折りの、病院のベッドの隣で付き添いの家族が寝泊まりするためのベッドなどに使われているようなものだというふうに、写真を見て思いました。

ただ、このベッドの高さをインターネットの検索で見ますと、高さが約30センチ程度ということで示されていましたが、そういったものでしょうか。また、この改修業務に含まれており、後日の備品購入費には当たらないと、そういう取り扱いについては、どのような理由があって、このようにされたのか。これは説明を求めるものです。もう1点は、この同じ図面の中に洗面台が二つございます。この洗面台の用途について、お伺いいたします。

もう一個あります、すいません。債務負担行為に行きます。第四小学校の校舎改修等事業ということで、先日、ほんとに忙しい時間を割いていただいて、現場を再確認させていただきました。この点について、この第四小学校の支援教室で授業を受けられるお子さんも、大半は、この教室で教育を受けられるわけですが、やはり島本町というところでは統合教育ということでは、音楽や体育、様々な授業においては通常学級の皆さんと過ごされるということも想定範囲内だと思われまます。その点、この入学されるお子さんの動線を考えて、特別教室などへの入室に際し段差などはないのか。その点については、視野に入れておられるのかということについて、お尋ねいたします。

それから、教育費の図書館費、臨時職員の賃金、先ほど来、議員の方から再三再四質疑があったところですが、結局、この臨時職員の賃金については、もともと4月当初スタートした、事務職員を6月の補正でまた加えておられますが、それ以降の職員態勢と比較した場合、この賃金が発生する時期において、一体、何人の職員が何人休み、何人辞めているとか。その辺り、一番最近の現状をお示してください。

それから、教育委員会ばかりですね……。一定、ここで終わっておきます。

健康福祉部長 医療費助成システム改修業務にあたって、自動償還システムを導入した際のお尋ねでございますが、自動償還システム導入した際に、再度申請がこれ、必要になるのかということでございますが、障害者医療等の登録を再度必要ということはござい

ません。ただ、自動償還でございますので、口座登録の必要性はございます。

また、期間をどれくらい要するののかということでございますが、受給者が受診等された医療費の請求は、医療機関から国保連合会等へ送付するのが翌月の10日になります。連合会からデータが本町に届くのが、その翌月。そこから自動償還処理をすることとなりますので、およそ3ヵ月程度はかかると思われまます。

そしてまた、先ほど出ました人工透析等、一部の病症を示されて、配慮が必要ではないのかということでございますが、病症名に関わらず、一定限度上限を超える方については自動償還の対象となります。

以上でございます。

教育こども部長 第四小学校の支援教室改修工事に関しましてのお尋ねでございます。

まず、支援教室に置きますベッドでございますが、議員からございましたように、高さについては30センチ程度のものになってございます。この備品と言いますか、ベッドを選定するにあたっては、一定、府立の茨木支援学校のほうにも見学に行かせていただいて、同等の障害をお持ちの方がどういうものを使っておられるのかと、部屋も含めですけれども、担当のほうが見に行かせていただいて、お話もお聞きをしております。その中では、リクライニング式の車いすということで、移動を考慮した高さで、同等のベッドが使われているということが確認できてますので、これを採用させていただいているということでございます。

それと、このベッドの部分については備品として購入することも、当然、可能は可能だというふうに思いますが、実は支援教室全体のマットも含めて一体的に改修するというので、今回、工事費と一体的な形で予算計上をさせていただいております。

それから、洗面台が二つある件でございますが、一つは手洗い用、もう一つは汚物用というふうに分けて使用するために、2台設置するというものでございます。

それから、図書館の賃金の関係でございます。平成29年当初につきましては、正規職員3名と、臨時職員の方14名の、計17名でスタートをしております。臨時職員の方が都合により11月末で1名退職をされておまして、今回、12月1日付けで正規職員1名が病気休暇ということで休暇に入りまして、2名減になってますので、現時点では15名態勢になっているということでございます。

以上でございます……。すいません、一つ漏れておりました。

第四小学校、ちょっと戻りますけれども、第四小学校の支援教室の関係で、特別教室との段差の件ですけれども、当然、まだ段差のあるところはございます。すべてのところを対応できていないのが現状ですけれども、その辺は学校のほうとまた調整をしながら、工夫をして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 はい、わかりました。福祉医療助成費システム改修業務については、一定、口

座登録は要するものの、登録した後は概ね3ヵ月程度で償還がされるということですので、今まで窓口で支払い、2,500円を超えたものを、その都度申請をされていたことを思いますと、身体障がいの方で言えば、申請のために、またタクシー乗らなあかんのかということにもなりますので、そういったことが軽減されるということは非常に負担軽減に繋がるものとして認識いたしました。私からすると一部改悪とは、昨日、申しましたが、そういったところでは救いがあるなというふうに思っております。

ただ、先ほど言った人工透析の患者さんなど、特定の疾患、慢性疾患をお持ちの方で、この医療助成の対象になられる方については、一つの窓口で3千円を超えるということについては、その窓口で明らかになりますので、一定、医療機関においてもいろんな議論があるということは聞いておりますが、複数医療機関にまたがって、特定疾患プラス一般的な風邪とか、ほかの医療機関にかかる場合は、すべてそれが負担増になっていくということですので、そういったことも、今後、追跡調査といいますか、プラス面、マイナス面も含めて把握をお願いしたいと思っております。今の点について、答弁がもしございましたら、明らかになっていることがありましたら、ご答弁を求めておきます。

第四小学校の支援教室の改修業務で、茨木の支援学校をご覧になって、同様な状況にあるお子さんの使われている設備を参考にされたということですので、私がこれ以上望むことは必要もないのかなというふうにも思いますが、そのお子さん自身がリクライニングの車いすで概ね過ごされるのか、床の上で過ごされるのか。それによって、三つ折りのベッドが、腰を折り曲げて介護しなければいけないことが常態になるようなことが、もし、あるのであれば、介護者及び教職員の負担、「負担」という言い方はおかしいかも知れませんが、やっぱり腰痛などへの影響があるのじゃないかなというふうに思ったわけです。

短期間の入院での付き添いベッドであれば、数週間で、このベッドとおさらばできるということなのですが、これですと教育を受けられるということであれば、教育者及び介護に当たる人たちに対してどうなのかということで、私の個人的な想像で言うと、今時よくある畳が敷いてあるようなベッドとかありますね。そういった、ちょっとアメニティといいますか、ホッとする空間ということを考えてときと、介助者の腰痛とか、介助の負担軽減ということを考えてときに、このベッドで最適なかどうかということは、最終的にやはり入念なチェックをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、やはり医療行為を必要とされるお子さんですので、コンセントというのは必須条件です。この図面を見るだけでは、ちょっと私では窺い知れないので、コンセントの箇所数や場所ということについても、この点は十分検討はなされているでしょうか。わかっておられましたら、箇所数、位置などもお示しいただきたいと思えます。

もう1点、図書館費については、たぶんこれ、議会運営委員会で議案書が示されて、

議案書が配られた後に、この臨時職員さんの11月末の退職ということになっておられるというふうに推察いたします。ですので、今、示されている臨時職員の賃金は、この退職の方の11月末の退職者の分は加味されていないのではないかとというふうに懸念いたしますが、いかがでしょうか。

もう1点、ちょっと教育委員会ばかりで大変でしょうけど、では、もともと正規職員の方の休職期間を補うための賃金の増額補正ですので、全体として、別に人数が増やされたわけではないということ、正規職員がいよいよお2人になるということで、本来、図書館というのは、司書によって行われる業務もありますが、たぶん、私が以前ヒアリングを受けた際に聞いたのは、正規職員で担っておられる、正規職員でやるべき仕事というものが一定位置づけされているというふうに聞いたことがあります。ですので、今回、3人おられた方が2人になると。それ以外は臨時職員で補うということですけども、その3人の正職でやっておられた業務を2人の方が担うということについては、早急な改善が必要であると思っております。

取りあえず応急措置ということで、これは増額されているというふうに認識しておりますし、長くなりますが、役場庁舎の1階の踊り場にありますところに、常に自治労の組合のニュースが貼られています。来年度への職員の採用についての、様々な専門職、様々な部署の要求人員というのが、常に毎年、あそこに掲載されますが、図書館司書に至っては、たぶん、ここ約5年以上か、近くか、私の記憶では新規採用が一切なかったというふうに思っております。その点については、やはり、もうここまで来たときに、対応が求められているのではないかとというふうに思います。これ以上、ほんとに正規職員の方も含めて健康を害するということがないように、もちろん、非常勤の方の待遇改善も必須ですけども、臨時職員さんを多く抱えるところで、一桁ぐらいで正規職員がおられる職場というのは、やはり大変な、役職がなくても責任を負わされますし、相当ストレスもあるものと私は思っております。

そういった点では、これは教育長になろうかと思いますが、今回の増額補正は全く否定するものではありませんが、正規職員の業務分掌ということを考えてときに、3人から2人になったという時点で、来年度以降、早い時期に手当てをする必要があるのではないかと。ちょっと、これは予算に関わってしまいますが、緊急事態ではないのでしょうかということをお願いして、答弁を求めます。

健康福祉部長 医療費助成システム改修に伴う自動償還についての再度のお尋ねでございますが、昨日も議論いただきました福祉医療費助成の制度の改善につきましては、月額上限額3千円というのは、当然、複数の医療機関の月額の上限でございます。ただ、1医療機関で3千円を超えることが見込まれる場合につきましては、大阪府から各医療機関・薬局に対して、府内での運用方法として、各窓口における徴収を3千円に何とか止めていただけるように、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会に対して、協力依

頼をすでに行っております。そのほかの複数医療機関の場合に対応につきましては、やはりデータの突合等が必要になりますので、今現在では、その場での対応というのは困難であろうかと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 第四小学校の支援学級の整備につきまして、ベッドにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、府立の茨木支援学校のほうを見学させていただいてということで進めております。ただ、議員ご心配の部分で、介護員さんが腰を痛めるといようなことも考えられますので、実際に介護されている方にも、一度、ご意見を聞いて、最終的な判断をしたいというふうに思っております。

それから、図書館の臨時職員に関してでございますが、今回の補正予算については、11月末で退職された方の分も含めて、今年度末までの必要数ということで予算計上をさせていただいております。今すぐに新たな人が見つかるというか、雇用が難しい状況です。現時点では今の、15名態勢になっておりますけれども、その中でカバーをしながら対応していきたいというふうに思っております。

それと、正規職員の仕事ということ言えば、例えば事業の企画立案であったり契約、それから予算執行、要望・苦情処理など、そういった部分を担うことになります。2人態勢になるということで、その分、負担は当然増えますが、今年度、司書ではなくて事務補助という形で4月から雇用している方が1名いらっしゃいますので、事務的な部分ではだいぶ助かっている部分があります。ただ、正職員1名休むということについては、当然、負担が出てくるので、早急な対応をしていく必要があるというふうに思っております。

来年度の態勢につきましては、今後、人事担当部局とまた協議をしながら決めていきたいというふうに思っておりますし、当然、新規採用というのも、教育委員会としては望んではいるところですけれども、町全体の職員数のこともございますので、その辺については、午前中、戸田議員のほうからもご質問ありましたけれども、任期付きの職員とか、いろんな形がまた考えられると思いますので、その点についても人事部局のほうと協議をしながら、来年度の態勢を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 聞いているだけで、ほんとにつらくなってくるようなご答弁だったんですが、その点については、今、部長のほうの答弁にありましたように、どの部署もいろいろと事情は発生しているとは思われますけれども、早急な対応ということと、ちょっと乱暴な言い方かも知れませんが、たぶん島本町は小規模町村ということで、例えば博物館学芸員を専門職として有資格者を採用したとしても、そのときの人員配置によっては一般事務職というんですかね、教育子ども部の歴史資料館に必ず配属されるものではないというような雇用形態を取っておられると思います。逆に言えば、社会福祉士だから給与体系

が違うかというと一緒にだということでは、社会福祉士を持ちながら全く違う、健康福祉部以外の部署におられる方もおられますし、あまりそこまで踏み込むべきではないんですが、とは言え、やはり有資格の方を備えて後継者育成というんですかね、いうことに対応していく必要があるのではないかと考えております。これはもう要望に止めます。

ただ、この間、図書館においては、開所当時、相当な高度な知識と経験を有する方を招いて、今の新しい図書館を立ち上げられたという歴史は私もよく存じておりますけども、もう、その人の教育のもとで育ってきたという正規職員の方が、誰もたぶんおられないということですので、結局、そういった知識と経験は非常勤嘱託職員の人たちによって継承されているというのが実態であるということでは、今、島本町は全国にも誇る来館者数や貸出冊数を誇る図書館ですので、それはひいては臨時さんの肩にかかっているということですから、やはり、そういった政策立案というのであれば、正規職員によって、そういった仕事は継承されるべきというふうに思いますし、非常勤の方も、毎年毎年、面接を受けて、毎年、来年度雇用されるかわからないという中でお仕事をされてます。毎年、面接をされると聞いてますので、更新されないかも知れないという、そういう心理状況の中で他の臨時職員の方は働いておられますので、そういった中で、たった3人で正規職員を勤めるというのは、非常に正規にとっても負担になると。ただ、本来はそういった技術・知識の継承、政策立案を担うはずの正規職員が、その任を負えてないのではないかと。かなり厳しい言い方をしますが、実態としてはできていないということになっているのではないかと考えておりますので、またこれは別のところでもやりますけれども、年度初めの補正予算以降、私自身もずっと求めていることですので、非常に心配である、直接、住民と接する場所でもありますので、町全体として、鋭意検討を求めておきます。

あと、第四小学校の支援教室については、これ以上申し上げませんし、非常に全国の他の自治体と比べても、こういった医療行為を伴うお子さんを受け入れるということ、まだまだされてないところのほうが圧倒的多数ですので、いろいろと、そういったことを過去、健康福祉部も含めてケースカンファレンスなどをしながら、部局全体として受け入れていくという方向性で取り組んでいただいているということには、非常に敬意を表するものです。そのうえで、あえて言わせていただきました。

あとは、ただもう1点ですが、債務負担行為の第四小学校校舎改修ですが、これも現地見せていただきまして、いよいよ給食室の設置に関わる大がかりな工事が、この債務負担行為などにもあげられているところです。見たところ、1階の男子の車いすを使われるお子さんのトイレが、たぶん、この間の改修によって、1階には男子の車いすのトイレがなくなってしまうのではないかと懸念を抱きました。女子のほうは残ってたんですが、1階を見たときに男子の車いすが――非常にきれいなトイレではあるんですが、なくなるんじゃないかなという懸念を持ちますが、その点はどうなのか、確認をし

ておきたいと思います。別に、今現時点でそういったお子さんがおられない可能性もありますけども、やはり、これは一般的なバリアフリーとして、あるいは保護者の方もおられますので、必要な措置だと思いますが、この大きな改修の中で男子の車いす用トイレの1階部分ですね、確保できているのかということについて答弁を求めます。

以上です。

教育子ども部長 第四小学校の改修に関わって債務負担でございますが、1階のトイレについては特に触る予定はございません。今、現実、PTAの方と、それから学童保育室、半分ずつで使っております、そこの部分を支援教室に改修をします、特にトイレのところら辺までを触るという予定はありませんので、トイレについては現状のままということで、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

東田議員 1点だけ、お伺いしたいと思えます。

一般会計補正予算の、他の議員からもありましたけども、第一中学校の緞帳ですけども、設置後48年以上ということで、その間、そのままだったということです。それで今回ね、思ったより安価で取り替えができるということで予算計上されてますけども、緞帳自体と取り替えてきれいになると思うんですけども、上のレールなのか、ワイヤーで吊っているのか、ちょっと僕も構造は存じてないんですけども、この辺りの点検というのは1回していただくというのは可能かなというのを、ちょっとお伺いしたいんですよ。たぶん、この48年間替えてないということなんで、その辺りも、誰もまだ点検とか、見たことがないんじゃないかなと思えます。相当な重量物なんで、この際、できることなら、ちょっと点検をお願いできるかどうか、可能かどうか、お伺いします。

教育子ども部長 第一中学校の緞帳に関しましては、議員ご指摘のように相当年数が経ってますので、基本となる部分、緞帳を吊っているワイヤー等についても老朽化している可能性がありますので、これ、取り替える際に、いったん目視という形で見て、破損がないかどうかということについては、一定点検をしてみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算(第6号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第6号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

債務負担行為の補正約1億9千万、第四小学校校舎改修事業については、すでに工事が始まっている第四小学校の給食室整備に関連して、それを補完するものであり、必要不可欠なものとして認めます。図面及び現場視察での説明により、配送トラックのための道路整備、裏門周辺の改修、搬入並びに調理室の更衣室、トイレ等設置のための改修に、限られたスペースを有効的に活用する工夫が見受けられました。第一小学校の給食との親子方式を見据えたものになっています。

第一小学校における自校調理がなくなることについては、児童、子ども達に大変申しわけなく思います。小学校時代に自校給食を6年間経験できないことが一番問題であり、中学校と小学校を比べるのは難しい、との保護者のご指摘、ご意見がありました。まさにそのとおりで、胸が痛みます。しかしながら、今、この段階で親子方式を導入しなければ、第一小学校の給食室の課題は先送りになり、調理民間委託と引き替えにされた他校への設備投資が活かされないままとなってしまいます。

よって、第四小学校の給食室更新時期にあわせて親子方式を導入されたことには一定合理性があり、小学校における親子方式の導入が、今後、災害時を含めて様々な局面で新たな活用を可能にすることもあるかと考えるものです。ただ、検討の過程で、保護者への説明が当初十分でなかったことは問題であったと申し添えておきます。

看護が必要な児童の就学を可能にする第四小学校支援教室改修工事については、「障害者差別解消法」により合理的配慮が求められていますが、島本町は、従前からインクルーシブ保育・教育に積極的に取り組んで来ております。生徒、あるいは保護者の希望により、障害者が学校で学ぶことは、すべての児童・保護者にとっても得るものが多いと考え、評価するものです。

また、市町村医療的ケア体制整備推進事業を縮小していくという府の方針が答弁により明らかになりましたが、驚きを隠せません。障害者医療・福祉・教育に冷たい府の姿勢です。住民により近い市町村から声をあげていく必要性を感じています。

医療助成費システムの改修につきましては、患者の負担の軽減、利便性、さらには事務の効率性が図れるものと評価しています。

図書館職員は、全国的に臨時的任用職員の割合が最も高い職種の一つで、社会問題にもなっています。また、その中で数少ない正規職員として日々働く重責を思うと、これもまた大変胸が痛むことです。正職員として司書業務を担っていただけるよう正職員を募集し、将来的に図書館長として活躍できる人材を育成する必要があると、切に考えております。教育委員会の職員定数の見直しも含めて、検討を強く求めておきます。

以上、債務負担行為の補正も含めて、第6号補正の必要性を認め賛成するものですが、

今後におかれましては、教育・文化における必要な財政措置を惜しむことなく、住む者にとって希望ある町政であるよう強く求めておく次第です。

なお、社会保障・税番号制度システム対応業務については認めざるを得ないものの、国民の税金の使い道として到底納得できるものではありません。この先、一体どれほどの公金が制度維持のためシステム改修に費やされるのか、気が滅入ります。今回のシステム改修で、ますますの危機感を覚えております。費用対効果が見込めるとは到底得ない、このマイナンバー制度、基礎自治体に財源と職員の負担を強いるのみ、制度そのものを見直す必要性を改めて痛感しました。国が決めたこととして容認し続けるわけにはいかず、引き続き注目していきたいと思っております。

最後に、道徳の教科化に関しては、教育行政の中で、本来、歴史学が明らかにする問題に政治が強く介入していくことに、そもそも問題があると考えています。道徳の授業におかれましては、個人の尊厳が尊重されるよう、憲法に基づいた教育に努めていただきますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員 第81号議案 平成29年度島本町一般会計補正予算（第6号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本件は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4,570万5千円を追加して、歳入歳出予算額を120億8,629万3千円とするものです。

その歳出予算において、財政調整基金等積立金に1億8,943万9千円が計上されたことは評価いたします。

社会福祉費において、主に社会保障・税番号制度の情報連携開始に伴い、データレイアウトの変更のためのシステム改修費334万8千円や、平成30年4月に施行されます「障害者総合支援法」改正に対するためのシステム改修費442万8千円、また大阪府の医療助成制度再構築によるシステムの改修費291万6千円など、必要な経費の補正であります。福祉費において、ひとり親家庭福祉費では社会保障・税番号制度システム対応業務や、データレイアウトの変更のための費用として、135万円が計上されています。

また、土木費においては、1年前倒しして山ノ瀬橋補修工事1,626万円が計上されており、安全確保のための阪急沿線側のネット等補修工事や、橋りょうにおいてよく傷む箇所への補修工事であります。この山ノ瀬橋の工事にあたっては、工事の告知をしっかりとさせていただきたいと思っておりますし、施工にあたっては、事故なく竣工をしていただきたいと思います。

また、小・中学校においては、いずれも新学期に向けての必要な経費と考えます。特に、第一中学校の屋内運動場舞台緞帳の取り替え工事128万9千円につきましては、先

ほどの説明では、卒業式までに間に合うよう準備をするとのことでありました。ぜひ、よろしく願いしておきます。

以上、本補正予算については必要があるものと判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 日本共産党・河野恵子より、第 81 号議案 2017 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）に対し、賛成の討論を行います。

まず、歳入歳出全般に至りましては、社会保障・税番号制度補助金 50 万 3 千円という収入に対し、第 3 款 民生費、システム対応業務 3 本の合計金額の歳出は 1,047 万 6 千円にのびます。こういった、法改正ではなく主務省令のもとで業務の視野が広がるという中での年度途中での補正ということについては、今後、幾ら支出を抑えても、行革をしても、こういったことが度重なることによって、島本町など自治体の事務事業に大きな影響を及ぼすということは警鐘を鳴らす必要があると、地方議会の 1 人として思うものです。

また、地方改善施設整備費補助金については、待ちに待った採択ということで、大変、原課におかれてはご苦労様でした。もともと、これはトイレの設置において、府の補助採択が初年度可能ではなく、翌年度採択をされ、その後、この整備費補助について新たな採択に迅速に原課が対応されたということについて、これも敬意を表するものです。これによって、ようやく人権文化センターが障がい者及び高齢者など、バリアフリーを必要とする人たちすべての方が利用できる施設となり得るということに安堵しております。工事においては、度重なる工事によって、利用者に対する不便をおかけするところではありますが、その点については十分な説明、対応を現場に求めておきます。

また、第四小学校にかかります支援教室の改修業務及び債務負担行為について、この支援教室改修業務では、当初は保育所への受け入れについて、島本町の地域で、ともに教育を受けたいというお子さん及び保護者の強い意志を原課で受け止められ、健康福祉、教育こども部担当課の熱意により、種々施策化され、予算措置をされてきた約 3 年前の町立保育所の受け入れによりスタートしたものが、この熱意も住民、役場の中で、脈々と受け継がれている予算であるというふうに関心、大いに評価をするものです。そのうえでの、さらなる入念な点検と改善の余地については、すでに質疑で述べたとおりですので、繰り返しません。

また、第四小学校の債務負担行為、給食調理等業務委託については、いよいよ、これは第一小学校の給食親子方式の実施を包含したものであるということでは、第一小学校の保護者の方の多くのアンケートからも拝察するとおり、特に栄養士・栄養職員の、親子方式の搬入される側の学校のほうの栄養職員の配置というのが、今のところ義務的な対応はされておられません。しかしながら、これは丁寧に、誠実に対応すべき人員配置の問題であるということをお知らせするとともに、給食の新規導入ということでは中学校の現場にこ

そ、特に今、一中でありますけども、第一中学校にも栄養士・栄養職員の配置が、十分に視野に入れることが必要に迫られているということを申し添えておきます。

また、次に図書館費、これはあくまで増員のための措置ではなく、実質は人員としては減員という状態での補正予算だというふうに理解いたしました。民間委託や外部委託、アウトソーシングに頼り過ぎず、人員増だけで解決されるものではないとは考えますが、新人、中堅、区別なく、若くして今後長きにわたり幹部・中間管理職を務める人、また新人職員の不安、さらに昨年度から始まっております国の人事評価制度のもたらす弊害や軋轢も伴う中、いずれも含めて非常勤職員のキャリアを活かすべく、正規化へのチャンス設けること、より責任の伴う待遇改善、非正規の多い現場で中核をなす正規職員に対して、今後、やはり今、しっかりとお金をかける時期に来ているのではないかとこのように思いまして、様々、質問をさせていただきました。

この点については、教育長、町長ともに、強く改善措置を求めまして、一般会計補正予算としては賛成の——他の項目については必要なものと認めます。ただ、道徳の教科書、あるいは社会保障・税番号制度については、話し出すと止まらないぐらい言いたいことはございますが、地方自治体としてはしなければならない措置の1点であるということでは認めるものです。

以上をもって、賛成討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第82号議案 平成29年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 82 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 82 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 83 号議案 平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 83 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 83 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 84 号議案 平成 29 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 84 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 84 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 2、第 85 号議案 平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3

号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長 (登壇) それでは、第 85 号議案 平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、ご説明申し上げます。議案書の 85 の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。それでは、順次ご説明を申し上げます。

第 1 条、債務負担行為の補正につきましては、85 の 3 ページの「第 1 表 債務負担行為補正」でお示しさせていただいておりますとおりでございます。内容につきましては、85 の 4 ページの次に添付しております議案参考資料の 1 ページに、債務負担行為に関する資料でお示しさせていただいておりますとおりでございます。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては記載のとおりでございますが、年度内に入札・契約し、平成 30 年度当初より事業を円滑に進めることができるよう、追加設定させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 85 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 85 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 3、第 86 号議案 平成 29 年度島本町水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇） それでは、第86号議案 平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書の86の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、支出では、緊急給配水管修繕にかかる修繕費について補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的支出の予定額に220万円を追加し、5億3,039万2千円とするもので、款項別の内容は、86の3ページの「平成29年度 島本町水道事業会計補正予算総括」にお示ししているとおりでございます。

86の2ページをお開き願います。第3条の債務負担行為の補正につきましては、お示しさせていただいておりますとおりでございます。内容につきましては、86の6ページの次に添付しております議案参考資料の1ページ以降に、債務負担行為に関する資料でお示しをさせていただいておりますとおりでございます。

なお、事業の内容及び追加設定の理由につきましては記載のとおりでございますが、年度内に入札・契約し、平成30年度当初より事業を円滑に進めることができるよう、追加設定させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、補正予算計画説明書によりご説明申し上げます。

資料の86の5ページ、収益的支出でございます。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 配水及び給水費220万円の増額につきましては、緊急給配水管修繕にかかる修繕費について、集合住宅における大規模な修繕工事の発注などによりまして、現計予算に不足が生じることから、12月以降の緊急修繕に備えて増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

河野議員 第86号議案 水道事業会計の補正予算に対して、資料請求をさせていただいております。債務負担行為の5件について、これからの契約ですので、今後の仕様書というものは、今は存在していないわけですけど、現行で巻かれている契約書を手元にいただいております。全体として、この5本の来年度の契約に向けて、今の委託契約の中身で修正を余儀なくされている点や、大幅に改善されなければいけない点というものは見通しておられますでしょうか。今現時点でわかっておられる点がありましたら、ご答弁をお願いいたします。

上下水道部長 それでは、河野議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、5件につきまして債務負担行為の追加設定をお願いしてございますが、そのうち大藪浄水場運転管理等業務委託につきましては、委託内容については見直しを予定しております。

以上でございます。

河野議員 今の段階ですので、明らかには難しいと思いますが、ただ、次に出てくるのは予算の段階で、一定、もう契約行為も終わっているというか、入札も終わっているところが出てきますので、できるだけわかりやすい、わかっている点があれば、お示しできる点があれば、お示ししたい。

それから、この業務委託契約書の中で運転管理等業務仕様書というのをいただいておりますが、その1ページから2ページにかけて、業務の内容というものが13項目あげられております。この点で、特に夜間・閉庁時の電話対応、それに伴う報告業務、通報・警報等、濁り水や漏水による現地確認業務など、また浄水場見学者への来場対応業務委託などがあげられています。

今、望むべくもなく、水道部の正規の職員、管理職の兼務による浄水場の業務ということになっておりますが、これは本来、やはり独立して管理業務を職員としても置くべきところだと思っておりますが、例えば、この夜間の電話対応などを受けた、あるいは濁り水や漏水があった、水道管の破裂があった、時間外においてあった場合に、この委託会社の職員が現場に急行するわけですけど、その点で、水質検査をした後に職員のその日の当番と言いますか、に連絡通報し、職員が現場に急行するという流れになっていたと思います。

その点での職員の連絡体制は、今も各その日の当番の職員の自宅が連絡先になっているのか、あるいは、そういった連絡のために1台、例えば携帯電話のようなものを持っていて、それをローテーションして、その携帯電話で職員は連絡調整をするのか。その点について、ちょっとお答えください。

上下水道部長 職員への連絡体制の件でございますが、本件義務委託に関する内容につきましては、すべて、まず工務課長のほうに――業務の内容によりますけども、施設のこととありましては工務課長のほうに連絡が入るという体制で、後は工務課長のほうから担当への連絡ということで、体制については構築をしておるところでございます。

以上でございます……。すいません。あと、今回、業務の見直しを予定しているということでお話ございましたが、大まかな部分で言いますと、管理する施設の対象につきまして、一部見直しを予定してございます。

というのは取水井、溝田系ということで、溝田・馬渡・長田の取水井について廃止を予定しているということもございまして、その点の見直し等を行う予定としておるものでございます。

以上でございます。

河野議員 わかりました。変更される点については、今までに議論のあったところで、そういう取水井の廃止に伴うものであろうということは、今の答弁でわかりました。

その点については特に異議はないわけですが、今、言われた時間外・夜間など、休日のときの異常が発生した際の連絡先が工務課長になっていて、それがたぶん自宅か、あるいは携帯電話をお知らせしておられるかも知れませんが、本来、そういったものは業務の一環ということで、役場によって保障されるべき機器ではないのかなと思われました。まして、これが自宅ということが連絡先になっている場合、365日、何かあったら自宅に電話がかかってくるというのは、非常にこれは浄水場業務を24時間、民間委託しているわけですが、最後の管理について職員が責めを負うわけですから、その点について、やはり、この委託契約と直接関係ない部分かも知れませんが、この委託契約がちゃんと成り立つための必須条件であろうというふうに思いますので、この点について、やはり検討をお願いしたいと思っておりますが、原課において、今、何かありましたら、ご答弁をお願いいたします。

上下水道部長 職務上の携帯電話の取り扱いということでございますが、上下水道部におきましても、携帯電話につきましては1台保有をしておりますので、業務に必要であれば活用させていただいているということでございます。本件に関しましては、まず大藪浄水場からの連絡ということでございますので、大藪浄水場から工務課長宛てに連絡をさせていただくということでございます。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 86 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、12 月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例会日の前日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例会日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成 29 年島本町議会 12 月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、来年 2 月 27 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 2 時 0 8 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 8 1 号議案 平成 2 9 年度島本町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 8 2 号議案 平成 2 9 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 3 号議案 平成 2 9 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 4 号議案 平成 2 9 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 5 号議案 平成 2 9 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 6 号議案 平成 2 9 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月15日

島本町議会議長

署名議員（4番）

署名議員（11番）

平成29年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果	
一 般 質 問	1. 役場庁舎の在り方について 2. 各相談事業のネットワーク化について	12月13日 東 田 議 員	
	1. 地下水100%水道でなくなって20年目を迎える、水道事業の課題について 2. 今年度の人事評価制度と、職員執務環境改善の取り組みを問う 3. 介護保険第7期計画（案）と地域包括支援センター民間委託等を問う	〃 河 野 議 員	
	1. 住宅困窮者福祉施策と町営緑地公園住宅運営について 2. 小中学校の学校徴収金の準公会計化で教員負担軽減を！ 3. 住民と災害タイムライン共有化を！	〃 福 嶋 議 員	
	1. 高槻市・島本町広域行政勉強会について 2. がん教育の取り組みについて	〃 岡 田 議 員	
	1. 過剰な部活動の問題点—子どもたちの健やかな成長のために— 2. 第三小学校は西側開発とは切り離すべきです 3. 子育ては住民全体で取り組む課題です	〃 中 田 議 員	
	1. 町の保育と教育に明確なビジョンを！ 2. 三島救命救急センター移転検討の透明性を問う 3. JR島本駅西地区まちづくりを問う ～公共施設の課題とともに～	〃 戸 田 議 員	
	1. 島本町の「環境資源」について ～適切な保全と開発は命を守り乱開発を防ぐ～ 2. 公認マスコットキャラクター「みづまるくん」 ～最大限にこの町で生きてもらうために～	〃 野 村 議 員	
	山崎周辺の交通に係る諸課題について	12月14日 塚 田 議 員	
	JR島本駅西土地地区画整理事業について	〃 大 久 保 議 員	
	1. 土砂災害対策について 2. ふれあいセンターの整備について	〃 清 水 議 員	
	1. 議会軽視！～町のマイクロバスについて vol. 2～ 2. やまぶき園、今後の障がい者支援施設について 3. 地域包括支援センターについて	〃 伊 集 院 議 員	
	第 8 号 報 告	平成29年度島本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について	〃 報 告 を 承 る

事 件 番 号	件 名	結 果
第 9 号 報 告	平成 2 9 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) の専決処分について	1 2 月 1 4 日 報 告 を 承 る
第 4 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 5 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 6 号 諮 問	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	” 適 任
第 7 8 号 議 案	工事請負契約の締結について	” 原 案 可 決
第 7 9 号 議 案	島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正等について	” 原 案 可 決
第 8 0 号 議 案	島本町火災予防条例の一部改正について	” 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	平成 2 9 年度島本町一般会計補正予算 (第 6 号)	1 2 月 1 5 日 原 案 可 決
第 8 2 号 議 案	平成 2 9 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	” 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	平成 2 9 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	” 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	平成 2 9 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	” 原 案 可 決
第 8 5 号 議 案	平成 2 9 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	” 原 案 可 決
第 8 6 号 議 案	平成 2 9 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 3 号)	” 原 案 可 決